答有レ之候、依レ之別紙差上候間、夫々其筋へ御指出有レ之、右に付而は、早々從二其表一重き御役人、東征大總督帥宮御陣へ、二月十二日御渡之御謝罪狀同御趣意に而、御指出可レ有レ之、至急之義故、老中始被二仰談一、御取計一刻も早く奉レ希候、此段爲レ可二申入一如レ此御座候、恐惶謹言、

二月廿一日第七時　　御實名

田安中納言殿

一、同時大久保一翁老へ被レ遣御丙書如レ左、

以二急飛一令二啓上一候、扨は昨日、同役德大寺大納言殿より紙面を以、今日參朝之義申來候故、今廿一日午後參內仕候處、於二虎之間一勅答有レ之、右御本書は、田安中納言殿へ、以二直書一差出候、御評議有レ之儀と奉レ存候、中山、德大寺兩卿へ、尙又申談候處、何分御謝罪狀は、東征大總督帥宮御陣へ、被二差出一候樣いたし度と被二申聞一候間、此段申進候、何れ早早重き御人、帥宮御陣へ御差出可レ被レ成候、去る十二日妻木多宮より、小生家來へ被レ渡候御封書中、御謝罪御同趣に而宜候、尤進軍追々被レ爲レ在候而は、過激之者萬一之儀有レ之候而は、恐入候故、御止り之儀、先日從二德川公一被二仰遣一、右御趣意も被二仰立一相成候而宜哉と奉レ存候、下官も建白いたし候へ共、更に貫徹不レ仕候、右は下官愚昧不行屆所より所レ致にして、甚以恐入申候、此程中風邪、押而日日官代へ出勤之仕合、心中偏に御恕察可二被下一候、且又家來當時徹士毛受鹿之介より、一封差出候間、御落手可レ被レ下候、委細鹿之介書狀中認有レ之、（草稿散逸、不レ知二所在一）且又心付候儀は、幸德川公御實家水府とは、有栖川御近親にも被レ爲レ在候故、何卒水府公、幷御實母（源烈公簾中、貞芳院殿よりも別段御謝罪、御近親之處、◎を以脫カ帥宮御陣へ、水府より內々家來等被二指出一、德川公御恭順思召之處被二仰上一、御近親之處を以、御すかりの御依頼被レ爲レ在候而は、如何哉と、奉レ存候、表向御謝罪狀、重き御人に而、帥宮御陣へ被二差出一候とは別物に而候、尙又從二靜寬院宮一は、帥宮御陣へ、御文なり御人なり、或は御文を御使に而被レ遣歟、是非御懇願被レ爲レ在候義、至當と奉レ存候、尙又愚衷之趣も、十分申述候間、宜御勘考、至當之御取計、爲二宗家一奉二至願一候、書餘期二後音一候、取込用事而已早々申入候也、

二月廿一日第七字　　御實名

大久保一翁殿へ

一、此日酒井與三左衛門を、尾之田宮如雲方へ被レ遣、尾老侯へ、御謝罪狀御奏聞御賴之由故、尾老侯よりは、直に督府へ御達に相成候樣被レ成度段、御賴被二仰入一候處、早速名護屋表へ可二申上一段、如雲御請に及ひたり、

○廿二日、今日官代御退出より、土老侯御方へ被レ爲レ入、昨日來之儀御物語、尙今後御周旋之御運ひ等、御內談被レ爲レ在、

一、此日作州鞍掛定次郎より、左之通御達替に相成候段、江戶表より報告有レ之、以二紙面一通達有レ之、

松平確堂

東叡山御謹愼中、西城之儀、田安中納言殿へ御賴被レ成候間、御自分儀、諸向爲二鎭靜一、日々登城可レ被レ致候、

私云、追考に、今日於二江戶表一被二仰出一如レ左、

大目付へ

此度從二京都表一、御軍勢御差向に相成、既東海道筋へ、御先鋒發行之由相聞候、然共索より朝廷へ被レ爲レ對、深く御謹愼被レ爲レ在候義に付、此上如何之御沙汰有レ之共、御恭順被レ爲レ在、勤王之御素志相貫候樣、被レ遊候思召に付、萬一官軍へ對し、輕擧暴動致候者有レ之而は、天朝へ對し恐入候而已ならす、夫が爲に御誠意も不二相達一、萬民塗炭に落入候樣可二相成一候間、心得違無レ之樣、彌一同謹愼罷在候樣可レ致、忠義之志に出候共、相達候趣に差悖候而は、御爲不二相成一候間、能々御主意之趣體認いたし、決而妄動無レ之樣、相守可レ申旨、被二仰出一候、右之趣、向々へ可レ被二相觸一候、

二月

○廿五日、當公御歎願書、御國使者大宮藤馬持參於二太政官代一、東園殿迄指二出之一、如レ左、

今般德川慶喜、深く悔悟服罪仕、如何樣之御沙汰御座候共、聊無二遺憾一奉レ畏候旨に而、東叡山へ謹愼罷在候段、謝罪狀及奏聞候趣、於二國元一承知仕候處、其情實不レ忍レ見儀に御座候間、支族之身を以奉レ願候儀、何共奉二恐入一候得共、慶喜謹愼之次第被レ爲二聞召分一、何卒寬大之御沙汰を以、御進擊之儀、暫時御猶豫被二成下一、幾重にも御憐愍之朝裁、御

御降命之儀、泣血奉二歎願一候、誠恐々々頓首謹言、

二月　　御實名

○廿六日、夜に入勘解由小路殿より御使を以、左之通被レ爲レ蒙レ仰、

國家多難折柄、頃日已來勵精、以二格別思食一、被レ聽二直衣一之事、

御捻文寫、

追上啓、仰詞一紙、令二進入一候也、

着二直衣一令二參內一給之旨被二仰下一候、珍重存候、仍申入候也、恐惶謹言、

二月廿六日　　資生

越前宰相殿

一、此日前橋家老山田太郎左衞門參邸、酒井與三左衞門逢對之處、於二江戶表一御謝罪筋御周旋之次第、逐一申二上之一、

一鹿之介同人旅宿往訪之處、前橋侯御上京御途中、勢州關驛に而、大總督宮より之御召に而、東方へ御引返しに相成、甚御迷惑之由等物語に付、罷歸其段申上候處、督府へ御參謁は幸之儀、勅答之趣も有レ之候へは、於二督府一關東御謝罪筋御歎願之儀、御盡力有レ之樣被レ成度との御儀に付、此夜鹿之介、又々太郎左衞門方へ罷越、思召之趣及レ內談之一、

一、此日御布令如レ左、

先達而布令相成候各國之中、佛英蘭公使、愈廿七日大坂表發途、水陸通り、同夜伏見表止宿、廿八日上京被二仰出一候、右に付而は、衆而御沙汰之通り、凡而萬國公法を以、御交際被レ遊候義に付、一同心得違無レ之樣、於二藩々一も、嚴重取締可レ致、被二仰出一候事、

但途中往來之節、萬一彼より不法之所業有レ之候はゝ、一己相對之儀は不レ致、諸藩警衞之輩へ、屹度尋問可レ致候、左候はゝ、夫々所置、恥辱に不二相成一樣、御公裁可レ被レ爲レ在候、尤此方之輩におゐては、申迄も無レ之候へ共、今度御交際之初、且內地多難之折柄に付、始終之儀能々相心得、卒爾之振舞無レ之樣可レ致事、

二月

佛國公使之儀は、來る廿八日大坂表發途、伏見止宿、廿九日入京被二仰付一候に付、取締之儀、別紙同樣可二相心得一御沙汰候事、

二月

○廿七日、御親征之儀に付、左之通被二仰出一、

御親征之義、先達而當月下旬被二仰出一候處、御延引、更來月五日被レ爲レ遊二御出輦一、戰死◎地カ御巡覽、大坂へ行幸、西本願寺一應行在に相成、海軍御點檢之上、命を四方に降下せられ、速に追討之功を被レ爲二聞食一、萬民塗炭之苦を救濟之叡慮に被レ爲レ在候條、一同厚奉二體受一、邦內一致之衆力を以鞅掌いたし、可レ奉レ安二宸襟一候、末々に至り候而も、御仁恤之御趣意を奉戴し、聊心得違無レ之樣、御沙汰候事、

二月

一、同別段被二仰出一左之通、

今度御親征行幸被二仰出一に付而、種々浮說申唱、人心疑惑、及二動搖一候、如何之事に候、固り關東平定之上は、還幸被レ爲レ在候御儀に付、心得違等無レ之樣安堵、生業相勵可レ申事、

二月

一、此日前橋侯御旅中へ被レ遣御飛札如レ左、

一筆致二啓上一候、春寒去兼候得共、先以貴君愈御清安被レ成二御座一、御旅程無二御障一と奉二恐賀一候、扨は昨日も、御家老山田太郎左衞門弊邸へ罷出、小生家老へ段々之事情申聞、委細相伺申候、不二容易一於二江戶表一御盡力、實以感服奉二依賴一候、右に付而は、恐衷之趣縷々太郎左衞門迄申遣候間、同人より早早可二申上一候、何分にも貴君には、大總督宮へ被レ爲レ入、御謝罪狀御差出、十分御盡力被レ成候樣奉レ希候、右之段早々得二貴意一度、如レ此御座候、恐々謹言、

二月　　御實名

前橋少將殿

○廿八日、今日在京諸侯依レ召參內、衣冠著用、於二御學問所一御對面、聖諭之御書付御垂示、如レ左、

朕夙に天位を繼◎紹き、今日天下一新御運に膺り、文武一途、親裁を以萬機を斷決す、◎イ文武一途公議を親裁すニ作ル國威之立不立、蒼生之安不安、朕か天職を盡不盡に有れは、日夜不レ安二寢食一、苦心志◎恩イを勞す、朕不肖と雖、列聖之餘業、先帝之遺意を繼述し、內は列藩萬性を撫安し、外は國威を海外に耀さむ事を欲す、然るに德川慶喜不軌を謀り、天下◎イ解體ノ二字アリ遂及二騷

援ニ萬民塗炭◎イの苦ノに陷んとす、故朕不レ得レ止、◎イ二字アリ
◎已斷然親征之議を決せり、尙◎且イ已に布告せし通り、外國交際も有レ之上は、將來之所置尤重大に付、天下之爲におゐ◎於イては、形勢により、◎イ五字ナシ萬里之波濤を凌き、身を以て難苦に當り、◎イ二字アリ皆て國威を海外に及◎振張イし、祖宗先帝之靈に對へんと◎欲イす、汝列藩、朕か不レ逮を佐け、同心協力◎イ各其分を盡し皆て國家の爲に努力の十五せよ、◎岩倉公實記及法令全書なし以て校レ之
右相濟後、於ニ小御所ニ酒饌を賜り、夜に入つて退朝なり、公は太政官へ御出勤、夫より御參內、二更後御退朝なり、

一、此日伊藤友四郎、去る廿二日江戶表出立、今日申刻歸京、申達次第如レ左、

友四郎儀、先達而修理方同道東下之處、天龍川大井川共に、修理方に越後れ、逗留に相成、修理方は十三日午後江戶着候得共、友四郎は十六日巳刻比到着之由、翌十七日修理方、友四郎、草尾一馬同道、西丸登城之處、大久保一翁殿、川勝備後守殿逢對にて而、修理方より御直書被ニ指上ニ、御奏聞狀返上之處、一翁殿被ニ申聞ニ候は、御奏聞狀御返上之儀は、昨日も上樣へ入ニ御聽ニ候處、兼而御心懸り思召候所、御奏聞無レ之御返上、大に御滿足との御意も有レ之由、且又歸京之儀は、成丈け早々候而、此表之事情申上に相成樣致度との事之由、將又督府へ、御謝罪に御使之人無レ之、御心配之由等物語有レ之退去之由、午後も右御使、忍候は病氣、前橋侯は御斷り、宇都宮侯は御使は御斷り、上京致ニ周旋ニ度との事、漸淀侯御請に相成候に付、其邊申上旁、修理方は廿一日出立、友四郎は廿二日出立罷歸候處、大磯小田原之間に而、修理方事、由井驛に而林矢五郎に被レ逢、引返し被レ申候、逢着之處、友四郎は江戶事情爲ニ申上ニ歸京候樣、修理方に申聞、上樣より土老侯へ之御直書一封、大久保殿呈書二通、參政より呈書一通、勝殿建白、會津歎願書被ニ相渡ニ付、受取分袂之由にて而、夫々指ニ出之ニ、土老侯へ之御直書は、土州知邸如何樣申聞候而も、受取不レ申に付、無レ據修理方持參、大久保殿賴托之由、老公へ被レ進候御同樣之御謝罪一件之由也、

一、大久保殿呈書如レ左、

御細翰之趣、幷本多修理申聞候條々、將室甲へ之御細書共、具に拜受、爲レ國御懇配之程、千々萬々奉ニ遠察ニ候、○於ニ御形迹之御謹愼ニも、御獨斷に而、上野山中大慈小坊四疊半御端坐、眞に御愼み候得共、表立候方未レ出に付、上野宮樣廿一日御出立、幷戶田土佐守、十九日出立と相成候、大和守は御使は御斷りと申候へ共、是も御使之方主に相成候樣、道中先へ本多修理より爲レ通積に御沙汰有レ之、同人へ談中に候、在江戶人少に而、何分可レ然別人無レ之事故○閣壹人も無レ之、稻美引中、月番も心得計故、何事も御手延、甚恐入候、翁諸家々來諸役人引合舌戰、可レ眠暇も無レ之、每夜々打に逢候而勞極候、○會昨日出立、國許に而謹愼相成候、御休意可レ被レ下候、桑は行方不レ慥、家來も不ニ見掛ニ候得共、いつれ在方寺入等にも可レ談手續に候、○御留守田安公、幷確堂殿御心得に候、田公樣に御世話には皆恐入候、確侯能々御謹愼之御趣意御守、御都合宜候、○西城〆切位に致し、役談所西城下へ可レ致手續中に候、認掛度々口筆、大亂筆御仁恕伏希候、頓首、

二月十九日

二白、爲レ國御勉精、偏に希申候、乍レ恐雪江老へ口

◎此間脫文アラン

御一笑可レ被レ下候、九拜、

板賀始八人は、屹度愼に相成候、

榮非君　一翁寬

極內申上候、東台へ被レ爲レ成候上は、兎も角も御趣意一筋御貫放、如レ翁狂愚も、一ケ月計既勤續候、然に忽御人撰筋安藤對、諏訪因、之類、大に可レ變勢、不レ可レ防不レ可レ當に付、御使一條、二三大事件御任之廉々、今少取調出來次第、引籠と決心仕候、右等に而胸痛も甚敷勤兼候、乍レ恐御近親之御中、申上候も不本意之至に候得共、田卿御勢御盛に相成、翁壁建言中中不レ通次第に可レ至は、眼前に相成候、既一大事□□安藤對州、諏訪因州可ニ出勢一、田公思召計候は丶、何樣にも諫爭可レ仕候得共、何樣之御內沙汰々々と之御口草に、不レ可レ防存候、乍ニ謹居一參政御役に對し、決心之外無レ之か、勝氏も陸軍局中、步兵等自由に不ニ相成一との申立にて而、既に引込、退役願中に付、察レ之步兵云々は託言と存候、全は翁同病に被レ察候、是迄激論家に而、可レ爲レ殺覺悟二度有レ之、漸〳〵說破仕候得共、夫は死而も快、此度之眞綿〆は及より恐、一人死に而は不ニ相濟一、天哉、泣涕九拜、

別紙

本理老内話に付、秘中之秘申上候、

一民部公、

二元千◎代公敢而来不レ望候得共、□□□に脱カ候はゝ、御下向賜希申候、

三小節に御拘無レ之、

爲二皇國一御自任、

其器之御當否は素よりに候得共、右順に無レ之候はは、忽又大瓦解可レ生、當今一印之筋、俗人は不評候得共、決死之士望居候事に候、彼よりは何より歟失節之□□浮説申入、可レ恐事も不レ少、御勤無レ之様伏希候、頓首再拜、

本文誓二光岳一、私心は毛頭無レ之候、

二月廿二日　一翁寛

榮井君

一、本多修理方より指上る勝安房殿建白、此處へ書すへきを脱落せし故、巻尾へ追記す、

一、參政中呈書如レ左、

以二書狀一啓上仕候、然は稻葉美濃守老中被レ免候上、御謝罪之爲、早々上京候様被二仰渡一候、然る處、御謹愼中直に入京は相憚、近畿に相控罷在候、入京相叶可レ申哉、參與衆へ御聞合可レ被レ下候、何れにも御歎願之儀相貫候様、此上御周旋之儀、深く奉レ賴候、此段可レ得二御意一、如レ此御座候以上、

二月廿二日　服部筑前守

大久保一翁

川勝備後守

淺野美作守

越前宰相樣

猶以二本文之趣一、戸田土佐守へも申遣候間、爲二御心得一申上候、且又美濃守義、來る廿六七日頃、當地出立之筈御座候間、本文之廉、其筋御聞合、御周旋之筋相貫候はゝ、其段美濃守旅中へ向、被二仰越一候様仕度、尤否やとも、可レ被二仰越一方、同人都合可二相成一奉レ存候間、乍二御手數一、右之通御取計被レ下度奉レ存候、以上、

一、外に會津老侯謝罪狀一通持參指二上之一、左之通、

不肖之容保謹而奉二言上一候、去戌年以來在京、奉職仕候處、不レ圖も無レ限天恩を蒙、冥加至極奉レ存候、然る處、宗家慶喜以下不束之次第に而天怒に觸れ、御親征被二仰出一候段遙に奉レ伺、誠以驚愕之至、奉レ惱二宸襟一候條、重々恐入奉レ存候、京都之義は、容保

專職に有レ之、今日之形勢に立至候段、旁以何共可二申上一樣無二御座一、畢竟容保上慶喜を輔翼して、不レ能レ安二宸襟一、下は頑固疎暴之家臣共、制御不行屆之所レ致御座候間、何卒慶喜儀寛大之思召を以、御取扱被二成下一度奉二懇願一候、容保儀は退隱之上、在所へ引退き、恭順謹愼、御沙汰奉レ待候、右之趣、宜御執成御奏聞之儀、伏而奉二懇願一候、誠恐敬白、

二月　容保謹上

外に同家老共歎願書、前記有レ之略レ之、

右等之次第共、二更後御歸殿之上、御承知被レ遊、夫々御評議相成候處、何分東西共、切迫之形勢候得共、御謝罪之筋は、督府へ不二相達一候而は、御貫徹難二相成一候へは、此表之事情、早々御飛札可レ被二差出一と御決議也、

○廿九日今朝以二急飛脚一淀侯御旅中へ被レ遣御直書如レ左、

以二急飛一令二啓上一候、春暖之砌、先以愈御清全、珍重存候、抑今般貴所樣老中被レ免候上、德川公御謝罪之爲御上京之由、淺野美作守初より申越候、右は貴所樣御京着、御謝罪狀被二指出一候而も、大總督宮

右栖川
帥宮、已に御發行濟之事故、於二御所一御受取は無レ之義と被レ考申候、其子細は、先日從二德川公一之御謝罪狀、即慶永參內、中山前大納言迄指出候處、其後別紙之通之御達に而、何分從二江戸表一御人を以、御謝罪狀、大總督宮御陣營迄被二差出一候樣にとの儀に御座候、此段は從二慶永一田安中納言へ、以二直書一申遣候間、定而江戸より、貴所樣へも御申達相成居候事と存候、たとひ江戸より不レ被二申越一候とも、貴所樣謝罪狀御持參に而、一刻も早く大總督宮御陣營へ御參上に而、御差出被レ成候樣致度候、且又貴所樣御上京之儀は、大總督宮へ御伺被レ成候樣仕度候、爲二御心得一、去る廿一日慶永へ、從二朝廷一御渡相成候書付、入二御披見一候、仍早々以二急飛一申入候也、恐々謹言、

二月廿九日　御實名

淀侍從殿

副啓申入候、扨は貴所樣京都近く御旅行被レ成候而も、大總督宮御陣營之處迄、御引戻し被レ成候而、御謝罪狀御差出可レ被レ成候、此段爲レ念申進候也、

二月廿九日　御實名

淀侍從殿

私云、此御書、御道中に而御出逢申次第指出候樣、脚力へ被二仰付一候處、三月七日小田原紹太寺御旅宿中へ相二達之一（御報末記、）

一、同時若老衆へ御報如レ左、

二月廿二日附之御狀、廿八日申の剋相達、退朝（第十一字、）直に令二披見一候、春暖之砌、德川公益御安泰被レ爲レ在候哉、日々心中案勞堪兼、被二申越一候趣に而、安堵之至、奉二遙賀一候、各方御無異御勤仕、令二珍重一候、抑淀侍從老中被レ免候趣被二申越一、令二承知一候、其他方今御謹愼中、直に入京如何可レ有レ之哉と、段々之被二申越一、一々承り申候、右は過鴻田安中納言、幷大久保一翁迄、申越候次第柄に付、從二慶永一發二急飛一、淀侍從旅中迄、別紙之通申越候間、左樣御承知可レ給候、只今入京等之儀、當局（內國事務、）同僚、幷辨事官所へ取調候而は不都合故、不二申聞一候、依レ之貴答如レ斯候也、恐々謹言、

二月廿九日（第九字）　越前宰相

淺野美作守殿

川勝備後守殿

大久保一翁殿

服部筑前守殿

猶々御端書之趣、令二承知一候也、

一、昨日友四郎致二持參一候慶喜公御直書、容堂君へ、御直書添被レ進レ之、

○晦日、今日外國公使入朝拜禮之事あり、第一字より佛、蘭之公使は入朝して、英國公使を待に不レ朝、三字に至つて、入朝之途中にて、亂妨に逢ふの風聞有レ之に付、速に二國公使をして、拜禮式を竟へしめ、畢而於二板敷一諸官對接中へ、後藤象二郎來て變を告く、其次第如レ左、英公使知恩院之旅館より、十二人之騎兵を前驅とし、中井弘造先導して、門前町より繩手通りへ右轉し、象二郎は猶公使と共に門前町にある時、前途俄然として騷擾を發する故、象二郎乘付け見たるに、弘造一浪士と戰ひ、弘造既に手負て僵れたる際なり、象二郎馬より飛下り、忽ちに右相手之浪士を討留め、猶同類之有無を尋るに、英之通辯官サトーン此場にありしか、今一人を見たりといへる故、其邊搜索するに、町家之軒下に一人之手負あり、就而見るに、重傷にして氣息奄々たり、水を與へ介抱して、英人と

立會、同類を問ふに、初め隱せしかと、已に一人を生捕たりといふに因而、二人之姓名出處を白狀す、此時朝廷より迎に出たる五代才助行懸りたる故、象二郎は才助をして、公使を導き旅館に歸らしめ、象二郎は弘造之手當等を命して、唯今參朝せりと、白き羽織紐袴等へ鮮血を濺き、息も繼きあへす注進せり、諸官是を聞て驚愕騷然たり、不レ得レ止兩國公使へも此由を告たるに、顏憂勞氣色あり、英公使よりの書簡も來りて、匆々として辭して退朝せり、○英之騎兵九人、外に士官一人傷きたり、九人は輕傷にして、一人は重傷之由、弘造頭上之傷稍深けれとも、絕命には至らさる由、○公使退朝之後、諸官集議之上、外國掛り山階宮、東久世殿、宇和島老侯、內國に而は德大寺殿、幷吾公等、速に英公使旅館に御行き向ひ、發作不慮之御挨拶あり、公使も無二口餘一情態を目擊せし故か敢而怒らす、明日早く謝狀を給はらん事を申出たり、公、豫矣と共に、公使之便室に入、閑語する談話、平常に異ならさりし由、

一、今日辨事局より達書如レ左、

今般被二仰出一候通り、今晦日、英國公使參朝繇途中

におゐて、亂妨之所業有レ之、終參朝及二延引一、實以不二容易一事體致二出來一、此御所置振、如何收拾相整可レ申哉と、深被レ爲レ惱二宸襟一、誠に以奉二恐入一候次第、就而は前以、嚴重御沙汰之趣も有レ之末に候條、於二諸々一も猶又手厚取扎、不審之者有レ之候は丶召捕、速に可二申出一候、萬一等閑に相心得候者於レ有レ之は、屹度御咎被二仰付一候事、

二月

一、本多修理方より被二指上一勝安房殿建白、廿八日之條に記すへきを脫落せし故、爰に記す、

此程御着之由、一翁より承り申候、邦內之事今日に及ひ、亦何をか論可レ申哉、過日老侯へ一書を呈候、定而御覽も被レ下候事歟、猶昨今別紙相認、老侯へ奉レ呈度と奉レ存候、御便も御座候はゝ、御廻被レ下度候、有罪之小臣、今日に至候而も、昔年之說而已、別に考之品無レ之、微力之小拙、今半年も早く御取用被レ下候はゝ、いさゝか伸へ處も可レ有レ之、今日之御拔擢は、身心勞候而已に而、困疲之上之一死有レ之而已、御憫察可レ被レ下候已上、

二月十八日　安・房

修理樣

臣愚微志を雖レ欲レ陳二于政機朝臣一、卑臣有罪之小臣成るを恐れて、不レ能レ仰二天日一、空敷默止して、臣節に死するは其分也、雖レ然有罪と無罪を論せず、邦家之爲卑言を盡す者は、皇國之一民、今日在るを以ての故也、伏而惟、皇國外國之通交開けてより、尊王斥夷、開鎖異同之說興り、同屬憤爭、是か爲に死する者、連年比々として絕す、これ其政機の轉すべきもの不レ轉、徒に鎖國一邦に可レ成の舊例を守て不レ移の故か、或は其政機の移る所遲々して、化育の連に成るの故か、下言中に壅塞して不レ通故か、其憤爭之跡を考れは、頗る過激に失すといへとも、其情を察する時は、共に皇國を愁ふ一念深きに發せる爲、是に死する者、其深怨之歸する處、亦何人に在候哉、今日に至ては、我德川氏罪を得二天朝一、臣衆數千冤罪を愁訴せんと欲して、其志不レ達、既に同胞啥んとす、臣愚か輩、其忠諫盡力すへき處、其機を失する既數年前にあり、今日悔悟涕泣すとも不レ能レ及、今我主、獨り其誤を悔て、仰二天裁一ものは、臣子之分、是を慚愧斷腸すとも不レ能所、終に激怒して、同胞憤爭之基固く、乘御道なく、是か爲に百萬生靈、其災害を不レ遁之勢あり、闔內如レ斯なるを聞て、上國是を笑ふ者は、戰略又妙なりといへとも、王者之政、生靈を愛護する道にあらす、蕞蔵毛利家二國に蟄して、弱轉して強となる、關東今日之弱者、豈後日之強者轉するを思はさらんや、且同胞相啖しむ、憤死之怨亦何人に歸する哉、況哉譜代之主を捨て、官軍に加らしむる者は、君臣父子相啖の道にして、羸弱之者、一時猛勢に恐るゝ處に出る歟、天朝之尊戰を恐れて如レ此成歟不レ可レ知といへとも、內心忌憚、邦內人心離散之基と成るへき必せり、小臣か哀訴せんとする者は數百人、然れとも黨を結ひ强訴するは、我主の意旨に反す、故に小臣代りて其微志を愁訴す、亦與廢と戰爭を恐るゝにあらす、一片の誠心、爲二皇國一開き難きの口を開き、あからさまに其情狀を訴ふ、こひねかはくは、高明正至を慈眼を以て察、高議を仰くに在る而已、恐惶々々誠恐謹言、

辰二月十五日　勝　安房

○三月朔日、今朝諸官早く太政官へ參集あつて、英公使へ贈らるゝ謝狀を製す、

昨二月晦◎卅イ日、閣下參朝之中途、大和之產三枝蓊、城州桂村之產朱雀操、意外之暴行に及、貴國之兵士數人に手を負せ候次第に相運ひ候處、幸附添之者より、壹人は打留、一人は被二召捕一◎イ貴國兵士召捕二作ル候段申出候、國之政府◎尤我が政府イにおゐ◎於イては、專ら外國交際を重し、普親睦を厚ふせんか爲、參朝之儀も申入候儀は、兼々◎而イ御諒察之通候處、頃日に至り、右樣之所業、數々有レ之候は、必竟我之◎か政令不行屆より生候次第、各國に對し、實以汗背心外之至に候、勿論右之者餘類之者有無、精々探索を盡し、何處迄も根を可レ斷候、又召捕候三枝蓊は、兩國政府之重大之禮式を妨け、不屆至極に付、嚴科に可レ處は勿論之事に候、且又貴國之兵士手負之者、治療不二相屆一、終及二死亡一歟、又は是よりして職掌に離れ、活計を失ふ時◎者イは、我か政府より至當之養育料を與へて、忝恚之一端を慰し◎イ無シ申度候は、我か政府之實意候間、此段貴國兵士は勿論、本國政府へも、厚意貫徹候樣、以二書面一可二申入一◎へくイ旨、朝命有レ之◎イ候字アリに付、此段如レ斯◎此イ御座候、以上、

◎岩倉公實記には以て校レ之

三月一日　三條大納言
岩倉右兵衛督
德大寺大納言
越前宰相

一、此夕三條岩倉兩卿、御退朝より旅館へ御行向ひ、昨日之暴動を謝せられ、生捕之者は、來る四日帶刀を奪ひ、士籍を削り、斬首して三日之間、梟木に懸くへきの書面を示されたり、是等之次第によつて、公使顏を解き、此上異議無レ之由を陳述して、明後三日再參朝すへき事を約定せり、

○二日、此日御布告如レ左、

大坂行幸御延引、日限追而可レ有二御沙汰一候事、

○三日英國公使入朝拜禮有レ之、其儀如二前日一、畢而佛、蘭之公使も來會して、開港等之諸件應接有レ之、暮時前相濟散朝、

○六日夜に入り、去月廿八日江戶表發之飛脚到着、於二彼地一、本多修理始諸方之有志、周旋盡力して遂に一橋公朔日御發途、大總督御軍門へ、御出迎に被レ決由、日光宮も同趣之由、修理方より申來る、

私云、二月十八日於二江戶表一、大目付より御達如

レ左、

上様東叡山へ御謹愼、御謝罪被レ爲レ在候段、日光御門跡におゐて、不レ被レ爲レ忍候に付、來る廿一日御發途、御上京被レ成候段、被二仰入一候、此段爲二心得一向々へ可レ被レ達候、◎徳川實紀十七日の條に收む

二月

一、同時田安黄門公より、去月廿一日被二指立一候御飛札之御内報書、如レ左、

以二急飛一御差越之貴簡、廿七日晝八時、雪手致二披閲一候、先以益御安全、珍重奉レ存候、然は御別紙之趣、委細承領、右御謝罪狀持參之儀に付而は、一ツ橋大納言殿御使相勤候積り、昨日評決いたし、御請被レ致候、右に付而は、猶又急速發途に相成候樣可二申進一候、拙生今日は登營不レ致に付、家老を以西城へ申遣候、夫々へも及二演達一、猶此上にも厚く取計候樣致可レ申候、左樣御承知可レ被レ下候、所要而已、早々如レ此御座候、謹言、

二月廿七日第八字　慶　頼

松平大藏大輔樣

私云、此時修理之内狀、東土之事情形勢を詳盡せじ物なりしか、可レ惜其所在を失せり、雖レ然當時之形勢追想之爲、修理手錄を略抄して左に記す、

一手錄云、廿二日、駿州西倉澤より、林矢五郎同道引返し、廿四日二字江戸着、五字登城、大久保一翁老拜謁、田安公御使之事、尾紀へ御談に相成候樣、及二物語一候處、翁被二申聞一候は、此儀は已に、上樣にも御心付に而、翁より申上に相成候處、田公大御驚愕に而、是迄御旅行被レ成候御覺へ無レ之候得は、御遠方へは御出難レ被レ成趣に而、彼是御延引相成旨之由、〇上樣御恭順御謹愼は、御所御請も宜方候得共、會津隱居と計りに而は、誠に伏罪之印も無レ之體、松山始隱居跡目、家督相續等之御不都合有レ之候而は、誠心不二相叶一次第、此邊御一層之御盡力有レ之樣申上候處、其筋合大久保殿には、能相分り有レ之候へ共、會主人は歸國に相成候得共、家來共更に不レ愼、精兵五百計居殘り、御城内にて調練、或は神奈川へ手勢出張、奉行へ一萬五千兩を借り、武器相求等之事有レ之候得共、畢竟上樣も御捨切り難レ被レ遊思召被レ爲レ在、諸有司も多く荷擔、先達も御役方謹愼之御沙汰之節、會も急度愼被二仰付一伺濟にも相成處、發表之期に至り、何方に而か消滅し、何共御沙汰に不二相成一と申樣成勢之由、廟堂に而會之事を議せられ候は、一翁老一人に而、應答之相手も無レ之運ひ之由、△廿五日淀侯も被二罷出一由に而、大久保殿より申來、修理、矢五郎、上野大慈院へ參上之所、淀侯御逢有レ之に付、矢五郎より京師之事情詳達之上、會之御所置無レ之、此儘に而は不二相濟一趣、修理とも〳〵嚴敷申立候處、淀侯は篤と御了解有レ之、一翁老嘶に、上樣も御承知に而、御直にも會人へ御說得之思召之由、乍レ併家來共俄に不レ殘歸國候樣に而は、迚も引取申間敷候へは、先つ下屋敷へ爲二引取一、主人は國元へ指下し、謹愼御沙汰相待候樣、被二仰付一候趣、御所へ被二仰立一思召之由、夫々御役々御所置之御草稿等、御談有レ之、矢五郎儀は、猶又妻木多宮殿へ出會、一條及二嚴達一候處、盡力可レ有レ之との事に相成、△

廿六日、京都廿日立飛脚着、此者鳴海に而、總督宮御着之宿札見受候由、吉田宿に而、何とか申堂上方御出有レ之由、日坂邊に、薩長人數見受、其次に細川、尾州之人數有レ之由、小田原に而、上野宮御泊見受候由申二立之一、△廿七日、京都廿一日立之飛脚着、此者岡崎に而總督宮、藤枝に而薩長探索人數五十人計、荒井に而橋本㵎◎カ柳原兩卿、幷人數五千計見受候由、〇今早朝大久保へ行、會狀相伺ふ處、昨日御評議相成處、諸有司一人として被二聞入一、衆無之勢に而、迚も不二相叶一、上樣にも眞に御見捨は難レ被レ成候處、困難之由、會も役人共は、内心は知す、表向は說得に服候樣相見候へ共、表方下々に至迄、一向不服之體に而、被レ致方無レ之由、扨田府公は迚も不レ叶、昨日は大議論に相成候得共、迚も不レ行、依而田橋之内御一人と申事切に申、且橋公へ、御目付川勝より申上候處、固く御斷りに相成に付、無レ據拙者申上、漸く事にて御聞入に相成、今一應表向被レ命候は丶、御請可レ有レ之旨、御答に相成由、〇自然江城點

檢、御謹愼之樣子見屆等之儀、兵隊入込候而は人心沸騰に及ふへき故、御承知難レ被レ成候へ共、勅使幷供人迄之儀候へは、御頓着無レ之思召之由、○此日紀州より、山高石見守到着之爲レ知有レ之、明日八時比より、紀邸へ罷越候樣申來る、右に付、尾之方取調候處、重役出府は無レ之、水野彦三郎相心得周旋に付、明日午後盤邸へ可レ來由、返答有レ之、○橋公又々御辭退に付、夜に入服部筑前守被レ遣由、△廿八日、會之件、猶又申立可レ然、口、大久保殿へ申談處、監察中に而堀貞之助、妻木多宮、梅澤孫三郎輩候へ共、此人々承知に而、上樣へ申上候而も、上樣は其者へ爲二御任一に而、御引受には不二相成一、此處至難之由、○日光宮樣は、駿府に而、總督宮へ御對面之御都合に而御發途、御道中も御緩々被レ爲レ入由、○靜寬院宮樣御內使、御道中へ御文は六ケ敷に付、淀侯御內使御衆に相成候へは、德川之御使計に無レ之故、可レ然歟之御見込も有レ之由、○午時水野彦三郎來り、京地に而、老公樣より御沙汰に付、重役出府可

レ致處、無人に付、詰合之役に而、致二周旋一候樣申來候得共、此表重役は事に馴れ不レ申故、彦三郎へ周旋委任に相成由、右に付、廿六日橋公へ出候處、御前へ被二召出一、御使被二仰蒙一處、三家と違ひ、部屋住同樣、不二事馴一候間、彦三郎出候はゝ行くとの御意有レ之候へ共、事務多端、且主命も無レ之故を以、御辭退申上、暮臣之內御同道可レ然旨、申上候へ共、御人無レ之候間、何分罷出候樣御沙汰に而、私不二罷出一候へは、橋公も御止め可レ被レ成との仰故、無二是非一及二御受一、晦日には御發途難レ被レ成との御儀候へ共、一日も早き方可レ然と存候由、大總督府に而御詰問あるへき歟と、殊之外御恐怖之御樣子之由申に付、たとひ御詰問有レ之共、都而不都合を御引受に而、御謝罪有レ之候へは、其上御詰問可レ有レ之樣無レ之と答ふ、彦三郎又云、會先達而之歎願書は、功能書同樣故、此度改而純粹謝罪狀指出候樣及二說破一處、君侯歸國故、急々には難レ被レ行勢故、詰合家來より指出候樣申聞、大方落着之由、又昨夜とか、所々張紙、報國勇士連、希は來廿八日櫻馬場へ寄合申談候樣なと有レ之、誰かは不レ存候得共、御謹愼之妨けに相成候、素より十八歲已上幾百人とか殘居候由、歸國せしは老人婦女之類之由、頭分は隨分相分り有レ之候へ共、下の向は不二落付一之由、路費なくは、暮より被レ下候樣申立候由、何分此度は、會始役方迄之謝罪狀、橋公御持參之心積之由、○二字頃より矢五郎同道、紀邸へ罷越、山高石見守對談之處、別に好手段も無レ之樣子に而、弊藩は事情に疎く、周旋家樣之者は、皆々國元に罷在甚無人、尊藩は京都へも御出、御事馴之事故、何なり御心付被レ下候へは、評議之上御加はり可レ申抔との談判に而、別に盡力之工夫も無レ之由等を申せし迄也、右は廿八日飛脚發口を略記す、

○七日御布告如レ左、

今般王政御一新に付、朝廷之御條理を逐ひ、外國御交際之義被二仰出一、諸事於二朝廷一直ちに御取扱被レ爲レ成、萬國之公法を以、條約御履行被レ爲レ在候に付、全國之人民叡旨を奉戴し、心得違無レ之樣、被二仰出一候處、自今以後猥りに外國人を殺害し、或は不心得所業等いたし候ものは、朝命に悖り、御國難を釀し候而已ならず、一旦御交際被二仰出一候各國へ對し、皇國之御威信も不二相立一次第、甚以不屆至極之儀に付、其罪之輕重に隨ひ、士列之ものと雖も、至當之典刑に被レ處候條、銘々奉二朝命一、猥りに暴行之所業無レ之樣、被二仰出一候事、

二月

王政御一新之折柄、天下に浮浪之者有レ之而は、實に不二相濟一儀に付、士分之者は不レ及レ申、農商たりとも、一切脫國不レ致樣、嚴敷取締被二仰付一候、畢竟言路壅塞、政令不行屆より、自然脫國之者生候事故、無二上下一、皇國之御爲は勿論、主家之爲筋等存込、建白致候者は、大に言路を洞開し、公正之心を以、其旨趣を十分に盡させ、上下隔絕之患無レ之樣可レ致候、尙其趣により、太政官へも可二申出一候樣、被二仰出一候事、

二月

一、此日官代御出勤、昨日之東報內狀、一々岩倉殿へ御開示之處、彼土之狀情を知るに宜候間、明朝迄借覽

被レ成度由、大久保勝等へは、卿よりも手續有レ之、衆衆被二頼越一候儀も有レ之由等、御物語有レ之由、

○八日、今朝雪江、山田太郎左衛門寓往訪、侯之御進止承之處、一旦桑名迄御上之處、元帥府之命に而御引返し、岡崎邊迄追隨に候、依レ之竹田市郎兵衛を督府察訪使に被レ遣、御取調有レ之、此者御途中迄復命次第、元帥府へ御進之御積之由、何分御謝罪之筋を、中途に抑留之施策を被レ考之由、「去月十九日立江戸飛脚、昨夜着、官軍御先鋒、已に小田原迄進入之由、此飛脚も、薩兵嚴密之檢查に逢ひ、甚困窮せし由、通路切斷之勢に有レ之由、「東國之景氣は、無道なれは、錦旗不レ足レ畏と思へる勢之由等物二語之一、

○九日、今日太政官へ臨幸被レ爲レ在、捲簾に而、蝦夷地開拓之儀被二仰出一、衆議被レ爲レ聽、畢而上下精勤之御褒詞、岩倉卿御讀渡しに而酒饌賜レ之、

○十日、去る四日江戸表出立之飛脚、今夕着、彼表愈御靜謐に而、御恭順之筋御行屆に付、橋公も已に御發途之御運びに相成處、此頃出立之淀侯、三島驛に而、薩州先鋒より之懸合に而、小田原紹太寺へ潛居之體と相成、御謝罪狀途中に擁蔽淹留して、督府へは相達

間敷形勢之由、日光宮樣御聲懸りに而、箱根以東へは、進軍無レ之趣候得共、斥候と稱して追々進入之由、府下有志之面々、鎭靜勿論なから、暴動之者今日にも難レ計、甚危殆之景況に而、心痛至極之由、縷々細々本多修理方より申來に付、公にも以之外御勞神に而、夜に入、右修理方內狀に被レ添、岩倉卿へ被レ遣御內書如レ左、

一筆致二啓上一候、先以愈御安全被レ成二御勤務一、奉二敬賀一候、陳は、唯今江戸表より急飛脚到來、家來之者より別分之通申越、誠以驚愕之至、皇國之御大事、實に旦夕に切迫し、奉二恐入一候、爲二皇國一伏冀くは、唯今より早々御手を被レ付、先以御進軍御指留、謝罪狀御取揚に相成候樣、迅速被二仰付一候半而は、實に危急無二此上一儀と奉レ存候、何分今夜中にも御發令之程、爲二天下一奉二仰願一候、猶外に申越候儀も御座候へは、委細は明朝貴宅へ參上、可レ及二面晤一、至急之條而已拜啓仕候、恐惶謹言、

三月十日　　御實名

右兵衛督殿

右御卽報如レ左、

令二謹承一候、先以彌御安泰欣然候、陳は江戸表より急飛御到來之旨に而、本紙拜見、且段々示諭之條條、御心中令二恐察一候、乍レ去決而深く御配慮之筋は、有レ之間敷哉、三道之進軍着府之上は、素より今日に至不レ得レ止、亦謝罪之道不レ立筋、毛頭無レ之事と、かね〳〵愚慮候、併總督へ凡而不通と申事は、頗如何之事と存候、右等は速に勘辨可レ仕候、何分にも春來御內話も有レ之事、於レ巨は聊存込之義も有レ之、總督より決極は、御伺出に相成筈に付、戰爭にすら不二相成一候得は、必御配慮之筋は無レ之哉と存候、右に付、明日來臨之事は御斷申入候、尙明後日拜上、萬々可二申承一候、仍早々御請迄如レ此候也、

三月十日夜　　具　視

御受

尙々此御報旨趣は、尊卿限り、必御洩し無レ之樣、御覽後早々御火中可レ給候也、

右御報之趣には候得共、是に而御安心も難レ被レ遊に付、猶明朝雪江被二指出一可レ被レ及二御建言一御趣意之次第、雪江へ被レ仰二含之一、

私云、追考に、此日於二江戸表一、川勝備後守殿より大小御目付へ御達如レ左、

中山道御總督府へ、爲二御歎願一、大目付梅澤孫太郎被二差遣一候處、別紙之通、御總督府より被二仰出一候趣に而、先鋒隊長相渡候間、爲二心得一相達候、就而は、彌以御恭順之御趣意厚相守、決而心得違無レ之樣、被二仰出一候、

三月

右之趣、萬石以下之面々へ、不レ洩樣可二相達一候、

別紙

德川慶喜、幷家來共歎願書三通、被レ致二傳達一、及二披露一候處、右は早速朝廷へ御差出可レ有レ之、乍レ去今度先鋒總督之勅命を蒙り御發向に付、今更私に進軍を止候事は難レ被レ遊、何分大總督宮、及東海北陸兩道之總督共、於二江戸表一御會議之上、可レ被二仰渡一候、尤慶喜一身之進退は、朝命被レ爲レ伺候上に無レ之而は、私に御取計難二相成一候、

右之趣、慶喜家來共へ可二申渡一旨、御沙汰候

間、御達申入候也、

東山道總督府

參謀

薩州
長州御人數中

甲州表人氣騷立候に付、鎭撫差遣候衆之內、脫走之者も相加、對二官軍一爭端開候哉之趣相聞へ、右は衆々被二仰出一候御趣意に相背候者共に付、召捕次第、夫々嚴重御所置可レ有レ之候間、心得違無レ之樣可レ被レ致候、

右之趣、向々へ不レ洩樣、可レ被二相觸一候、

三月十日

又云、修理內狀不レ知二所在一に付、手錄を略抄する事如二前記一、

二月晦日、追々飛脚之者報告に付而も、官軍駿府御前進之處、江府之御仕出御遲緩に而、御手後れに可二相成一模樣、難レ安二寢食一次第に付、今早朝修理より大久保殿へ、先一橋家老に而も、被二指出一候而は如何との書面指出置、後刻登城之處、大一殿面會に而被レ申候は、橋公へは、若老に而河津伊豆守、大監察に而河田相模守、監察に而朝倉藤十郎被二指添一由、橋公御沙汰に、薩人小田原迄押來候趣故、陸行は御好無レ之、濱船に而駿州淸水港へ御着、夫より駿府へ御出被レ成度、陸行に而淀も止られ、日光宮も進衆候處なれは、又々御出懸け、薩之賤人に御留られ被レ成候事は難レ被レ成に付、田安公確堂公、御出に相成可レ然との御申出に而、迷惑被レ致候由に付、修理云、何分御船は不レ可レ然、強而御船に相成候はゝ、田確二公之內、御陸行相成候樣申二達之一、日光樣御役者覺王院は、山を越向へ引居候故か、薩之宿割體之者三四人小田原へ來り、淀は召し人に非す、通し難しと指留困窮之處、日を經而、武器を除て通り不レ苦との事に而、漸〳〵前進之由、○日光樣御策は薩之宿割樣之者を被二召達一、關門を越て御泊り、關門を以關東之過激輩を遮り、又薩長之進入も、御指止之御積なる由、○奧宮樣之御直書は、御嫌疑有レ之、御出來難レ被レ成に付御代筆、御封なし、田橋御兩口に而御書付出候を、御持參之御積之由、○靜宮樣より、京都へ被二指上一候女使、今日壹比着之由、○午後矢五郎同道、橋邸へ罷出候處、御用人川村淸輔、中根長十郎逢對候而物語に、兎角西城間違のみにて、拵取不レ申由、夜に入若老河津殿御出、靜宮御使今晝着、是は參內も不二出來一、御文は受取タと計申來由に而大歎息、會桑松山之謝罪狀、桑家は家來計に而出候由、御持參之靜宮御文も、于レ今御到來無レ之由、「橋公御船之事相談に付、決而不レ可レ然、彼必橫道抔との申立に而、受付け申間敷と申達、多分御陸行に可二相成一趣之由、御船行之御內慮は、一段尾州へ被レ爲レ入、老侯へ御相談、夫より督府へ御出可レ被レ成、御心算被レ爲レ在事之由、○水野云、宮御使京著、即日は參內出來不レ申、翌日に相成由、御直筆御返事有レ之事、實說に候、○田橋兩公之御謝罪狀之儀、御相談有レ之、愚存之次第、夫々申上、御草稿出來す、△三月朔日、箱根關門、薩長大村之人數詰切、諸荷物繼立難二出來一趣、小田原問屋より申達有レ之由、○板倉用人より、草尾まで報知、小田原藩より、一昨日之飛脚相達、日光宮より、藝州重役へ御懸合、官軍箱根以東へ不二罷越一樣、被二仰出一候處、奉レ畏候得共、寒氣之折柄、山中には堵衆候に付、畑湯本邊へ罷越、督府御下知相待候樣仕度と申上、御聞濟に相成、宮樣は小田原御出立に相成由、官軍右兩所に屯集、爲二探索一日々五六人つゝ、小田原以東へも罷越候へ共、一泊は不レ致、夜分は歸陣之由、△二日、彥藩脇伊織、橫川源藏來訪云、淀出立、日光樣も御立、橋公も御立と相成候へは、形迹は具備候得共、抑強き人を附屬する外なしとの談に相成、橫川は室賀へ、脇は西城、修理は橋邸へ罷出、橋公御立は明後四日早朝と御治定之由、河野、河田、朝倉指添、御用人は川村、中根之由、水野彥三郎も隨從、是は道路御滯も有レ之候へは、船に而駿州へ罷越積之由、○明早朝、若年寄服部筑前守、御目付堀貞之助、謝罪狀持參出立之由、○靜宮御代筆御書付も、出不レ申事に相極由、○日坂に而、薩人或人に問、大久保一翁殿は何故出不レ申哉、外之人に而は不二相叶一、御役方に無レ之而は

不二相叶一と申せし由に付、勝氏と兩名に而、海江田へ之書狀を、去冬薩邸變に囚人に相成有レ之薩人を御免に而持參せる由、△三日、彦藏脇來り、木曾路へも、一手謝罪使御指出可レ然との示談有レ之由、木曾路へは、彼藩人數も指出有レ之處、鎭撫使岩倉殿之參謀、薩人有馬藤右衞門、京人宇田栗園大過激、直に江戸へ踏込可レ申勢之由、○昨日横川宝賀へ相談之處、御小姓頭取成田下總守、荒井筑後守、口村主計頭可レ然、御小姓に而も、田村左十郎、千田要も可レ然人物之由、其段脇より朝倉へ物語、今日登城、心配可レ有との事之由、○淀侯近習役之者、早駈に而着、申達趣、淀侯三島驛迄罷越處、薩州先鋒之者、使なれは決して通し難く候間、被二引返一候樣支事に付、小田原迄引返し、菩提所紹太寺へ逗留、懸合に相成處、使ならは難レ通候得共、督府より御指圖有レ之候へは可レ通候間、督府へ掛合に相成候樣との事に而、此道塞りたる由を申來れる由、然るに於二朝廷一、老公迄御沙汰有レ之、督府へ御達に相成候樣之御

書付、今朝服部筑前守持參出立故、夫に而貫徹にも可二相成一由、右に付何分水野彦三郎、早々督府へ遣し、周旋不レ爲レ致候而は、軍門へ通徹之道無レ之に付、爲二相談一、暮時前より矢五郎、彦三郎方へ罷越、○中山道謝罪使は、由良信濃守殿、大目付梅澤孫太郎、御目付櫻井庄兵衞、今朝出立に相成、松平播磨守不快に付、出勤次第北陸道へ被二罷出一由、此道之參謀は、津田山三郎故、都合可レ宜由、△四日朝、矢五郎歸り來り、昨夜待明し候得共、彦三郎歸り不レ來由、彦三郎僕、廿六日尾州出立に而昨夜着、督府は金谷宿、兩卿は駿府逗留之由、軍勢は尾、紀、細川、藤堂之由、薩長島田前後に關門を構へ、箱根は薩に小田原藩、大村は畑之由、藤澤に而薩人二人を見受たりと云、○八半時比登城、大一殿へ逢對、淀侯之事に付而も、御謝罪狀軍門へ可二相達一見込相同處、京都之被二仰出一候を、服部筑前守持參之外なしとの事に付、夫も先手に而不レ知事、督府より御指圖之上抔と申候而は、又々閉塞に及候へは、尾州勢も出居候

事、水野彦三郎被レ遣、二と周旋如何と申達候へは、願は敷との事に付、此一人に而も、不安心に候へは、細川勢之内に、御心當之人は無レ之哉と申達候處、幸熊藩金坂熊太郎、昨日も大久保殿へ來候由被レ申に付、其者内談可レ然と申談す、海江田へ手紙之事承り、其邊に而被レ成方は有レ之間敷哉と申出處、夫々安房と兩名に而、一筆可レ遣と云迄之事に而、夫邊之事に非す、且安房へ賴置候迄之事を被二申聞一、○退出途中、下馬先に而、水野彦三郎へ逢、同道再登城、相談之處、橋公へ水野隨從に而は、督府之方之周旋難二出來一に付、替り人心配、妻木被レ命處、同人痢疾に而道中難二出來一、品川迄は可レ行、其上に而之談決と相成、不定に付、兼而物語有レ之清水畸太郎、氣慨も有レ之、此人ならは行屆可レ申と、妻木へ談候處、「其人連れ來候樣、一橋之物頭格に可二申付一旨に付、昨夕下谷宅相尋候處、向島へ引越由に付、向島へ行き逢候處、隱遁之志決し、引込候由に而斷り候へ共、色々說得、祿之爲に非す候へは、祿は辭し

職は可レ受との事に相成、只今跡より參候由、今朝橋公と一處に出立可レ致處、昨夜より歸宅不レ致仕合、何分此處に而は、談も整兼候間、品川迄矢五郎罷越候樣致度との事に而退出、矢五郎は直に品川へ罷越、○會津一昨日より今日へ懸け、國へ引取由に而、船車に積、和田倉兩屋敷明退之由、

右去月廿八日後、四日飛脚發迄之東狀也、五日以來修理出立迄之手錄も、爰に附記して、他日之之想察に備ふ、

△五日、盡時過林矢五郎品川より歸り云、漸く之事に而、彦三郎御先へ罷越候事に相成處、清水畸太郎も、橋公之御緩怠を悪ち、御先へ參り懸合、有無可二申上一旨に而、御先へ參り候に付、何分矢五郎は御一所に參候樣、被二仰出一候へ共、御供之義は、嚴敷御斷り申上候處、見へ隱れに致候而成共罷越候樣、左樣無レ之候へは、橋公も御進み無レ之との御事に相成に付、何分罷歸申談、一兩日中に可二罷出一と申上、引取候由、橋公は右等之御失望により、今晚は品

川に御逗留、明日は神奈川、七日藤澤、八日大磯と申御宿割之由、右に付、素より橋公御附添は難二出來一次第故、御斷り可二申上一、乍レ併右御謝罪狀御請取之有無は見屆可レ及、復命事候へは、明日又は明後朝此表出立、道中に而御模樣致二承知一、直に歸京之上可二申上一と申談、其段矢五郎を以、二翁殿へ申達處、至極可レ然との挨拶之由、△六日、登城候處、呼出も有レ之處に而、於二大廣間一、河田相模守殿面會、御謝罪狀、御別紙田橋二公御歎願書、錦旗之旨、都合四通御渡有レ之、夫より雁之間に而、一翁殿より修理へ八丈縞三反、矢五郎へ二反、東台思召を以被レ爲二頂戴一、其節之御咄に、中山道一揆樣之騷き有レ之に付、鎭撫之御人數被二指出一候處、官軍と引當り可レ申次第に相成に付、昨日御使番被レ遣候へ共、未レ歸由、陸軍不承知と申樣に而は當惑之至り、何分爲二引取一不レ申候而は、不二相叶一との事也、○日光宮樣は、覺王院より申上、箱根御越に相成由、○橋公は、薩人來り、橋公之御謝罪之次第ならは、其段督府へ相伺可レ申候間、夫を御待可レ被レ成樣との事之由、○服部等も同樣、「御謝罪之筋候はゝ、督府へ可二申達一候間、夫迄控居候樣との事に而、大磯へ逗留之處、又別人來り、只今人數追々繰込に相成候間、混雜出來候而は不レ宜候間、此處引拂候樣との事に付、無レ據戸塚へ引戻居由、○問、諸勢進候はゝ、何處まても御入れ被レ成候哉、其通りとの答なり、左候へは、唯今と相成候而は、京都に而周旋より外無レ之、早々出立可レ仕と申候處、尙厚く御盡力被二相願一候旨被二申聞一、○大廣間入側口に而勝殿に逢、中山道之混雜如何と問ふ、誠にウルサクテナラヌ鎭撫ノ人ハ、安房カ遣シタノシヤ、夫かワルクハ、安房カ朝敵トナツテモヨイ、一揆カ居テ、官軍ノ妨シテハナラヌ故、人數を出シ、夫カ事ニナレハ無二是非一、夫切之事シヤ、會人カ入組ナトハ濟ヌ事シヤ、早ク鎭撫ハ出來タ、又奸民カ一萬五千計故、昨日モ品川へ人數ヲ出シタ、鎭撫ノ爲安房カ申付タノシヤ、橋公ト河津カ、其人ヲ歸シタ、安房ハ總督ヲハナケレト

モ、軍事取扱故、御任セノコトシヤ、夫ヲ橋公テモ濟ヌ、只今安房ハ、最早出來ヌト云切テ仕廻フタ、橋公ト河津ノ首ヲ切ツテ、出サネハ承知セヌ、然ラハ總督テモ何テモ、別ニ置カヨイ、貴樣御歸リナラハ宜、今日薩人ニモタセテ、大島ト海江田へ手紙ヲヤツタ、御逢ナラハ、安房ハ最早出來ヌト云フタ、皇國ノ亂トナレハ、互ニ賊トナルシヤ、御カサント、御祖母サンノコトハ、安房カ護ルト云フテクタサレト云テ引カル、此生死ノ境ニ至ツテ、橋公テモナンテモ、軍事ニ彼是スル者アツテハ承知セヌト怒ラル、故、御尤至極ナレトモ、此危急ノ場ニテ、御忍ヒ下タサレト申上ル、○細川留守居澤村修藏、今朝京より來著せる故往訪、京狀を問ふに、無二異條一、五日御親征被二仰出一而已、廿八日京發、三日大井川に而、總督宮に御出逢申候得は、今日駿府へ御著なるへし、兩卿も御立なく、宮樣御待之樣子之由、日光宮樣昨日箱根に而御出合申候、今日比駿府へ御著なるへし、東海道出軍之隊長を問ふに、御備頭清水縫殿、御番頭藤澤彌次兵衛、柏原要人、御奉行副役淺井新九郎、御兩卿附添周旋方益田勇と云、今日は山、薩長は戸塚なるへし、昨日は藤澤なる由、東台御所替り等之說あり如何と問ふ故、素より不レ知といへとも、決而左樣之事は有間敷と答ふ、暮時前歸邸、△七日、朝六ツ時過督邸出立、四時過川崎少し手前に而、水野彦三野に逢ふ、引戻し品川へ行と云、且云、薩人あり、橋公に至つて問ふ、一橋公一萬五千之兵を率て防禦すと聞く如何、答云、決而左に非す、最恭順謝罪之筋に而、兵器ある事なし、彼驚きたる體に而、左樣なるや、御謝罪之事候はゝ、何分督府へ可二相伺一、其上に而可レ及二御指圖一、夫迄は御退留可レ被レ成との事に而、好意之樣に聞ゆれとも、詮する所兵を止めす、宮樣橋公をも人質に取る樣に而は、大變之次第、且水野忠四郎、先達而越老公より、尾老公へ御廻し之御謝罪狀を、督府へ持參せし其歸り、唯今逢申候督府の模樣、御謝罪狀計に而、御實跡なくて不レ叶と、其語氣蔭內府の口級(ママ)を望むか如し

と云、如ㇾ此なる時は大變なり、今之内首謀之者を斬て、謝候樣に有ㇾ之度と存候、乍ㇾ併京說如何、昨朝澤村修藏着たる筈なり、聞たる事も肘難ㇾ被ㇾ成御次第にも候はゝ、此件公議に附せられ、御進止御決に相成候樣との御建言之御趣意、縷々及二陳述一候處、卿御申には慶喜如ㇾ形恭順と申、加ㇾ之大久保勝等之周旋行屆候事に候へは、決而暴動之氣遣は有ㇾ之間敷候へは、兵端之開らくへき道理無ㇾ之と、承引無ㇾ之に付、此比英公使へ對し、暴動之次第を以、意料外に發し、不ㇾ得ㇾ止事情も有ㇾ之趣申上、漸々御落意有ㇾ之、從ㇾ是三條殿へ御出之事候へは、二兩途之內、何とか御談可ㇾ被ㇾ成、宮へ御委任とは乍ㇾ申、御所置之結局は、是非御伺に可二相成一御手續候へは、其節は急度御含有ㇾ之段、御申聞有ㇾ之、罷歸右之趣申上處、猶又三條岩倉兩卿へ被ㇾ遣御直書如ㇾ左、

一翰啓上仕候、春暖之砌、先以兩卿愈御淸安、奉二謹賀一候、抑今朝中根雪江差出、愚意之趣爲二申上一候處、段々御懇情、御返答之趣、雪江罷歸申聞、謹畏奉ㇾ存候、何分至急之義、一刻も早ふ御決議奉二至願一度、幸只今兩卿御參會之事にも被ㇾ爲ㇾ在候故、早々御相談被ㇾ決候樣、奉二企望一候、此段早々及二言上一候也、恐惶謹言、

三月十一日　御實名

三條大納言殿

岩倉右兵衛督殿

○十二日、有馬帶刀來邸、去る四日立に而東報有ㇾ之、江府は愈鎭靜候へ共、會津庄內之二邸には、叛兵有ㇾ之風聞之由、會兵出張之聞へに乘し、御先鋒戸塚迄進入之由、日光宮樣は、駿府迄御進み之御運ひ之由、帶刀云、來る廿日には、三道之先鋒一處に、御府內打入之期日之由、仍ㇾ之相考候處、行幸も其節之形勢次第に而、自然事六ヶ敷相成候はゝ、浪華より直に御乘船に而、潛幸之御密旨抔有ㇾ之歟と議論せり、

一、此比藤堂之藩士、督府之御用承り、歸京之由相聞候に付、右帶刀申出候趣も有ㇾ之、旁承調候樣被ㇾ命、今日雪江出勤懸、藤堂歸雲寫往訪、質問之處、右は督府より、日光宮を被二仰進一候而、去る六日於二駿府一御對面有ㇾ之由、其上に而御使被ㇾ命、軍防局へ之御用狀、外に御用物持參、早追ひに而八日到著之由、御用之次第は、更に難二相分一候得共、何分宮樣御對面濟、直樣之御用故、御謝罪之御一條にも可ㇾ有ㇾ之哉と相察候事之由、此使之者之物語に、御先鋒橋本柳原之兩卿は、兼而御見込之通り、○○割腹迄は、御仕課ふせ之御勢氣之由、外に一人、江戸表より同道之者有ㇾ之、此者之申口に而は、會庄內傑黨に而、佐竹抔は大に避易、小藩は追々荷擔に而、東國は二藩に而、可ㇾ及二併呑一勢之由、江戸は謹愼平穩之姿に候得共、二藩の邸內には多人數罷在由、會藩より出兵に托し、御先鋒は戸塚迄繰込之由等物語有ㇾ之に付、其段於二官代一御內內申二上之一、

一、今日官代へ御出勤之處、岩倉侍從より、右兵衛督殿御逢被ㇾ成度候間、御退出御見合せ被ㇾ成度との御傳語有ㇾ之、七時比督殿御出勤に而、御對談有ㇾ之は、一昨日御申立之御次第、三條殿御談之上、御先手に而薩藩等無ㇾ之樣、昨夜急飛を以、元帥府へ御申通有ㇾ之由、阻旅之義は、掛外之事に而、今更御取計方無ㇾ之由、且又行幸は、いつれに可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候得共、御日限は御不定之由、太政官は御移しにも相成不ㇾ申由、就而も、公は御殘りに相成候樣との御談に付、御人數計り被二指出一度と、御申入置に相成由、

私云、追考に、此日於二江戸表一、大小御目付へ御達

如レ左、

一橋大納言殿、大總督有栖川宮へ御逢、此方御事情御貫徹之御手續に候間、御沙汰不二相待一、妄動いたし候者は、公武之御爲を敗り、以之外之筋に付、此旨厚相心得候樣、末々迄嚴敷可レ被二申渡一候、

三月

右之趣、向々へ不レ洩樣、可レ被二相觸一候、

「近日以來、追々同志を語らひ、隊名を私に唱へ、甚敷者は本勤有レ之者と雖も、私に隊へ加はり候者も有レ之哉に相聞へ、心得違之事に候、以後右樣之儀は不二相成一候、尤御爲筋見込有レ之者は、各其頭支配へ申立、可レ受二指圖一候、◎續德川實紀十一日の條に收む、

三月

右之趣、向々へ不レ洩樣、可レ被二相觸一候、

「勅使御下向に付、先達而中より、謹愼之御趣意相守候樣、度々被二仰出一候へ共、多人數之內には、心得違之者有レ之、表に君命を遵奉候ても、心中窃に不平を抱き候輩有レ之哉に相聞、右は素より忠奮之心底より出候事に付、臣子之分におゐて、尤之儀には候へ共、一兩人之心得違より、上は上樣御寺入御恭順被レ爲レ在候御趣意も水泡と相成、下は億萬無辜之生民、塗炭之苦に陷り、御家之覆亡は勿論、皇國紛亂之端にも相成可レ申、千歲之後迄も、御當家不正不信之名を被レ爲レ受候樣相成候はゝ、假令誠忠之心に而、一死を遂候共、眞之武士道に相叶申間敷に付、能々勘辨いたし、忍ひ難き儀を忍ひ居候樣可レ被レ致候、尤昨今大總督府、幷官軍先鋒へも、夫々御申立に相成候次第有レ之候間、御趣意之處厚相守り、不忠不義之妄舉不レ致樣、可レ被二心得一候、◎續德川實紀十四日の條に收む、

三月

右之趣、向々へ不レ洩樣、早々可レ被二相觸一候、

○十三日、紀藩堤嘉市、本多甚五郎兩人、一昨日江戸表より歸京之由、昨日安藤飛驒守より申上置候儀故、拜謁被レ命、去月廿九日江戸表へ著、當月二日江戸表出立罷歸候由、日光宮駿府迄被レ爲レ入、今夕督宮へ御對顏可二相成一と申、朝之內に、駿府通行之由、橋公に

は、種々御難澁被二仰立一候得共、色々御勸め申上、三日四日には、御發途可二相成一との御治定之由、江戸表極鎭靜、見付々々番人引拂明け切、西城も宮樣、天璋院樣計に而、登城之人もなく、明切り之由、諸役出勤も無レ之、淺野、大久保、若老之場合に而、於二役宅一諸端裁決之由、上野は黑門計通行、外口は〆切、黑門に番人四五人罷在、出入改候迄に而、聊差支無レ之由、會庄內之邸內には、彼是多人數籠り居候由、御先手は追追繰入、次第に御府內へ進入候はゝ、如何之形勢に可二相成一哉、甚懸念之由、箱根已來は、人馬官軍之外繼立申間敷旨、薩より觸渡し、行旅以之外指滯り、諸侯妻子も是か爲に抑止せられ、宿驛は不レ及レ申、往還より一里內外之村落に充滿之由等申二上之一、

一、今朝土老侯へ毛受鹿之介指出され、武市八十衞逢對、昨日御示談之通り、頭燄之大事件、被レ掛二公議一候儀被二仰入一候處、八十衞云、容堂樣も、先日來御嫌疑甚敷、御迷惑被レ成、且邸內も折合兼候時節故、御盡力御擔當之程は難レ計候へ共、何分可二申上一由申レ之、此比も、行幸御止一條之義、三條殿へ被二仰入一處、至極御尤とは御挨拶有レ之候得共、德川氏之模樣次第、江戸迄も御討入に可二相成一との御口氣故、容堂樣も御あきれ被レ成候而、御建言之思召も絕果候程之御儀に而、邸內多分佐幕之議論に有レ之由等物語れりとそ、

○十四日、今日在京之官武一同、辰半刻參內被二仰出一、御誓約之儀有レ之、

誓文

一廣く會議を興し、萬機公論に決すへし、

一上下心を一にして、盛に經綸を行ふへし、

一官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂け、人心をして倦まさらしめん事を要す、

一舊來の陋習を破り、天地の公道に基くへし、

一知識を世界に求め、大に皇基を振起すへし、

我國未曾有の變革を爲んとし、朕躬を以衆に先んし、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす、衆も亦旨趣に基き、協心努力せよ、

慶應四年戊辰三月

勅意宏遠、誠に以て感銘に不レ堪、今日之急務、永世の基礎、此他に出へからす、臣等謹

て叡旨を奉戴し、死を誓ひ、眦勉從事、冀くは以て宸襟を安し奉らん、

總裁

慶應四年戊辰三月　公卿　各名印

諸侯

宸翰之寫

朕幼弱を以て、猝に大統を紹き、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に仕へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪さるなり、竊に考ふるに、中葉朝政衰へてより、武家權を專らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絕て赤子の情を知ること能はさるやうに計りなし、遂に億兆の君たる、唯名のみになり果、其れか爲に、今日朝廷の尊重は、古へに倍せしか如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るゝ事霄壤の如し、かゝる形勢に而、何を以て天下に君臨せんや、今般朝政一新之時に膺り、天下億兆、一人も其所を得さる時は、皆朕か罪なれは、今日の事、朕自身骨を勞し、心志を苦しめ、艱難先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉して、億兆の君たる所に背かさるへし、往昔列祖萬機を親らし、不臣のものあれは、自ら將としてこれを征し給ひ、朝廷の政總て易簡にして、如レ此尊重ならさる故、君臣相親しみ、上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり、然るに近來宇內大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨我國のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し、一新の效をはからす、朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを偸み、百年の憂を忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る、故に朕こゝに百官諸侯と廣く相謀ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はす、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置ん事を欲す、汝億兆、舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急を知らす、朕一たひ足を舉れは非常に驚き、種々の疑惑を生し、萬口紛々として、朕か志をなさゝらしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならす、從て列祖の天下を失はしむるなり、汝億兆、能々朕か志を體認し、相率て私

見を去り、公義を採り、朕か業を助けて神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめは、生前の幸甚ならん、

右御宸翰之通、廣く天下億兆蒼生を思召させ給ふ、深き御仁惠の御趣意に付、末々之者に至る迄敬承し奉り、心得違無レ之、國家之爲に、精々其分を盡すへき事、

三月

總裁

輔弼

一、先比出府被二仰付一候本多修理、去る七日江戶表出立、今十四日未明着、五時過於二御前一申上候次第如レ左、

最初御奏聞狀御返上之儀收計、御恭順之御筋も相立、御謝罪御使も、淀侯御請に相成候故、其段爲二申上一歸京途中、林矢五郎より再命之趣拜承、引返し出府、於二彼表一尾紀御談之廉々、夫々周旋之次第は、追々以二內狀一申上候通り、夫より橋公も已に御發途相成候故、江戶表出立罷上り候段申上、相摸守殿御渡之御奏聞狀、其外指二上之一、一翁老極秘之一言も申二上之一、

御奏聞狀如レ左、

此度慶喜爲二御征討一御下向相成候由奉レ伺、實以奉二驚入一、奉二恐入一候次第、孝レ存候、右は從來之不行屆而已ならす、京攝之事件、全慶喜一身之不束より相生候儀に付、深悔悟伏罪、東叡山へ謹愼罷在、奉レ待二朝裁一之外、他念無二御座一候、何卒出格之御仁惠を以、御總督府に而、御進軍之御沙汰は、幾重にも御宥免被二成下一候樣仕度、泣血叩頭、此段奉二哀訴一候、

三月

德川慶喜

京攝事件之節詰合居候松平肥後、幷要路之役々、同樣奉二恐入一候に付、御所置奉レ伺候心得に而、爲二愼置一申候間、夫々御沙汰被二成下一候樣奉レ願候、以上、

三月

德川慶喜

田橋兩卿御謝罪狀如レ左、

臣茂榮、臣慶賴、誠恐誠惶謹而奉二哀訴一候、宗家德川慶喜儀、先朝より格別之天眷を蒙り、年來奉レ侍二輦轂一候て、尊王之誠心を盡し、御奉公罷在候處、今度不二容易一事件に立至り、御征討使御差向被レ爲

ン在候儀、誠以奉二恐入一候次第に付、慶喜儀、東叡山に潜退仕、重臣を斷け兵仗を去り、謹愼罷在、如何樣之御沙汰御座候共、奉レ畏候次第に御座候、右は畢竟慶喜不束とは乍レ申私共門葉に連り罷在、匡救之不行屆より、逆鱗之罪を蒙り候段、實以奉二恐入一、日夜悲泣罷在候、仰き願くは、先祖家康已來、朝威を戴き皇國之治安に苦心焦慮仕候微忠を御鑒み被二下置一、格別之御洪恩を以、寛大之御沙汰被二成下一候樣、今日之至願、此事に御座候、何卒厚く御憐察被二成下一、宜御執奏被二下置一候樣、至誠奉二哀願一候、以上、

三月　　茂榮
　　慶頼

臣茂榮、臣慶頼、誠恐誠惶謹而奉二言上一候、別紙慶喜奉二歎願一候通、悔悟伏罪、東叡山へ潜退、謹愼罷在、幷松平肥後以下役々之者共迄、爲二愼置一、奉レ仰二朝裁一候上は、何卒錦旗は被レ爲レ止候而、夫々御沙汰被二成下一候樣、奉二哀訴懇願一候、以上、

三月　　茂榮
　　慶頼

私云、右は一橋公御持參之分也、服部筑前殿初持參も同樣也、

修理別段申上るは、彼表極鎭靜に而、追々官軍進入之節、亂雜之儀無レ之樣、所々へ警固之兵隊被二指出一候儀は、官軍へ御屆有レ之、町々へは、謹而可二奉迎一旨、張札等有レ之由、乍レ去萬一亂妨等有レ之節は、官軍には無レ之、亂賊に候へは、速に可二討取一手合も有レ之由、○上野におゐて御謹愼之御樣體檢査等之事、穩便に出候はゝ、無二子細一御許容可二相成一、もし兵を以迫る勢抔有レ之候はゝ、決て御許し無レ之御含之由、當時已に御脫走御不在之浮說も相唱候由、○天璋尼公種種御物數奇有レ之、田公之に役せられ、非材之人御擧用之御內意も有レ之由、尼公は事により、威を和宮に借せられ候次第も有レ之、至難之內景に而、大勝二氏も大に困難之儀も有レ之由、○會は屋敷も立派に引拂ひ、見事に歸國之體なる由、桑は御東下以來、君臣共に何方へ潜匿にや、更に形迹無レ之由、○大勝二氏は、何處迄も御恭順に而、貫徹之定見之由、○大氏へ、和宮樣御委托之內勅有レ之、勝氏も同斷歟との事之由、○歸京途中、去る十一日、荒井驛に前橋侯御逗留に付、御

旅宿へ罷出、四王天兵亮對接之處、同人申聞候は、侯名護屋に而尾老侯へ御逢、御噺有レ之、其夜宮樣同所へ御著に付、御出向も可レ被レ成處、御使者のみ被レ遣、御自分樣には、佐や廻り御出立に相成、勢州關驛迄御出被レ成候處、總督宮御本陣へ、御出被レ成候樣、筑前人使者に而申來に付、御愁に而、京都へ御伺濟候上、宮樣御本陣へ御出被レ成候處、御對顏も有レ之、至極御機嫌能、御噺等も有レ之、其日は相濟候へ共、尙も御追隨被レ成候樣、參謀之者より被二仰出一候故、不レ得レ止段々御進みに相成、荒井迄御下りには相成候へ共、實は右名護屋之御使者之事に付、右樣之御心得に而、武田市郎兵衞を、宮樣御本陣へ御指出、段段御手を被レ入候處、畢竟大和守樣、勤王を被レ成候哉、德川氏謝罪之御使等を、御勤被レ成候哉と問ふに付、夫は論もなく、勤王に候、謝罪狀も何も持參不レ致、朝命も有レ之、左なくとも京師へ出、勤王之積に御請致候處、左候はゝ夫に而宜、扨名護屋に而、御はつれ被レ成、御自分御迎も無レ之は、如何之譯と申候故、論もなく不調法之次第と申立、不調法人さへ出候はゝ、事濟に可二相成一哉、今明日には申來候半と存候由、左候へは、謝罪之事は出來不レ致、上京より外は無レ之との物語之由、夫より候御前へも被二召出一、江戶之儀御尋に付、委曲申上、御謝罪御盡力之儀を、願試候得共、右之御次第、迚も御六ヶ敷趣御答之由、右樣之御運ひ、山田太郎左衞門へも申傳候樣、御頼も有レ之由等之儀共なり、

○十五日、今日御布令如レ左、

御親征日限御延引之處、來廿一日御發途、石清水社御參詣、同處御一泊、廿二日森口御一泊、廿三日御着坂、其後海軍整備、叡覽可レ被レ爲レ在旨、被二仰出一候事、

但太政官代被レ移候義は、先つ被レ止候事、

三月十五日

今般王政御一新、萬機從二朝廷一被二仰出一候に付而は、皇國遠邇となく、蒼生安堵致候樣、日夜御憂慮被レ爲レ在、斷然御親征行幸被二仰出一候、尙海軍整備天覽被レ遊、關東平定之上は、速に還御被レ爲レ在、大に列聖之神靈を被レ爲レ安度、深重之思食に付、上下心得違無レ之樣、名々相勵可レ盡二其分一御沙汰候事、

三月十五日

但し億兆之君たる天職を被レ爲レ盡、御親征行幸被二仰出一候處、委敷御趣意を不レ辨ものは、只々朝廷之御上を奉レ案候故か、或は一家之盛衰目前之榮利を相考候故か、全體之御危急をしらす、種々浮說申唱、彼是疑惑を生し候儀も、有レ之哉に相聞へ、甚以如何之事に候條、末々に至る迄、急度安堵いたし、生業を可レ營候事、

東山道官軍先鋒、既及二戰爭一、賊軍敗走之旨には候へ共、東海道亦如何共難レ計趣言上有レ之、旁以海軍出帆、被二指急一御出營被レ遊候條、各相心得、出格勉勵可レ有レ之旨、御沙汰候事、

三月十五日

一、行幸奉行坊城殿より御達左之通、

御親征行幸、來廿一日被二仰出一候、仍早々申入候也、

三月十五日　　俊政

先陣越前宰相殿

追而刻限、丑半刻可レ有二御參一候也、

私云、追考に、此日於二江戸表一被二仰出一左之通、

此度御征討使御差下に相成、今十五日江戸表討入之風聞有レ之に付、御歎願相成候處、大總督府へ伺濟之上迄、御討入之儀見合候旨、參謀西鄉吉之助相答候に付、屋敷幷市中共、猥に動搖致し、意外之不都合相生候而は、以之外之儀に付、諸事靜謐に致し、御沙汰相待候樣可レ致候、

三月十五日

右之趣、向々へ不レ洩樣、可レ被二相觸一候、

○十六日、先頃江戸表へ被レ遣候林矢五郎今夕着、申達候趣は、先達而東海道由井驛手前に而、本多修理方に出逢に付、再命之趣申達、夫より同行出府、於二彼表一修理申談に隨ひ、尾紀御談之筋周旋之處、尾藩水野彦三郎殊之外盡力に而、橋公も去る四日御發途に相成、矢五郎儀は、彦三郎申談之儀有レ之、品川驛橋公御本陣へ罷出候處、於二同處一、矢五郎儀も是非致二御供一候樣、被二仰付一候へ共、堅く御斷り申上候而罷歸り、同七日朝、修理同道出立、川崎手前迄罷歸候處、水野彦三郎、川崎驛橋公御本陣より、品川驛へ罷越候に出逢、修理方、彦三郎談之上、矢五郎は川崎に逗留、彦三郎返事相待候事に相決し、修理方は直に上方へ被二罷歸一、夫より矢五郎は、川崎驛橋公御本陣へ、御機嫌伺罷出候處、折節諸向午飯認中に而混雜に付、差控居候內、近傍俄に騷ヶ敷相成、先鋒隊追付當驛へ押來候段注進に而、御本陣忽ち鼎沸之騷動に相成、取物も取り敢す御引返し、池上本門寺へ御逗留可二相成一趣に付、矢五郎儀も何共致方無レ之、其夜は潛に同驛に一宿いたし、翌朝本門寺へ罷出、御樣子相伺候處、昨日川崎驛迄被レ爲レ入候處、先鋒隊長薩藩中村半次郎と申者、唯一人罷越、御出向之御趣意相糺に付、御謝罪狀御總督御軍門へ御持參之旨御答之處、左候はゝ、其段督府へ相達に而、可レ及二御案內一候間、夫迄之處、何方に成共、御指控被レ成候樣、强而御進みに相成候はゝ、事情不通之下々等、如何成御不禮失體も難レ計趣、嘯言を交へ申出候に付、何共被レ成方無レ之、御謝罪狀は半次郎へ御渡に相成、當驛に而御見合可レ被レ成哉抔、兎や角評議中、昨夕之大騷きに相成事之由、御指添妻木多宮殿、御用人中根長十郎等物語、何も殊之外恐怖之趣に有レ之、仍レ之矢五郎儀は、最早御用も有レ之間敷候得は、早々歸京之上、此段も可二申上一旨申達、罷上り候事之由、此節風聞に、先鋒參謀海江田武次之口氣に而は、目的は唯一人候得は、一人を早く指出候か、德川氏社稷之爲との見込之由に而、彼是と途中にて、齟齬滯滯之策を釀し、其際におゐて慘劇之惡計を遂んとする勢之由、先頃前橋侯之御引返しも、參謀林玖十郎之獨裁に而、宮には御承知無レ之事之由、近來參謀專權に而、宮御手元と不熟之由にも、相聞候由等申二達之一、

○十八日、公過日來御所勞に而、宦代も御不參勝に被レ爲レ在候御儀故、御供奉之儀も、御勤まり兼可レ被レ遊哉と、三條殿、德大寺殿へ御內談之上、今日左之通御直書被レ遊、

今般御親征行幸被二仰出一候に付、慶永蒙二供奉之命一、武門之冥加無二此上一、深畏入奉レ存候、然る處過日來所勞罷在、騎馬難レ堪、依レ之重疊奉二恐入一候得共、先陣供奉被レ免度奉レ願候、且又御警衛人數は差出、御親征御用相勤度、此段も奉レ願候也、

三月十八日　　御實名

坊城頭辨殿

即日左之通、

御親征行幸供奉、依二所勞一理、被二聞食一候、仍早々申入候也、

三月十八日　　俊政

越前宰相殿

一、此頃本多修理、林矢五郎等歸京いたし、江戸表之實況、追々入二御聽一候處、御謝罪狀は彼是之御指支に而、督府へ相達衆、官軍は段々御討入にも可二相成一御迎ひ之處、府下は德川公より御嚴重之御取締りに而、鎭靜之模樣は有レ之候へ共、事機差到候はゝ、如何成變故も難レ計、口伏之景況、絶而無レ之とも難レ申勢之由に而、萬一砲聲一發候哉否、早春三日と等しく、成功一簣に缺け、不レ可二挽回一次第に及ひ可レ申、左候はは、當春と違ひ、主客之利勢も有レ之、一時に官軍之御勝利と相決候義も無二覺束一、逐次に兵爭相募り、遂に皇國之動亂とも可二相成一と、公御憂悶に堪させ給はす、當時朝廷には、盛んに御征討之御軍務御振興之御中なから、德川氏に御關係、忌諱嫌疑を御憚かり御默止被レ遊、上朝廷より、下萬姓に被るへき災害と可二相成一儀を、御傍觀に而は、被レ對二朝廷一御不忠之至と思召候に付、又々御建議可レ被レ遊と、御認御懷中被レ遊、御出勤ありし御書面如レ左、

德川慶喜謝罪狀、順序を以大總督へ及二御達一候樣、

先達而御沙汰に付、其段田安中納言迄申遣候處、追追關東より罷歸候家來より承候得は、爲二謝罪一度度差出候使者、彼是障碍有レ之、于レ今大總督之御手元へ不二相達一、御先鋒は駸々江戸に差迫り候趣に御座候、左候而は、最早謝罪之道も絶果、加レ之歸降伏罪之者を、御討伐被レ爲レ遊候樣之御次第に相成候へは、德川家臣共におゐても、窮鼠必死之覺悟に相成、過日も及二建言一候通り、皇國之亂階必然に可レ有二御座一と、恐悚至極奉レ存候、必竟謝罪之道を御開被レ遊候へは、御平治勿論に可レ有二御座一處、言路御阻絶に而、强而錦旗を被レ進候樣に而は、官軍より亂を御求被レ遊候御姿に而、公平至當、更始一新之聖慮には、不レ被レ爲レ適御儀にも可レ有レ之、且後來不レ可レ爲レ之大害に立至り可レ申と、皇國之御爲、朝廷之御爲、憂苦に不レ堪奉レ存候へは、早速に御進軍御上◎カ止り、謝罪之道被レ爲レ立、至仁至當之朝裁被レ爲レ在候樣、必至奉レ願候、乍レ去德川氏之使節に而は、謝罪狀於二御總督府一、御請取難レ被レ遊御發にも候はゝ、臣慶永へ嘗時之御暇被二下置一候はは、先日來病氣には御座候へ共、厚保養を加へ、早

早總督府へ罷出、謝罪之儀は、德川氏支族之身を以歎願仕、皇國之御安危は、職分を以建言仕度奉レ存候、此段伏而奉二至願一候、誠恐誠惶頓首百拜謹言、

三月十八日　　臣御實名

右御出勤已前、雪江官代へ出頭之處、鹿之介より、今日德川二條に付、嚴重之御布告有レ之筈之處、文段中改究◎カ之儀有レ之、今日之處は延引相成由、窃に一二見之二殊之外嚴密之書面に而、實は當時佐幕之嫌疑ある諸藩へ、切當せる深意も有レ之由相聞候へは、此節柄、御忠實却而忌諱にもふるへき御建白は、無益而已ならす、却而巨害も難レ計と密告に付、如何にも折角之思召も、今後之御故障と相成候而は、朝廷宗家之御爲にも、無二所詮一次第に付、御出立を奉二待受一、其段申上、今日は御上達不レ被レ爲レ在、御持歸り被レ遊、

一、去月廿九日被二指立一候御徒飛脚高島意助、去る七日小田原紹太寺に而、淀侯へ之御書相達、夫より江戸表へ罷出、參政中へ之御書相達、同十三日江戸表出立、今夕着、淀侯より之御返書如レ左、

去月廿九日之御書、今五日小田原紹太寺宿寺へ相達、辱誦仕候、如レ命春暖之候、益御安健奉レ賀候、然

は正邦、德川前內府謝罪狀持參之儀、參政より御承知被二成下一、就而は右謝◎罪脫カ狀正邦上京に而差出候而も、最早大總督宮御發向後に付、朝廷に而は御請取に相成間敷儀故、旅中差急、總督宮御陣營へ差上候樣可レ仕、其節正邦上京も相伺候方可レ然、委細被二仰下一、謹承仕候、然る處正邦、去月廿六日江戸出立、同廿八日三島驛迄罷越候處、薩州先鋒之者より、上京之趣意尋請候故、在體相答候處、德川之謝罪狀等持參之者は、一應督府へ相伺候上に無レ之而は、通し不レ申筈に付、彼より沙汰致候迄は、小田原驛へ引返し、關外に控罷在候樣にと申事故、不レ得レ止任二其意一引戻候上、猶再三上京之儀、應接爲レ致候得共、何分承引不レ仕、只今之處に而は、朝幕督府より之命令相待、空山寺へ口居罷在、心痛而已仕候事に御座候、彼是因循致候內、必天下之大事を可二誤申一と、胸裏如レ焦に御座候、焦眉之急難レ救儀には御座候得共、於二尊地一も、其筋へ御達し、旅行速に相成候樣、御周旋相願候、前文之事、實宜御諒察、御含置被二成下一候樣、是亦相願候、先は右等差急貴酬申上度、如レ此御座候、恐々頓首拜、

三月五日　　正邦

越前宰相様

猶々時下御自愛専一奉レ存候、去月廿一日御達書之寫、幷御別書共、慥に落掌仕候、且正邦此度上京之儀は、謝罪而已には無レ之、昨冬已來再應之朝命に而、上京仕候心得之處へ、謝罪狀被二相頼一、持參仕候處に相成居候間、其邊も御含置、呉々も御取成宜奉レ希候、已上、

一、同時一翁老より呈書、

益御勇健御在京被レ爲レ在、爲レ國奉レ賀候、東臺には御心配多より、百事御懸念甚敷、事々御恭順に相障候趣之御しかり計に而、多忙極候、〇御先鋒薩勢六郷迄も波來之由、薩中には西郷、海江田氏等も入居候由、海江田よりは傳言も申來候、右兩人等參候事故、皇國に疵を付候樣之無法は有之間敷、長之方にも、桂氏等來候趣、若し御恭順不レ貫節も、右數輩へ一語不レ談死候は遺憾之事に候、横井先生出京に相成候哉、小松氏は未レ出、此地も人少に候、萬一不日歟、江城灰と相成候共、人多く出居候はゝ、何歟と可レ致事も可二相成一候、〇御先鋒に而御謝罪狀不二受取一手際、上手掛恭打に類候、實は爲二徳川氏一には能灸候得共、可レ惜は灸と不二心得一人多には、難澁之至候、彼趣向か所見一着下に候、何方も人少と被レ存候、呼々頓首、

三月十二日　　一翁寛

榮井明侯

二白、時令御自愛専一に奉レ存候、只今の勢にては、皇國一度は泥沼之如くに可レ成體、如何とも可レ致見込更に無レ之候、再拜、

一、同時草尾一馬より、林矢五郎へ來狀之内、

一去る十日、靜寛院宮樣御使お藤の方、東海道通り、柳橋二卿へ御書持參、

一甲州勤番之者、百姓等鎭撫の爲、大久保一翁指圖に而、大久保剛實は近藤勇なり、御遣之處、甲州笹子峠手前に而、官軍と出合候付、一旦其趣意申越候處、官軍先隊より放發に付、無レ據一度應砲候得共、恭順に相障に付、剛始東奥之方へ脫走、

一上州筋土民騒立、且江戸脫走之歩兵立交に付、爲二鎭撫一勝安房之指圖に而遣候歩兵頭古屋佐久右衛門、松波某、官軍と出逢、深谷宿邊迄行、兵隊引退、間道羽生驛より梁田迄引戻候途中、三月九日朝、旅宿へ官軍發砲、俄に應砲候得共、歩兵脫走、古屋も宇都宮迄引去、松波も舟に而關宿迄引、

右大久保殿之噺、

一橋公七日已來、池上本門寺に而御逗留之處、昨十二日御進に相成候樣申來り、池上御發途と申事、

一日光宮は、七日九日之兩日惣督と御逢、七日には餘程六ケ敷、九日には御都合宜方と申事、

一稻葉は、家來は關所通行不レ苦旨申來り、兩人駿府へ指出候處、九日朝迄歸り不レ申、

一品川も板橋も官軍入込、關所取建候由、

一岩倉は十三日桶川御止宿と申事、

一十二日薩州人益滿休之介、是は勝氏に先逢而御預け人、遊擊隊山岡鐵五郎、過日小田原へ罷越、西郷へ面會談判、別紙ケ條書持歸り、西郷より兩人へ申處、甲州上州等之混雜は、不都合に而候得共、少々之事は有り内、決而夫等之儀を兎や角は無レ之、官軍も、輕蜚は少々之事は有り内、御互之事しやと云、又云、川崎よりは一人も兵を不レ進心得之處、手違に而品川迄入込候由、西郷行き、進兵指留候由噺有レ之、

一去る十五日江城へ進擊に付、十五日前に、大一勝安之應接可レ致と、吉之助申聞候由、其節ケ條之返事有レ之樣申候由、依而大困窮、彌應接致候事に決候はゝ、麾下有司邊之印書に而も、取不レ申候半而は、假令應接は整候共、罷歸り一命無レ之、且再ひ亂に可二相成一と心痛之由、

吉之助相渡書付、

一慶喜儀、謹愼恭順之廉を以、備前藩御預可レ被二仰付一事、

一城明渡可レ申事、

一軍艦不レ殘可二相渡一事、

一軍器一切可二相渡一事、

一城内住居之家來、向島へ移り、愼可二罷在一事、

一慶喜妄擧を助候面々、嚴重取調、謝罪之道屹度可二相立一事、

一玉石共に燬くの御趣意更に無レ之に付、鎭定之道相立、若暴擧致候者有レ之、手に餘り候はゝ、官軍

を以可二相鎮一事、
右條々、實行急速相立候は丶、德川氏家名之儀は、寛典之御所置可レ被二仰付一事、
一坂城に而、甚敷上樣へ相迫り候者、濱川播磨、塚原但馬、小野內膳に而可レ有レ之と申事、
○十九日、今日立太后爲二御祝儀一御參內、夫より官代へ御出勤有レ之、於二官代一、公へ岩倉殿より、江戶表に而大久保勝之兩氏、西鄕吉之助へ對談有レ之、御都合宜趣御內話有レ之、詳細之趣意は、漏泄無レ之由、
一、今日雪江、有馬帶刀往訪之所、公卿方より出たる說之由、公此後御謝罪之御周旋、御誠實に過させられ候由、御評判以之外不レ宜由、物語有レ之、
○廿日、今日公卿諸侯を初、非藏人迄も、惣參內被二仰出一、御布告如レ左、公は御所勞に而、御參內無レ之、
德川慶喜御處分之儀、於二朝廷一は、諸事御寬容に被二思食一、御沙汰被二仰出一候處、晝夜鎭定を名とし、下坂之上軍配に及候次第、始終言行相違、正月三日已來之擧動、叛逆顯然、其罪天下萬民之共に知る所故、不レ被レ爲レ得レ止、大號令御發表、終に御英斷を以、御親征被二仰出一、勤王之諸藩、私情を捨て公議に基き、諸兵大總督に附屬し、已に賊城に相臨み候折柄、恭順謝罪之實効も更に無レ之、尙先供之行違等を口實といたし、剩へ停軍相願候次第、朝廷を奉二輕蔑一候所爲にて、不屆之至に候、天下後世に對し、決而御許容難レ被レ遊儀に可レ有レ之、縱令御許容被レ爲レ在候而も、亦前條暴入之輩に出候哉も難レ計、御條理上は勿論、彼之情實、萬々御採用難レ被レ成、却而人心之疑惑を生し候而者、此御場合不二容易一儀に付、大義名分篤と勘辨いたし、以來私に文通等之儀於レ有レ之は、逆徒に均しき筋に付、屹度御沙汰可レ有レ之候事、

三月

一、右等之被二仰出一も有レ之、御謝罪之一件に付而は、御家之御嫌疑最甚敷、御藩之徵士は、於二官代一人々より對話も、致二遠慮一候程之模樣なり、
○廿一日、曉丑半剋御揃に而、浪華爲二行幸一御出輦被レ爲レ在、公御所勞に付、御參內無レ之、
一今日西鄕吉之助、江戶表より早駈に而、歸京之風聞あり、
一、公爲二朝家一、御精誠を被レ爲レ盡、一點之御私情不

レ被レ爲レ在候處、昨日之御布告に而は、朝廷宗家之御爲と思召込れたる御謝罪之道も絕果、德川氏之滅亡も遠かるまし〳〵思召、且暗に御心胸に被レ爲レ徹候御文段等も有レ之、此上因循御在職被レ爲レ在候而は、朝廷之御嫌疑と申、御宗家へ被レ爲レ對御益も無レ之、其上如何成御家之御過辱等、御到來も難レ被レ爲レ量候へは、斷然御辭職、御歸國被レ遊度思召立之御旨、帷幄參謀之向へ御密談に付、何れも非才に而、輔贊之力難レ及、事之此に被レ爲レ至候御儀は、恐縮血淚、臣子之罪責難レ遁は勿論に御座候而、御思召之御儀も、乍レ恐御尤至極とは奉レ存候へ共、唯今御奮激御勇退被レ遊候へは、朝廷御宗家共に、眞之御隔絕に相成、天下之形勢も夫切に而、御耳目に不レ被レ爲レ觸御事と相成候へは、他日皇國不測之變動有レ之節、御應變之御機會御違失被レ遊、御忠貞上におゐても、御遺憾無レ之とも難レ量候得は、當時之處は御忍ひ被レ遊、世變且は御宗家之御形行、御靜觀被レ爲レ在候御儀、御遠略にも可レ被レ爲レ在歟と、代る〴〵御諫諍申上候而、今日之處は、思召止らせらる御次第なりき、
○廿二日、一昨日西鄕吉之助關東より上京之旨趣、御

承知も可レ被レ爲レ在哉と、土老侯へ御內調之處、祕中之祕故、御對面に而御物語被レ成度、關東に於て、薩兵暴發は決而無レ之候間、此儀は御安心被レ成候樣、御返翰有レ之、

私云、此祕中祕說とて聞口口は、西鄕吉之助去る十一日入府、十四日發、二十日上京之由、十三日於二江戶表一、大久保、勝兩氏と應接有レ之、兩氏より、御謹愼之實跡は、函嶺以東へ入兵有レ之而も、毫も抗拒之景況無レ之、又數隻之軍艦あれとも、一處に碇泊して動かさる等之事を說得して、恰好之談に相成、上京之處、於二此表一は、何處迄も押詰候樣との指揮に而、西鄕も困窮不平之意味有レ之由也、「小諸侯歸邑之儀を口事、神山より德大寺殿へ申達候處、卿被レ申候は、今暫にて關東之御所置も可レ及二落着一候へは、夫迄之處は見合せ候樣、大久保、勝、外に何山とか申人、格別之盡力に而、謹愼之實效顯はれたれは、無レ程結局に可二相成一と、輕易に物語有レ之由、

一、此夜要樞之面々、御前へ被二召出一、方今御行止之儀御再議有レ之處、猶反覆御討論之上、此儘に而時勢御

觀察之條理、相勝れたるに決せらる、

○廿五日、公此頃御所勞之處、今日より御出勤有レ之、於二官代一御直願如レ左、

慶永過日來所勞罷在、騎馬難レ堪に付、供奉被レ免度奉レ願候處、願之通被二仰出一、奉二謹畏一候、其節御警衛人數差出度旨、願之通被二仰出一、重疊奉レ畏候、依レ之何卒少分之人數には候得共、於二浪華一、行在中御警衛場所、又は市中巡邏、何方成共、御遣立被二成下一候樣、奉レ願候也、

三月廿五日　　御實名

○廿六日、此夜岩倉殿、東久世殿、御病氣爲二御見舞一、俄に御來訪有レ之、於二御居間一御小酌、種々御談論に而、二更後迄御滯在なり、是は公之御樣體何となく懸念に付、爲二伺察一御推參之御樣子なりき、

○廿八日、今日於二官代一、左之通被二仰蒙一、

越前宰相

民政（租稅、宿驛、）掛被二仰付一候事、

一、此日去る廿二日立、江戸表より之飛脚着、草尾一馬より來帖之內、

一辰三月十四日、大總督參謀西鄉吉之助と、勝安房守殿と、於二品川一應接有レ之候事、

一大久保一翁老より、一馬へ書簡之寫、

口章、

過日御內話申上置候勝房州西鄉氏引合、今に返答無レ之、昨日承候には、西鄉氏十四日房州と談後直に上京致候由故、右に付而は、其返答は、月末に可二相成一と存候間、過日先方より廉書、幷答廉書共、御指立之方と存候、本鄉塘、幷市ヶ谷（尾御屋敷、）等、間近に入來には候得共、穩之體も御申上可レ被レ下候、只々上野靈王院、今日に至り、窃に防戰御進申上候口氣、更に不レ解候、乍レ去採用決而不レ致心得に候、草々頓首、

三月廿二日

二白、聊に而も變候はゝ、早々可二申上一候、此度は呈書不レ仕候間、宜希候、今日泊番には候得共、替り候事承候はゝ、御城よりも御通可レ申候、乍レ去此分に而は、差向穩と存候、拜、

一大總督府より、關東へ御達之ケ條寫、（私云、十八日に記する所に同數故略レ之、）

一三月十四日、勝房州と西鄉との應接之節、關東より御渡相成候ケ條書寫、

第一ケ條、　隱居之上、水戶表に而愼罷在候樣仕度候事、

第二ケ條、　城明渡之儀は、手續取計候上、即日田安へ御預ケ相成候樣仕度事、

第三ケ條、　第四ケ條、軍艦軍器之儀は、不レ殘取收め置、追而寬典之御所置被二仰付一候節、相當之員數相殘し、其餘は御引渡し申上候樣仕度事、

第五ケ條、　城內住居之家臣共は、城外へ引移し、愼罷候樣仕度事、

第六ケ條、　慶喜暴擧を助け候者共之儀は、格別之御憐愍を以、御寬典被二成下一、一命に拘候樣之儀無レ之樣仕度事、

但萬石已上之儀は、本文之御寬典之廉に而、朝裁を以被二仰出一候樣仕度事、

第七ケ條、　士民鎭定之儀は、精々行屆候樣可レ仕、萬一暴擧致候者有レ之、手に餘り候はゝ、其節改而相願可レ申候間、官軍を以、御鎭壓被レ下候樣仕度事、

右之通屹度爲二取計一可レ申候、尤寬典御所置之次第、前以相伺候へは、士民鎭定之都合にも相成候間、右之邊御亮察被レ下、御寬典御所置之程、心得迄に伺置度候事、

御目付

櫻井庄兵衛

勝　安房守

一、三月十四日、督府參謀引合先より指越候書狀寫、

昨日督府軍門へ引合候處、歎願之儀は、一己之返答は難二相成一、大總督府へ言上之上、何とか返答可レ致旨、且軍門參謀右伺として、駿府へ直樣出立可レ致と申聞候、御先隊明日之進擊は、前件伺濟迄差止置可レ申間、先隊へ對し暴擧無レ之樣、精々取計可レ申旨に付、今夜より右之段、嚴重之御所置御觸出等可レ然奉レ存候故、急き右申上度、如レ此御座候、

安　房

參政策

○廿九日、左之通被二仰出一、

越前へ

行在中、西北柵門御警衛被二仰付一候條、御沙汰候

事、

三月廿九日

○晦日、今日暦法之儀に付、御上書如レ左、

暦法之義は、誠以日用不レ可レ闕之者にして、別而民政之第一と奉レ存候、是迄於二徳川一、浅草天文臺取建、製暦仕來り申候、然る處、王政御一新に付而は、暦法製造所、幷天文臺早々御取建相成、從二來年一は、從二朝廷一天下へ被レ爲二頒賜一候樣仕度候、以上、

三月晦日　　御實名

○四月二日、徳川公御謝罪之御一條、公被レ盡二御心力一、御斡旋被レ爲レ在候得共、兎角御障碍多く、御貫徹無レ之而已ならず、御嫌疑不レ少に付、御浩歎之餘り、此上は御宗家へは御關係無レ之、無用に被レ動二干戈一候而は、皇國之動亂とも可二相成一之條理、公議を以被レ決候樣、議定之御職掌を以、何處迄も御十分に御主張、御押詰被レ遊度思召候得共、内國事務を御兼帶に而は、御不都合之御廉も被レ爲レ在候に付、先つ此御職掌を御辭退被レ遊而後、公大正明之御議論を可レ被レ爲レ發と思召被レ爲レ立、邸議も相決し、今日御認相成候御辭表如レ左、

慶永去冬蒙二議定職之重任一、其後三職分課之折、内國事務總督及輔被二仰出一、天恩海山、實奉二謹畏一、況や皇政一新之際、日夜奉命、拋二一死一、雖二駑鈍一盡力可レ仕は勿論に而、其覺悟に御座候處、客月風邪後口血相吐き、時に覺二胸痛一、一身には格別困苦とも不レ奉レ存候得共、手醫師共申候處に而は、唯今内厚加二養生一不レ申候而は、浸潤遂に釀二大患一に立至り候儀と申聞候、且其上日々之參官仕兼候より、自ら不參多く相成、重疊奉二恐入一候而、日夜心配罷在候處、今般民政租税宿驛掛り等被二仰付一、深く奉レ畏候、尤精誠輿病、勉勵奉職之心底に御座候得共、素々租税宿驛等之儀は、實に是迄不心得に而、更に奉職之方向立兼申候、且民政之義は、萬民之生活に關係し、第一皇化皇徳にも相管し候儀にも候得は、前條奉二申上一候病症にて、折々參官位之事に而は、決而難レ被レ行、却而皇徳を損傷可レ仕歟と、實に心中不安、憂勞之至に御座候、當節柄奉二恐入一候得共、民政掛被レ免、議定職而已被二仰付一度奉二至願一候、左候得は、日々參官も不レ仕、只今之内病症厚加二養生一、全快之上は、再各局之内職掌被二仰付一度、只今

より奉二願置一候、其節は日々參官、不才凡庸之慶永、乍レ不レ及盡力可レ仕と奉二口々一候、且又今般御慈恩を以、議定職而已被二仰付一候共、奉レ報二答聖寵萬分之一一素願に御座候間、御大議等有レ之節は、何時に而も被レ爲レ召候へは參官仕、庸劣不才を不レ顧、愚衷言上、盡力可レ仕と奉レ存候、此邊深御亮察被二成下一、總裁へ御呈達奉二希上一候、表向辭表差出候而は、別而恐懼之至に付、多病乍二不本意一、不レ得レ止内々尊卿迄奉二歎願一候、偏に御許容被二成下一度奉レ存候也、恐惶謹言、

四月二日　　御實名

徳大寺大納言殿

一、民政之儀に付、思召付之御儀共、御建議如レ左、

覺

製暦之儀、是迄於二徳川家一致來候得共、素々鎌倉時代より唯今に至迄も、薩藩に而製暦仕候、尚大久保一藏御尋問可レ被二成下一候、依レ之愚考仕候處、今般王政御一新に付、於二朝廷一夫々製暦等被二仰付一候御儀にも候はゝ、早々薩藩暦家之者、幾人に而も御雇に而、早々暦法之儀、御取建相成候樣仕度候、

一慶永暦法之儀、尤不案内に而候得共、是迄承及候處に而は、來暦は已に前年四五月頃より、取懸候哉に御座候得共、◎者當秋冬俄に御取立に相成候而も、間に合申間敷と奉レ存候、

一年號改元等之儀は、何れ勅意可レ被レ爲レ在、別段不二言上一候也、

四月二日

覺

一秤之事、

一升之事、

右、是迄於二徳川一取極有レ之、天下相用ひ來候、今般御一新に付、於二朝廷一御定、兩座京師へ御呼寄、於二諸國一妄に被レ禁度候事、

一尺度之事、

是迄鯨幷カネ共、寸尺區々相成、以後以二公法一、於二朝廷一被レ定、天下一般之規則、被二相立一度候事、

四月二日　　御實名

一、此日岩倉殿より被二申聞一候由、萬里小路中納言殿

より御達左之通、

天機爲レ伺下坂之事、

四日出立　七日歸京　越前宰相　八日出立　十一日歸京　土佐少將
十二日出立　十五日歸京　肥前中將

○三日、戸田大和守殿より御内書御到來、如レ左、

再啓言上仕候、過刻は於二官代一御目通、大慶奉レ存候、以來益御喜元能被レ成二御座一奉二恐賀一候、然は官代より、宮中へ相廻り、橋本へ而會承候處、昨夕同人子息より、文通有レ之候處、江府益御靜謐、和公之御趣意貫徹之由に御座候、無レ程平定にも可二相成一哉と申來候、尤熊谷邊に而、會賊に幕臣交り、官軍に向ひ候處、心易く打拂、十二分官軍勝利と申事に御座候、兎角會賊御恭順之邪魔を仕候には歎息仕候、愈以江戸御靜謐之由承候間、鳥渡申上候、還幸一條も、大宮樣より中院大納言を御使として、被二仰遣一候由に御座候、此段荒々申上候、明日は御下坂、御旅中御大切に、御歸京奉レ待候、且還幸之儀も御盡力、爲二國家一奉レ祈候、恐惶謹言、

四月三日　　忠　至

謹呈

○四日、公九半時御裃揃に而、天機爲二御伺一、御下坂被レ遊、

一今日御發途前、青山小三郎へ御下け御直書如レ左、

一筆申遣候、只今發京前、昨三日付之宇和島より之書狀來り、一覽候處、官代移り之義認有レ之、尤關東今少模樣決候はゝと申事に而、只今之事に而は無レ之候へ共、何分關心之至に候、依レ之本紙は、只今戸田和州へ廻し、戸田より內々岩倉殿へ、入二一覽一候樣申越候、よつてうわ島書狀寫、其方迄相廻候間、謙藏、彌右衛門、靜逸等へ見せ可レ申候、別而王政御一新之際候へは、於二朝廷一信を滿天下に御示しは勿論、萬國之末々迄も、聖政を仰き奉り候樣致度と、慶永爲鈍之身なからも、日夜苦心いたし居申候、朝廷一度信を被レ爲レ失候而は、所レ謂四分五裂之形勢は眼前に而、皇統綿々之美事も、此度之御新政も、遂に屬二水泡一候かと、慶永起ふしに被二案申一候て、寢難寢食不レ下レ咽候、是慶永一身之生死は、如何樣とも宜、皇國之生死に關係し、萬國之奴たるは必然に候、遷都移宮も、今度之新政愛度成功之末、還幸被レ爲レ在候はゝ、再以天下候伯公議、兩事

件御決定候はゝ、其節皇居新築、宮新造、公然之布令候へは、天下之信を被レ爲レ執、是節御一新之御信義も、確乎著然たる義と、慶永日夜奉レ存候、右兩事あしくと申には無レ之、方今新征◎親征又ハ新政ノ譯カ交際遷都之兩事條混交に而は、天下生二疑懼一、々々極りて亂世と相成、皇國之大患不レ過レ之存候、皇國之治亂安危は、時運之しからしむる所とは乍レ申、人事之所爲第一候へは、朝廷握權之公卿之胸中に、治亂は胎居候事と存候、何分內々從二其方一靜逸へ此書狀見せ、猶又御門等へも見せ候而よろし、此意味能々靜逸より、岩倉殿へ申上候樣致度候、慶永才淺力微にして、不レ足レ爲一男なれとも、勿レ負之二字、信義之二字は、眷々服膺候事、兼々其方承知之通に而候、慶永愚案、兼々岩倉卿忠誠も能々承知致居、勿レ負信義之四字に至候而は、岩卿も兼々之素志は、相伺居事故、何分にも靜逸より申上候樣致度、慶永病多、只爲二朝廷一乍レ恐御最負申上、一言一句も、滿天下より朝廷之事を指さゝせ度無レ之候、臨二發京一拭レ淚歎息、爲二朝廷一早々及二陳啓一候也、

四月四日

昨日も民政局吏へ面會、令二怡悅一候、宜可レ被二申入一候也、

起ておもひふしてそおもふ芦かちる
　難波入江の行宮の□
よしあしの早くわかれて難波かた
　寄ては歸るなみをまつかな

昨三日宇和島より書狀寫、

江戸表今少模樣決候はゝ、當分太政官當地へ可レ被レ移哉と、轉法卿歸坂密語に御座候、人心如何御座候哉、關東御見返し付候はゝ、太政官御移しより、還御之方重疊かと疑惑仕居申候、尙轉法へ尋候心得御座候、下略

私云、追考、此日於二江戸表一御先鋒柳原、橋本兩卿御入城有レ之、御ヶ條書を以、御所置被二仰渡一有レ之、末之本文に詳二記之一、

○五日、今日巳半刻頃、浪華行在所へ本願寺掛所、御出仕、中山中將殿迄天機御伺有レ之、御奏聞之上、態々御下坂、苦勞被二思召一、御酒肴御頂戴之儀、御同人を以被二仰出一、中院大納言殿より、御內々に而、御有合之粽五把御拜領被レ遊、「五辻大夫殿を以被二仰出一、御同人御案

內に而、被レ拜二龍顏一、秋月右京亮殿と御一所なり、態々下坂、苦勞思召、別而御留守中、諸事心配之段、御滿足被二思召一旨、於二天前一、中山殿御申達有レ之、於二御控所一、正親町殿を以、明日陸軍運動天覽之節、御拜見之義被レ仰二出之一、

○六日、今日於二浪華城中一、陸軍運動天覽有レ之、公も爲二御陪見一御出勤有レ之、相濟於二御休所一、御對面被レ爲レ在、此夕直に御乘船、御歸京被レ遊、

○七日、今日申刻過、公浪華より御歸邸被レ遊、

○九日、有馬滯刀來邸、雪江逢對之處、去月晦日發之東報有レ之、大勝兩氏は、存命限り御恭順を以、貫徹之見込に有レ之由、二氏も官軍御護衞には感服、唯御家人邊之不都合には、心配之口氣之由、「總督宮御手元と、參謀との間、甚牢牾となりしは、宮の御威令聊も難レ被レ行故之由、仍レ之浪士體之者三十五十伍をなし、宮の麾下隨從し、彼是百數にも餘るよし、彼輩云、官軍之先鋒は、官軍にあらす奸軍なれは、奸を誅せんか爲に、黨を集る由を抗言する由、今關東に事起らは、官軍之內輪之瓦解、可レ指レ掌勢之由、此輩之御扶助に付而も、宮之御手元、殊之外御逼迫之由、「奧羽筋、佐竹は可レ議之景況あれとも、其他は一圓佐幕論之由、申來れりと云、

○十二日、此日大總督宮、御先鋒惣督、幷參謀其他より、去る四日發之東報有レ之、於二江戶表一、德川氏御所置、一段落相濟たる由を申來る、諸說を集て、當日之次第を略記する事如レ左、

一、西鄉吉之助出府之途中より、直に先鋒之本陣池上本門寺に參着、御示談申上、四日御入城之義、柳原橋本之兩卿より、田安中納言殿へ被二仰遣一に相成由、御當日には、搶に被レ爲レ成候御覺悟に而、兵隊も不レ被二召連一、至而之御輕裝、二卿幷參謀馬上、櫻田內上下總三十人計之由、品川より町奉行馬上に而御先立、府內市中取締り嚴肅、勅使失禮無レ之樣との儀、所々へ張札有レ之、辻々警固之兵隊を配り、恭敬を表とし、內々兵威を蓄へ、美事なる手際之由、扨西丸へ御入城之節、役々多人數麻上下着用、御出迎申上、監察等頻に奔走周旋して、敬禮を警め、田安殿御式臺迄御出迎、御案內に而、大廣間御上段御着座、田安殿は御下段に御扣、吉之助始參謀之面々、御下段に相扣、德川家若年寄大久保一翁御下段に相詰罷在候由、於二同處一田

安殿迄被二仰渡一如レ左、

德川慶喜奉レ欺二罔天朝一之末、終に不レ可レ言之所業に至候段、深被レ爲レ惱二宸襟一、依レ之御親征、海陸諸道進軍之處、悔悟謹愼無二二念一之趣被二聞召一、被レ爲レ垂二皇慈一之餘、別紙之通被二仰下一候條、謹而御請可レ有レ之候、就而は本月十一日を期限とし、各件所置可レ致樣、御沙汰に候事、

右日限既に寬縱之御沙汰候上は、更に歎願哀訴等、斷然不レ被二聞召一、恩威兩立、確乎不拔之叡慮に候、速に拜膺不レ可二異議一者也、

第一ヶ條、

慶喜、去十二月以來、奉レ欺二天朝一、剩へ兵力を以犯二皇都一、速日錦旗へ發砲し、重罪たるに依り、爲二追討一官軍被二指向一候處、段々眞實恭順謹愼之意を表し、謝罪申出候に付而は、祖宗以來二百餘年、治國之功業不レ少、殊に水戶贈大納言積年勤王之志業不レ淺、旁以格別深厚御思食被レ爲レ在、左之條件相立候上は、被レ處二寬典一、德川家名立被二立下一、慶喜死罪一等被レ宥候間、水戶表へ退き、謹愼可二罷在一候事、

第二ヶ條、

城明渡し、尾藩へ可二相渡一候事、

第三ヶ條、

軍艦銃砲引渡可レ申、追而相當可レ被二差返一事、

第四ヶ條、

城內居住之家臣共、城下へ引退き、謹愼可二罷在一候事、

第五ヶ條、

慶喜反謀相助け候者、重罪たるに依り、可レ被レ處二嚴科一候處、格別之寬典を以、死一等可レ被レ宥候間、相當之所置致し、可二言上一事、

但萬石以上者、以二朝裁一御所置被レ爲レ在候事、

右之通被二仰渡一に相成處、謹而奉二拜承一候、尙慶喜へ申聞、御請可レ奉二申上一旨、田安殿拜答有レ之由相濟、若年寄始罷出、御挨拶申上、參謀之向も、大廣間に而、田安殿始役々何も挨拶有レ之、無二御故障一相濟、夕七時比御退城、池上本門寺へ御歸陣相成由、於二城中一、和宮樣より御料理可レ被レ進御支度有レ之處、御斷に而御退出之由、今日德川氏恭順敬禮之至りには、官軍も頗感歎落膽之由、

一、翌五日、於二西丸一被二仰出一左之通、

上意之御書付

昨四日以二勅使一別紙之通被二仰渡一有レ之、恭順謹愼無二二念一之段、辱も達二叡聞一、皇慮之餘、蒙二寛大之御沙汰一之段、實以難レ有仕合に候、素より一同に於て、聖旨遵奉可レ致は、申迄も無レ之候得共、若心得違之者有レ之候而は、不二相濟一候、右は兼々相達置候事に而、今更敎戒にも不レ及儀に候得共、猶又厚相心得、敬慮遵奉可レ致候事、

四月

別紙

明六日　御龍巾樣、水戸殿御屋形へ御退去相心得候面々へ可レ被レ達候、◎權德川實紀を按するに宜しく御退去被遊候間此段爲心得向々へ可被達候事に作るべし

別紙

三大手御門、矢來御門は、御城内と可レ被二相心得一候、

一、此夕容堂君御來話に而、公へ之御密話如レ左、

去月十日、木戸準一郎於二圓山口口一、長薩二侯、幷阿侯、肥之長岡左京公子と、各藩之有志とを會合して、盛宴を張たるは、甚深意ありし事也、他人曾而不レ知二其所以一には、畢竟薩論、德川公を忌憚する事甚敷、大逆無道に座して、罪死に抵らん事を庶幾せり、準一郎其不當なるを患苦し救濟し、一策を施さんと、先つ諸侯有志を合して和親を結び、再會に及んで、此一件を議せんとの心算なりしに、何ぞ圖らん、西郷去月十九日、俄然として上京して、東都之御處分を謀るに逢ふ、三條、岩倉、幷顯問之輩、參朝して其議に及ふ、此時吉之助、德川公大逆といへども、死一等を宥むべき歎之語氣ある故、準一郎其機に投し、大議論を發し、寛典を辯明し、十分之盡力にて、ケ條書等も出來せり、德川公免死之幸福は、準一郎之功多に居るとそ、

一、西郷吉之助會而英國公使に會せしに、公使德川公之所置を問ふ故、西郷答に、大逆無道、罪死に當るを以てす、公使云、萬國之公法によれは、一國之政柄を執りたる者は、罪するに死を以てせす、況や德川公、是まて天下之政權を執りたる而已ならす、神祖已來數百年、太平を致す之畫業あり、德川公をして死に抵らしむるは公法にあらす、新政に此擧あらは、英佛合同、德川氏を援けて新政府を伐つへしといへり、西郷大に驚愕して、爾後宥死之念を起せしとそ、

一、此日辨事局より之布達如レ左、

先般御誓約被レ爲レ在、御宸翰を以御布告被二仰出一候通り、朝政御一新之時に膺り、總而簡易寛略之思召を以、御國體御更張被レ爲レ在度との御事、依而は於二諸藩一も、御趣意を奉二體認一、速に政令を大變革致し、奉レ安二宸襟一候樣無レ之而は、不二相濟一大策勿論之事に候、假令慶元以還、受封之國法制令たりと雖も、當今之時勢に不二相合一之義は、斷然廢棄いたし、一新之基を相立、朝廷諸藩一致之全力を盡してこそ、日新之聖業も相顯候御事に可レ有レ之、然るに朝廷將門之政權を、御取返し被レ遊候てより、復古と申候へは、朝廷之御事而已と相心得候者も有レ之哉に相聞へ、甚以無レ謂事に候、抑各藩朝旨を奉二體認一、一新之基本を建るは、第一舊習因循を看破し、賢才を擧、國政を革るにあり、然るに諸藩多くは任撰を主とせす、專ら門閥を以政柄を爲レ執候より、隨而舊習難レ改、姦吏難レ除之患可レ有レ之哉、今般於二朝廷一も、攝籙門流を被レ廢候之事に候へは、諸藩におゐて、世祿家格を以政事を專らにし、方今之事體に不二相合一、或は庸劣其任に不レ堪向等は、速に廢黜いたし、非常抜擢を以、賢才を登庸し、國政十分改正致候而、皇國一體、復古之御趣意貫徹致候樣、御沙汰候事、

右之通被二仰出一候上は、諸藩速に實効相立可レ申、若容易に相心得、尙因循有レ之向は、品により御取糺可レ有レ之、依而は追々諸藩巡察使被二差向一、改正之政體可レ被二聞召一候、此旨相心得可レ申候事、

四月

○十三日、去る七日江戸表發、草尾一馬より來帖如レ左、

陳者一昨四日、爲二勅使一柳楊二卿御入城相成、田安樣へ、別紙御書付二通御渡に相成、直に御引取に相成申候、

一過日來、西郷返答を頻に御待之樣子に候處、同人より無二返答一、勅使御入込に相成候事、此邊不都合に奉レ存候、全くは西郷にも、大に嫌疑を恐れ

居候由、大一殿咄しに而候、大一殿にも今般被レ
レ命二水戸表御供一、來る十日出立被レ致候事、治定
致候由被二申聞一候、爲二國家一東地へ相殘候樣、同
席其餘之邊にても、種々議論も有レ之由候得共、
何分東臺に而、是非共一翁御召連被レ成度との御
沙汰故、是非に不レ及との事に御座候、此儀は實
に殘念と奉レ存候、夫故今後御文通も難二出來一事
に可二相成一旨、宰相樣へ、一書被レ呈度由候得共、
未た認も出來不レ申、何れ出立前には、一書指上
との趣に御座候、扨年來之御懇意にも被レ爲レ在、
今般は何十年相立候而被レ歸候事歟、更に前途
不二相分一趣被レ申、實に落涙之至に御座候、心中
相察申候、且爲二國家一實に可レ惜事と奉存候、下略

○十四日、此日薩藩より廻達如レ左、

諸侯參朝制度之儀は、追而可レ被二仰出一候へ共、去
冬以來引續き、別而當正月三日後、不二容易一御時勢
立到り、迅速上京、今以滯在、王事に勤勞せしめ候
段、神妙之至に思召候、然る處、方今物價騰貴之折
柄、徒に致二疲弊一、往々藩屏之任難レ堪樣立到候而
は、實以不二相濟一事に付、差向き御用無レ之面々は、

御暇被レ下候、就而は歸國之上は、先達而御誓約被
レ命二水戸表御供一、來る十日出立被レ致候事、治定
致候由被二申聞一候、爲二國家一東地へ相殘候樣、同
席其餘之邊にても、種々議論も有レ之由候得共、
何分東臺に而、是非共一翁御召連被レ成度との御
沙汰故、是非に不レ及との事に御座候、此儀は實
に殘念と奉レ存候、夫故今後御文通も難二出來一事
に可二相成一旨、宰相樣へ、一書被レ呈度由候得共、
未た認も出來不レ申、何れ出立前には、一書指上
との趣に御座候、扨年來之御懇意にも被レ爲レ在、
今般は何十年相立候而被レ歸候事歟、更に前途
不二相分一趣被レ申、實に落涙之至に御座候、心中
相察申候、且爲二國家一實に可レ惜事と奉存候、下略

○十四日、此日薩藩より廻達如レ左、

諸侯參朝制度之儀は、追而可レ被二仰出一候へ共、去
冬以來引續き、別而當正月三日後、不二容易一御時勢
立到り、迅速上京、今以滯在、王事に勤勞せしめ候
段、神妙之至に思召候、然る處、方今物價騰貴之折
柄、徒に致二疲弊一、往々藩屏之任難レ堪樣立到候而
は、實以不二相濟一事に付、差向き御用無レ之面々は、
負擔大奔竄不レ可レ言候、會津益强梁、小笠原、松山兩家、桑名、大多喜五侯
籠城、北越追々殉下連衡仕候樣子、會津兵、白川、宇都
宮、關宿邊へ出陣、官軍來迫を相待居候、奥羽諸藩
戮力捍禦之策と申事に御座候、奥羽北越人心鼎沸
仕候、猶追々可二申上一候、

○二十日、今日公爲二天機御窺一御參內之處、岩倉殿よ
り公幷正三、德大寺、萬里小路等之諸卿御呼集に而、
於二江戸表一大總督宮九日御入城、十一日には砲艦も
相渡、城も受取に可二相成一、夫に而先つ一段御平定之
姿故、右確報有レ之候は、、皇上にも還幸可レ被レ爲レ在
之御內評有レ之由、

一、此折柄德大寺殿被二申出一候は、唯今關東より報知
有レ之、去る十一日、德川家より軍艦引渡之筈之處、風
雨に而取計難二出來一に付、翌十二日に取極候處、同日
に至り、數隻之軍艦何方へ隱去候哉、行方不二相知一事
に相成、德川氏役々殊之外心配、此節專ら探索中之由
申越たりとの事に而、岩倉卿も大に驚、被二申出一候
は、夫に而は、廿日迄に平定之報告は無二覺束一と、當
惑候得共、猶熟考被レ申候は、當時慶喜は、水戸へ引退
謹愼罷在、江戸城も受取濟之事候得は、右兩條を以、

大總督宮より平定之奏上有レ之樣、急飛を以宮へ申
上、宮より右之申上を以、還幸之御運ひに被レ致度と
の御示談、御一座御同意之旨に而相濟由、

一、右御談濟之上、公官代へ御出勤之處、良有而岩倉
殿其外も御出勤、猶御談之趣は、唯今薩藩之者關東よ
り罷歸、大總督宮より御申越候は、宮も御入城、慶喜
も實に謹愼に而、水戸へ引退に相成、是に而實効相立
有レ之、十二日軍艦脫走之儀は、前以其兆し有レ之故、
船將大に苦慮、何分にも暴行は、恭順之障碍と可二相
成一段、議論を盡し及二詰得一候得共、過激輩更に無二聞
入一、遂に走去候事之由、其跡應接齟齬等、また相殘り
有レ之趣には候得共、大半は平定之姿との事候へは、
行在所は狹少、且追々暑中にも相成候へは、一刻も早
く還幸相成候樣、今日爲二言上一、辨事神山左兵◎多ノ誤衛下
坂に及ひしとそ、

○廿三日、肥前長崎近傍に而、耶蘇教蔓延之次第に
付、長崎裁判所より、見込書を以申達候義有レ之に付、
今日上京之諸侯、不レ殘登官被レ命、於二議事所一總裁、
議定、參與、何も御出座に而、諸口口々へ、左之御書付
御渡有レ之、考慮之上、御請申上候樣、御申渡有レ之、

長崎近傍浦上村之住民、先年來切耶蘇教を奉候者有レ之哉に候處、方今追々繁茂致し、一村擧而右之教を奉戴し、殆と三千人にも及ひ候樣相成、不二容易一大事之儀に付、長崎裁判所より、精々申諭し候由候處、更に悔悟伏罪無レ之趣に候、方今大政更始之折柄、右樣追々蔓延致候而は、實に國家之大害に相成、暫も難二捨置一事件候得者、右巨魁之者相集、尚懇々說諭を加候上、速に悔悟致候はゝ、右宗旨之書籍幷像一切取毀ち、改而神前におゐて誓約なさしめ、若萬一悔悟不レ致節は、不レ得レ止斷然巨魁之者數人、斬罪梟首いたし、其餘之者は悉く他國に移し、夫々夫役に相用、所々根底を勦絕し、數年を經て悔悟之實相顯候上、歸住相許候外有レ之間敷歟、實に不二容易一事件に付、聊無二伏藏一、各見込之程言上可レ有レ之、被二仰出一候事、

四月

右に付、公よりの御諚如レ左、

浦上村洋教信仰之者共、斷然之御所置被レ爲レ在義、至當之御事と奉レ存候、併先年舊幕府におゐて所置に及候節、佛國より彼是申立候儀有レ之哉に付、今般之義も、佛國より嚴重申立、却而敎法弘り候樣相成候而は、益以御大事之儀に付、別而被レ盡二衆議一、至當之處を以、御裁決奉レ願候事、

但閑叟儀は、兼而長崎之事情、幷外國之事も功者故、昨日大久保一藏言上仕候、洋教を奉し候者、所置被レ成候と同時に、佛國へ右國禁を犯し候者故、可レ處二刑戮一段、可レ被二仰遣一との儀、一應御尋問被レ爲レ在、猶伊豫守幷外國掛りへも、御申談御座候樣仕度、萬一佛國、陽には公法に服し、陰に叛謀を助け候樣之儀有レ之而は、不二容易一御事と杞憂奉レ存候間、此上篤と御評議被レ爲レ在、應接振等も、斷然御定盤に相成候樣仕度候事、

四月　　御實名

○廿四日、今朝岩倉殿へ、青山小三郎被二指出一候處、關東之御所置、公思召御一杯之處、御書取御指出に相成候樣、吾藩徹士之面々も、同樣相心得可レ申旨、御申聞有レ之、肥前老侯へも御同趣、岩倉殿より小三郎を以、御申入に相成由、老侯御不例中、御病床に而御逢有レ之、前條之次第申上候處、御跡目之處は御存分可レ被二仰上一候得共、御高之處は、何分御申出衆被レ成候

に付、明朝迄御勘考可レ被レ成との御儀之由、

一、公御登官之上、岩倉殿へ御直對、御跡目之御談に相成候處、尾は何方も不受に而、迚も適ひ不レ申、田の方は、宮舟天璋尼公も、頻に御願之由御申に付、公にも、田鶴公は御幼少御儀故、何と申御子細も無レ之候へ共、黃門公御執權に而は、弊後之御繼口は難二相適一候へは、黃門公は御關係無レ之、御家政向は、大久保勝等へ御任用相成候はゝ可レ然と御答、猶御書取可レ被二指上一と御約之由、

一、此夜雪江より、岩倉卿へ密啓如レ左、

謹而奉二啓上一候、今朝小三郎迄御垂問之趣、誠以難レ有仕合奉レ存候、右に付、先つ指向き候儀を、御含迄に奉二謹啓一候、御下問之廉は、明朝可レ奉二言上一と奉レ存候、

德川家之御所置は、治亂之境に而、御偏倚相成候而は、天下之人心居合兼、始終之御安心無二覺束一候得は、何分にも公論に被レ附候樣と申儀は、諸藩有志一同之希望候得共、御時勢に憚り、窃に叫き合候迄に而、開口仕候者は無二御座一處、此度衆議公論を被レ爲レ執、御裁決被レ遊度との御儀は、最早治安之御基本相立候處に而、皇國之御爲、無二此上一恐悅、歡天喜地、不レ知二手舞足踏一次第に御座候、右に付奉二申上一度奉レ存候は、公議とは乍レ申、先日以來未た御場席馴れ不レ申故、衆人不レ顧二前後一、心肝吐露仕候樣には至り兼、意中盡き不レ申儀、萬々に御座候、此度抔之儀は、他日之遺憾御座候樣に而は、折角之御盛意も、形迹計之事と可二相成一候へは、明日之處は、一同へ御趣意柄篤と被二仰渡一、銘々存寄之次第、聊無二伏藏一書面へ認、名元不二書載一封物にいたし、一兩日後局々取集指出候樣、被二仰聞一候はゝ、何も本心之儘、無二懸念一申上候樣可二相成一候、左樣無二御座一候へは、衆議には相成申間敷、何分にも匿名書面に相成候儀、公論を被レ爲レ執候第一義と奉レ存候、尤御急被レ遊候而は、是亦意中を盡し兼候へは、衆議之爲御後れに相成候而も、衆人之知る處候へは、決して異議は無二御座一候、扨相揃候上、御開披有レ之、多分を以御伺に相成候而、速に聖斷被レ爲レ在候樣無レ之而は、御衆議之詮無二御座一と奉レ存候、

一在京諸侯は勿論、在國在邑之向は、詰合家來共より、封書指出候樣被レ命、一人に而も廣く御下問相成候儀、人心歸服之專一と奉レ存候、以上、

四月廿四日夜　　中根雪江

○廿五日、辨事より傳達如レ左、

在京諸侯へ

德川慶喜、段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之實効相立候はゝ、慶喜之處分、且家名被二立下一候に付、相續人幷祿高之儀、衆議公論を執て、御裁決被レ遊度思召に而、議事有レ之候間、明後廿七日巳刻迄に、各見込之儀封書に致し、重臣を以、太政官代へ可二差出一樣、被二仰出一候事、

四月廿五日

諸藩貢士へ

德川慶喜、段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之實効相立候はゝ、慶喜之處分、且家名被二立下一候に付、相續人幷祿高之儀、衆議公論を執りて、御裁決被レ遊度思召に而、議事有レ之候間、明後廿七日巳刻迄に、各見込書取候而、太政官代へ出參可レ致樣、被二仰出一候事、

一、同時岩倉殿より、開示相成候御書取如レ左、

具視（◎岩倉公實記曰、卽に連書せり、）

竊に考るに、創業經國之大活法は、尋常規律を以處すへからさる事あり、何んとなれは、今一人私に人を殺すものあり、官吏捕へて法を加へんとするに當て、其人薙髮垂泣して死を謝すとも、法に於て猶免るへからす、況んや慶喜恐多くも萬乘の兇敵、現に御親征、聖體を勞し玉ふ程の罪人なれは、必其身首處を異にして、大義を天下に明らかにすへし、豈惟悚謝を以て、其罪を免すへけんや、是法律の明白正著、論を待たさる所なり、然るに創業の功は、國を治むるにあり、國を治むる要は、民を安んするにあり、故に寬洪至仁の聖旨を以て、古來尋常の規律によらせられす、非常の大活法を行はせられ玉ふなれは、今目前見る所の異同に因て、當否を論し難し、只事の難易、勢の緩急に因て、宜を制すへし、

畢竟其家祿の多少に至つては、我に於て深く得失をなすに足らさるに似たり、只至急とする所は、至仁の聖旨を奉し、萬民を安んするにあるへし、尤天下萬姓頸を延て聖斷を仰くの秋ゆへ、各能此意を體して、公議を盡さんことを欲す、

四月

一、今朝雪江より靑山小三郎を以、岩倉殿へ指出書面如レ左、

德川氏相續之者は、尾張元千代と申上度奉レ存候處、日誌之趣に而は埒明不レ申、殆當惑仕候、此上は田安龜之助候得共、德川家も新たに御繼口被二成下一候折柄、幼少と申、田安中納言政柄を執候而は、迚も一家は治り不レ申、左候へは、中納言は家政に關係不レ仕、紀之末家左兵衛督へ後見被レ命、同人見込に而、有志之者及二選擧一候はゝ、不都合之儀も有二御座一間敷と奉レ存候、

一祿之儀は、德川氏臣民存亡に係り候所に御座候故、天下萬人、近く長州之御所置に比較、傍觀仕居候儀候へは、何卒聊も御偏黨不レ被レ爲レ在、王道坦々之御所分に被レ爲レ在度奉レ存候、右に付

議し試候へは、長州先年一件、禁闕發砲は一日に止候へ共、大擧上迫之計議は、一朝一夕之事にも無レ之儀は、德川氏臣子は勿論、擧世之知る所に御座候、當今之慶喜妄動一件、錦旗に向ひ放砲は、數日に相成候得共、實は一朝之怒り不レ可レ忍之過失に出候儀は、正敵御承知も被レ爲レ在候通に候、是亦擧世之目擊親聞仕居候處に御座候、是を秤量致候へは、德川氏之方輕くても、重くは無二御座一候、然る處、長州父子は、悔悟謝罪之道相立、極寬大之御所置を以、如二當時一に御座候、德川氏も、慶喜謝罪之實効も相立、追々被二仰出一之趣を以論候へは、極寬典候へは、長州同樣、祿如レ故に可レ有二御座一儀、夫に而も、慶喜妄動之罪科により、幽閉被二仰付一候丈け、長州とは重く相成申候、是第一等之寬典と奉レ存候、又長州は、伏罪後數年謹愼之譯も御座候故、例外之寬典に仕り、抑先年一旦朝敵に相成候砌、尾張大納言總督に而、國界迄押詰、謝罪狀差上候節之形勢、方今之關東に齊し、此時は祿三の一を可レ被レ削歟之御內定に有レ之と申儀は、擧世之申唱へ居候

事候へは、此比例を以、德川氏之舊領三の一を被
レ削候はゝ、「動きなき至當之御寛典と奉レ存候、
乍レ併猶紛紜之儀も御座候はゝ、的當之目途は
無二御座一候へ共、俗に申、しらすは半分と申如
く、舊封之半を被レ削候はゝ、長州に比候而は、嚴
重之刑典と奉レ存候、是を口候而は、德川氏臣子
之死生存亡にも拘り候へは、臣子は勿論、東賊之
黨類も聖恩感戴悅服之所へは至り兼、天下之見
る處も、御偏倚無レ之とも難レ申可レ有二御座一と奉
レ存候、尤是迄世に八百萬石と申唱候へ共、實積
夫程は無レ之哉にも相聞へ候得は、多寡を石高に
而被二仰出一候而は、御不都合にも可二相成一候へ
は、舊領其儘なれは論も無レ之、被レ削候共、大凡
之石高御取調らへ之上、譬へは、舊領之內、關八
州幷駿、遠、甲、參等、國名を以被二仰出一候方、御
至當に可レ有二御座一と奉レ存候、たとひ如何程被
レ削候共、久能、日光之兩處は、領地に被二仰出一
候はゝ、德川主從は不レ及レ申、普天下、御仁聖之
恩澤を可レ奉二感戴一儀と奉レ存候、臣之公議如レ此
御座候へ共、公議之通被二仰出一候はゝ、朝廷之御

賄ひ、如何程可レ被レ爲レ成哉、見留無レ之恐入候
次第に御座候、乍レ去朝廷に而被レ成方不レ被レ爲
レ在候迚、條理におゐて、御削り被レ成間敷之土地
を、御削り可レ被レ成筈は無レ之、此處極困難に御
座候、愈條理御削り被レ成間敷に相決候はゝ、朝
廷は全國之力を以、御賄筋相立候儀、無レ私王政
之御所置にも、可レ被レ爲レ在二御座一歟と奉レ存候、
是等之義、至仁至惠、至公至愚之高慮に奉レ甘、春
來貯置候胸中之雲霧、一時に吐露仕候へは、今日
絕命に及候而も、聊遺憾無レ之、身後迄も重疊難
レ有仕合奉レ存候、死罪頓首、

四月廿五日　　中根雪江

○廿七日、今日在京諸侯、幷諸藩貢士より指出封書、
御採收有レ之、

私云、窃に聞レ之、相續人は尾、紀、越之嗣望多く
有レ之、秩祿高之儀は、最下三萬石、最上三百萬石
之由、

○廿九日、追々之時勢、公御感慨に不レ被レ爲レ堪、今日
御上表如レ左、

臣慶永感慨涕泣之餘、謹而奉二言上一候、昨年十二月

九日、王政御復古之大號令を被レ爲レ發、更始御一
新、夫々御制度相立、太政官御再興、三職幷分課八
局に被レ爲レ定、實に神武帝以降之御大業に而、天下
億兆は勿論、西洋諸州迄も、拭レ目覩望罷在、萬民苛
政之域を免れ、再昇平の日月を仰き、安堵の思をな
し、利用厚生の聖政相行はれ、遂に海外諸州と可二
並立一の皇德、一地球中に冠絕たるの御盛業、不
レ待二歲月一而可レ見儀と、天下欽仰罷在候、然る處、
方今の太政官の景況相窺候に、庶政次第に繁務、追
追之勅諭、幷御沙汰書等、被二仰出一候へ共、乍レ恐今
日迄、萬民安堵仕候程の御實行不レ被レ爲レ在、衆人
實に方向を失ひ、渺々たる滄海、無レ棹の扁舟の心
地に御座候、其諸侯伯の情態、徒に用なくして在
京致居も、畢竟朝廷の譴責を畏れ候より、安に勤王
を唱へ、各國邑富強の根本たる政務を廢し、領下民
庶の膏血を絞り、無益に滯在の冗費に供し、東奔西
馳、殆無二寧歲一、加レ之藩士を以て徵士とし、其人員
若干に至る、況や裁判所の如きに至りては、所レ謂
後來屋大不レ掉、李唐藩鎭の般鑑、實に不レ堪二悲歎
至一候、伏て惟れは、往昔の人を用ひ玉ふこと易簡

にして、全國の官人幾十名に過きす、和漢古今、創
業の聖帝明王、其人を用ふる、必然英雄を撰擇して
これに委任し、而狐疑掣肘することなし、僚屬も亦
幾人に過きす、近德川氏の制度、雖レ不レ得二其宜一、今
日の紛擾に至らす、即今御初政の時に當つて、任重
する者一二人に過ささるへし、これを贊助の者又
三五人に過ささるへし、人を用ふる安に多けれは
必支離す、支離すれは事を誤るに至るへし、萬一目
今の形勢、一度瓦解するときは、億萬の生靈流離顚
沛、塗炭の苦に陷沒す、これ千歲の遺憾にして、臍
を噬共不レ可レ及の悔に御座候、是慶永悚栗流涕する
所にして、臣其職掌に當りかたく、進退實に相谷
り、心思迷亂、不レ堪二哀痛之至一候、仰願くは、從レ今
御政治、條理判然たる皇國の御基礎被レ爲レ立、目的
分明に被レ爲レ在度奉二至願一候、就而は、簡易の御
制度、御委任の人材、不レ顧二恐懼一、愚衷以二別楮一奉二
言上一候、臣慶永不レ堪二怖懼之情一、誠恐誠惶頓首々
々、謹而拜表して以聞候也、

四月廿九日　　御實名

三條大納言殿

一、此日、前橋藩四天王兵亮參邸、關東之模樣愈騷々敷に付而は、何卒早々御宗家之御所置相定候はゝ、自然鎭定之運ひにも可二相成一に付、於レ公何とか御周旋被レ爲レ在候樣被レ成度と、前橋侯御心付之由に而、風說或は探索之書面指二出之一、其大概は、關東に而、會始東兵强盛、小山戰爭、官軍一敗之後は、宇都宮、館林を乘取、追々勢强大之由、前橋侯上總御領分も、脫走等兵來迫、種々難題申出、甚困窮之次第に候へ共、官軍之援助も六ヶ敷勢に付、德川家へ申乞ひ、松平太郎來つて及二鎭撫一、稍靜定之運ひ之由、右等之形勢、不二容易一相聞に付、公御登官之上、岩倉、德大寺兩卿へ、御所置よりして、德川臣民安堵可レ致之兆相見へ候へは、早々至當之御所置被二仰出一度、且還幸之儀、一日も早く不レ被レ爲レ在候而は、今後之御運ひ方、如何可レ被レ爲レ成哉と、御案勞之旨、懇々御談論に相成、御嘉納は有レ之候へ共、御信用之程は、御度り兼被レ遊候御旨なりき、

水戸藩黨爭始末

序、

古今朋黨の爭多しと雖とも、未た曾て水戸藩に於ける結城藤田兩黨の爭ひの如く慘虐なるものあらさるなり、豈啻父子相屠り兄弟相戮するのみならむや、幾んと胎を剖て遺腹を索めんとするに至る、慘の至り虐の極と謂ふへし、世上其頗末を記したる書に乏しからす、然れとも大抵甲黨の手に出てされは乙黨の筆に成るを以て、褒貶毀譽各々一黨に偏し平正を失ふ、偶々局外者の手に成る者も、亦名義の美に拘して事實の眞を遺れ、是非の判、抑揚の議、多く權衡を誤る、皆以て正史實錄と謂ふを得さるなり、予常に以て憾みとなす、頃者水戸藩黨爭始末を得て之を讀むに、叙事簡明、議論平正にして、偏頗の病較少なし、其體例記載、缺失遺漏を免れすと雖とも、以て黨爭の顚末を見るに足る、實に此の種の書中に在て希れに觀る所なり、書著者の名なきを以て、何人の手に出つるを知る能はされとも、想ふに當時隱君子あり、一藩黨を分ち抵死爭鬪するを見て、心之を屑とせす、其見聞

する所を記述し、間付するに斷案を以てし、篋底に祕したるもの、偶々世間に流傳せしならん歟、蓋水戸藩の黨爭は、幕府覆亡、王室中興の素因を爲したるものなり、故に明治維新の由來する所を知らんと欲せは、必す水戸藩黨の盛衰消長せし所以を知らさるへからす、乃ち此の書の如き、時態の變遷を觀察するに於て、益する所實に尠しとせす、且近世政黨の爭鬪日一日より甚しく、往々血を流すに至る、彼の水戸藩黨爭の寬宥に始まりて遞次峻急に赴き、慘虐を極むるに終りしと粗相似たり、今にして之を救はすんは、其患害底止する所を知らす、苟も有識の士、經世に志しある者、此の書に鑑みるあらは、慘禍を未然に防き、大弊を旣成に除くの策を講するに於て、未た必すしも參考に裨補する所なしと謂ふへからす、是余か自ら揣らすして此の書を校訂し、之を活刷に附し、以て同好に頒つ所以なり、明治二十六年十一月念五、梅花書屋の南軒に於て、介洞居士識、

上卷

緒言

無名氏著

抑水戸の黨派は、立原翠軒、藤田幽谷か學派の異同に濫觴し、結城寅壽、藤田虎之助か政權の爭奪に大成し、市川三左衛門、武田耕雲齋か戰鬪せしに依て峻烈を極め、武田金次郎等か市川の黨を殺戮し、殆と之を殲殺にしたるに依て終りを告けたるなり、然れとも骨肉相屠り朋友互に殺したるの怨恨は、國民の骨に銘し髓に刻まれて長く消滅せす、餘毒今日に存して、一鄕の裏、一閭の間、動もすれは反目疾視するの狀あるもの、亦實に已むことを得さるなり、蓋天保甲辰より明治戊辰に至る僅々廿餘年間に、兩黨の人士を殺戮せしこと、其幾千人なるを知らす、屍骸は積て山を爲し、流血は漲て川を爲す、今日水戸上下市なる夥多の墓地に、秋の野の薄よりも繁く立並ひたる石碑木標の年月を檢すれは、概皆元治慶應の際黨派の禍に罹り、愛國忠君の心事不幸にして天人の諒する所とならす、恨を呑て刀下の鬼となりし志士義徒の墳墓

にあらさるなし、誰か之に對して黨禍の慘虐峻烈なるを嘆して寒心酸鼻せさる者あらんや、

立原藤田學派の爭闘

西山源義公大日本史を編輯せらるゝに當り、多く天下の鴻儒碩學を聘召せられしかは、安積澹泊、三宅觀瀾、佐々宗淳、栗山潜鋒の諸士一時蠭出し、水戸文學の盛隆海内に其比を見さりしか、義公即ち世の後は文星も次第に凋謝したりしかは、振はさること數世に及ぬ、寛政年中立原甚五郎(後翠軒と號す、)出て彰考館總裁となり、該博の學識と豪邁の氣象とを以て文運の衰頽を挽回し、後進を誘掖奬勵し、人材を薦擧することを力しかは、其門下より出て鴻儒能吏となりし者頗る多し、藤田次郎左衛門(後幽谷と號す、東湖の父なり、)の如き亦其門下の一書生にて、出藍の譽れあり、翠軒の薦引に依り、文公之を拔擢して彰考館生員に補す、後次第に用ゐられて史館の總裁となる、嘗て修史上に付き立原と意見を異にせしことあり、漸く師を凌くの實蹟露はれしかは、立原怒て弟子の籍を削る、此に於て藤田は別に旗幟を建て立原に抗敵せり、是より原田兩派互に相排擠し、爭議殆と寧日なし、既にして翠軒は職を罷め幽谷之に代り、藤田の黨益々振へり、然れとも此際の爭は單に學問上に止まり、立原派を史館より放逐し去り、其學風を撲滅せんとせしに過きす、政治上に及ふことはなかりしか、幽谷の子彪(東湖、)政權を掌握するに及んては、最も立原派を擯斥し、之を官途より一掃せんと試みたり、此の時に當つて彪と政權を爭ひしは結城寅壽(名は朝道、)にて、結城の薦引せし所の人材には、立原派の者少なからす、此に於てか學問上の黨派と政治上の黨派と相混して、藩廳の上に相軋轢し、日夕掊克爭鬩せしかは、次第々々に熱度を增し來つて、遂に潰裂四出、復た收拾すへからさるには至りしなり、

水戸藩内黨派分裂の事は、早く藤井紋太夫の不軌を圖りし時に濫觴せしものゝ如し、紋太夫名は德照、明人朱舜水に就て學ひ、才幹衆に越へ、深く義公に信任せられしか、晩年非望を企て、義肅兩公御父子を離間し奉り、自己益々政權を專らにせんと欲し、黨與を募り種々計畫する所あり、事露れて義公の爲めに手討にせられたり、然るに紋太夫は前に云ふ如く、學問才幹も並々ならす、且は最初義公

の信用さへ厚かりし事ゆゑ、其企圖(くはだて)の不良なるに拘らす、之に黨與せし者頗る多く、名門巨族にも一味せし者數多ありて、此藤井黨と正義黨とは、久しき間相軋轢し居りしことなれは、藤井の敗れし後も其臭氣は容易に除き去らす、同藩の士籍に列しながら、互に反目疾視するの狀あり、後年黨派の慘禍は全く此裏に胚胎せしものなりと云ふ、或は然る事情もこれありしならむ歟、扨又藤井の企圖は、幕府の繼嗣なきに乘し、肅公を幕府に入れて將軍と爲し、自己閥老となつて海内の政權を專らにせんとするにあり、其には物堅き義公は大望の邪魔となる故、如何にもして之を除かんとて、積年の恩義を遁れ、種々の惡策をも立てたる者なりと云ふ、其心術の惡むへきは云ふ迄もなけれと、其志望の大なるに至ては、藤井も亦一個の姦雄と謂ふへきなり、

立原翠軒の傳

立原翠軒、名は萬、字は伯時、通稱を甚五郎と云ふ、父祖世々水戸藩に仕ふ、翠軒延享元年六月八日を以て生る、幼より學を好み、剋苦精勵常人の堪ゆる所にあらす、嘗て書籍を謄寫するに、一日六十葉の多きに至りしと云ふ、久しく彰考館總裁の任に居り、一國の文柄を操り、後進を誘掖奬勵して薦擧尤も力む、其義公以後一旦大に衰へたる水戸の文學を恢復し、上元祿の遺緒に繼き、下天保の盛隆を啓きたるものは、翠軒の功實に多きに居る、六十二歲にして其職を罷め、文政六年三月十四日江戸に歿す、享年八十、嘗て自ら碑文を撰み、之を駒込海藏寺に建つ、其中に言へるあり、海藏寺裏一片石、石面所ㇾ題、爲二子孫畔展之望一、破則改立、不ㇾ立亦無ㇾ煩、茫々天地、神遊無ㇾ不ㇾ之、嗚呼已矣、云々、以て其養ふ所を見るへし、當時の名儒柴野栗山、古賀精里、賴春水、菅茶山、岡田挺之、神保行簡等の諸人と交り深く、名聲文壇に籍々たり、藤田幽谷、小宮山楓軒、伴部松里等皆其門下に出つ、幽谷を破門せし時、君公一日(あるひ)翠軒を召して、破門を許すへき旨を諭されしに、翠軒色を正して申しけるは、臣として君命に背き奉るへき樣なけれは、謹て御請致すより外なけれと、臣の心中は飽迄許し難き者と存し込み罷在り候と述へけれは、公も嘆息遊はされ、心服せさる者ならは强ゆるも無用の事なりとて、沙汰止

みになりしと云ふ、後年翠軒老病にて命旦夕に迫りしと聞きしかは、幽谷自身其家に抵りて罪を謝し、今生の御暇乞に只一目御目にかゝり度と言ひ入れしに、翠軒聲を勵まして、我眼睛の黒からん間は、彼か如き恩知らすの人を見ること思ひも寄らす、疾々追返せと怒りければ、幽谷も是非なく立歸りぬ、扨翠軒の病愈重りて簀を易へんとするに望み、其子任(通稱任太郎、杏所と號す、)を枕邊に呼ひ、藤田次郎左衛門の才學は、一藩其右に出つる者少なかるへく、殊に其悴の虎之助は、志氣英拔、決して凡庸にあらす、左れは予の死せる後は、其方彼等父子と交ること勝手次第たるへしと云ふ、以て翠軒の鑒識に富めるを見るへし、翠軒軀幹魁偉、其容貌廣額深目、高顴隆準、眼光爛々として人を射る、晩年渡邊崋山か寫せる肖像、今某氏の家に在り、神色活けるか如く、之を壁間に掲くれは、兒童の如きは恐怖遂巡して敢て近かさる程なりと云ふ、

翠軒の子任と藤田彪とは、至て懇意に交はりしこと、常陸帶其他の諸書に就て見るも明かなり、扨又任の子朴二郎(名は璽、)彪の子小四郎(名は信、)も亦肝膽相許すの交りありしか、元治甲子、武田市川爭闘の際には、二人共に武田と進退を同ふし、立原は水戸にて討死し、藤田は敦賀にて斬れぬ、其組は甲乙兩黨の首領として、一藩爭闘、骨山血海の端緒を啓き、其子は宿怨を捨て親友となり、且つ共に烈公の知を受けて國政に參與し、其孫は遂に一身を以て黨爭の犧牲に供す、天道原田の兩家を假りて報應の理を示すものに似たり、亦一奇と謂ふへきなり、

藤田幽谷の傳

世上に所謂水戸學なるもの、其根源は西山源義公に依て啓かれしことは云ふ迄もなけれと、之を振作擴張して海内を風靡し、遂に明治維新の基因となるに至らしめたるものは、藤田幽谷與て力ありと謂ふへきなり、幽谷名は一正、字は子定、初め與助と稱し後次郎左衛門と改む、水戸の下谷に生る、少ふして大志あり、刻苦して學を勤む、家極めて貧しかりしかは、下市七軒町の古着屋某方の丁稚となりしか、荷物を背負ふて花主を廻るにも、途中書物を讀みながら歩行き、寸時も學問を忘らす、立原翠軒之を憐れみ、自身の家に養ふて教授す、幽谷時に年十三、是れより專ら力を讀書に用ゆることを得、學業大に進む、尋て翠軒の薦擧に依て文公に知られ、彰考館の生員に補せらる、幕府の執政白河侯(松平定信、)其文辭を觀んことを求む、幽谷爲に正名論を著はして君臣の大道を道ふ、時に年十八、親の喪に居り酒肉を御せさるもの三年、古人居喪の事を論著して以て父子の大論を述ふ、此の時に當て廣舶數々蝦夷地方に至る、幕府諸侯に令して備を設く、然れとも昇平日久しく、文恬武熙、復外患あるを知るなし、幽谷深く廣情を察し、奮然膺懲の策を講し論建する所ありしも、年少く位卑く、言忌諱に渉りし故、不敬に座して廢黜せられしかは、退て賢豪奇傑の士と交はり其議論を上下す、高山正之、蒲生秀實の徒と相聽ふこと最も深し、三歳にして舊職に復せらる、時に文公文學を崇尚し、義公の緒を繼き大日本史編纂の業を終らんとす、幽谷仍て修史の始末を論述し、以て義公深意のある所を明かにす、武公封を襲くに及んで、高橋廣備と同しく史館總裁となり、鉛槧の餘暇には出入諷議し、頗る其言を盡すことを得たり、哀公の時、班を通事に進めらる、幽谷久しく史局に在り、大は神聖經世の迹より、細は地理譜牒の願に至る迄、考據明確にして前人の未た發せさる所を發し、大日本史刊修の事に於て功勞極めて多し、文政九年十二月朔、病を以て終る、享年五十三、幽谷國體を論するの言に曰く、有二天地一然後有二君臣一、天朝自二開闢一以來、擁二神器一、踐二天位一、皇統綿々、傳二之無窮一、民仰二天朝一、與レ天一矣、以奉二戴天孫一、天皇之尊、宇内無レ二、是豈夷狄邪民之所二得而干犯一哉、神聖建レ極開レ基、文レ之以二堯舜周孔之道一、邦家之治、日趨二文明一、(中略)人能尊二天朝一、而崇二周孔之道一、則國體以明、彝倫以叙、然後政教俱全、而人心純一矣、云々、以て其學風の一斑を窺ふへきなり、丹氏を娶り二男五女を生む、長子熊太郎夭す、次は彪、字は斌卿、通稱貢之助、後誠之進と改む、海内稱して東湖先生と云ふ者是なり、幽谷門人甚た多し、而して豐田亮、會澤安、最も顯はる、會澤憩齋と號す、文政中、新論を著はして尊王攘夷の大義を明かにす、其文雄大、其旨醇正、風聲天下を鼓動し、一時稱して天保學と云ひ、四方の士、風を聞て起る者數百人、王室の衰運を挽回して以て明治中興の偉業を贊助せしもの、未た

必しも議論振發の力に依らすんはあらす、而して其本源に遡れは、幽谷の功亦多しと謂ふへし、近時二人へ贈位の恩命ありしは、全く此の功勞を表旌せられしものならむ、

立原藤田兩派の爭點

涓々の水も治めされは遂に滔天の變を釀し、一燈の火も收めされは能く萬家を灰燼にすと、水戸の黨爭の如き是れなり、始めは其爭點大日本史編纂上に留まり、眞に涓々の水、一燈の火に過ぎさりしか、此水と火は次第に勢力を增大し、遂に滔天の變、萬家の災を釀し成したるなり、先ず是翠軒か史館總裁の職に在りし日、館員に高橋又衞門(名は廣備、字は子大、)と云ふ者あり、又衞門仔細あつて深く翠軒に恨を含み、如何にもして翠軒を黜けんと、密に其間隙を伺ひ居る折柄、偶史館に於て三大議論なるもの起り、館員は兩派に分れて甲論して乙駁し、恰(さ)なから鼎の沸くか如くなりし、今其事の元を繹ぬるに、文公は襲封の始めより、義公の緒を繼て大日本史纂修の業を終らんとして、頗る成功を急かせ玉ひ、史館の總裁なる翠軒を召して其意見を下問ありしに、翠軒左程事の終結を急かせ給ならは、大日本史紀傳の成功次第、一先史館を閉ち候事然るへしとの意見を述へて退きぬ、次いで藤田幽谷を召して意見を尋ねられしに、元來義公御編纂の御主旨は、紀傳志表を具備せらるゝに在り、然るに今紀傳の成功次第館を閉ち、志表を作らすとあつては、義公の御志遂けさるものにて、尤も然るへからすと陳述せり、此に於て館内の議論二つに分れしかは、スハ時こそ來れりと高橋は大に喜ひ、内堅く藤田と結托し、外廣く同志を糾合して、志表無るへからさるの議論を主張し、立原を攻めしかは、其勢力中々侮り難く見(み)にける、此時又史の題號に付き、之を日本史と命(なづ)くること面白からす、別に適當の名を撰むへしと云ふことと、紀傳に付したる論贊は、臣子として前代君上の是非を謂にて、穩當ならすとの議論あり、之に修志の事を加へ、日本史の三大議論とは云ひしなり、されは文公にも、始めは兩論の得失如何に惑ひ玉ひし姿なりしか、此際公と立原と君臣の間、故あつて初めの如くにはあらさりし處に、尚又當時の老儒長赤水も志表編修の意見にて、藤田に非されは此事を成すへき學者なしと申上しかは、

文公之を用ゐ玉ひ、遂に立原を退隱せしめ、藤田、高橋の說を容れて志表を纂修することゝはなりぬ、然るに立原の意も志表を不必要とせしにはあらす、現に佛事志の如きは、數十卷の材料を自身に謄寫編集せし程なれは、其編集は要とせしも、文公か事業終結を急かるゝの諮問に逢ひ、さらは紀傳成功を以て一段落となし、志表は追ての事と爲さるへしと、一時權宜の答へを爲したるより、此の失敗を招くに至りしかは、藤田の所爲に慊然たる能はす、彼れ修史上に意見あらは、師友の間柄、殊に同一館員なれは、一應は自身に相談しても然るへきに、左はなくて直に君公に言上し、師匠を賣るの所爲あること不屆至極なりとて、聽て破門義絕したりと云ふ、此時の有樣を或識者の評して、立原、藤田師弟の間を裂きしは高橋の姦才に出てたり、藤田は樸拙にして欺かれたるなり、立原は元藤田を市井より擧けたる人なれは、藤田の師恩に負きたる事を深く怒られたるなり、されは其派の分れしは行爲の上にありて、學問の異同にはあらさるなりと謂はれしは、其實を得たるものならむ歟、又或人の筆記に、高橋は妬心あり、藤田は先輩の非を擧くる事を好む云々、又立原は至て執拗にて、高橋、藤田の議論を容れさる爲めに、文公の意を失ひ旨に忤ふて、隱居する事にはなりしなりと書かれたり、以て三人の性行を概見すへきなり、

或書云、此時何某と云ふ儒員あり、赤水先生の下婢と姦したる事露顯し、立原先生の爲に大に叱られ、深く謝罪はしたれとも、内實は不平に堪へ難く、依て立原の間隙を伺ひ、藤田を煽動して爲したる事か、遂に大變には及ひしなりと、果して然は眞に涓水燎火のみ、而して其結果は彼か如し、幾徵の際豈に戒しめさるへけんや、

勤王佐幕の兩派に分れし原因

水戸の黨派たる、其内實は暫く措き、名義とする處は、一方は勤王にして一方は佐幕なりし、斯く名義の分れし原因は、前節に述る如く、藤田、高橋二人の說文公に用ゐられ、立原は黜けられて其職を罷めしかは、大日本史志表刊修の事業は、藤田、高橋二人の掌裏に歸しぬ、然るに此の日本史の編修たる、其表面は全く文墨一偏の仕事の如くなれとも、其裏面には尊王卑幕と云へる一大事を伏藏し居しものにて、修史の事

業二人の手に歸すると同時に、勤王と云ふ事も藤田一派の專有物の姿とはなりぬ、此時立原派中に在て學問吏才共に衆に挺て、藤田派をして隱然一敵國の思ひあらしめたるは小宮山楓軒（名は昌秀、通稱は次郎左衞門、）なるか、楓軒か畢生の心血を濺て編纂せしは有名なる垂統大紀にて、德川硏府の歷史中、其眞確なるに至ては、此書の右に出つる者なかるへく、（口碑に傳ふ、此書成りて烈公に獻せしに、公一讀せられ、誠に良書なるか、餘りに直筆にて忌諱に觸ること多く、世間には傳播し難し、宜しく祕府に藏すへきものなりと云玉ひしと、）此書の編纂には立原翠軒も補助を與へ、又同派中の文士にて、此事業に同感を表せし者も多かりし、尤も同派は既に史館に容れられさる故、史館外に在て史館の事業と相犯さゝる樣に歷史を編まんとすれは、織田、豐臣又は幕府の事蹟を記すより外なく、仍て幕府の史傳を編述すること此派の特色となり、自然佐幕の念慮も熾んになりしならむ、而して後年勤王佐幕の兩派に立別れし其根源は實に此に在るなり、扨も文政六年三月には立原翠軒歿し、僅か三年を隔て同九年十二月に幽谷歿せしかは、學派の爭鬪も此に一段落を告けにけり、

哀公の薨去、烈公の繼立

文政十二年己丑、哀公（名は齊修、武公の子、烈公の兄、）江戸邸にて病氣重らせ玉ひしか、未た御繼嗣なかりしかは、人心大に恟々たり、此時大將軍文恭公御子數多在しけれは、諸藩へ養子として差遣はさる、水戸藩にても哀公萬一のことあらは、清水侯（文恭公の庶子、）を請ふて嗣と爲さんとするの議あるよし、水戸表へ聞えけれは、一國の有志愕然せさるなく、哀公の御弟敬三郎君の在すに、御養子とは何事ぞと憤り、兎に角江戸に上りて事を謀らんと、山野邊兵庫、藤田虎之助、會澤恒藏、吉成又右衞門、川瀨七郎右衞門、杉山千太郎、戸田銀次郎等、晝夜兼行して江戸に上り、支藩守山侯（松平大學頭、）に就て意見を陳述し、且つ江戸邸の諸有志と共に周旋甚た力む、十月四日哀公薨去、遺書あり朶雲片々と曰ふ、其首めに敬三郎君を立つへき旨を載せらる、此に於て士皆感泣、人心頗る安し、越て八日に至て、幕府敬三郎君を立つることを允すの命あり、國藩大に喜ふ、敬三郎君は即ち烈公なり、此時は一國の大事なる故、立原、藤田の兩

派を論せす、苟も有志者は烈公を立つることに盡力せり、前に擧けたる會澤、吉成及び飛田勝太郎、鈴木莊藏、岡崎次郎兵衞等は幽谷の門人にして、江戸に在て尤も盡力せし立原任太郎は翠軒の子、又藤田等と同時に江戸に上り奔走せし友部正介、白石又右衞門、村田彌二郎等は翠軒の門人なり、左れは此時の事件は、原田兩派には關係なきこと明かなれと、在江戸の執政等か、閣老沼津侯（水野出羽守、）の第に出入して謀る所ありしは事實なるへく、且又此時烈公を立つることに熱心盡力せしは、小祿の中士に多く、名門世家にて大祿を食める人々は、至て冷淡なりしか如し、是後年烈公が人材を登庸するに當て、多く新進少年を採り、名門世家を喜はす、終に門閥非門閥の爭端を啓きし一原因となりしことゝ思はる、

天保の新政、人才の登庸

烈公天姿英爽、剛斷果決、才博く文武を綜ね、凡そ劍槍、射御、禮樂、書數、歌詩の類悉く通せさるなく、散樂、放鷹、燒窯、彫刻等の事に至る迄、皆優に之を爲し玉ひしか、封を襲ふの始めより、大に國政を改革せんとの思召あり、首として驕奢淫佚の弊を革めて儉素を

崇尙し、淫聲慢聲の禁を布き、門松、初午、端午等禮俗の侈りに過くるを禁し、家臣の國に在る者は悉く皆綿服せしめ、其江戸邸に在る者も、柳營に詣る禮儀の外、衣服務めて儉薄に從ひ、以て甲冑兵器の用を贍らすへきを命し、又巨室の別業田園ある者には、家臣をして土着せしむへきの旨を諭し、天保八年の春三月十二日には、公諸臣と共に甲冑を着して、東照宮賜ふ所の鎧を拜し、以て軍禮を行はる、未ノ幾大坂に大鹽後素の亂あり、人始めて公の前識に服せりと、十一年國に就き、封內の經界を正し、田畑の反別を改むる事に着手せらる、初威公均田の政を行ひし以來、既に二百年の久しきを歷、經界紊亂、田疇所を易へ、富者稅輕く、貧者役重く、兼並豪奪、其弊勝て記すへからす、公深く之を憂へ、吏民を率ゐて丈量に從事し、五歲を閱して其功始めて成る、又城の第三廓に學校を拂め、名て弘道館と曰ひ、藩士の子弟をして、文武、禮樂、射御、銃砲、操練、醫學、數學等を講習せしめ、秋季冬初には公親しく臨視し、其能否を較らへ黜陟賞罰を行ひ玉ふ、公曩に諸臣をして、甲冑にて具足開きの禮を行はしめしか、是れのみにては未た座作進退

奇正分合の節を試むるに足らさるを以て、三月二十一日諸臣に命し、均服して城南の千束原に追鳥狩を催ほし、公自ら元帥たり、旌旗空に連なり鎧甲日に耀く、觀者(みるもの)震駭せさるなし、是後毎春恆例と爲す、義公の時、國内淫祠多く、僧徒不律なるを以て、法制を定め寺院を破却すること二千七十六、其他社人十八ヶ所、神主十八ヶ所、行人百三十二ヶ所、禰宜百六十九ヶ所、市子六ヶ所を廢却せられしかは、風俗一時澄清せしか、此に至て淫祠復た盛に、僧徒放縦無頼の者多きにそ、公寺社奉行に命して舊章を申明し、神祠の荒廢せるを修め、僧徒の善良なる者を賞し、破戒の者をは之を諭して歸農せしめ、佛寺を毀つもの前後二百數十ヶ所に至る、又巨碣は防海必需のものなるを以て、毎歳内帑を出して鑄造せられしか、財用の給せさるにより、封内の佛寺に諭し、梵鐘銅佛を進獻せしめ、大に攻守諸種の大砲を鑄造せらる、封内の僧侶、公か佛寺を毀ち遂に鐘像に及ふを見て、怨嗟せさる者なし、是公か後年禍に罹るの原因なりし、以上は公か國政上に施し玉へる改良の一端にして、世間之を稱して天保の新政と持囃しけり、

扨此新政を行ふに就て登庸せられし藩士は、藤田派に多くして立原派に少なく、非門閥に多くして門閥に少なかりし、乃ち最も信任寵用せられしは、戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衛門等にして、門閥にして用ゐられたるは、僅に一結城寅壽ありしのみ、太田丹波守、鵜殿平七の如きは、所謂伴食宰相にて、戸田、藤田の鼻息を伺ひ、唯員に備はると云ふ有様なりしかは、巨室世家には此の新政を心に快とせさりし者も多かりし、天保十年己亥、公經界學校等の事務を處理する爲め、明十一年庚子を以て藩に就かせらるる旨發令せらるゝや、巨室世家中、此の令に反對を唱へし者ありしか、其葛藤の結果は、一藩藤田、結城の兩派に分るゝ原因となり、遂に峻刑苛法を同僚朋友の間に用ゆるに至りしそ無惨なる、其詳細は次に說くへし、

門閥派の失敗、結城主盟となる

明年庚子を以て藩に就かるゝ旨の發令は、大に巨室世家を驚かしたり、其故は、此時公は專ら武備を修むることを務め、士大夫を戒め、田祿の多寡に因て兵馬器械を備へしむ、然るに巨室世家皆軍用に乏しくして、充分の準備を爲すこと能はさりしかは、密に議して公の藩に就かるゝを妨けんとは企てたり、而して其理由とする所は、去歳年穀登らす、士人の俸祿を減せられしゆゑ、一國皆生を聊んせす、然るに公藩に就せらるゝに於ては、士大夫職事繁劇にて冗費貨す、爲めに怨嗟嘆息して、心を離し體を解くにも至るへく、然ありては大に公の盛德を損すへし、就ては全く俸祿を賜ふて人心を慰めらるゝか、若然することの出來難きならは、藩に就かれさるの愈れるに若すと云ふにあり、因て番頭物頭の輩を激し、各書面を以て之を政府に申出し、政府より種々說諭ありたるも中中に聽入れさりしかは、遂に制し兼て、此旨委細公に具狀したるに、公以ての外に怒らせ玉ひ、姦人輩比周して君を要することと不屆至極なるに、政府之を制し難ねて寡人に聞すること、尤も不都合千萬なりとて、段々事情を按問せられ、小山小四郎、岡崎某等の番頭物頭を始め、巨室世家及ひ水戸の執政有司にて、嚴譴を蒙れる者甚多かりし、此時藤田虎之介は通事(御小姓頭)にて、尤も公の信任する所なりしか、素より敏捷(すばやき)人物故、斯る場合に惘然(うっかり)其職に在て、巨室世家の怨望を一身に集むること得策にあらすと考へしか、此事を水戸より取次て君公に申上けたる者は江戸有司なるに、今水戸の有司のみ罪を蒙り、吾儕(わたくしども)譴(せめ)に免かれては、面目の水戸有司を見るへきなしとて、罪を引病を移して職を辭し、聽されて史館の編輯となりしか、未た二ヶ月にも盈さるに、忽ち側用人に擢てられしかは、門閥派は益切齒せり、然るに此機會に乘して、突然立原、藤田學派の議論再燃し、其爭閧を政治上に及ほし、藤田派の勍敵と目されし小宮山楓軒も遂に黜けられ、新進黨益々勢力を得、名門世家は殆と顔色なく、一時に屏息せり、然れとも門閥派も無一敗地に塗るゝものにあらされは、竊に恢復の謀を廻らし、一人の主盟を得んと、誰彼れと擇む中に、幸ひ結城寅壽こそ門閥中の才子にして、代々千石を領し、結城氏朝の嫡流にして、當時執政の職に在り、門閥の首座なれは、此人尤も然るへしとて、遂に之を推して主盟とはなしぬ、寅壽は元來非凡の人物なれは、深く烈公の寵任を得、漸々其羽翼を要路に引き、門閥派の勢力を恢復して、殆と新進派を壓するに至り、天保の新政、寅壽の賛畫計營に出てたるもの尠なからす、

左れは烈公には之を併進兩用して左右調停せられしも、積年の爭闘は一朝にして釋然融解すへくもあらす、結城派は藤田派を目するに王安石を以てし、安りに新法を立て國家を破るものなりと云ひ、藤田派は結城派を嘲つて保守黨とし、目するに姦物を以てし、互に成功を競爭するより、其表面こそ一意公を贊けて新政の美を爲さんとする者の如くなれとも、其裏面は兩派互に隙隙を窺ひ、好き折もかなと睨ひ合ふ樣、宛も大倉の硝藥、一道の口火を點するものあらは、如何なる大爆裂を起すやも測り難き危險の姿には立至りぬ、而して烈公の退隱は實に其口火とはなりけり、

烈公の賞賜、水野の權謀

此時幕府にては、閣老水野越前守大權を握て嚴しき改革を行ひ、飛ふ鳥をも落す勢ひなりしか、此越前守元來烈公とは意氣相合はす、兎角に敬して遠さけると云ふ有樣なりき、是は水戸の改革は文政十二丑年より着手せられし事なるに、幕府の改革は天保十二丑年よりにて、遡水戸に後たれは、越前守か質素儉約を唱ひ、富國強兵の爲めとあつて改革沙汰ある毎に、是皆水戸殿の眞似をするなりと、世間より評判せらるゝを厭ひしに因るとは聞ねぬ、されは太田備後守か閣老を免せられ、越前守愈益權を專らにするに及んては、當時在國中の公へ向け、別段の譯を以て其儘五六ヶ年も御在邑被レ成へき旨を達したり、斯て天保十四年三月、日光豫參として公江戸に上られ、在國許可の年限中なから、一ヶ年程も江戸に在つて、世子鶴千代麿君に登城儀式等の事を仕込まれんとの豫定なりしも、越前守には頻りに其速に歸國あらんことを勸め、公より屢々在江戸を請求められしも遂に聽かさりき、何故に越前守は公の江戸に居らるゝを厭ひしかと云ふに、此時越前守か企てたる印幡沼の堀割は、豫算の如く成就せさるのみならす、改革の政治は大に人心を激動し、反對論內外に起て、越前守の困難心痛一方ならさる場合なれは、最初より越前守の改革の餘りに峻急なると、印幡沼堀割に不同意なる烈公の、永く江戸に在つて反對論に贊成せらるゝ等の事あつては、忌々敷一大事なれは、一刻も早く國元へ歸すこと最上策なりと考へ、書簡に面晤に、頻りに其歸國をは促したるなり、されは烈公にも詮方なく、愈歸國の事と決したるに、五月十八日登城すへきの命あり、同日御座の間に於て大將軍(家慶公、)と御對顏あらせ玉ひ、其折仰せ含められし上意書は、

一昨年來國政向格別被二行屆一、文武共不レ絕研究被レ有レ之趣、一段の事に被二思召一候、猶此上御在邑中、御領分末々迄公儀御德化に相靡き、御安心被レ遊候樣、厚御世話可レ被レ成候、依レ之御傳來之御太刀被レ進候、御祕藏可レ被レ成候、且御領分中巡見等の節被レ用候樣、御鞍鐙被レ進候、並に何歟の御用途として黃金被レ進候、源義殿の遺志を被レ繼、益被レ勵二忠誠一候樣可レ被レ成候、

右上意あつて、太刀は將軍御手つから下され、黃金百枚は白木の臺二つに載せて下されける、是越前守か權謀の人に勝れたる處にして、烈公を世に畑たき者とは思ひなからも、當時公の聲望は天下に高く、萬人の齊しく渴仰する處故、之を惡く取扱ふ時は、天下の有志者より惡まるゝの恐れあれは、扨(さて)此の敬して遠さくるの策には出てしなりと云ふ、然れとも諺に所レ謂好漢憐二好漢一にて、烈公は平生水野の行爲を非難し居られしにも拘はらす、翌十五年御自身幕府より隱居を命せられし時には、「水野は我等を惡みしとは云へ、流石才物故、奸吏奸僧等に欺かれて我等を叛逆人とする時は、永世迄名を汚せは、水野在職ならば我等愼隱居には成ましきなり」と宣玉へり、世間に公と越前守とを莫逆の知己なりしか如く思ふ者のあるは、是等の事を謬り傳へしなるへし、前に述る如く、此年幕府の首尾誠に芽出度かりしにそ、歸國の後、有功の臣僚には、其々進班加祿等の恩賜あり、誠に是風雲の遭際、水魚の會合と、君臣上下共に喜ひ合へしか、僅一年にして、翌天保甲辰には大國難起りぬ、天下の險は山にもあらす水にもあらすと、古人の嘆息せしも宜なる哉、

幕府の疑問、公江戸へ召さる

天保十五年甲辰四月十八日附閣老連署の奉書、同月廿日水戸へ到來して、公に參府致さるへき旨を傳へらる、是より前數日、閣老阿部伊勢守、本藩の附家老中山備前守を招て、水戸の政治向に付き數ヶ條を詰問せらる、大略左の如し、

長々在國の事、附籠中瑞龍山參拜湯治の事、

水野越前守と心を合せたりとの事、

於二國元一調練追鳥狩の事、
於二江戸表一二月十二日甲冑目見の事、
松前內願の事、
勝手向如何してあしきとの事、
弘道館土手の事、
揃打鐵砲の事、
浪人召抱たる儀如何との事、
寺々破却之儀如何との事、
國許常磐山御宮、並台徳公御初の原廟、神道に奉祀候事、

其詰問のヶ條に就いて見るに、幕府に於ては、公か異志を懐き、陰に武備を講して、幕府に叛くの企圖(くはだて)あるかを疑へるもの丶如くなりしか、果して急々參府あるへき旨の奉書到來せしかは、スハ事こそ出來たり、必定御咎を蒙るにやあらんと、一藩皆公の御身の上を案し奉らぬはなかりき、

此時公には那珂湊の貧窶閣に在はせしか、之を聞かれて速に御歸城あり、有司に仰せらるゝ樣、此度御疑問のヶ條は、總て皆幕府へ願濟伺ひ濟の上取行ひしものにて、一として後ろ暗き事身に覺えなければ、察する所、破戒不如法にして罪を獲、封內を逐はれたる僧侶(ばう)原か其筋へ取入り、寃人を以て異志を懐く者の如くに申立、隨て他にも讒する者ありて此には至りしならん、然れとも大將軍英明絕倫に在せは、讒言を信して骨肉の親を疑ひ玉ふことはあるまじと宜ふに、有司惶懼して御對申上る者もなし、公又急速に行裝を辨すへき旨を有司に命せられ、五月二日を以て水戸を發せらる、御供には執政結城寅壽、番頭雜賀孫市、側用人藤田虎之介等從へり、斯て同月五日一行恙なく小石川の邸に着せしか、先例に依れは、三家の君公參府の時は、即日大將軍より閣老を其第に遣はされて、無事を祝賀せらるゝ事なるに、此の日に限り閣老の來邸なきにそ、邸中皆望を失ひ、公には必す嚴譴を蒙らるゝならんと、上下安き心もなかりける、明くれは六日の朝、閣老より中山執政へ向けて、今日幕府よりの御使水戸第に就き、旨を兩君へ傳へらるゝに付、此旨心得らるへきの命あり、此に於て一同皆公には御隱居、御家督は鶴千代麿君と仰出さるゝならんと推量しぬ、

烈公の退隱、藤田等の蒙譴

天保十五年甲辰五月六日、幕府より水戸殿への御使者は、松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守にて、左の如く達せらる、

水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣隨の趣き相聞え、且つ御驕慢募らせられ、都て御自身の御了簡を以て、御制度に被レ觸候事共も有レ之候、御三家方は國持始諸大名の可レ爲二模範一の處、御遠慮も不レ被レ有の御始末、御不興の事に被二思召一候、依レ之御隱居被二仰出一候、駒込屋敷へ住居、穩便に屹度御愼可レ被レ有レ之候、御家督の儀は無二相違一鶴千代麿殿へ被二仰出一候、此段讃岐守大學頭播磨守罷越可二相達一旨御意に候、

尙駒込屋敷住居向に付ては左の如く達せらる、

一被二仰出一候趣に付ては、駒込屋敷門々〳〵切、堅出入等無レ之樣に可レ仕候、併家老衆其外宅之者も可レ有レ之候得は、其爲出入門一ヶ所は披き、尤も入念申付、無レ據用事の外は、急度相改め出入爲レ在間敷候、此旨相心得、家中共々相愼可レ有レ之事、

一駒込屋敷は別して火の元入念、堅可レ被二申付一事、

一萬一駒込屋敷燒失等の事も候はゝ、何方成共外屋敷に御立退、急度御愼み被レ有レ之、其段年寄共へ可レ被レ成二御屆一事、

右之趣家老共へ可二申聞一候、

同日、烈公を輔佐せし臣下の處分に付、執政へ左の如く達せらる、

鶴千代麿殿家老衆へ

中山備後守
山野邊兵庫頭

水戸中納言殿御在職中御家政向不レ宜、御不興之御事に被二思召一候に付、今度御隱居急度御愼被二仰出一候、畢竟中納言殿右樣之事共に被レ至候は、戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衞門之取計不レ宜候はゝ、如何樣にも中納言殿に御諫言申上、取計方も可レ有レ之候處、其儘打過き候に付、此度の次第に被レ至候段、家柄の詮も無レ之、不束之至に候、依レ之指控被二仰付一候樣にとの御沙汰に候、

右之段可レ被二申上一候、

與津能登守

（前文同上、）戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衞門取計不レ宜候處、其儘致二同意一候段不束之至り、

（同上、）

鵜殿平七

（前文同上、）戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衞門取計不レ宜候處、古くより乍二相勤一其儘致二同意一候段、不埒之至に候、依レ之役義取放逼塞被二仰付一候、

戸田銀次郎
藤田虎之介
今井金右衞門

水戸中納言殿御在職中御家政向不レ宜、御不興之御事に被二思召一候に付、今度御隱居急度御愼被二仰出一候、畢竟中納言殿右樣之事共に被レ至候は、此者共倶々中納言殿御放慮に叶候樣取計不埒之至に候、依レ之役義取放蟄居被二仰付一候、

右之通御申付被レ成候樣、可レ被二申上一候、

右の如く、當時世上より藤田派と目されし者は、殆と一網に打盡されしと云ふの有樣なりき、

因云、右の內戸田は執政なれと、藤田は側用人、今井は寺社奉行なり、而して中山、山野邊、與津、鵜殿等は皆門閥且執政なるに、其宣告を見れは、其儘打過と云ひ、其儘致二同意一とあり、以て平日藤田等の勢威如何に顯赫にして、巨室世家を壓倒したりしやを想像するに足るへし、

三支藩の後見、結城の出頭

同日鶴千代麿君への上使は、阿部伊勢守、牧野備前守にて、中納言殿御隱居、御家督の儀は無二相違一鶴千代麿殿へ仰出されし旨を傳へらる、此時鶴千代麿君年僅に十三歲なりしかは、高松侯始め三支藩へ、閣老より左の如く達せらる、

松平讃岐守

水戸殿御家政向不レ宜候に付、御隱居被二仰出一、御家督鶴千代麿殿へ被二仰出一候、是迄中納言殿御一己の御了簡にて被二取計一候儀は不二相用一、前々の御家法通りに可二相守一候、鶴千代麿殿御事、未た御若年之儀に候得は、其方萬端入念、已來御家政向御取亂無レ之樣、松平大學頭、松平播磨守、鶴千代麿殿御家老衆申合可レ被二取計一候、（大學頭播磨守への達は同文放略す、）

日既に暮けれは、公勘を命して駒籠の第に徒らせ玉ふにより、近侍を始め諸臣之を中奥御廊下に送り奉る、公か黑の服を召し烏帽子を戴き、風姿肅然として出立せ玉ふ有樣を見參らせて、諸臣皆淚に咽はさるはなし、斯く君も臣も、天保の新政に關涉りし者は、何れも其々の咎を蒙れる中に、結城寅壽のみ獨り何の御咎もなかりしかは、人々皆奇異の思ひを爲したりける、抑結城は、去る天保十一年正月に小姓頭となり、間もなく若年寄より執政に進み、學校造營掛り、鄕村改正掛りを兼ね、十二年には御勝手改正掛を命せられ、公の信任頗る厚く、天保の新政は其參畫に出てたるもの多きことなれは、此度の國難に付ては、戸田、藤田同樣必す嚴譴を蒙らねはならぬ筈なるに、更に其事なかりしにそ、種々の流言もあるか中に、結城社は戸田、藤田を倒して政權を專らにせんと熱望するの餘り、幕府の姦吏共と內外相應して君公を讒誣し、御國難を釀せしにあらさる乎と疑ふ者さへ出來りぬ、是そ後年結城か賊名を蒙りて、其身を殺すの原因とは知られたり、されは此時結城も斷然咎を引て身退き、他日徐に機を見て動き、時を相て進みたらんには、禍害をも蒙らす、尙大に其志を伸すことも得へかりしに、惘然其職に在りしは、平生の機敏に似合しからぬ事なり、乍レ併此時結城年甫二十七、英氣方に壯んなる年頃なれは、大國の政治を一身に料理し、天晴大業を成就して、功名を不朽に傳へんとの心より、遠く後患を慮るにも及はすして、其地位に居りし者なるかも知り難し、是功名に熱心なる少年政事家には往々見る所なりとす、或は又黨派紛爭の習ひとして、一旦敵黨に打勝ち凱歌を奏する場合に、其首領なる者か突然高踏勇退する抔と云ふことは、多數黨員の許さゝる所にて、無レ已一身の生命名譽を擧けて黨派の犧牲と爲す者、古今其例少なからす、結城の如きも、自身には罪を引て退くの意ありなから、多數の黨員に擁されて、餘儀なく其職に在りたる者ならは、其心事甚た憐むへきなり、兎に角結城にして戸田、藤田同樣、幕府の嚴譴を蒙り身退きたらんには、一藩黨を分て相爭ふこと彼か如く峻烈に至らす、明治中興の鴻業を贊襄せし功臣は、多く水戸藩より出てたりとの盛譽を天下に博するにも至りたらんに、誠に惜しむへきの限りにて、此時結城か幕譴に漏れたる

は、特り結城一人の不幸に止まらず、實に水戸藩全體の不幸と謂ふべきなり、抑烈公か幕譴を蒙り玉へるに付ては、數多の遠因近因の存するあり、之を以て單に結城一派の所爲に出たりと爲すか如きは、黨人の偏見に屬す、其詳細は次に說くべし、

烈公の幕譴を蒙りし原因

烈公か最も幕府の爲めに忌まれたるは、頻りに尊王論を唱へ玉ひしに因る、尊王と云ふこと幕府の大禁物にて、歷代帝王の山陵を修むるすら、幕府の威を損する基ゐなりとて嫌へる位なれは、其他は推て知るへし、されは義公は此間の消息には能々御注意遊はされ、濱河に楠公の墓を建つるにさへ、萬事祕密にし、且つ迅速にし、其形跡の世に露はれて、幕府より掛當せられんことを豫防し玉へり、然に烈公は公然と尊王を唱へ、剩さへ天保二年には、有栖川親王の御妹登美の宮を娶つて夫人と爲し、其御腹に鶴千代君(中納言慶篤、)二郎君(夭死、)七郎君(大將軍慶喜、)の三公子生れさせ玉ひしかは、幕府にては、水戸殿は天子を挾んて幕府を討ち兼ねましき御方なりとの嫌疑を抱きし中に、甲冑目見、追鳥狩、大砲鑄造、銃隊調練と、頻に兵備を講せられしにそ、扨は愈御謀叛の志在ますなりと思ひ僻めて、愼隱居の嚴命は下せしなるへし、而して此疑を抱きしは幕府のみにあらす、公の眞志を知らぬ者は、上下一般に斯く思ひ居りし者と見え、公か幕譴を蒙り玉へる年に江戸の大城焼けしか、其際火事は御城と聞て、或る藩の士人は、水戸殿御謀叛遊はされたり、各々出陣の用意あれと邸中を觸れ廻りしと云ふ、以て當時の人心頗る公を疑ひし一斑を見るへきなり、

又公には國事を憂へらるゝの餘り、屢々幕府に向て建言もせられ、又は閣老等に書を寄せて議論を遊はされ、頻りに閣老を責め玉へるにそ、水野越前守を始め幕閣にては、如何にも五月蠅事に思ひ、水野の如きは敬して遠け參らせしか、後には一層忌み憚りて、嚴譴の運ひにも至りしならむ、印幡沼堀割の事、異國船打拂ひの事、日光社參の事、高島四郎太夫採用の事、蘭書飜譯の事、蝦夷地方防禦の事等、當時の幕政細大となく、皆公の議論に上らさるなく、殊に天保十一年の秋閣老に向て、三本檣以上の大船を造ることを禁するの舊令を解き、天下に許して大船を製造

せしめ、平時には廻漕に用ひ、外國へ直輸出もすへく、戰時には軍艦に代用して、外國船を擊すくめる樣に仕度ものなりとの建議は、泰平に馴れ舊令古格を拘守する閣老を慙愧せしめ、閣老返書して、製艦の尊意は諸夷の製を摸倣するに有るか如し、若し然らは國に定憲ありて命を奉する能はすと言へる、以て閣老の心中既に十分の怒りを含みしを見るへく、辰年の仰渡文中に、御驕慢募らせられ云々、御制度に被レ觸候事共被レ有レ之とあるは、是等を指したるものなるへし、又公の節儉棉服論は、大に幕府の大奥を慙かし、紅袖紫裙の美姬佳人は、皆公の反對となりしや疑ひなし、畢竟水野閣老か節儉麁服論を主張せしも、公より傳來せしものにて、若し公にして益々勢力を振はせ玉ふに於ては、幕府の後宮迄此棉服論を及ほし、綾羅に馴れ錦繡に習ひし雪の膚玉の肌を、木棉布子に摺破らるゝの患なしとせす、婦女第一の希望は美衣裳にあるに、別して殿中に奉仕する者は、他に樂を取るの途なけれは、又性の快樂は只衣服の美を誇るに止まるに、之を奪はるゝ樣のこと出來しては大變なりと、只管公の退隱を希望し、侵潤膚受の誣吾亦與て大に力ありしならむ、是より前、白川少將、水野閣老の失敗も、節儉麁服論か奥向の御機嫌を損せしに因り、是より後一橋公の御養子を拒みしも、水戸流の節儉論を後宮に持込れんことを恐れたるに依れり、婦人の勢力、殊に幕府大奥の威焰は、眞に恐るへきものにてありき、

烈公の幕譴を蒙りし原因其二

公は元來巨室世家を愛し玉はす、文政十二年には、楠原、赤林を始め數人罪を蒙り、天保十年には額田、小山、伊藤、岡崎等を罰せられ、鈴木、朝比奈、興津等は役方より外補され、藤田牡(◎晴ノ宛字以下同シ)軒、中村濟閑齋を退隱せしむる等、兎角に舊家の待遇方冷かにして、罪を巨室に得されと謂へる古語に負かせ玉へる姿なりしかは、是等の臣下の內には、此君長く位に在しなは我徒死處を知らすと歎き、密かに公の退隱を希望し居りし者もありしならむ、されは社公か幕府より咎を受け玉へる際、堂々たる大藩の舊家大身、御寃罪洗雪の事に盡力する者一人もなく、却て寃罪を訴へたる武田彦九郎、吉成又衞門等を、嚴科に處すへき旨を申立たる者さへありしと云ふ、巨室世家の恨を受

くること斯の如く甚しかりしも、國難の一原因なりしならむ、

今非惟典に寺社奉行を命して、僧侶を酷に取扱はれしも國難の一原因なり、惟典の人となりを、其親友なる藤田東湖か評せしを見るに、峭直氷清、惡を疾むの心徐ありて物を容るゝの量に乏しと云ひ、其をして獨任の地に處らしめは、峻急迫切、其敗を取や必せりと云ひ、風岸孤峭、直言抗議、清潔私なきは、戸田、藤田、今井に如かすと云へり、之に依て考るも、彼か如何に僧侶を苛酷に取扱ひしやを想像するに足るへく、僧徒か憤懣に堪へすして、幕府に讒說を進めたるは事實なるへし、又水戸常磐山なる東照宮の御祭式は、從來僧徒神職兩持の姿にて、僧徒の方は上野吉祥院之か別當を承まはり居りしに、公の代に至り唯一神道に改め、吉祥院の別當を罷められし故、吉祥院は扶持米の減せしのみならす、公邊御目見の席も下ることとなりしかは、吉祥院も憤氣となり、上野の勢力を以て、衆々佛法を信仰する幕府の大奥に取入りて種々申す處ありしも、此大事を釀し成したる一原因なりと聞く、烈公には此事を深く殘懷に思召されしと見ゐ、「我臣子國民たらん者は僧侶を國賊と思ひ定て、我家あらん限は一切佛道を信し申間敷事なり、若臣子國民妄りに佛法を信するか、又は剃髮して神主墓前に來るにおゐては、我泉客と成る萬年の後なりとも、其者の末、只は置くましきなり」と、自著の科戸の風には遊はされぬ、且又寺院の釣鐘を取上けたる上に、銅佛迄鑄潰せしは、稍々酷に過きたる如し、此事は戸田忠敬も深く心配し、濡佛は目鼻も之れあり、萬一下民の佛法信心の輩、御情なき慘烈の事を遊はさる抔存する者ありては、君の御不德と相成るへければ、銅佛丈は其儘に差置かれたしと頻りに諫言せしかと、政府に異議多くして遂に用ゐられさりし、是等亦佛敎信徒を激するの一因となりしならむ、

甲辰國難の由來は、斯の如く種々の原因錯綜して此に至りしものなるに、黨派爭鬪の習ひとて、反對黨は只管之を結城黨の釀し成したる者として責立て、後年其黨を治するに頗る峻烈を極めしかは、黨派の熱度は非常に高まりて、層一層と慘毒を極むるには至りしなり、但し藤田東湖は流石俊傑故、結城を見ること他人の如く殘酷ならさりしか如し、其意見は次に說くへし、

藤田東湖獨り結城の心事を識る

甲辰の國難に、藤田黨は一網に打盡されしかは、黨員何れも切齒扼腕し、是偏に結城等か、幕府の姦吏烏居甲斐守等と通謀して釀し成たるに相違なし、今にもあれ渠等の肉を食ひ皮を敷き呉れんと怒り罵る中に、藤田東湖は別に一見識を供へ、國難には種々の原因あることにて、單に結城のみを責むへからすとなせり、其著書許々路廼阿登中、結城を評する一節に、「御國難の節御寃罪を訴へ候心底の者は、皆幕府より罪を蒙り候故口出し不二相成一、又舊家大臣は本文の通り兼て不平にて、殊に御懷合も不レ存者多く、只寅壽一人は家柄と申、是迄御政事にも任し、莫大の御恩を蒙り候へは、幕府の御咎に泄候こそ天の幸に御座候間、一人にて大事を引受、無次郎等同樣罪を蒙り候覺悟にて、幕府へも申立、支封の君をも激勵し奉り、風節凜然と相控居候はゝ、幕府にても御疑ひ一時に氷釋可レ仕、萬一天時至らすして、又々寅壽まて罪を蒙り候迚も、天晴大忠臣にて、結城宗廣の家をも汚し申間敷候所、無二其儀一段口惜しき事に御座候、右に付寅壽儀は、最初より老公を傾け奉り候謀計仕候樣申觸し候者も御座候得共、銀次郎を斃し權を專らにせんと志し候は相違無レ之候得共、老公まて傾け奉り候所存は有レ之間敷、只藥法のき丶過候て、老公迄右の如く被レ爲レ成候は、寅壽も慙き候事と奉レ存候、畢竟五月六日より心底くらりと引かわり候故、最初より云々の謀計有レ之樣に迄、人にも被レ疑候半、且牲軒並大乘寺、常福寺、藥王院の類は、老公御退隱の事迄たくらみ候歟も難レ計候へ共、寅壽儀も右之者共のたしに被レ遣候哉は安心不レ仕候得共、最初より云々の謀計と申候ては寅壽も心服仕間敷、但五月六日以後の儀は、如何の謀計めくらし候哉一切相分り不レ申事」と見えたり、公論敵國にありとは是等をや謂ふなるへし、結城の心事は、大抵右に拔きたる藤田の推察の通り、國難は固より彼の釀成せし所にあらさるへきも、彼は烈公の厚恩に浴せし者なれは、藤田も諭せし如く、風節凜然と相控、身命を拋て御寃罪洗雪の事に盡力すへき筈なるに、一向に其儀なく、事を與にせし君も臣も、皆均しく譴責を蒙れる中に、自己一人平然

として其職に在りしは、結城亦罪なしとせす、後年國君に忠誠ならすとの汚名を蒙て、身を殺し祀を絶つの慘禍に罹りたるも、畢竟自ら作せる孽と謂はまくのみ、扨又此國難以前に在ては、藤田、結城の兩黨政府の上に相爭鬩せしも、未た左程甚しきに至らさりしか、此國難以後は兩黨劃然相分れ、甲黨より乙黨を指して姦と云へは、乙黨は甲黨を目して激と稱し、同一君主の下に隷屬する臣民にして、互に疾視すること讐敵も啻ならさるに至れり、然れは此國難は、黨火を爆發せしめたる一線の導火と謂ふへきなり、

結城寅壽の施政

戸田、藤田等皆罪を獲て退きしかは、結城は弘化元年(天保十五年改元、)八月十八日表勤めとなり、同年九月君公少將拜任あるに依て京師に使し、參內して位階口宣を奉し、十一月に歸邸し、此月十日大寄合頭列となり水戸に移さる、其水戸に在て施行せる政治は如何の振合なりしか、勝利者の記錄は世に傳はれと、敗北の事跡は世に傳はらさるか常なれは、其詳細を知に由なく、纔に反對黨の手に成れる文書に、結城朝道權威を專らにし、己に異なる者を惡み、彼等は黨を結ひ私を圖り、名を正議に假りて主家を危くするものなりと擯斥して、擧け用ゐることを許さす、兼て遠けられし奸臣とも、時を得顏に振舞ひて、中納言殿年ころ心を盡し定られし善政良法、唯一朝にして之を破壞せりと記したるを見て、其概略を想像するのみ、而して結城の施政は、啻に藩內反對黨の攻擊を受けたるのみならす、當時世に所レ謂有志者より大に非難を蒙れり、然れとも結城か天保の新政を毀壞せしは、是れ結城自らか之を爲したるにはあらすして、實に幕府之を爲さしめたるなり、故に之を以て單に結城のみを責むへきにあらされと、其の機を見て早く身退かさりしは結城の失策と謂へきのみ、

此時幕府にては、水野越前守既に黜けられ、閣老に交迭あり、水野か爲したる革新の施政は、何れも之を破壞又は中止する最中にて、殊に前には水野の腹心にありなから、中途より干を倒にして水野を攻め、遂に之を陷れたる例の甲斐守の如きは、最も熱心なる革新施政破壞主義者なれは、幕府革新の政治と其系統を同ふし、寧ろ其本宗尊屬と稱すへき水戸天保の新政は、幕府の先つ第一に破壞せんことを希望せし所なるに相違なし、既に老公退隱の際、新居の後見たる三支藩へ閣老より達したる書中にも、「是迄中納言殿御一己の御了簡にて被二取計一候儀は不二相用一、前前の御家法通りに可二相守一候とあり、是明らかに幕府は天保の新政を破壞せよと命したるものなり、されは此際幕府の嫌疑を解き、一藩の安泰を計らんとせは、姑息なからも先つ天保の新政を改革せさるを得す、若然らすして只管老公の冤を訴へ、一方には幕府の嫌ふ所の天保の新政を其儘にし、尙之か擴張を圖りたらんには、例の負惜み强き幕府の事なれは、新君の身の上に、又候如何なる危害を來さんも測るへからす、又三支藩に在ては、幕府の旨に忤ひたらんには、如何なる咎に逢も知り難けれは、只管閣老の意を迎合阿諛したるに相違なし、故に結城にして天保の新政を破壞し、內外の攻擊を受くること、一身上將來甚た不利益なるを知らは、一日も早く冠を掛けて勇退するの一途あるのみ、既に其職にある上は、其施設自ら天保の新政と抵觸するは、實に已むことを得さるなり、或云、結城年少と雖も、素非凡の才俊なれは、惘乎として此間の利害を了り得ぬ筈はなきに、平然其職に在り、內外の誹謗を受けて顧みさりしを見れは、彼の心中社稷を重となし、君主を輕となし、寧ろ老公に負ゐて不臣の名を蒙るも、一身を橫へて國家の難局に當り、三十五萬の提封を全ふして、新君の安泰を圖らんとせしものにはあらさりし乎と、併せ記して後の識者を待つ、

雪寃の訴願、高橋多一郎の周旋

老公の退隱を命せられて政體の一變するや、數年來公の恩德に懷きし臣民は、如何にもして公の寃罪を雪き奉らんと、江戸に上りて幕府に愬訴するあり、諸侯旗下の間に遊說するあり、又は伊勢の兩宮へ心願を籠め、奸黨神罰を蒙り、公御愼御免の祈願書を認めて、內外宮の神殿へ張置くもあり、藩士の國禁を破りて妄まゝに封境を出てしにより、罪を蒙る者も亦少なからす、人心頗る動搖せり、時に老儒會澤先生、小姓頭にて弘道館督學を兼ね居りしか、斯くては事を激して不測の禍を釀さんことを恐れ、其間に處して苦心焦思し、曉說百端せしも有司聽かす、明年先生致仕を命せらる、時に上下怨憤甚しく、大に告訴する所あらんとせしにそ、先生復同志を慰諭し、公族松

平賴讓氏をして、衆に代て南上せしめ、紀伊大納言治寶卿に見ゆて申訴せしむ、有司大に怒り、先生を中街の官舍に禁錮し、警衛の嚴なること囹圄の如し、先生偶々嚢中を探りて朱藍二錠を得しかは、器を以て之を磨り、箸を噛て筆とし、孝經考、江湖負喧等若干種を著はす、同志金子孫二郎等數人も亦此事に坐し、職祿を褫ひ家に禁錮せられたり、

此時雪冤の事に最も目覺しく周旋したるは高橋多一郎なりき、多一郎は與右筆なりしか、老公退隱の初めより、いかにもして冤罪を解き參らせんと、晝夜心を碎くよし漏れければ、其職を外に移し、君側にあるを許されず、多一郎憤恨已み難く、紀藩は三家の一なれは嘆きて見んと、書を大納言治寶卿に上り、權臣事を用ゐて國政の日に非なることを詳細かに論し、國家の難を救はせ玉へと陳しけれとも、卿時勢をや憚りけん、又誠に老公の所爲を善からぬ事とや思はれけん、答ふる旨も無かりけり、多一郎は之にも屈する氣色なく、益々其志を堅く執り、當時の名臣と聞ゆし松平肥後守容敬、細川越中守齊護に書を上りて情を陳し、又閣老阿部伊勢守、目付遠山左衛門尉等に就きて、冤を鳴らし救を求めたりしか、幕府の官吏皆つれなくもてなしけれは、多一郎爲ん方なく、或る夜忍ひて老公の駒込の幽居に參り、密に封事を奉呈りけれは、公其忠誠を感賞あらせられ、乃て一首の和歌を詠して與へらる、

なにしおはゝわれもひとめは見しものを
　なとかはかゝるしのはつのかた

此事早くも有司の耳に入りて、國法を犯したる罪輕からすとて、職祿を褫ひ家に禁錮せられしか、幾程もなくして公の冤罪解け、國政舊に復したるは、多一郎の計らひ多かりしとなん、されは藤田東湖も書を贈りて、「群陰凝結の中に、風節凜々と御控へ、しかも剛柔緩急の御手順、其外萬端殘る所なく、良將の兵を用ひ良醫の病を治る如く、事其機宜に應したる御所置、實に迂濶頑鈍僕か蝨の及所に無之、敬服いたし候」とは賞讃せり、後年櫻田門外に井伊掃部頭殿を刺殺せし、其主謀者は此多一郎なりき、

附云、此時幕府既に衰へて女謁盛んに行はれしかは、多一郎は早くも此に注目し、表面より閣老溜り詰抔を遊說するは、裏面の大奥に取り入るに如かすとなし、最初執りし周旋の方針を一轉せしかは、果して其目的の如く運ひしと云ふ、此事明記せしものなけれと、藤田東湖か多一郎に與へし書中に、「先是迄の勢、天時を以て論し候得は、紀公の即世、定女の物故抔、扨々折惡しき儀」とあり、此お定の方と申すは、大將軍家慶公の侍妾にて、達姫君、喜千代君の御腹なり、此婦人、御守殿御簾中方とは御相識なりしかは、老公雪冤の事にも多少盡力せられしことありしならむ、是等に就て多一郎か大奥に取入りしは事實なりしを推知すへし、

老公の謹愼、幕府の嫌疑解く

老公には、甲辰の歳五月、台命によつて駒籠に屏居せられてよりは、堅く門戸を閉ち、麻上下を着し、終日儼然として端座在せらる、時方に盛夏なるに、戸障子を皆閉切りたれは、風の通ふへき路なく、侍座せる近臣は皆煩鬱に堪へ兼ぬるに、公は終日讀書に餘念なし、臣下其病を致されんことを慮れて諫むるも聽せられす、久ふして麻上下垢つき破れぬれと易へ玉ふことなし、其台命を恭敬せられ、謹愼の嚴重なるには、聞く者皆感嘆せさるはなかりしと云ふ、此事聽て幕府にも聞えしか、此年の十一月廿六日、上使閣老阿部伊勢守、堀大和守を以て左の如く仰出さる、

水戸少將殿

先達て中納言殿御隱居御愼之儀被二仰出一候處、格別に御愼深く被レ成二御座一候趣入二御聽一候に付、此程別段の思召を以て、御愼の儀は御宥免被二仰出一候、依二御使一相進候、

斯の如く御愼丈は宥免せられたれとも、別に閣老より家老へ左の命令あり、

別紙の通り被二仰出一候へ共、政事向の儀、少將殿未御若年に付、兼て松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守、少將殿家老衆申談取計候樣相達置候間、猶厚く申合、是迄之通り相心得候樣被二仰出一候、尤も中納言殿御愼は御宥免に候得共、政事向之儀に御携り無レ之樣にとの御沙汰に候、

此達文に就て見るも、幕府か水戸の新政を喜はさりし一斑を窺ふに足るへく、又結城か公御父子を離間せしとの罪名を蒙りしも是等の爲なるへし、扨老公には斯の如く非常の艱苦を遊はさるゝに、結城を始め巨室世家中、舊て公の冤を雪き、幽閉を解かんと周

旋盡力する者一人もなかりしは、實に相濟まざる次第にて、內情の如何に拘はらず、反對黨か悖逆不道なりとて切齒扼腕せしも、亦無理ならぬ事と謂ふへし、

弘化二年老公駒籠の邸に在し、秋八月、自著明君一斑抄に序を添て、之を老中阿部伊勢守正弘に進らる、書の大意は、仁を以て本と爲し、奢侈を禁し、人言を用ひ、刑は無刑に期し、治に亂を忘れす、異端を挑し、戎狄を攘ふ等、當今の急務を言ふ、正弘答書に公の誠忠を稱し、且其書は既に大將軍に呈して、閲覽に供へたる旨を告け來る、是等よりして幕府の嫌疑漸く解け初めしか、弘化三年午十二月廿八日に、阿部勢州の役宅へ家老中山備前守を呼出され、左の如く達せらる、

戸田銀次郎
藤田虎之介
今井金右衞門

右之者共先達て役義取放、蟄居申付置候處、愼方格別宜敷趣に相聞候に付、別儀を以蟄居御宥免被レ成候、就而は銀次郎、虎之介儀、小梅御屋敷內へ被二指置一候樣相達候得共、勝手次第水戸表へ 御指下可レ被レ成候、此段可レ被二申上一候、

聽て戸田等は國に歸され、小普請組入遠慮を申渡さる、先レ是老公幽せらるゝの翌月、和蘭の使節長崎に來り國書を呈す、其書の大意は、歐羅巴の形勢前年に異にして、東洋の航路益開くるを以て、西洋各國と和親を通し交易を許さゝれは、必す戰端を開き國釁を致さんことを忠告するに在り、依て諸國に令して沿海の兵備を嚴にせしむ、人皆老公の先見に服せしと云、次て弘化二年英國船長崎に來り、同三年四月英佛二國の船琉球に來り、同月米國船二隻浦賀に入り、始めて交易を許さんことを請ふ、翌月佛國船三隻長崎に來る、是より後、外船の來航する者益々多し、此に於て愈老公の夙に意を外事に注かれしを感し、漸く之を用ゐんとするの意あり、同四年九月、公の第七子七郎麿君を以て、一橋家の相續となし參らす、是偏に閣老等か計らひにて、老公の心を慰めんか爲なりと聞ゐぬ、

結城の退隱、米國使節の渡來

前に述る如く、外國交涉事件の切迫するに隨て、幕府

にては老公を用ゆるの必要を感し、其仕向け前後全く霄壤の差を見るに至りしかは、藩內形勢も隨て一變し、さしも威福顯赫なりし結城寅壽も、此年十月廿四日に役務を免せらる、弘化は四年にして嘉永と改元あり、二年三月幕府命を下して、高松等三支藩か水戸の藩政を攝するを止め、老公の藩政に預るを許可せらる、此年九月、大將軍自から小石川の邸に臨み、老公を見て恩言慰藉し玉ひ、後來七郎麿君を大用するの內諭ありしと云ふ、同五年十一月、老公を召て登城せしめ饗宴を賜ふ、扨老公か藩政に干與を許されぬ內こそあれ、既に自身藩政を處理せらるゝに至ては、甲辰國難の際に無事なりし者、及ひ老公の大冤を傍觀せし巨室世家は、何れも黜罰を免れす、結城の如きも愼隱居を命せられ、祿千石の內五百石を減し、嫡子一萬九千五百石下されて、中の寄合になされけり、

嘉永六年六月三日、米國船四隻浦賀灣に入り、水師提督ペルリ、大統領の書を政府に呈せんと請ふ、此旨浦賀奉行戸田伊豆守より江戸へ注進ありしかは、六日の夜、布衣以上の有司急登城にて評議あり、國書を受取るに決す、先レ是大將軍家慶公には强く暑に中り、衆醫手を盡せしかとも、追々疲勞し玉ひしかは、御自身にも全快覺束なしと御覺悟ありしか、病を押て老中に謁見を賜ひ、「此回の儀は開闢以來の珍事にて、實に深く憂悶せる所なるか、予不幸にして大病に侵され、如何ともする能はす、付ては水戸隱居は年來海外の事に苦慮する所なれは、定めて能き了簡も有るへく、予死するの後、外國の所置は隱居に謀りて所置あらは、大過なかるへきなり」と仰渡されしか、其翌日大將軍には休息の室に薨し玉へり、

阿部閣老の來邸、老公の登營

此月八日◎七日ノ誤六ツ半頃、閣老阿部伊勢守駒込水戸邸に伺候して、老公に謁し御相談申上ける處、公御答に、我等は敗軍の將にて、中々廟堂の政に關かり候身分にあらすと被レ仰しに、勢州押返し、此度の儀に付ては是非御賢慮相伺ひ度旨、達て申述へけれは、公仰せに、交易和親等以の外の事なり、四日五日に彼等亂妨致したる節、何故打拂ひ申さゝるや、併打拂ふにも其用意あるやと御叱りあり、是迄は御聲高なりしも、其より密々御用談になり、四ツ半頃に及ひしか

は湯漬を奬せられしに、閣老七椀易へ、私儀今朝より食事仕らず、只今御賢慮を承り候て安堵仕り、七椀ほと頂戴仕り候と申され退出せらる、此時公より卯の花縅の鎧一領を賜はりしと云ふ、或云、鎧を賜はりしは、此月十三日阿部、川路、筒井の三人駒込邸へ參りし時の事にて、阿部へは初代明珍の具足一領、甲の中に公自詠の和歌あり、「さきかけてちるてふものは武夫のにほへるうちの花にそ有ける、」又川路左衛門尉へは、公自製紅葉作りの陣刀、筒井紀伊守へは、老人なれはとて短刀を賜はりしと、同月末より坊間にて、孔明三顧の圖を畫ける三枚つゝきの綿繪を賣出す、孔明は老公、玄德關羽は阿部、川路、筒井の三人を指したるなりと、以て當時に於ける公の聲望を想見すへきなり、

同年七月三日、若年寄某を駒籠邸に遣はされ、老公を召して幕政に參せしめらる、其達書曰く、

御用の義被レ爲レ有レ之候間、當分の內隔日御登城可レ被レ成旨、且御退隱後の義に付、平川口御門より御風呂屋口、夫より御席へ御通り可レ被レ成候云々、

◎此文書は大意を認めたるものにして達文にあらず、

其より老公は日を隔てゝ登營あり、新將軍（家定公、）の顧問に備はり玉ふ、

兩田の再用、結城の禁錮

去程に老公隔日に登城して、幕府の機務に參與せらるゝこととなりしかは、日頃左右の腕（かひな）とも賴みに思召さるゝ戸田銀次郎、藤田虎之介に、急き江戸へ上るへきの命あり、廻て戸田は執政に、藤田は側用人に復職せしめらる、中納言の君にも兩田を御信用あり、誠忠の二字を分ち、戸田には忠太夫、藤田には誠之進と名を賜はり、水藩の政權は再ひ兩田の手に歸しにける、左れは結城黨は、遠からさる內に醜類なかるへしと思はぬ者はなかりけるか、果して嘉永六年十月廿四日、結城寅壽を評定所へ呼出し、太田丹波守より左の如く申渡さる、

結城寅壽

其方儀若年より前中納言樣御側向相勤、御厚恩を蒙り、追々重職まて被二仰付一、寺社御改正等別而致二精勤一候處、去る辰五月中俄に御隱居被レ遊、御家老始夫々嚴重の御咎被二仰付一候得共、其方而已公邊御沙汰に泄候段、身に覺可レ有レ之、殊に右御隱居

被二仰出一候即日、於二梨花之間一御連枝方へ虛言を申上、大奥向をも同樣相欺き、前中納言樣御信用被レ遊候面々、不レ殘退治不レ致候而は不二相成一旨致二發言一、上書之路嚴重相塞き候のみならす、前中納言樣今一段嚴重御愼之儀、及二評議一候議も有レ之、表方に相轉候後、並隱居愼被二仰付一候後も、上を不レ畏所行而已相聞、前件之通、最初は御改正筋之儀、思召に先立致二決斷一候程之身分に而乍二罷在一、前後致二表裏一、上には御幼年、御連枝方には御不案內之御砌に乘し、一己之權威を振ひ、御父子樣御離間申上、御改正筋相破候始末相企、君臣の大義を失ひ候段、重々不束至極に付、被二仰付一樣も雖レ有レ之、御容赦被レ遊、其身一代松平松之允へ御預被レ遊候條、屹度相愼可二罷在一旨被二仰出一もの也、

斯くて寅壽をは一旦今井金右衞門の舊宅に禁錮せしか、此月廿六日に、長倉なる松平松之允（賴功、）の方へ移されけり、今井は結城の反對黨にて、戶田、藤田等と共に甲辰の國難に罪を蒙り、蟄居中死去せし者なり、其舊宅へ結城を禁錮せしこと、彼の壽永の昔、宗盛をして義朝の墓を繞らしめ、重衡を奈良法師に與へて甘心せしめたるにも似通ひぬ、黨派感情は總て斯の如き事より、層一層激烈を加ふるは自然の勢ひなり、水戸黨爭の、後年全く私讐報復となりしも亦謂れなきにあらす、

因云、此結城の宣告書は藤田東湖の執筆にて、經營慘憺の餘に出てたる者なりと云ひ傳ふれと、信し難し、書中、「於二梨花間一虛言を申上、」「公邊の御沙汰に泄れ候段身に覺可レ有レ之、」「上を不レ畏所行相聞」等の字句あるを見れは、嚴科に處する程の確乎たる罪證なかりしを見るに足るへし、又「前中納言樣御信用被レ遊候面々、不レ殘退治不レ致候ては不二相成一旨致二發言一云々」は黨派軋轢の場合には事實之あるへきも、「前中納言樣今一段嚴重御愼の儀及二評議一候儀も有レ之」と云ふに至りては、結城假令天資殘忍なるにもせよ、譜代の君公を、嚴重なる御愼の上にも、尙又嚴重にせんと評議する如きは、當時の武士仲間に於て發言し得へき事とも思はれす、恐らくは黨派感情に支配せられたる深文羅織の言にして、結城の心服せさる所なるへし、若又結城果して斯る評議を爲したる確證あるに於ては、

悖逆無道の甚しきものなれは、此時一層重き嚴科、乃ち死罪に處せらるへき筈なるに、其事なかりしに就て考ふるも、甚疑ふへきなり、斯る疑似模稜の案を以て大獄を斷したれはこそ、後には無糺問無宣告を以て、人を刑殺するの慘禍を釀すにも至れるなり、

結城の嫡子及ひ其親戚等の處分

結城寅壽の嫡子一萬丸は、(名は種德、)父寅壽隱居の後、祿五百石を賜はり、中の寄合にてありしか、父の罪に坐し左の如く申渡さる、此時一萬丸は年僅に十三なりしと云ふ、

結城一萬丸

父寅壽儀、前中納言樣御厚恩令二忘却一、君臣の大義を取失ひ候始末、不束至極に付、嚴重被二仰付一樣も難レ有レ之、御容赦被レ遊、松平松之允へ御預け被レ遊候、屹度相愼罷在候樣被二仰出一候、依レ之其方取來御地行居屋敷被二召上一、御扶持方拾五人分被二下置一、蟄居被二仰付一、笠間政次郎揚屋敷被二下置一候條、屹と相愼可二罷在一旨被二仰出一もの也、

又結城之親戚平尾右近(御旗奉行、)は、役祿居屋敷とも召上られ、拾人扶持下され、蟄居仰付らる、其罪狀は、「其方儀柄間放とは乍レ申、諸事同人へ密談致し候趣相聞、不束至極に付」と云ふにあり、猶他に「年來結城寅壽へ相因み、如何敷儀も相聞、不心得至極に付」と云へる罪名を以て、役祿召上られたる者數人ありき、總して此時の處置振は、後年慘禍をして、層一層と峻烈慘酷に赴かしむるの端緒を啓けるものに似たり、先レ是天保度には、戸田、藤田等、唯役義を取放蟄居を命せられしのみなりしに、此に至て結城を御預けとせしのみならす、幼若の嗣子始め、親戚迄も罪なはれしは、既に其一層を進められたるにて、一層は一層より殘忍になり、遂に血を見るにあらされは止まさるには至りしなり、老練なる戸田、敏捷なる藤田ありながら、此際結城を寛典に處して、天空海濶の度量を示し、一藩の調和を圖るの策に出てさりしは、返す々々も遺憾の次第と謂ふへし、依て思ふに、多年に渉れる黨派の軋轢は、兩田の腦髓を刺衝して、漸く詭激に傾かしめたるに因るか、將又兩田は成るへく平穩無事を希望せしも、所謂黨議の許さゝるのありて、是非なく多數の壓制に服從せしめられ、自然此の如く苛酷なるに至りしものか、二者其何れに出てたるを論せす、概して之を黨爭の弊と謂はまくのみ、

扨結城黨は一敗地に塗れたる姿にて、兩黨の爭鬩も此に一先つ落着を告けしかは、此の儘にて何の異變もなく打過きたらんには、天下の形勢は日に騷擾を極め、外國交涉事件は月に頻繁を加ふる折柄故、一番内に於て區々蠻觸の爭鬪(わらそひ)をなすの暇なく、士民の心力皆外に向つて傾注する爲め、黨派の氣燄も次第に衰へ、或は泣寢入りの好結果を見たるやも知るへからさりしに、僅三年ならすして安政二年の大地震あり、戸田、藤田の兩雄か其災に罹り同時に死亡せしは、黨禍をして非常に峻烈ならしむるの原因となりぬ、是特り水戸藩のみの不幸とは謂ふへからさるなり、

戸田、藤田得意の時

先レ是米艦の浦賀に來りて互市を請ひし以來、閣老阿部伊勢守の意は、水戸老公を仰て謀主となし、以て人望を繫き異議を抑へんとし、外人の益迫てやます、其制し難きに苦しみ、且同僚中に忌嫉あり、議論支牾して行はれさるに及んては、又老公を引て後援となし、政事釐革を名として、内異議者を除き、外米英諸國を制せんとするにありしかは、老公を尊重すること大方ならす、老公も亦去る辰年に隱居愼を命せられし以來、此に至る迄殆と十年間駒込の邸に隱居せられ、利器抱藏して用ゆる處なく、天下の政務見るにつけ聞くにつけ、唯齒痒く思し召さるゝのみなりしに、圖らすも登庸せられて、幕府の機務に參與し玉ふことになりしかは、宛も龍の雲を得たる如きの勢ひにて、銳意國事を計營あらせられ、嘉永六年七月十日、書を阿部勢州に與へて十條五事を陳す、其大要は、廟算を一定し、武備を修にし、艦砲を整へ、銃陣を習はし、海岸に屯戍を設くる等にあり、幕府之を納れ、質素節儉の令を布き、西城建築の獻金を止め、蘭人に命して艦砲を獻上せしむ、八月品川海中に礮臺を築くの議を決し、明年正月工を起す、此月高島四郎太夫の罪を解き、江川太郎左衛門に屬せしむ、九月大船製造の禁を解く、皆老公の言を容るゝなり、先レ是天保九年、公大艦を製造して以て海軍を擴張せんことを請ふ、幕府舊制に拘泥して之を許さす、實に嘉永

癸丑に先つこと十六年なり、又天保十二年水野越前守が閣老たりし時にも、嘗を與へて大艦製造の必要を言ひしかと、此時も亦舊法度を拘守して聽されざりしに、嘉永癸丑米艦の浦賀に入るに及んで大に慙き、大艦製造の禁を解き、又其嘗て鑄る所の大砲を獻せしむ、是に於て老公多年の用心漸く顯はれ、天下智愚となく其先見の明らかなるを賞嘆せさるなし、十二月十五日大砲七十四門を獻す、廿九日老公に、以後年々米五千俵を賜ふの命あり、

安政元年正月、米將ペルリ軍艦六隻を率て浦賀を過き、本牧に繫舶す、幕府震慴、林大學頭等應接の命を受く、此時老公の意は正言謝絕するに在り、老中の意は和交に在り、衆議遂に和に決せしかは、公意快々として樂まず、三月十八日書を上りて情を陳し、爾後絕て登營もし玉はす、四月晦日其請ひに任せ、日々登營に及はさる旨を命せらる、此に於て聲望は益々隆んなり、七月五日兵制改革の事を老公に命せらる、其德望の隆んなるを以て、幕府の有司公を退くる能はす、之を以て其心を懼耗せんとせしなり、安政二年八月、老中松平和泉守、松平伊賀守急に罷めらる、先ン是二人阿部勢州と異論あり、陰に謀りて勢州を黜けんとす、謀漏る、勢州意を決して之を黜け、一に老公に依て諸政を改め紀綱を張らんとす、八月十四日老公へ左の如く仰せ出さる、

海岸防禦幷御軍制御改制等の儀に付、近頃は月三度つゝも御登城被レ成候處、此度御政務筋の儀に付改て被二仰出一候趣も有レ之に付ては、彼是御相談可レ有レ之候間、御老體の儀御苦勞には被二思召一候へ共、以後隔日御登城被レ成候樣被二仰出一候、

因て別に每年米五千俵を賜ふ、前に併せて一萬俵なり、以上は嘉永六年より安政二年迄の間に、老公か幕府の機務に參與し、國家の爲めに盡されたる概略にて、其帷幕に參し、能く緩急を圖つて進退を爲したるは、戸田、藤田の二臣なりとす、是二臣か最も得意の時と謂ふへし、老公嘗て阿部勢州と謀り、藤田誠之進を松平河內守に托して、歐米諸國を歷遊せしめんとせられしか、事未た行ふに及はすして地震の災あり、聞人皆之を惜む、若此時藤田の豁大卓越なる眼識を以て、歐米諸國の制度法律人情風俗を觀察せしめ、其獲る所を齎らし歸て之を我邦に行はしめは、利世安民の益、其幾何なるを知らす、隨て區々一藩內の黨派の如き、自然煙散霧消するに至りしならんに、天慘厄を此人に降せしは、眞に罔極の遺憾と謂ふへし、

安政乙卯の大地震、兩田の歷死

安政二年十月二日、關東地大に震ひ、江戸尤も甚しく、死する者凡そ廿萬人、邸第民舍の頽破焚燼する者勝て計ふへからす、全府殆と焦土に化し、伏屍路に橫はり、慘毒最も極まれり、此夜戸田忠太夫、藤田誠之進共に歷死す、老公宛も左右の手を失ひ給へるの思ひにて、大に力を落させ玉ひける、是唯に水戸藩の不幸のみならす、實に國家の不幸なりと人々申し合へり、此事忝なくも孝明天皇の叡聞に達せしかは、東藩二良臣を失ひしとの仰ありて、深く宸悼あらせられしとそ承はりぬ、

戸田忠太夫、名は忠敞、蓬軒と號す、初銀次郎と云ふ、父祖世々水戸藩に仕ふ、忠太夫大番より出て監察となる、哀公疾病世子なきに當て、同志數人と馳て江戸に至り、大に周旋し、烈公立て嗣となるに及んで水戸に歸る、無屆けにて國境を出てしは法に違へりとて、譴責を蒙りしか、天保元年に擢て通事となり、六年側用人となる、幕府西城災あり、公より大材夥多獻せらるゝ折、命を受け其事を司とりしにより、大將軍文恭公より白銀服章を賜はりしに、忠太夫其恩寵を感佩し、服章をは親戚に頒與し、白銀もて車架の大銃を作り、防海の備に充つ、十年執政に陞り、學校經界の事を監督して功ありしかは、俸祿を增して千石に至る、弘化元年五月烈公致仕せしめられし時、同しく嚴譴を蒙り、俸祿を褫はれて邸中に禁錮せしめられ、三年の後に至り釋さる、嘉永六年烈公出て幕政に參與し玉ふに及んで、急に召されて江戸邸に抵り、復た執政となり、內外の事務を掌り、祿を增して一千三百石に至る、中納言公にも深く忠太夫を信任し、國政大小となく、率ね其議を聞て裁決せられしかは、啓沃裨益する所亦甚た多かりしと云、忠太夫天性溫和、容貌整秀、未た嘗て疾言遽色せす、客を愛し士に下り、終日怡々如たり、然れとも大節に臨んては確然奪ふへからす、形勢を察し規慮を盡し、廣く詢り博く議し、必す至當的切に歸せされは已ます、彼の銅佛鑄潰の不可を切諫せし如き、以て其識慮の一斑を窺へきなり、(此事前に見ゆ、故に略す、)是を以て君公寵遇し、

僚友愛慕し、内外驍然として間言する者なし、其死する時五十二、烈公史臣豊田亮に命して碑文を撰はしめ、乃ち篆額を賜ふて旌忠の碑と云ふ、

藤田誠之進、名は彪、字は斌卿、初めの名は虎之介、東湖と號す、幼にして奇顕、稍長して武藝を嗜み、甚だ讀書を好まざりしか、年弱冠を越へ、慨然自ら奮て謂く、絳灌文なく陸武なきは古人の笑ふ所、大丈夫必す先つ指を誠之進に屈せしと云ふ、弘化元年五月烈公致仕、誠之進亦罪を獲て屏居す、嘉永六年公復ひ出つるに及ひ、召されて江戸に至り原職に復せしかは、天下其風采を想望せり、其死する時年五十、烈公親ら其碑に題して表誠と曰ひ、史臣青山延光に命して碑文を撰はしむ、著す所、回天詩史、常陸帶、舘記逃義あり、子四人、長天し、次健、家を嗣く、次任、次信、元治甲子の年、筑波山、那珂湊に驍名を轟かせし小四郎是なり、

毎に、誠之進一たひ筆を執れは頃刻にして成り、辭理明暢、他人精思して及ふ能はす、其容貌魁岸、眼光爛爛として人を射る、人一見して其聰明に服せり、而も才を愛し衆を容れ、人寸長あれは推奬措かす、劇職にありと雖も常に異能の士を延き、酣暢談論、其の欣歡を盡さしむ、此時に當て海内の士人才を論する者、

烈公襲封の際、同志を率ゐて江戸に抵り大事を定めたるは、誠之進の功多きに居る、烈公其異材を知り、擢て郡宰となし、三遷して側用人に至る、公方に一國の人才を網羅して内外布列し、皆號して職に稱へりとなせるか中にも、氣魄の大、智慮の明、古今に通し事體に達するに至ては、誠之進之か冠たりし故に、公の眷遇尤も渥く、入ては機密に參與し、出ては四方に應對し、議論風生、事留滯なし、公新令を出すに、

兩田の訃水戸に至る、谷田部の進說

兩田壓死の凶報、翌日の早朝に水戸へ達せしかは、士民の驚愕大方ならす、殊に藤田黨は二首領を一時に失ひしこと故、此後の形勢如何に成行くやらんと、安き心もなかりける、此事聽て長倉なる松平家へも聞

えしかは、家臣某急き結城寅壽の囚はれ居る一室に抵りて此旨を告けしに、結城愕然として色を變へ、我等死期も近つきぬと覺えたり、天命是非に及ひ難しとて嘆息しけるにそ、某は大に怪しみ、尊公の御慎も畢竟兩田の處爲にて、兩田死去の上は、近々御預け御免御再勤にも相成るへくと、我等御喜び申上る處に、却て愁に沈まるゝは如何の次第に候やと問ひしに、結城嘆息して、兩田は流石に人物故、我等を憎めはとて、是非をも辨へす外聞にも拘はらすして、濫りに殺す者にあらす、左れは兩田無事にてあらんに、何時迄も我等を禁錮し置く耳にて、頸に刀を當てることはヨモあるましきなれと、兩田死したる後は、自分と對敵する程の人物一個(ひとり)もなければ、自分を活かし置くことを危險に思ひ、急に殺害せんと企つるならむ、吁嗟是我等か死すへきの時なりと云ひけるよし、果して間もなく死刑の命ありしかは、流石に結城なりとて、聞く人皆其先見を稱せしと云ふ、

谷田部運八、通義と云へるは、嘗て老公の知を受け、要路に奉職し、才幹を以て稱せらる、此人始めより結城に黨與せしとにはあらねと、性來強きを挫き弱き

を扶くるの義俠心より、藤田黨の時を得て跋扈し、結城を始め名門世家の蟄伏せるを氣の毒に思ひ、折もあらは之を救はんとの志さしありしか、嘉永六年十一月江戸へ密行し、瀧川内膳、秋山平藏(二人共高松藩、)等に面會して、公儀大奥へ内訴せんとのこと等を謀り、安政元年の春には、御預中の結城寅壽より秘密の自訴書を受け取、之を平藏に指遣し、又同年秋には、蟄居中なる結城の子息伊之介(一萬九の事なり、一萬九の名は、老公より賜ふ所なるを以て取上られ、伊之介と改む、)を下總國結城迄密行せしめ、舊臣を語らひ、寅壽の幽囚を救ひ取らん爲め、同志加藤木左内衛門執筆して書面を認め、上野凌雲院へ指出し、猶も時世を伺ひ居りし處に、安政二年十月の大地震にて、戸田、藤田共に壓死せしかは、時來れりと、十一月復ひ伊之介を結城へ密行させ、寅壽救取の事、並に時世の模樣等、加藤木執筆して認め、之を凌雲院へ指出し、伊之介は結城より江戸へ密行し、平藏に面談の上、寅壽救取の儀を自訴に及へり、是等概ね皆運八か同志と協議の上、指揮進退せし所に係り、尚藤田黨か新に首領を失ひし爲め、時世の模樣必定變化すへ

けれは、油斷なく此の機會に投して宿意を達せんと、同月の末、弟庄藏を隨へて江戸へ密行し、小石川邸へ參り、同志者横山兵藏等と示し合せ、再三上書して天下の形勢を說き、國政の利害を論し、朋黨比周の弊を一洗して、士心の調和を圖るにあらすんは、將來忌忌しき大事となるへし、就ては此際政府に一大斡旋を行ひ、人心の歸服安堵を計ること何よりの急務に候と、憚る所なく陳述せしに、中納言公にも前々より、黨派軋轢の弊に鑒み、藩の將來に就ては、頗る御苦慮あらせらるゝ折柄と云ひ、且は谷田部同意の者、有司にも勘からさりしかは、此議論殆と滿邸を動かし、アハヤ結城寅壽か再ひ登用せらるゝにも至らんする有樣なりき、

結城寅壽の死刑、

谷田部運八の進說其圖に當り、殆と藩論を一變する勢ひに至りしかは、藤田黨の驚愕一方ならす、其領袖と知られたる高橋多一郎愛諸、茅根伊豫之介泰等、屢老公及ひ中納言公に見え、運八等の申す所は、是偏に公御父子を離間し奉り、己等か私慾を遂けんとする奸謀に外ならされは、ゆめ〳〵御採納遊はさるへからすと、力を極めて論難辯駁したりしに、老公には去る辰年以來、結城の所爲を惡み思召さるゝことなれは、始めより高橋等の說を有理と聽取られ、又中納言公には、事情の曲折を御承知あらせられす、殊に此際の國政は、武田、大場、高橋、茅根の如き藤田黨の掌裡に歸し居ることなれは、堅く其說を拒むと云ふこともなされ兼ぬる事情ありしなるへく、且つ高橋等の說く所も亦各一理あるものから、實にもと思召されしか、遂に其說を容れらるゝことにはなりぬ、素より機敏の運八は、中納言公の思召中途にして變りしを窺ひ知り、所詮自分の議論の行はれさる上は、之か爲め必定罪蒙るにも至るへく、一旦其說を避けて再擧を圖るに加かすと思ひけれは、此旨兄なる庄左衛門に示し合せ、安政三年正月に、外寇防禦の爲め、諸州海岸地形等巡覽致し候旨の願書を其筋へ差出し、弟庄藏を伴ふて江戸を立去り、讃州高松の戸祭靜馬は兼て知人なる故、一先つ其方へ潛伏したり、話頭一轉、松平松之允へ御預中なる結城寅壽は、或る年極月の事なりしか、警固の同志二人にて、此冬越へ難き旨話し居るをフト聞付、夫は如何なる仔細そと

尋ねしに、同心等金子之れなき故、此節季を越へ難きにて候と答へしかは、寅壽夫は易き事なり、我等越へさして遣るへしとて、密に筆墨を取寄せ、一寸四方許の紙に何か細書し、之を鳥ノ子村の友右衛門方(此友右衛門は水戸領にて屈指の豪農なり、或書には、元寅壽の妾たりし女を妻となしたるよし見ゆ、)へ持行かは、必す百金渡すへしとの事に、此同心密に鳥の子村に至り、彼の書附を友右衛門に渡しけるに、果して百金渡しける故、持歸り斯と寅壽に告けしに、其金は其方共兩人にて分け、それにて節季を越ゆへしと云はれけれは、兩人大に悅服しぬ、其れよりして此同心寅壽か爲めに使はれ、屢々同志者間への文通を取次しけるか、此年(安政三年、)四月に至り、兩人の同心氣味惡しくなり、若此事露顯せは一命にも關るへし、早く改心して自訴するに如かすと相談なし、聽て此事を訴へ出てしにそ、寅壽より處々へ文通せしこと一時に露顯せり、(以上は專ら藤田黨の手に成れる文書による、結城黨の手に出てたる文書見當らさるにより、其僞を調るに由なし、讀者之を諒せ、)是と同時に江戸に於ては、横山兵藏等か谷田部運八と種々計畫せしことの一時に爆露せしかは、此に於て藤田黨は、畢竟結城を活し置けはこそ、此の如き珍事も出來するなれ、寧ろ速に彼を死刑に處し、其黨與を嚴罰して、禍害の根を絕つに如かすとなし、此旨頻りに兩公に申上しに、事此に至ては最早捨置難しとて、遂に其說を納れられ、愈々結城は死罪、其黨與は罪の輕重に從て、其々處分せらるゝ事と決しぬ、斯て安政三辰年四月廿五日、評定所に於て左の如く申渡さる、

結城寅壽

其方儀、先年隱居愼被二仰付一置一候處、不レ畏レ上所行在レ之候のみならす、厚御恩澤を蒙り、重職をも相勤候身分にて、前後表裏を構へ、君臣の大義に背き、不二容易一御國難を釀成候罪科不レ輕候に付、嚴重に被二仰付一方難レ有レ之、其砌寬大の御仁惠を以て、其身一代松平采女へ御預け、悴一萬丸へ御扶持方被二下置一候處、先非を悔候心得無レ之、御預け中警固の者を欺き金子を與へ、密に同意之者へ及二通路一候始末、悖逆不道の心底今以不二相改一候段、重重不屆至極に付、御捨置難二相成一、死罪申付もの也、

結城の死刑は、其預け地なる長倉の松平家に於て執

行せらるゝ筈にて、大目付伊藤孫兵衛（祿三百石、）同地へ行向ふ、（此時目付久木直次郎も同行せしと或人は云へり、）斯くて結城を呼出し、死罪に處する趣き申渡したるに、結城は色を正して、唯今仰渡さるゝ罪狀、寅壽に於て毛頭覺ゑ之れなし、此儀御疑ひも御座候はゝ、其罪過の有無、篤と御取調下さるへく、一々御申開き仕るへし、抑寅壽御咎を蒙りし以來、今日迄一回の御糺問も之れなく、然るに根もなき浮說流言に據て寃罪を羅織せられ、突然死罪申付るとあつては、決して御請申上難きにより、此旨其筋へ申立られ下さるへしとて承服せさるにそ、孫兵衛頗る迷惑し、理解を以て說き伏せんとせしも、寅壽中々聽入れす、設令君主の尊きを以てすれはとて、罪なき臣下を濫りに刑せらるゝ謂れなし、一命を惜むには候はねと、身に覺ねなき悖逆無道の汚名を蒙り、祖先を辱しめ候は、誠に口惜しき次第にて、且は罪の明白ならさる者を重刑に處され抔、後日に批判之れあり候ては、自然君上の御盛德を煩はし奉るにも立至るへく、國家將來の爲めにも亦甚た憂ふへきことに候はすや、尤も寅壽の罪狀に就ては、其々訴人も出て、證據も之れあるやに承はりたれは、何樣の證據かは存せねと、右證據に依て寅壽を訴人と衝合せの上、御吟味下され度、左候はゝ寅壽か無罪は直に明白仕るへしと、居丈高になつて堂々と辯駁するに、孫兵衛大に持餘し、猶彼是と議論する內に、鷄の聲聞ゑ、夜明間近くなりしかは、何時迄議論するも無益なり、首さへ斬れは我役目は濟むへし、手問取つては身の上にも障りなんと、孫兵衛は決心し、遂に多勢にて立掛り結城を押伏せ、無法なり非道なりと云ふ聲の未た終らぬに、首フッと打放せしそ無慘なる、總して幕府時代に、有司たる者勤務向の過失に就ての免職、創封、蟄居、謹愼等は、其罪過を顯はさすして、單に不正の取計又は不行屆等、漠然たる名を下して處分せしことなれとも、其の刑法を以て處分せらるゝものは、必す南北町奉行、寺社方評定所、又は吹上直吟味等、其々吟味詰の上、服罪するを待て處分すること、德川初代以來の仕法にて、服罪恐入を申上さる嫌疑中の者を押付て刑法に處したら、結城の處刑の如きことは未た曾て之れあらす、吟味なし處刑と云ふこと、是より一の例となり、將來濫りに無辜の士民を刑戮するか

如き俑を作ることなきかと、當時心ある者は竊に眉を顰めたりしか、果して元治慶應の際に至ては、突然士民を途に捕へ、一言の糺彈にも及はすして、思召之れあり死罪申付くると言渡して、直に之を斷頭場へ送ることゝはなりぬ、

結城寅壽、名は朝道、初の名は晴明、父祖世々水戸藩に仕ふ、父數馬、名は晴德、祿千石を領し書院番頭たり、寅壽は其二男なり、母は渡邊氏、文政元寅年某月を以て生る、兄九十郎早世、文政七年十月父を喪ひ、家を嗣き寄合組となる、天保四年三月御前小姓、同九年六月使番、十一年正月小姓頭、同年九月若年寄に進む、同年十一月、學校造營掛り、鄉村掛り、鷹方馬方支配を兼ね、十二年御勝手改正に依て其掛りを命せらる、十三年三月大寄合頭上座に進み用達となる、（其以後の出處は、前に出てたれは略す、）死する年僅に三十九、寅壽天資明敏、才銳氣剛、辯論人を壓す、彼の戸田、藤田等の不次に登庸せられ、威焰顯赫、殆と巨室世家を壓倒するを見て、心平かなる能はす、推されて主盟となるに及んで、多く人才を門下に招致し、力を極めて兩田黨と拮抗し、遂に之に因て非命に死す、不幸と謂ふへし、

結城黨の處刑

結城寅壽の事に坐して、同月同日に處分せられしは、左の數人なり、

寅壽嫡子部屋住より蟄居

揚り屋入、所持の品缺所、結城一萬丸

部屋住より御小姓頭

父忠兵衛へ預け、屹と愼、橫山兵藏

大番頭　藤田主膳

知行の內三百石被二召上一、五百石被二下置一、寄合入、

大番頭　近藤儀太夫

同百石被二召上一、四百石被二下置一、御役御免寄合入、

大番頭　小山小四郎

同上二百石被二召上一、五百石被二下置一、隱居、

大番頭　大森彌三右衛門

半知隱居、屹と愼、

海防南郡村詰先手物頭

御役御免、寄合入、　友部八太郎

學校敎職より小普請入

友部八五郎

扶持方被ニ召上一、兄八太郎へ預け、屹度慎、
御旗奉行より蟄居
揚り屋入、所持の品缺所、平尾右近
定府御小姓より小普請入
大森金八郎
知行召上、七人扶持被レ下、蟄居、
御使役より小普請入
揚り屋入、所持の品缺所、根本新八郎
御側醫師より小普請入
斬罪、十河祐元
元奥御右筆より御馬廻
四人扶持被レ下、蟄居、加藤木左内衛門
御書院番組頭より小普請入
藤咲傅之允
小十人格御徒目付
樫村民之進
御扶持被ニ召上一、親へ御預け、屹度愼、
同上
御役御免小普請入、遠慮、松本金之助
元寅壽與力

三人扶持被ニ下置一、遠慮、梅原八郎兵衛
同月廿九日申渡、
隱居愼、悴專吉へ千石被レ下、太田丹波守
寄合入、丹波守悴太田專吉
右の如く申渡さる、其罪狀は、一萬九は父寅壽死罪被ニ仰付一しにより、横山兵藏は、寅壽等再勤可レ爲レ致と相巧み奉レ要レ上、藤田主膳は父晴軒の罪に坐し、近藤、小山、大森は寅壽へ同意致し、今以改心の儀無レ之、友部八太郎は、弟八五郎か結城寅壽に同意せしは致誠方未熟故、同八五郎は、寅壽に致ニ同意一今以改心の儀無レ之、平尾は、愼中不レ畏レ上、黨類密々致ニ往來一、追々陰惡の所行有レ之趣相聞、大森、根本、加藤木等は大抵横山等と大同小異なり、依て根本の申渡を左に錄す、

先年悖逆不道の所行有レ之、御預被ニ仰付一候結城寅壽へ致ニ同意一、横山兵藏、大森金八郎等申合、寅壽兼て相企候處の密旨を受繼、不ニ容易一虛妄の儀相構、兩君樣御中を奉ニ離間一、且は奸謀の妨と相成候者を誣て逆罪に陷れ、自分黨類を引立要路へ可ニ相進一との儀相謀、樣々不ニ相濟一妄言を申立、尙又右を以

て內々手筋へ爲レ致ニ流布一、他方の聞を驚動せしめ、俄に國家の御模樣を致ニ反覆一、兩君樣駒込或は御國へ御別居に相成候樣仕向候而已ならず、御政務筋の義は御連枝方御立入に可レ致との密旨相企、殊に寅壽等再勤可レ爲レ致旨相巧み、奉レ要レ上所行有レ之段、重々不屆至極に付、被ニ仰付一樣も雖レ有レ之、令ニ容赦一揚屋入申付もの也、

以上の諸人は、何れも一應の吟味たになく、直に處分せられしなり、殊に十河祐元は、君公毒殺の事に同意し毒藥を調合せしとて、是亦一回の糺問もなく、直に斬罪を申渡せしかは、祐元大に憤ほり、身に覺えなき冤罪なれは、何卒御吟味下されたしとて承服せす、强て首擊んとするに、御糺明御糺明と大聲に叫ふを、押へ付けて斬りたれは、其首恨めし氣に眼を瞬はり、唇を啓て二三度物言ふ如くしたるには、見者(みるもの)一同毛骨悚然たりしと云ふ、

谷田部運八の捕縛、

去る程に、結城黨は大方一網に打盡されしかとも、藤田黨をして隱然一敵國の思ひあらしむる谷田部運八のみは、去る辰年正月に潛脫したる儘、其行方分明な

らす、種々吟味ありて、漸く讚州高松に潛み居ること分明せしも、容易に手を下し難き事情あり(其實運八は、中納言公より內々高松へ御賴みありしなりとも云ふ、)しかは、閣老阿部伊勢守の力を假りるより外なしと、勢州へ請ひしに、勢州此頃は專ら老公の後援に依て、幕廷の異議者を抑へんとせし折柄なれは、一議に及はす承諾し、勢州より高松藩に內意あり、運八を匿まはるゝこと、甚た御爲になるまじき旨申込まれしかは、高松藩は大に恐れ、戶祭靜馬の手を以て、運八兄弟に金四百兩を與へ、其封內を出立させけり、扨又運八は何故に高松に潛みしかと云ふに、高松藩は嘗て天保甲辰の際に水戶の後見たりしことあり、其後老公再用せらるゝに及んで後見を罷められしか、藩主には內々後見を望まるゝ下心あるを運八は見拔き、之を奇貨とし高松をして幕府向を取拂へさせ、再ひ御連枝を水戶の政務に立入しむるの幕命を下し、仍て以て藩政に大改革を行はんとは工夫せしなり、然るに閣老より內々手入りになりし趣きを聞きしかは、今は是迄なり、此上は幕府に直訴して是非の裁斷を仰かんと決心し、江戶を指して東海道を

下りけるこそ不敵なる、水戸にては又運八等か、高松に、兄弟は刀を抜きて振廻し、捕方を寄付けぬにそ、
を去て江戸に下る由を探知せしかは、急き途中に於遠方より薪を抛くること雨の如し、兄弟は之を受流
て召捕るへしとて、徒士目附二人を上方へ差遣はさし々々々、河原に出て走りけるに、運の盡きにやあり
れしか、安政三辰年十二月十七日、東海道岩淵にけむ、石に躓き倒るゝ處を、大勢折重て召捕けり、運
て運八に出逢ひけり、運八は水戸の徒士と見てけれは、八兄弟は聞ゆる撃剣家なれは、死を決して亂斫し
急き足に行過きしを、徒士は不審と注視しけるに、たらんには、斯く容易くは捕はるるましきに、運八は江戸
り物深くなしたる故、顔は確かに分らさりしか、刀に至て大に爲す所あらんとする大切の身なれは、此
高松の印ありけれは、心に怪しみなから行過き、一場にて斬死すへきにあらすと、只管逃るゝ事を主と
里許も過て、愈々其ならむかと思ひ、取て返しけり、運して走りける故、空しく捕はれけり、斯くて運八の兩
八兄弟は斯とも知らす、大井川の船番所の前を通り掛を改めたるに、盛士と往復の書翰あまたあり、運八
けるに、番所の者に名を問はれ、はたと詰り、漸くに捕縛されなから眼を瞋らし、捕手に向て、拙者を何故
して矢田某と答へて通り、其より饂飩屋にて支度しに召捕たるや、拙者は中納言殿の御直書を賜はり高
ける處へ、前の徒士は大急きにて馳着き、船番所にて松へ行たるものにて、殿の御直書も兩掛の内にあり
問定め、愈運八に相違なきを知しかは、其地の役向へと云ひけれは、兩掛は其儘堅く封印し、兄弟は其月
手當を頼み、多人數を驅集めける、運八は饂飩を食し廿六日に江戸へ送られけり、或云、右の兩掛は直に老
なから、其邊の騒かしきを不審に思ひ、傍の者に何公の御手元へ取寄せられ、封印の儘御庭にて燒捨られしと、
故と問ひしに、此邊に捕物ある故なりと答へしかは、
運八はスハ身の上と思ひ、悠々と支度を整ひ立出つ
るに、乘て待受たる事なれは、川越し人足より穢多迄
も驅催し、運八兄弟を眞中に取巻て生捕らんとする

慘酷なる拷問、運八の斬罪、

繼て運八を白洲に引出して吟味するに、運八は素より剛健者なれは、掛りの役人を物の數とも思はす、其

問はるゝ所は答へすして、己れか言ひ度儘のことをのみ陳述し、冷笑て控へ居るにそ、獄吏は大に怒り、サラハ拷問に掛けて白狀させんと、種々の攻具を用ひて責め立けれは、肉は爛れ骨は碎け、鮮血迸り流れて、眼も當てられぬ有樣なるも、運八は初めより眼を閉ちて死を待つのみ、絶えて一言も白狀せさりしか、斯くて空しく責め殺さるゝを待んよりは、潔よく死するに如かすと思ひしか、後には獄吏の言ふか儘に口書に爪印し、安政四年八月十日、遂に牢屋敷に於て斬罪に處せられける、其申渡は左の如し、

藤七郎(運八の事)

此者儀、親大嶺大八、兄庄左衛門等同意にて、兼々◎年來イ國家を一變致し、◎致一變イ私意可二相達一と相企、◎含イ結城寅壽へ黨與致し、◎致黨與イ俄に甲辰之御國難相發候已◎以イ後、右一類共其他同意之者申合、流言飛語を以人心疑惑せしめ、樣々虛妄之誣說を構成し◎候イて、表裏不忠之振舞不二一端一、嘉永丑年八月公邊より御書附御渡に相成候節、愼申付置候寅壽へ申合、內訴書付相認め、尙又同人へ申合、白石平十郎兩名◎人イにて老女へ書面指遣、右御書附へ僞辯を以

て非難相加へ、公邊を輕しめ侮候て、御察當之御書附と申爲し、且又徒黨之者有レ之、連判帳を以て百姓町人迄相勸め、奥向御近邊迄に◎イナシ取入、惡逆相働き候巧み有レ之、急變切迫に及候由之趣、其他種種の妄言誣說を以て、恐多くも公◎上イ聞を僞り欺き、兩邸之御間を可レ奉二離間一と相企て、寅壽預け申付候後、同年十一月無願江府へ密行致し、◎致密行イ滝川內膳、秋山平藏へ面會之上、右御書付之御趣意可レ致二反復一と、御達直り案文二◎三イ通迄相認め指遣し、◎指出イ尾張樣へ御相談案文をも相企、◎認イ御兩所樣をも可レ奉レ欺と相企候て、尙又恐多き虛妄之儀、日頃流言申觸置候而、右を御沙汰に◎イと申爲し、其儀を公邊大奥へ內訴可レ致と、是又平藏へ相謀り、安政元年寅之春、寅壽警護之者を欺き罪囚を免れ可レ申と、不二相濟一文意之自訴書附指遣し候を、平藏迄取次指遣し、同年秋、盤居申付置候寅壽悴伊◎玄イ以下同之助を、下總結城迄密行爲レ致、舊臣共を語らひ、寅壽罪囚を救取候◎の儀、加藤木左內衛門致二執筆一、上野凌雲院へ爲二指出一、安政二卯年十一月、又々寅壽より通路有レ◎イナシ之上、伊之助結城へ

密行致、◎致密行イ寅壽救取候◎の儀、並に時世之模樣等僞り認め候書附、是又左內衞門執筆致し、◎致執筆イ再ひ凌雲院へ爲ニ指出一、且又伊之助結城より江府へ密行致し、◎致密行イ平藏面談之上、寅壽救取候◎の儀及ニ自訴一、右何れも同意之者評議の上、夫々致ニ進退一、且又寅壽より通路の旨趣に寄り、◎にてイ江府大震之後、時世之模樣必定可レ致ニイ◎及變化一候へは、無ニ油斷一機會に投し宿意可ニ相達一旨、◎と同意之者一同窃に時變を窺ひ居候處、同月末弟◎方庄藏一同無願江府へ密行之上、横山兵藏等へ示合せ、再三上書に及ひ、虚妄之造言を以て、樣々恐多き事共並へ擧け、兩邸之御間を可レ奉ニ離間一と、徒黨之者惡行一通りならす、◎不一片時も油斷不ニ相成一由之趣切迫に相認め、上下御役々を自分存意之通り可レ致ニ進退一と相巧み、且又根本新八郎等へ指遣し、可レ達ニ上聞一と相合候書附、是又神文血判徒黨致し、◎致徒黨イ內謀陰策有レ之由を◎候及ニ妄言一、內外を僞り欺き候て、上下を誑惑せしめ、同辰年正月に至り、兄庄左衞門へ示し合、弟庄藏一同、外寇防禦之爲、諸州海岸地形等致ニ巡覽一候由、僞文相認候て、上を僞り江府を立去り、讃州に相潜み居候處、同年四月於ニ江府一兵藏姦計及ニ露顯一、此者何◎儀イも重く尋方申付候趣、於ニ讃州一逐一相心得、僞辯を以戸祭靜馬を申すかし、許多の金子を貰受、庄藏一同讃州を立去り、跡を闇まし所々致ニ潜行一居、同年十二月、東海道大井川河岸に於て◎於大井河原イ御召捕に相成候處、其節手配心掛、兼々◎手配を心得被てイ合羽之下へ樽を掛け居、刀を拔放し捕方の者へ手向ひ、尚又右出奔已前、上州の惡黨友五郎と申す者◎イ四字ナシを、宮田介太郎と申合、家來と稱候て圍ひ置候に付、召取方申付候節、介太郎一同、捕方之者を彼是相支へ置、友五郎へ示し合、大小を帶させ◎爲帶イ路費を與へ、屋敷內◎の裏口より町家之境を越へ、白晝爲ニ逃去一候始末、度々之穿鑿を欺き申陳し候◎居候イに付、拷問申付候より、◎候上にてイ一々及ニ白狀一、個條を以恐入候旨申上候處、不ニ容易一謀計積年相企、悖逆無道大膽之至に付、爲ニ後來之誡一、上下御町引渡之上磔可ニ申付一候所、寛大之御仁惠を以、於ニ牢屋敷一斬罪申付もの也、◎水戸見聞實記を以て校正す

谷田部の事歷、湊の小十

谷田部運八の處刑の最も慘酷を極めたるにて、彼か敵黨の爲に最も忌まれ、最も憚られたるを推知するに足るへし、運八は大嶺六八の二子にて、出て谷田部氏を繼く、人と爲り快豁にして膽氣衆に超え、廣額濃眉、眼光炯々、人一見して其非凡なるを知る、詞辯は天縱にして最も議論に長し、人能く其舌鋒に當る者なし、性好て弱きを扶け強きを挫き、人の爲めに患を排し、難を釋き紛亂を解く、古への任俠の風あり、其乙卯前後東西に奔走したるも、全く之か爲めにして、其途に禍害を免れさりしも、畢竟自ら招きしものと謂ふへきのみ、武藝は最も其長する所にて、特に擊劍を善くせしか、然れと亦素朴の武人にはあらすして、多少經史に通し、才幹機略大に尋常に超絶せるは、彼か癸丑以後の運動に就て、其一斑を窺ふに足るへし、此の有爲の才を抱きなから、區々一藩の黨爭に心力を濫費し、大に驥足を伸るに及はすして慘刑に死したるは、惜しむへく亦哀しむへきなり、

此時水戸那珂湊に小十と稱する博徒の乾爺あり、部下の乾兒四五百人に餘り、雄傑を以て近國に鳴りしか、此小十年方に七十、白髮童顏天晴の人品にて、斯る業を爲す者に似合はす、居常論語を讀み、如何にも謙遜柔和にして、温乎たる君子人なるか、能く衆を御し、兼ねて人を鑒識するの明を備へ、好て士大夫の間に交際を求めしに、士大夫も亦其人柄の賤しからぬをもて之を拒ます、運八の家へも親しく出入せしか、一日從容として運八に言けるは、私乾兒の者現に五六百人あれとも、概ね皆光棍無賴の徒にて、然も大抵擊劍鎗法の一端を心得居る、命知らすの者共のみなれは、少しく其意に忤ふことあれは、目を瞋らし臂を揮ひ、結局血を流し骨を拾ふと云ふ有樣にて、之を率ゆるには、恩を以て撫し威を以て服する抔、中中五月蠅事なるに、私儀既に老年に罷成、迚も世話届き兼ぬるにより、然るへき人を撰みて打任せんと心掛居るも、適當の人物なきには殆と困り入り候、私平生廣く世間に交り、知れる人千を以て數ふる程なれと、未た先生程の英傑に出遇ひ申さす、其に付き甚た失禮の申條なから、先生仕官を御罷めになり、私の跡目と申しては憚りなれと、現に罷りある五六百人の長とならられ候御思召は之れなきか、不猥なから五百石八百石の食祿に束縛されて、窮屈の思ひをなさ

るゝよりは、遥に愈り候はんと勧めけるに、運八は打笑ふのみ、何の答もなかりしとか、其後幾何もなく運八惨刑に死せしかは、小十深く之を嘆き、那の時私の申すことを聴かれ、大小を捨て長脇差一本の身となり玉ひたらんには、今日の事はあるましきに、誠に遺憾千萬なりと或人に物語りしと云ふ、此一事以て運八の人となりを想像するに餘りあるへし、

運八の拷問に附き、或る書に云、始獄吏種々の攻具を以て拷問せしも、運八は傲然として曾に白状せさるのみか、却て獄吏を論し伏せけるにそ、獄吏は益々憤ほり、長さ四五間の巨板に、五寸釘を隙間もなく打立てたるを白洲に並へ、嚇て運八を引立、跣足にて之を踏渉らしむるに、運八毫しも難かる色なく、サッ〳〵と大跨に踏行けれは、釘は足の裏に刺さりて、甲に迄抜けんかと疑はれ、鮮血夥多しく流れて板を漂さん計りなるにそ、流石に殘毒なる獄吏共も、視るに忍ひ兼ね、外邊を向きしもありし、斯て運八は板を向へ渉り終り、顧みて白洲の上なる奉行をきと睨まへ、今一度渉るへき乎と言ふ、其有様眼血走り髪逆立ち、悪鬼羅刹も斯くやあらんと思はるゝ迄、畏ろしくも亦凄ましかりしかは、奉行も身の毛悚立、其には及はすとて拷問を中止せり云々、當時の獄廷如何に殘暴なれはとて、是程の事はヨモあるまし、畢竟運八の拷問の惨酷なる由を傳へ聞き、作爲せし一場の茶話なるへき歟、

結城黨三回目處刑

谷田部運八の處刑は、圖らすも黨禍をして、一層峻烈ならしむる媒介となり、安政四年巳八月十日、雜に揚り屋入り又は蟄居愼等を命し置かれたる、一萬九及平尾右近、加藤木左内衛門、根本新八郎、友部八五郎等、何れも一二等を加へ永牢を命せらる、其一萬九への仰渡されは左の如し、

父朝道警固の者を欺き、御後暗き文言の自筆内訴書、同意の者へ申合せ、瀧川内膳（讃州家士、）まで指出し、下總結城へ密行し、叛臣を語らひ、朝道罪囚を救取へきと、加藤木左内衛門忠恕認めたる内訴書、上野凌雲院へ指出させ、朝道より内通の上、又々結城へ密行し、朝道救取、幷に時世の模様を偽り認めたる忠恕執筆の内訴書、凌雲院迄指出させ、且又結城より江府へ密行し、救取の義、秋山平藏

（讃州家士、）へ面會の上自訴し、何れも同意の者とも夫々評議の上進退し、朝道に度々通路するのみならす、其時々金子を與へ、平尾右近清行、大嶺庄左衛門廣益等の宅へも密行したる始末、大嶺廣益、谷田部藤七郎通義糺明の上、一々白状に及ひ、朝道預中より遣はしたる、相濟さる文言の書を取次、蟄居の身を以て、一度ならす他邦へ密行し、自身越訴に及ひ、舊臣共を語らひ、僧侶の手を借り、陰に重き御所置を反覆すへきと相謀り、父の爲を存し右の振舞に及ふと雖とも、愼中をも憚らす、上を蔑にし横行致し、表裏不忠の心底行跡免し難く、不届の所行、大牢の至に依て、永牢仰付らるゝ者也、

抑此時の永牢は、今の禁獄終身に當るものにて、容易ならぬ重罪なるに、是亦例の如く、一回の吟味もなく之を命せられしかは、入獄者の慷慨悲憤譬ふるに物なく、某氏の如きは憤懣の餘り、獄中筆墨を禁せられたれは、小指を嚙切り、血液を以て塵紙へ、拙者儀身に罪の覺え之れなけれは、何卒白洲に於て御吟味下されへしとの旨を認めて差出せしも、牢屋敷の役人肯て聞入れす、其筋へ差出すにも及はす、皆中途にて焼捨ける、獄中の士は之を知らさる故、今日や呼出されん、明日や出庭の沙汰あると、一日千秋の思ひにて相待つ處に、更に何等の沙汰なきにそ、猶又指を嚙切り、吟味催促の願書を認めて差出せり、斯くて血書の書面を出すこと三回に及ひしも、何等の沙汰なけれは、深く心に不審かり、密に牢番の者に其事情を問ひしに、鬼に均しき牢番も其心根を哀れと思ひしか、右書面は三度なから其筋へは遣はされす、牢屋敷役人の手限りに焼捨られたる旨、委細に語りけれは、士人は牢番の厚意を謝し、扨倩々思ふに、斯迄敵黨の奴輩我等を悪むに於ては、我等復ひ天日を見る期、決して之れあるへからす、所詮便々として獄中に在り、彼等に毒殺はるゝを待んよりは、寧ろ死して厲鬼となりて、邪正を天に訴ゆるに如かすと感念し、飲食を絶て憤死せしもありしと、斯くて一萬九は安政五年三月廿日に死す、年僅に十七八なるへし、之れにて結城晴定か、去る天和三年五月源義公に奉仕せし以來、十代百七十五年連綿たりし、結城朝光の正統たる名家も絶て果ぬ、無惨と謂ふも曾かなり、獨り一萬九のみならて、永牢になりし者は前

後皆牢死し、三年と活きたるはなかりし、是は此時分の法にて、永牢者へは三年の間に毒藥を入れて、生命を縮めしものなるよし、當時獄法の苛虐殘忍なりしは、今日想像にも及はぬ事多ければ、或るは然ることもありしならん、

正奸名稱の濫觴

藤田黨を正黨と褒め、結城黨を奸黨と貶したる濫觴は、天保甲辰烈公御愼の時にあるか如し、即ち此時同しく罪蒙れるものと、御雪冤の爲めと稱し、禁を破りて江戸に上り周旋せしを正黨と云ひ、國元に謹愼して居りし者と、罪蒙らさりし者を概して奸黨とは名付けたり、扨君辱しめられ臣死すへき國家大難の折柄、臣下の一致して御雪冤の事に盡力せさりしは如何の次第かと云に、是には種々の事情あり、或は平生老公の政治を喜はさるもあるへく、或は公在位中、祿職減祿の處置厚にて、君を恨みしもあらむ、或は又幕府の負債は舊來の痼疾にて、東照宮の大久保忠隣に於ける、大猷公の青山忠俊に於ける、其冤罪なるを知りつゝも、其身を終る迄容赦の沙汰なかりしにて知るへく、されは老公雪冤の事も、此方より彼是訴訟する時は、幕府令使其過を知るとても、例の負債にて、却て其怒を重ぬるにも至るへく、寧ろ深く謹愼して時機を待つに如かすとして、國に愼み居りしもありしならむ、然るに一方の請はすして境を出てたる一派は、之か爲め夫々處分を受けたる憤激より、當路の有司を始め越訴せさる者をは、一概に彼も奸此も奸と排斥したる故、最初は敵ならぬ者迄も、其輕侮を怒りて敵となりし形ちなり、扨巨室世家か、老公の再出を喜はさりしは、其内心役義祿高を惜みしもあるへく、甚た卑しむへきは勿論なから、其も直接に君公の及を受くると云ふにもなく、結局反對黨の爲めに魚肉せらるゝ次第なれは、出來得る丈は其身を遁れんとしたるも、人情亦憫諒すへきなり、組上の鯉の如く、身動きをもなさすして及を受けよと、此頃の武士に注文するは出來ぬ相談にて、老公か復ひ國政を執らるれは、ミス〳〵禍害か身の上に振掛るを知りつゝ、老公再出の事に盡力すると云ふ大忠臣を末世に求むるは、是亦頗る無理なるへし、且又一方か雪冤に奔走せしも、老公か再出になれは自分達も出世の望みあり、若し再出せられさるに於ては出世の望み

なきのみか、役祿召上られ、隱居愼抔の禍害は眼前なる故にこそ奔走せしなり、國を恤るも緯を恤るも、畢竟は身を恤るにて、兩黨共に此處は五分々々なり、要するに此際に於ける兩黨の爭ひは、口を公義に藉りて私鬪を爲したるものにて、藤田も世人の思ふ程正にはあらす、結城も敵黨の謂ふか如きの奸にはあらす、其一方を正として他の一方を奸とするは、俗に所謂貰被りなり、況や勤王と云へる名義の美なるに眩るめき、成敗の跡に就て是非曲直を判斷する如きは、眞に皮相の見と謂ふへきのみ、

茲に偶然の一奇事あり、藤田東湖は文化三丙寅年の生れにて、結城寅壽は文政元年戊寅年の生れ也、其政權を奪合しは、眞に兩虎肉を爭ひし也、而て其爭鬪の激烈なりしは何れも辰年にあり、即ち最初は天保十五甲辰年、次は安政三丙辰年、終は慶應四戊辰年なり、自然に龍爭虎鬪の文字に合ひしも一奇と謂ふへし、

元治甲子騷亂の原因

安政年間に於ける結城黨の處分は、所謂狼莠の苗は根を絶て葉を枯し、怨敵の裔は腹を剖て胎兒を求むるの主義にて、慘酷も亦此に至て極まれりと謂ふへく、其親たり兄たり朋友たる者を、斯の如く處置せられて、誰か恨を呑み憤を含まさるへき、況や巨室世家は大概親類緣者なる故、一二人の巨室世家七八分通りを凌辱するは、取りも直さす、圖藩の巨室世家を凌辱するに當れり、然るに彼の時は、其罪に服せさる巨室世家を、數多嚴罰に處したる事なれは、爭てか安隱に濟むへき、復讐の旗を飜して義兵を擧くる者、相踵て起るへき筈なるに、猶暫く其事なかりしは、武田、大場、安島、茅根、高橋、金子等藤田黨の人傑當路に布滿して、隙の投すへきものなかりしに依る、左れは巨室世家も容易に手を出し難く、薪に臥し膽を嘗て、機會の至るを待ちし處に、時なる哉、水戸へ攘夷の勅を下されしより事起りて、武田、大場は罷けられ、安島は切腹、茅根は斬罪となり、尋て高橋、金子は櫻田刺客の巨魁なるを以て、高橋は天王寺に割腹し、金子は小塚原に斬らる、此に於て巨室世家か大に復讐を爲すの機會は來れり、則ち元治甲子の騷亂は、安政の斷獄之か原因を爲したる也、詳細は下卷に說くへし、

水戸藩黨爭始末上卷終

水戸藩黨爭始末下卷

勅書の下賜

安政丙辰丁巳の間、結城寅壽の黨與、或は刑せられ或は要路を斷けられて、一時に屏息せしかは、水藩の黨爭も此に一段落を告け、藩の政權は全く戸田、藤田の黨與なる安島帶刀、茅根伊豫之介等の掌裏に歸し、表面上は稍々靜謐の觀あるも、失意の藩士は藤田黨に切齒せさるなく、機會の來るを待て復讐の旗を建てんと、內心に刃を磨く折柄、整內對外の勅書は突然水戸に降り、黨火再燃の端緒を啓く事とはなりぬ、是實に安政五年八月十六日の事なり、勅に云、

先般墨夷假條約、無二餘儀一次第にて於二神奈川一調印、使節へ被二相渡一候儀、猶又委細間部下總守上京、可レ被レ及二言上一之趣候へ共、先達て勅答、諸大名衆議被二聞食一度被二仰出一候詮も無レ之、誠に皇國重大之儀、調印之後言上、大樹公叡慮御伺之御趣意も不二相立一、尤勅答之御次第に相背、輕卒之取計、大樹公賢明之處、有司心得如何と御不審被二思食一候、右樣之次第にては、蠻夷之義は姑く指置、方今御國之治亂如何と、更に深被レ惱二叡慮一候、何卒公武御實情を被レ盡御合體、永久安全之樣にと偏被二思召一候、三家或は大老上京被二仰出一候處、水戸、尾張兩家愼中之趣被二聞召一、且又其餘宗室之向にも、同樣御沙汰之由◎趣も被二聞召及一候、右は何等之罪狀に候哉難レ計候得共、柳營羽翼之面々、當今外夷追々入津不二容易一時節、既に人心之歸向にも可二相拘一、旁被レ惱二宸襟一候、兼て三家以下諸大名衆議被二聞食一度被二仰出一候旨、全く永世安全公武御合體にて、被レ爲レ安二叡慮一候樣被二思召一候儀、外患計の儀にも無レ之、內憂有レ之候ては、殊更深被レ惱二宸襟一候、彼是國家之大事に候間、大老閣老其他三家三卿家門列藩外樣譜代共、一同群議評定有レ之、誠忠之心を以て得と相正し、國內治平公武御合體、彌御長久之樣、德川御家を扶助有レ之、內を整外夷の侮を不レ受樣にと被二思召一候、早々可レ致二商議一勅諚之事、

午八月八日

近衛左大臣忠熙　鷹司右大臣輔熙
一條內大臣忠香　三條前內大臣實萬
二條大納言齊敬　近衛大納言忠房

水戸へ、

別紙勅諚之趣被二仰進一候、右者國家之大事者勿論、德川家を御扶助之思召に候間、會議有レ之、御安全之樣可レ有二勘考一旨、以二出格之思召一被二仰出一候間、猶內列之方々並三卿◎家門之衆以上隱居に至迄、列藩一同にも御趣意相心得候樣、向々へ◎へ傳達可レ有レ之旨被二仰出一候、以上、

幕府へ、◎此文書は前文を省略したるものなり

今度被二仰進一候趣、三家始相心得候樣、別段水戸中納言へ被二仰下一候、此段御心得之爲申入候事、

◎以上文書孝明天皇紀及岩倉公實記を以て校合すれども、幕府への勅諚には日附井近衛忠熙等の副署なし當に衍

此勅書こそ、尾、水、越前、一橋等有志諸侯幕議を蒙るの原因となり、京都志士の大獄となり、櫻田の斬權となり、坂下の刺客となり、水戸黨爭の再發となり、防長常野の戰爭となり、遂に幕府覆亡、王室中興の原因となりぬ、其賜勅の已むを得さるに至しものは、全く幕府の外政宜きを失ひしに因るなり、

違勅論の沸騰、水戸老公の蒙譴

此時に當て幕府の大權を握れる者は、剛愎を以て世に知られたる大老井伊掃部頭なり、掃部頭素より、水戸老公と相善からす、六月廿二日、幕府尾紀水三藩等に米國條約に調印せし旨を告く、尾公謂らく、今勅命に違ふて開港を許す、是幕府の罪なり、爭はすんはある可らすと、水戸老公並に中納言公と議し急に登營し、大將軍に謁して之を陳せんとし、其意を一橋公に通せしかは、公にも登營ありしか、大將軍には病と稱して尾公等を見す、公等大老閣老に面して之を責む、大老等、閣老一人を西上せしめ、朝廷へ陳謝すへき旨を云ふにより、尾公等退出せらる、此日水戸老公と井伊大老との間に、多少の議論ありし由にて、兩者の釁隙益々甚し、

幕府外は米英諸國の爲めに迫られ、尋て違勅論に攻擊せられ、進退維谷の場合なるに、內には又儲嗣の議論あり、幕廷の臣僚、外間の諸侯、各々黨派を分ち、紜々紛爭、寧日あることなし、始大將軍多病にして嗣子なし、依て三家三卿の內より御養君あるへしとの議論起るに及ひ、一橋慶喜公は水戸老公の第七子にて、賢明の聞ありり、且つ年長なれは、宜しく之を立つへしと云ふ者と、紀州の公子家茂公こそ、幕府と血緣最も近けれは、之を立つへしと云ふ者との兩派あり、

一橋派は尾張慶勝、越前慶永、薩州齊彬、土州豐信、宇和島宗城、及ひ幕吏有志の徒、諸藩の志士等にて、紀公方には幕府の大奥に強援あり、諸藩の志士等にては井伊を始め、其黨與皆之を主とする故、兩黨の勢力は殆と相匹敵する有樣なりし、斯くて相爭ふ間に、外國交涉事件は日に切迫し來り、朝廷よりも、年長にして且賢なる者を立てよとの御內意さへありしかは、一橋公入て儲嗣となるへしと、人々思ひ居る所に、大目付池田播磨守大老に說て、此際尾公等の言を以て意に關し、一橋を立は大事去らん、遠に決議するに如かすと云ひけれは、固より其心組みなる大老の事ゆゑ、尾公等の登營ありし翌日、即六月廿五日、紀公を立て儲嗣と爲す旨を發表せらる、海內有志の徒、愕然として井伊の專橫を怒らさるなし、

斯て六月廿七日を以て、米國條約調印濟のことを京都に奏せしに、聖上以ての外宸怒あらせ玉ひ、廿九日勅して、三家大老の中一人を急に參朝せしむへきの命下る、七月朔日大廣間大名連署して、違勅の不可なるを論すること尤も切なり、人心漸く幕府を離る、四日勅書江戶に達し、幕府困迫出る所を知らす、先ツ是大將軍徵恙ありしか、此夜遽に薨去せらる、大老等以爲らく、此機に乘し尾水諸公等復た登營して云々する所あらは事敗れん、如かす急に之を處置せんにはと、明日台命を矯て尾公及ひ水戶老公、一橋公、越前侯を誰愼せしむ、閣老太田備後守曰く、罪證なくして親藩を幽するは後患を如何と、井伊曰く、京師を探索せは必す罪狀あらむ、若之れなくんは我其咎に任せんと、太田復爭ふこと能はす、是に於て諸藩有志の徒、益々大老の專橫を惡み其罪を鳴し、京師の命を以て之を黜けんと欲する者、相謀て西上せり、

此月十七日松平薩摩守齊彬に命して、當秋參府せしむ、齊彬國事の日に非なるを憂へ、議を東西に獻して國體を振揚せんことを謀るもの久し、大老政を專らにし、親藩を幽するを聞に及んで、言語文辭の能く救ふ所にあらさるを知り、將に精兵三千を率て京師に入り、王帝を擁護し幕政を匡正せんとす、伊地知龍右衞門正治、西鄕吉兵衞隆盛等其計議に預る、四方の志士京師に集まれる者之を聞き、日々頸を延へて候か上途の報知を待たりけり、

日下部伊三次

有志の徒、四方より京都を指して馳登れる中に、薩藩の士にて日下部伊三次と云ふ者あり、慷慨して曰く、吾素より三條公を知り參らせたり、公は井伊大老と姻族の親みあれは、公に申して大老に諭し、大老自ら罪を謝して退く樣に取計はむ、若し然らされは、尾水越等の謹愼を解かしむへし、此の二つの內必す其一を成さんと、意氣頗る壯なりき、伊三次は故あつて水戶に生れ、久しく水戶に居り、藩士に知人も多かりしかは、其西上するに及んで、荻淸右衞門、鮎澤伊太夫、加志村準藏、木村三穗介等、下谷の茶亭に餞宴を設けて之を送りけるか、其席より使を發して、水戶の家老安島帶刀を迎へける、帶刀何事なるかを知らねと、友人よりの使ひ故急き來り臨みしに、席上の模樣何となく異しく、人々耳と口と相接して密語し、明かに其事情を言はす、帶刀之を怪しみ、委細のことを問糺するに及はす、匆々にして辭し歸りぬ、嗚呼此の一會、圖らすも水戶藩の大難を釀す基とはなりぬ、此夜伊三次は急行にて京都に上りける、

却說、各藩より京都に馳せ集りし有志の徒は、薩州侯の上京を待て事を爲さんと、一日千秋の思ひをなし居る處に、七月下旬に至り、薩州より飛報あり、曰く、本月八日侯少しく疾ありしか、病勢急に進み、十六日遂に逝去し玉へりと、之を聞く者皆茫然として爲す所を知らす、暗夜に燈火を失へるか如くなりし、折柄伊三次に就て江戶の事情を問ふ者あり、伊三次妄りに言ふ樣、水戶の氣勢、尙能く幕府の非政を正すに足らんと、是に於てか有志の徒、盲龜の浮木に逢へる思ひにて、勅書を水戶に下し、力を盡さしむへしとの議は起れるなり、此事に就て專ら盡力せしは、伊三次始め、水戶の士鵜飼吉左衞門父子、及ひ勝野豐作、梁川星巖、梅田源次郎、賴三樹八郎等なりしと、

此際聖上には、深く叡慮を國事に注かせ玉ふ處に、外國の强迫、幕府の違勅、尾水越の幽閉より、今又薩摩守の暴に長逝する抔、浮世の樣、總て大御心に任せぬことのみなれは、痛く宸襟を惱まされ、朕天下の形勢斯の如くなるを傍觀しつゝ之を濟ひ得さること、皇座を汚すに當り、祖宗へ對し奉り恐懼措く處を知らすと詔り玉ひ、巖て勅使を伊勢の大廟に遣はされ、其由を告けて皇位を遜れ玉はんとの思召なりけれは、三公諸卿大に驚き嘆き、種々に留め奉つれと、つや

つや御聽入れなく、さらは汝等此の國の爲めに計策ありやとの仰せに、何れも畏まり、唯一事の候ふ、其は餘の儀にも候はす、勅書を水戸へ下し賜はり、有志の諸侯に命して、共々力を盡さしめたらんには、或は國勢を挽回することも候はんか、皇座を遷らせ玉はんことは、先つ此事の成否如何を待せらるへしと奏せしかは、主上御許容あらせ玉ひ、八月七日の夜三公を召して議せられ、八日に至り水戸邸の留守居鵜飼吉左衛門を召して其旨を命せらる、扨之を幕府に下せは壅閉せらるゝの恐れあるものから、吉左衛門の子幸吉をして、勅を奉して江戸へ下らしむ、次て九日に幕府へ賜はるへき副書成り、十日に禁裏附大久保伊勢守に命して幕府へ達せしめらる、是により勅書は、幕府へ達せしよりも一日早く水戸邸へは達せしなり、日下部伊三次、勝野豐作等は、勅書を諸侯へ回示することを周旋せんとて、急き江戸へ下りける、

西郷吉兵衛

勅書を水戸に下せし時の、京師諸有志の計策と云ふは、之を以て水戸より幕府の過ちを責めなは、大老は必す罪を謝して身退くへし、其機に乘して將軍宣下を一橋公に下し、紀公は官位を進めて元の如く儲貳と爲し置くへし、水戸の力足らさらん時の爲めには、水戸より勅書を諸藩に回示せしめん、諸藩皆水戸に左袒せは、大老傲且つ暴なりと雖も、勢ひ退かさることを得さるへしと云ふにありしと、斯の如く漠然たる計圖により、勅書を申し下したるにそ、忽ち意外の大變を釀成し、前古未見の慘劇を演出するには至りしなり、

西郷吉兵衛隆盛は此時京都に居りしか、倩々伊三次等の爲す所を見て大に之を危ふみ、急に京都を出立し、晝夜馳することゝ五十四時(四日)半にして江戸に來り、安島帶刀に面會して、貴殿何の見る所あつて、伊三次の輩を使ひ京師に周旋せしむるや、必す忌々しき大事を惹起し國家を誤らんと、京都の有樣を語りけれは、帶刀大に慙き、其は自分の一向に知らさる所にて、右樣のことを伊三次に命したることなしとて、伊三次か送別會の席に臨みし時の模樣を語りしに、吉兵衛さらは拙者速に京都に引返し、彼等か爲す所を挌止へしとて、直に出發し、又も五十四時にして京都へ着せしに、勅書は其前日既に下賜せ

られて、之を止むるに由なかりしと、吉兵衛か天下の大勢に明かなるは、今に始めぬ事なから、其事前に在て事後の結果を見ること、掌を指すか如くなるは、流石に豪傑の士と謂ふへきなり、

先ゝ是水戸にては、安政二年に戸田忠太夫、藤田誠之進の兩人震死し、尋て藩中朋黨の慘獄となり、幾多有爲の士を刑殺したるのみならす、其禍は延て一藩の人心を分裂睽離せしめたれは、氣勢は日に衰頽に就き、勅書を賜はりても、幕府の匪政を矯正するの力は、恐らく之れなかりしならむ、されは此際、水藩の眞情を知る者をして京都に在らしめは、必す別に處する途を求め、斯の如き危き手段には出てさりしならむに、鵜飼吉左衛門は水藩なれとも、實は京都人にて、水戸の籍に入りたる者故、水藩の事情を熟知せさるより、遂に此事あるに至れるなり、水戸藩石川德五郎と云へるは、老公の姉君か關白鷹司政通公に嫁せ玉ふ時の傅人にて、常に京都に居りしか、此人深沈誠實にして志慮才幹あり、厚く老公の信任を得、帶刀等とも親しく、帶刀等平生之を信するの餘り、伊三次等如何に奔走するとても、德五郎必す彌縫するならんと、之を意とせさりしなり、然るに此月德五郎急に病ありて鷹司公の殿中に死し、後傅を命するに至らさる間に、是の大事は起れり、櫻任藏曾て或人に語て、兩田の震死、薩侯の遠逝、德五郎の暴卒、之を三奇と謂ふへく、世の否運に赴く所以のもの、決して人事にあらさるに似たりと云ひしとか、此際土浦藩の留守居大久保要人大坂に在り、亦勅書の到底幕府を動かすに足らさるを慮かり、其企圖を改めしめんと盡力せしか、事未た行はれさるに、勅書既に東に下りて及はさりしと、俊傑の見る所符節を合せたる如き、亦奇と謂ふへし、

閣老の狼狽

却說、鵜飼幸吉は大事の御使を承り、嫌疑を避くる爲め、大坂屋敬勝手方の名前にて人足帳を附出し、姓名を變へ、侍一人に一僕を隨ひ東海道を下りけるか、道中幸に川支もなく、九日目にて十六日に江戸に着し、春日町に宿を取り、其夜忍んて小石川の上邸なる茅根伊豫之介を訪ふて、勅書下賜のことを告けしかは、茅根も一度は驚きしが、既に御下賜になりし上は、力の及ふ限り其實行を圖り、之に次くに一死を以てす

つや御聽入れなく、さらは汝等此の國の爲めに計策（はかりごと）ありやとの仰せに、何れも畏まり、唯一事の候ふ、其は餘の儀にも候はす、勅書を水戸へ下し賜はり、有志の諸侯に命して、共々力を盡さしめたらんには、或は國勢を挽回することも候はんか、皇座を遷らせ玉はんことは、先つ此事の成否如何を待せらるへしと奏せしかは、主上御許容あらせ玉ひ、八月七日の夜三公を召して議せられ、八日に至り水戸邸の留守居鵜飼吉左衞門を召して其旨を命せらる、扨之を幕府に下せは鑓閉せらるゝの恐れあるものから、吉左衞門の子幸吉をして、勅を奉して江戸へ下らしむ、次て九日に幕府へ賜はるへき副書成り、十日に禁裏附大久保伊勢守に命して幕府へ達せしめらる、是により勅書は、幕府へ達せしよりも一日早く水戸邸へは達せしなり、日下部伊三次、勝野豐作等は、勅書を諸侯へ回示することを周旋せんとて、急き江戸へ下りける、

西郷吉兵衞

勅書を水戸に下せし時の、京師諸有志の計策と云ふは、之を以て水戸より幕府の過ちを責めなは、大老は必す罪を（一字不明）て身退くへし、其機に乗して將軍宣下を一橋公に下し、紀公は官位を進めて元の如く儲貳と爲し置くへし、水戸の力足らさらん時の爲めには、水戸より勅書を諸藩に回示せしめん、諸藩皆水戸に左袒せは、大老傲且つ暴なりと雖も、勢ひ退かさることを得さるへしと云ふにありしと、斯の如く漠然たる計圖により、勅書を申し下したるにそ、忽ち意外の大變を釀成し、前古未見の慘劇を演出するには至りしなり、

西郷吉兵衞隆盛は此時京都に居りしか、倩々伊三次等の爲す所を見て大に之を危ふみ、急に京都を出立し、晝夜馳すること五十四時（四日）半にして江戸に來り、安島帶刀に面會して、貴殿何の見る所あつて、伊三次の輩を使ひ京師に周旋せしむるや、必す忌々しき大事を惹起し國家を誤らんと、京都の有樣を語りけれは、帶刀大に驚き、其は自分の一向に知らさる所にて、右樣のことを伊三次に命したること嘗て之れなしとて、伊三次か送別會の席に臨みし時の模樣を語りしに、吉兵衞さらは拙者速に京都に引返し、彼等か爲す所を挌止へしとて、直に出發し、又も五十四時にして京都へ着せしに、勅書は其前日既に下賜せ

られて、之を止むるに由なかりしと、吉兵衞か天下の大勢に明かなるは、今に始めぬ事なから、其事前に在て事後の結果を見ること、掌を指すか如くなるは、流石に豪傑の士と謂ふへきなり、

先ノ是水戸にては、安政二年に戸田忠太夫、藤田誠之進の兩人震死し、尋て藩中朋黨の慘獄となり、幾多有爲の士を刑殺したるのみならす、其禍は延て一藩の人心を分裂睽離せしめたれは、氣勢は日に衰頽に就き、勅書を賜はりても、幕府の匪政を矯正するの力は、恐らく之れなかりしならむ、されは此際、水藩の眞情を知る者をして京都に在らしめは、必す別に處する途を求め、斯の如き危き手段には出てさりしならむに、鵜飼吉左衞門は水藩なれとも、實は京都人にて、水戸の籍に入りたる者故、水藩の事情を熟知せさるより、遂に此事あるに至れるなり、水戸藩石川德五郎と云へるは、老公の姉君か關白鷹司政通公に嫁せ玉ふ時の傅人にて、常に京都に居りしか、此人深沈誠實にして志慮才幹あり、厚く老公の信任を得、帶刀等とも親しく、帶刀等平生之を信するの餘り、伊三次等如何に奔走するとても、德五郎必す彌縫するならんと、之を意とせさりしなり、然るに此月德五郎急に病ありて鷹司公の殿中に死し、後傅を命するに至らさる間に、是の大事は起れり、櫻任藏嘗て或人に語て、兩田の震死、薩侯の遠逝、德五郎の暴卒、之を三奇と謂ふへく、世の否運に赴く所以のもの、決して人事にあらさるに似たりと云ひしとか、此際土浦藩の留守居大久保要人大坂に在り、亦勅書の到底幕府を動かすに足らさるを慮かり、其企圖を改めしめんと盡力せしか、事未た行はれさるに、勅書既に東に下りて及はさりしと、俊傑の見る所符節を合せたる如き、亦奇と謂ふへし、

閻老の狼狽

却說、鵜飼幸吉は大事の御使を承り、嫌疑を避くる爲め、大坂屋敷勝手方の名前にて人足帳を附出し、姓名を變へ、侍一人に一僕を隨ひ東海道を下りけるか、道中幸に川支もなく、九日目にて十六日に江戸に着し、春日町に宿を取り、其夜忍んで小石川の上邸なる茅根伊豫之介を訪ふて、勅書下賜のことを告けしかは、茅根も一度は驚きしか、既に御下賜になりし上は、力の及ふ限り其實行を圖り、之に次くに一死を以てす

へしと決心し、此事を安島帶刀へ申入れしかは、安島も同樣の決心にて、幸吉か遠路の辛苦を勞らひぬ、明くれは十七日、勅書をは安島の許へ差出したるに、其夜中納言殿幸吉を召されて謁を賜はり、大事の御使彼是大儀に思召さるとの御意ありしかは、幸吉難有さ心魂に徹して、只管感涙に咽ひたり、聽て衆議を盡して閣老を水戸邸へ召されしか、十八日は故將軍送葬の日なるを以て來らす、翌十九日閣老太田備後守、間部下總守、水戸邸へ來つて中納言公に謁す、公勅書を示して、列藩へ回示すへきに付き、其旨心得られよとあり、二人畏りて、御直答は致し難く、立歸り同僚と協議の上、御返事仕るへき旨を述へて退出す、幕府にては、勅書の水戸へ下賜なりし事を聞てより、大に驚き、左なきたに從來取扱方に苦しみ、眼の上の瘤とも思ひ做したる水戸へ勅書を賜はりしとあつては、例の老公又如何なる事を申出られんも測り難しとて、周章大方ならす、此日井伊大老は病氣にて不參なりしを、急に使を馳せて登城を促し、披き評定（披き評定とは、幕府の舊例、大事を議する時は、廣殿の四方を披きて、會議の席を其中央に設け、以て漏泄を防きしなり、）あり、群議を凝らしたる上、水戸の勅書は之を沮抑し、列藩へ回示せしめさることに決し、翌日又太田、間部の二人水戸邸へ來り、議今に決し兼ぬれは、列藩へ回示せらるゝことは姑く猶豫あるへきを請ふ、斯て此後數日の間答ふる所なかりしかは、公より頻りに催促せられしに、漸く廿四日に至りて、右の兩人より書面を以て、御家門諸侯に回示せらるへき旨の答へあり、依て即日之を回示せらる、但し外樣諸侯に回示することに就ては未た答る所なし、始め勅書下賜のことあるや、老公大に驚かせ玉ひ、國力の以て聖旨を遵奉するに足らさるのみならす、親藩の義として亦輒く之を內外に開示すへきにあらすとして、中納言殿に申して閣老に謀らせ玉へる程なれは、中納言殿にも深く幕府を崇敬せられ、或は其當に過くると云ふ有樣あり、されは閣老よりの返答大に遲延するに及ひ、朝命を奉せんか、幕府の旨に違ふに至らんかと、強く心思を惱まされ、二十六日に尙又使を以て閣老を召されしに、閣老も答ふる節のなきに苦しみしか、辭して來らさりしかは、公益々其進退に惑はせ玉ひける、

勅書回示に係る議論

幕府にては、始より勅書の眞僞を疑ひ居けれは、閣老備州等の水戸邸より反るや、其關係を探らんとて急飛脚を差立、京都の事情を所司代に問ひ合せけるに、廿七日に所司代よりの答書江戸に着したれは、急き披き見るに、段々公卿の間を探索したるに、勅書は全く水戸より來れる者の、密に請て下せしものなるへく、九條關白には預り知られさるとのことを記したり（這は日下部伊三次のことを謬り傳へたるなるへし、）けれは、幕閣は大に喜ひ、廿八日に太田、間部の二人復水戸邸に來り、意氣揚々として云ふ樣、條約調印のことは、時勢已むを得さるに出てたるものにて、委細は下總守上京して奏聞を遂くる筈なるも、大將軍薨去あらせ玉へる爲め、稍々延引したる次第にて、御葬送も相濟みたれは、下總守不日發途して陳謝すへく、就ては勅書を諸侯に回示せらるゝは斷して無用たるへし、且又勅書を御屋形へ下賜せられし手續きにも、怪しむへきこと多けれは、勞々回示あつては御爲め宜しからすと、二人雄辯を揮て說かれたれは、中納言殿にも據ろなく、其言に從ふへき旨を答へられける、二人其答へを得て、重荷を卸したる心地にて大に喜ひ、營中に歸りて、水戸公吾輩の術中に陷ゐれりとて打笑ひけるとなり、

此の時に當て、諸藩有志の徒皆勅書の回示を待つこと、大旱の雲霓も啻ならす、水戸にて回示を遲延するを憤ほり、議論紛然として起りけれは、水戸にても打捨置き難く、家老等は公に勸め、閣老の言を用ひすに回示すへき旨を云ひ、議既に決しけるか、公は猶も安し玉はさる所ありて、之を側用人桑原治兵衞に諮らせ玉ひけるに、治兵衞謹て申上る樣、抑此の勅書は、幕府を輔けて內政を整へ、外國に對すへき旨を命し玉へるなり、幕府を輔くるは、宜しく閣老と熟議すへきは勿論のことなるに、閣老の切て回示御無用と申上けたる言を用ゐ玉はす、強て回示あらせ玉はむには、勅書の旨にも適はす、恐らくは別に不測の害あらんと、憚る處なく陳述（のべ）けれは、公にも道理と思召され、老公にも桑原の申す所然るへしとのことなりしかは、衆議之に依て又變更し、今前後を顧みすして之を回示し、大に幕府の譴責を受け、之か爲め國中瓦解せは、大難目前に生すへく、然ありては下總守上京の

模樣によつて、事變ありとても力を盡すことを得さるへし、京師の勢ひにして、般盛なること嘗て聞く所の如くならんには、下總守必す狽狽して時勢一變するならむ、先つ其迄は國力を養ひ、機會を待つに如かすとて、終に諸侯へ回示することは思止まりける、茅根伊豫之介後日其友人鈴木大に語りけるは、既往の跡に就て見れは、悔ゆへきものなきにあらさるも、當時假使之を回示し、諸藩の奉承したれはとて、嘗を幕府に呈して、宜しく勅を奉すへしと云ふの外はなからむ、大老の倨傲なる、其等の事を意に關せさるは明らかなり、されは回示するとせさると、事の成らさるは則ち一ならん、但回示せは其責を諸藩に負はしむへきものを、回示せさりしか故に、水戸のみ其責を負ふこととはなりしなり、併しなから、責を受けたるか故に國内を保つことを得たれと、若し責を受けましとて回示したらんには、國内の事或は謂ふに忍ひさるに至りしも知るへからす、一得一失唯之を浩嘆に付するのみと言ひけるよし、以て當時の事情を見るへきなり、

黨火再燃の端緒

幕府にては、既に水戸に迫りて勅書の回示を止めしめたれと、例の大老の事とて、是を以て滿足せす、其事に與かれる水戸の重臣を斷罪して後患を除かんと、其旨を中納言公に諷されしかは、公にも是非なき事に思召され、岡田信濃守、武田修理、(後耕雲齋)大場彌右衛門、(後一眞齋)安島帶刀、尾崎豐後等を斷けらる、幕府にては更らに鈴木石見守、太田丹波守等を用ゐしめんとして内命を下さる、此二人は先に結城黨なるよしにて斷られし者なり、先に是弘化年中老公退隱の日、高松侯賴胤、幕府の命によつて水戸の政に預りしか、其際老公登庸せられし人物を多く斷罰せしことありて、老公との間相善からす、侯大老と婚せし故を以て、日に彦根邸に出入し、威權頗る盛んなるものから、水戸にては益々之を疾むに引換へ、幕府の用ゐは大方ならす、竟に侯をして、再ひ水戸の政治に與からしむることとなせり、然るに水戸封内にては、勅書の回示せられさるによつて、議論紛起したる處に、石見丹波等再用のこと、及ひ高松侯政治に與かるとの事聞えけれは、人心以ての外に動搖し、大に幕府の處置を憤り、士民數千人江戸に來りて之を訴ふる

にそ、高松侯恐れて爲す所を知らす、幕府にても水戸の形勢容易ならさるを見て、此上妄りに干渉する時は、如何なる珍事を惹起さんも測り難しと思ひしか、甚しく政治を改革せしめすして事止みける、併しなから、此の一着手は、藩内の不平派即ち結城黨の爲には、所謂空谷の跫音にて、失意重疊せる間に一線の望を懸けしめたり、

間部閣老の上京

此年九月三日、閣老下總守上京の途に上る、始め總州の使命を受ける時、伏見奉行内藤豐後守偶江戸に在りしか、之を聞て笑て曰く、總州も亦堀田備州の覆轍を踏まるゝならんと、總州驚て計を問ふ、豐州曰く、公卿の能く事を爲す者は、僅々二三人には過きす、故に諸藩士の京師に出入する者を禁止し、且處士諸大夫とを捕へて其手足を絕たは、後來は萬事爲さんと欲する儘なるへしとて、京都の取締を嚴密にすへきことを勸めける、又紀州の國老水野土佐守は、紀公の外叔父たる緣故と、御側藥師寺筑前守の姻家たる故を以て、密に幕府の事に預りしか、謀計を總州に進て申す樣、從來京師より外國の事を以て幕府を責

めらるゝ、井根原は、確は水戸老公に在ること明かなり、貴君京師に抵るの日、嚴密に搜索せられなは、必す其證據を得らるへし、之を以て老公を罪に處せは、公武の間の確執は立處に止み候はん、併なから、將軍宣下あらされは幕府の權去るへけれは、先つ其宣下を促かし、本を堅ふして而る後に漸々手を下さること、尤も然るへしとありけれは、總州實にもと思ひ、上京の上は貴說の如く取計んと約されぬ、されは總州の上京は、表面には外國に對する事情を奏上するにあれと、其實は將軍宣下の强請と、有志の義徒を捕縛して公卿の手足を絕んとするにあり、京都に充滿せる志士の生命は、其危きこと實に風前の燈の如くなり、

水戸擧兵の說傳

間部下總守江戸を打立京師に上りけれは、江戸に在る有志の徒は皆之を憂へ、謀議を盡す中にも、薩藩の堀忠左衛門と云へるは、人となり果斷にして、日頃水藩の鮎澤伊太夫と親しく交はりしか、兩人相議して、其知る所の處士柴田藤五郎と云ふ者を京都に遣はし、水戸老公に綸旨を申下し、幕府を討たしめんとて、

之を藤五郎に謀りけるに、藤五郎は素より奇節を好むの士なれは、一議にも及はす領承し、扨僕内外の事情を詳にせされは、何卒委しく事情を知れる者一人を得て、與に西上せんとのことに、伊太夫實にもと思ひ、其友人鈴木大を同伴せしめんとせしに、大以爲く、老公には日頃深く幕府を尊敬し玉へは、縦令綸旨ありとも、幕府の爲め百方其罪を謝するのみならむ、且つ老公にして果して兵を擧くるの意あらせ玉はむには、既に賜へる所の勅書にて充分なり、豈故らに綸旨を賜ふを待つへけむや、此事關係重大、水戸存亡の判る所なれは、妄りに承諾すへきにあらすと思案して、伊太夫に向ひ、足下には之を安島大夫に議りしかと問ゐしに、伊太夫は、否、大夫必す決斷すましと思ふて未た議せさりし、兄試みに往て議せよととのことに、大は安島の家へ赴く途中、茅根伊豫之介を訪ひ此事を告けたるに、伊豫之介曰く、伊太夫周章の餘り狂謀を發したりと覺にたり、速に安島氏に告けよと、仍て大又安島を訪ふて之を告く、安島曰く、伊太夫の過激にも困るなり、幕府未た兵を以て京師に臨まさるに、我藩妄んそ兵を動かすことを得ん、面責せすんはあるへからすと、意色頗る勵しかりしか、其翌月帶刀伊太夫を呼て之を嚴責せしと云ふ、是にて、綸旨を申下して討幕の兵を擧くると云ふことは、全く中止になりたれとも、其顚末の稍世上に漏るゝと同時に、事の始終を詳かにせさる世人は、針小を棒大に言做し、水戸殿には、綸旨を賜はりて義兵を擧くるの結構あり抔と、風説頻りに起り、遂に水藩に不雪の寃罪を蒙らしむることゝはなりにけり、

京師志士の計畫

京師に集まれる諸有志も亦總州の西上を聞て大に患へ、水戸の早く事を擧くることを望み、頻りに鵜飼幸吉を促しけれは、幸吉驚て鷹司公の諸大夫小林民部權太輔に就て、綸旨を水戸に賜はらんことを請ひしも、小林之を疑ふて事達せさりしかは、有志の徒、尚種々の策計を建る中に、或は主上に請て潜に大坂へ御座を遷し參らせ、城代土屋采女正に頼り、勤王の兵を徴さんには如すとて、三條公入て此旨を奏聞せしに、主上御聲曇らせ玉ひて、朕は決斷すへきも、證るへき兵士のなきを如何にかする、未た大坂に達せすして捕はるゝ程ならは、宮を出てさるの愈れるに

如かすと仰せられしかは、公は何と申上けへき樣もなく、只管涙に咽ひて退出せしとそ、九月十七日總州京師に着し、寺町本能寺◎妙顯寺ノ誤を旅館となす、同十八日鵜飼吉左衞門嘗を安島帶刀に贈りて、京都の有志、皆水戸の速に事を擧くることを望むの意を通せしに、此日吉左衞門父子四に就き、其發する所の書も亦途中幕吏の爲めに奪はれたり、是よりして有志の徒、四はれに就く者甚た多し、世之を戊午の大獄と稱して、近世史中の一大慘劇となす、

京師大獄の顚末

京師大獄の顚末は、水戸に關係深きを以て、其大略を述へんに、先ゝ是在京の有志者は、九條家の臣島田左近か、井伊の寵臣長野主膳と相結ひ、殿下亦其言を信用して、始と宸憂を願みさる有樣なるを以て、深く之を憤慨し、公卿の間に奔走して、其關白を罷めしめんことを說きしに、諸卿にも多く其說を容れ、九月二日殿下に辭職を迫る、殿下已むことを得す辭表を上り、近衞公内覽す、井伊、間部の黨、殿下の辭職を聞に及んて憤ること甚しく、必す遊說の士を獲て甘心せんとし、先つ梅田源次郎を捕へ、續て諸士の公卿の家に出入する者を、悉く速捕するの手配に及しかは、成就院忍向、西郷吉兵衞、有村俊齋等を始ゝ在京志士皆四方に遁れ、其後れたるは、何れも累縲の辱めを受けたりける、梁川星巖も捕縛せらるへき一人なりしか、此月五日遽に歿したるを以て僅に免かれしも、其妻紅蘭は獄に下されて吟味せられたり、此際間部總州か井伊に與へたる書中に、

樣仙院（故大將軍を治療せし醫者）御吟味御取懸り、同人を苦問候はゝ、水老申付、毒殺の邪謀其外申談候處、明白に可二相成一哉と奉レ存候、（中略）此儀相分候はゝ、水老切腹申上候ても可レ然儀に御座候、（中略）京地へ私着の上は、種々相考、敵不レ殘取調、一人つゝ取詰、又は顯然致候儀は其罪を唱へ、閉門、押込、隱居等の取計も可レ有レ之、若州に談し、九條殿存意承り候上、取計可レ申候、云々、

と見えたり、以て幕閣か水戸を疑ひし有樣と、總州か上京の意氣込を見るへきなり、此の意氣込にて京都に臨み、前古未聞の慘獄を羅織し、幾多志士の頸血を以て原草を染めたる結果として、人心幕府を離れ、三百年の覇業一朝に覆亡せしこと、總州實に其責なし

と謂ふへからす、斯くて總州は病と稱して外出せす、其旅館を嚴重に防衛して、志士の襲撃に備へ、町奉行小笠原長門守に命して、急に在京の志士を捕しむ、鵜飼父子を始め、小林民部權太輔、宇喜田一蕙父子、池内大學、(鷹司家の臣)金田伊織(三條家の臣)等、此他捕に就く者甚た多し、又江戸にては、飯泉喜内、(旗本曾我權左衛門の臣)日下部伊三治、藤森恭助(旗下古賀謹一郎の臣)等を捕へたり、其後總州は鷹司、近衛、三條の三公に諷して其職を辭せしめ、又陰に公卿に諷して、朝廷速かに將軍宣下あらされは、幕府立つこと能はす、自分も亦面目の關東に對するなし、仍て逮捕の徒を一々嚴刑に處し、身も亦京師に斃れんのみと、種々の手段を以て公卿を威嚇し、猶水戸の罪狀を數へて之を誣ひけれは、關東の事情に暗き公卿の内には、頗る疑惑を抱ける者ありしと云ふ、されと主上は聖明にましまして、總州等の言を信し玉ふことはあらさりしか、此際早く宣旨を下さゝるに於ては、諸大臣始め有志の徒、多く寃罪に遭はんことを憫み思召され、十五日の夜宸翰を九條殿に賜ひ、復ひ出て政を輔けしめ、以て關東の意を安んす、廿四日に下總守始めて參内、天盃を賜はる、廿五日將軍宣下あり、十二月朔日、將軍宣下の儀を江戸城に行ふ、扨京囚をは江戸にて審問せんとて、鵜飼父子、小林、池内、金田、宇喜田、三國、梅田、飯田、賴等を江戸に差下さる、

江戸の形勢

此際江戸にては、井伊大老益々威權を擅にし、己れに阿附する者は之を要路に延き、其然らさる者は、或は罷められ或は閑地に移さる、岩瀬肥後守は外國奉行より作事奉行に遷され、久貝因幡守大目付に任し、池田播磨守町奉行となる、池田は殊に殘忍なりしかは、時の人、首切池田と稱して恐れける、爾後有志の獄を治めたるは此の播磨守なれは、其刑戮の慘虐なりしも亦怪しむに足らさるなり、

此他閣老久世大和守も、井伊、間部の擧動を餘りに甚しとし、七月以來病と稱して出仕せさりしかは、十月に至りて罷められ、伊達遠江守は、越前、土佐、薩摩等と謀り、一橋公を立て時艱を匡濟せんとせし爲め、内諭にて致仕せしめられ、大坂城代土屋采女正は、朝廷の意を奉し、兵庫開港の非を論したるに依て罷められ、松平豐前守之に代りぬ、されは大老の施政に滿たさる士も、眼前の禍害を恐れ、口を緘みて世事を言はす、此末如何成行らんと、識者は竊に眉を顰めけり、

水戸藩論の分裂

前にも言へる如く、間部閣老の目的は將軍宣下を得るにあり、既に之を得たる上は京師に用なきを以て、勅書に關することは、一語も奏聞するに及はすして歸途を急きしか、江戸に歸りたる後、水戸に答ふるの辭なきを慮かり、九條公と謀りて、先に水戸へ下賜なりし勅書は、一先つ之を納むへき旨の一書を得て歸りしとは聞えぬ、却說、幕府に於て將軍宣下の儀畢りし後は、諸藩の形勢大に變し、或は黃金を幕府の大奥に散して、苟免を計る者さへあるに至りけれは、諸國有志の徒は皆望みを失ひ、水戸を罵ること尤も甚し、水戸壯年議論の士も亦事情の詳細を知らされは、必す勅書の旨を達し、宸襟を安んし奉らんとて、國内頗る穩かならす、此の時藩士久木直次郎、金子孫次郎、高橋多一郎の三人、議論の魁首なりしかは、國人は之を稱して動搖頭と曰ふ、此に於て三人皆江戸に來りしか、直次郎は事情の詳細を聞くに及んで、其論漸く沈着したれと、多一郎は事情の如何に關らす、初一念を達せんとて、其議論順る激烈に、孫次郎の議論は、右の兩人を折衷するものとなれり、老公深く此三人の國事を誤らんことを憂へ玉ひ、水戸に歸らしめんと思召されけるか、一時に三人を歸らしめは、却て少壯者の氣を激することもあらん、漸を以てするに如かすと、先つ多一郎に歸國を命し玉ひ、直次郎をは江戸邸に留め、孫次郎へは歸留とも、未た何の沙汰も下し玉はさりし、然るに多一郎人と爲り、頗る人を疑ふの癖あり、公の深慮に思ひ至らすして、必定直次郎の爲めに賣られたるなりと思ひけれは、心中大に憤り、直次郎と隙あり、水戸に歸りて大に少年精銳の士を鼓舞し、當路の有司を目するに佞諛奸邪を以てし、議論益々激烈を極めけれは、此に始めて鎭論激論の名稱起る、鎭論とは直次郎の一派、即ち鎭撫を主とするものを指し、激論とは即ち多一郎黨を指すなり、金子孫次郎其の中間に立つて、彌縫を勉めたれとも用ひられさりしかは、遂に又直次郎と相善からさるに至りぬ、是高橋、金子等か、他日老公の意に悖

ふて水戸を脱走し、鮮血を櫻田門外に濺きし原因なり、

勅書の處置に苦しむ

此際水戸にて尤も苦しみしは、勅書の處置如何にありしなり、事機は既に去りぬ、朝廷に對しては申譯けなし、況や之に關係せし有志輩は皆罪を蒙り、或は遁れ或は囚はれ、其波瀾は凄ましき勢いにて、直に水藩を捲倒さんとするの有樣なり、老公を始め當局志士の苦心焦慮は、殆と言語に絕えたり、安島帶刀、茅根伊豫之介等議して以爲く、今日に在て、勅書に對し水戸の名義立されは、必す國中に議論起り、其激成する所は容易にあらさるへし、扨勅書を處置するの途は二つにして、其一は罪を朝廷に謝し奉りて之を納むるにあり、其二は水戸に送致して祖廟に納むるにあり、此の二つの中、幕府の宜しき方に從ふより外なしと、既にして又謂らく、主上精誠を以て下し給ふ所のもの、一旦事機去れはとて之を朝廷に納むるは、臣子の情として誠に忍ひさる所、且つ面目の天下に對するなし、就ては後來時機を相て聖意を奉すへきの旨を表し、暫く之を祖廟に納むること最も穩當ならんと、議此に決し、鈴木大をして、間部閣老の重臣大鄕卷藏に就て其意を言はしめたるに、卷藏も之に同意し、折を見て總州より水戸公へ告けらるゝ樣にせんと、此旨を總州へ申述へたるに、總州答へて、手隙次第小石川の御邸に參上すへし、但し一事件の差懸りたるものあり、之を處分せし後ならては、暇を得難しと言けるよし、

按に、總州の水戸を敵視せることは、前節に揭けたる書簡にて明瞭なり、されは此の人に依て勅書の處置如何を問ふは、迂も亦甚しき次第なから、此時迄は安島、茅根等、總州を以て兇虐彼か如く、水戸を疾むこと此の如くなる人とは知らさりしならむ乎、又總州の所謂一事とは京師の獄にて、其獄には安島、茅根等も關係あり、遂に之か爲めに死を賜はるにも至りしなり、されは總州か前述の相談を受けたる時には、無頭の鬼來て命を請ふの觀をなし、冷やかに笑へる樣、今も猶眼前に見ゆる心地せらる、噫、

其後中納言公には、側用人今井誠右衞門の言を用ゐ、幕府に告けすして、勅書をは密に水戸城中の祖廟に

納められしと云ふ、

京囚糺彈の議

安政六年己未正月九日、京都にて囚はれたる有志の徒江戸に着しけれは、之を諸侯家臣に預けられ、聽て評定所に命して之を訊問し、大小目付三奉行をして之を主掌せしむ、大老の意は、之を究鞫して東西の關涉を審明し、罪を水戸老公に歸せんとするにありしなり、然るに寺社奉行板倉周防守、勘定奉行佐々木信濃守等は之を可とせす、評定所留役組頭木村敬藏は、最も固く執て不可となし、議を建て曰く、余京囚を籍して僅たる書類を檢するに、其言ふ所、皆賢明の將軍を立て、外夷の驕傲を制するにあり、是皆國の爲にするものにして、私の爲にするにあらす、殊に罪すへき者なし、但公武の間自ら盟約ありて、士庶猥りに政事を京紳に議するを許されす、然るを其盟約を破りしは罪あるか如くなれと、是亦朝廷の嘉納する所にして、其責自から歸する所あり、然りとて北條足利の如き悖逆の事は、德川家の決して行ふへからさる所なれは、今京囚を鞫問するは、到底害ありて益なし、始めより其罪を問はさるの愈れるに如かす、且水戸家臣を逮繫し、之をして其君の罪を證せしむる如きに、德川家の典刑に背く、(法律、臣をして君を證せしめす、子をして父を證せしめさるを云ふ、)且其臣亦豈輒すく其君の罪を言ふへけんやと、板倉、佐々木は此の議に從ひ、石谷因幡守は之を嚴に糺問すへき旨を陳述せり、

幕吏老公を陷れんとす

京囚糺彈の可否を議する席に於て、木村敬藏は其不可を陳し、石谷因幡守は之を嚴重に糺問すへき旨を述ふ、大老は其孰れを是認せらるゝや、勿論石谷の議を用ゐ、二月二日板倉、佐々木の職を奪ひ、木村敬藏を小普請となし差控を命し、池田播磨守をして勘定奉行を兼ね、佐々木に代らしめ、寺社奉行松平伯耆守は板倉に代り、吉田昇太郎は木村に代る、是よりして京囚の鞫訊は非常に峻酷苛烈を極め、其糺問の辭の連なる所、皆罪を蒙らぬはなく、青蓮院宮を始め奉り、近衞、鷹司、三條、東坊城の諸公卿、或は幽せられ或は罷めらる、是に於て天下の人心益々幕府を離れ、井伊の專横を惡まさるはなし、

四月廿六日、水戸家老安島帶刀、奥右筆頭取茅根伊豫

之介、小十人目付大竹儀兵衛を、評定所に召して審問あり、帶刀は九鬼長門守に預けらる、此時に於ける幕吏の調へ口を見るに、水戸老公の罪を羅織して、之を陷れんとせし形跡歴然たり、國家多難の日に當り、親藩を屠つて私憤を快よくせんとするに至ては、其何の心なるを知らす、斯の如き人士を擧けて要路に置く、幕府の覆滅せしも亦怪しむに足らさるなり、左に茅根伊豫之介鞫問の大要を掲く、

松平伯州問、其方儀、度々鵜飼吉左衛門父子へ、御養君等の儀に付、前中納言殿直書の御取次致候趣、右は如何の事にて右樣相運ひ候哉、茅根答、御養君抔申儀は勿論、度々と申事は覺え不レ申、尤も一兩度は取次も仕候、問、安島帶刀より去春の頃、其方へ渡し相運候直書と申は、不二容易一事火中致候樣にと申遣させ候由、帶刀申候處如何、答、其儀は確と存付不レ申候得共、取次候儀有レ之かにも相覺申候云々、石谷因州問、只今伯耆より尋、御養君の義運候儀覺可レ有レ之、且其方より運ひ候儀、吉左衛門等は、其方一存の儀にも有レ之間敷、前中納言殿にも御承知の儀と心得周旋致度達書用立候處如何、答、

度々御尋に候へ共、御養君の儀を箇樣致度と、確と運候段は覺ゑ不レ申、勿論前中納言殿に右の存意は決て有レ之間敷候、問、右樣申し候ては益御疑心も籠り候儀にて、爲レ君隱し候心かも相知れす候得共、一體の所を申候に、外樣抔と違ひ、御三家の家來にて、箇樣相成候得は天下の爲にも成、又主家の爲にも相成抔申所より論候儀は、無二餘儀一情合、決して無理とは不レ存候、只上樣思召に有レ之儀を、彼是申上候は如何に候へ共、思召にて一橋殿を御立に相成候へは、我々迚も恐悦を唱候儀、左すれは其方共箇樣致度と存候も、情に於ては尤に候間、有體可レ申候、然るを包み候ては、却て益御疑もかゝり、前中納言殿までも御疑晴不レ申候間、能々勘考致候樣可レ致候、答、御理解御尤に候へ共、全體風聞有レ之、仰の所運候歟にも覺え候へとも、確とは覺不レ申、勿論前中納言殿に右の事は決て無二御座一候、尋て池田播州よりも同樣の尋問あり、尙伯州、因州繰返し々々々、一橋公を幕嗣にすることは、老公の內意に出てたるへしと難詰しけれは、茅根も憤然として、前中納言殿をかく迄御疑と申は、偖り御情なき儀と

存候、箇程に申上候ても御疑晴不レ申儀に候はゝ、御養君の儀に付き、承り候儀一ヶ條御座候、去六月朔日御養君御內意被二仰出一候節、尾張殿より前中納言殿へ直書にて、御養君の儀被二仰出一恐悦至極、御人體は紀州殿と申風說の由被二申越一、其節前中納言殿返書には、此度の儀恐悦なり、御筋目と申候へは、三家三卿共先其內に籠居候樣なれとも、天下も多事の時節、此家より出候者にて治り付不レ申候ては恐入候儀、紀州殿に候へは、第一當公方樣御血統も近く、天下の人心も歸服可レ致、御同樣安心のことゝ申遣され候由、其節內々承り候、外に養君のことは承り不レ申候と述へけれは、因州以の外に氣色を損し、前中納言殿右の思召に候所へ、其方より一橋殿を御直し申度との儀を運ひ候ては、雲泥の相違にて、死ても申譯無レ之、左樣不都合の申立は取上に相成らすと達せられ、其日は歸宅を許されたり、幕廷の決意既に斯の如し、老公の精誠貫徹するに由なかりしも謂ある哉、

水戸士民の動搖

此時水戸表にては、此度老公志を決して勅書を奉し、幕府と曲直を爭ひ玉ふ由、專ら風聞せしかは、スハ一大事、我君の御身の上そと云ふ程こそあれ、元來慓悍（きはや）の水戸武士、怎（いか）て片時も猶豫すへき、士分の出府するには其々の手續きあるにも拘はらす、役所へは一應の屆けにも及はすして、我先きにと江戸へ馳せ上る者、晝夜引きも切らす、領內の百姓町人輩も、前中納言樣御身の上危ふしと聞ては、我々御扶持こそ賜はらね、先祖代々二百年間、安樂に父母を養ひ妻子を育くみて、今日迄飢ゑす凍えす過こし來たるは、皆御領主樣の御恩澤、其萬分の一に報い奉るは今此時そと、算盤を擲ち鋤鍬を捨、夜を日に繼て江戸へ上る者雲霞の如く、早く着せしは水戸邸の最寄に宿を取り、事ある時は御馬前の塵ともならん意氣込を示し、後れて上れるは、小金松戸より新宿千住の邊に充滿し、一報次第後詰として馳上らんと構へたり、例の高橋多一郎、金子孫次郎等は、此氣勢に乘して勅書を天下に回示し、大に爲す所あらんとするより、識者は皆之を危ふめり、老公にも深く御心配あり、書を下して之を諭させ玉ひしかとも、竟に靜穩なるを得さりき、其書に曰く、

我等愼以來、國許士民等之模樣、更に耳にも不レ入

候處、其許登城、我等慎解之義、今に御沙汰無レ之、此上一家浮沈にも拘り候哉に、追々過慮いたし、苦心之餘、此度數千人罷登り候哉に承り、深く致二心配一候、臣下之至情、主君之開明を祈り候義、至極之義に有レ之、精神之程は感入候へ共、右之爲に國中致二動搖一候樣にては、我等積年之素志に背き候のみならす、第一威義兩公以來敬上之誠意に不二相當一、自然其許始役人中迄、不行屆之筋に陷り候ては、國家の爲は申す迄も無レ之、愼中別て深く致二痛心一候、我等愼之義、側向始承知之通り、禮服正座罷在候義、偏に敬上之一念に有レ之候處、臣下に取右之探情をも不二相察一、動搖かましく有レ之候ては不二相成一候へは、厚く加二思慮一、登り候者共、一刻も早く爲二引取一候樣、役人共一致可二申諭一旨、吃と可二相達一候也、本文之義、我等より致二指圖一候事にも無レ之候へ共、此度之事柄、安危にも相拘り可レ申と、深く致二心配一候餘り申遣候、吳々も厚く下知被レ致候樣にと存候、

水戸士民の動搖右の如くなるにそ、井伊大老は大に驚き、急き防衛の兵を彦根より招き寄せて、郷中を嚴重に守らせ、昼夜の警飛大方ならさりける、

鈴木大、高橋、金子を說く

鈴木大は、素より老公に信任せられ、又高橋、金子等と友とし善し、高橋等の爲す所を見て、其國事を誤らんことを疑へ、多一郎に對ひ、勅書の事は足下其本末を詳にしながら、今之を回示せんとするは何の眼目そやと言ひけれは、多一郎答へて、吾其事を知らさるにあらす、知れとも僕の江戸に居ること能はさるは兄の知る所、江戸に居らされは天下の有志と共に事を爲すこと能はす、故に此の機に乘して江戸に留まり、徐ろに事を謀らんとするのみと、大猶安心する能はす、去て金子孫次郎を見て、凡そ事を擧くる者、豫め結局を計り、而る後之を行ふすら、尙其敗れんことを恐るゝに、今足下等は、先つ事を擧けて然る後に結局を求めんとす、其危きこと甚し、余を以て之を見るに、早く水戸を鎭撫して而る後之か計を爲すへく、然らされは意を決して大老を戮し、以て一死を快くすへしと言ひけるに、孫次郎も亦懌ひすして、兄深く患ふることを止めて、姑く我爲す所を見よと答へける、されは一時の風說を信して、急に江戸へ上りたる水戸の士民も、事の齟齬せしを知り、君公の命令を遵奉して國に歸る者多かりしかは、多一郎等は猶之を激勵して切に留めける、是よりして歸國する者を鎭論と稱し、江戸に留まる者を激論と稱し、二派に分れて論難せしか、激論の徒は慷慨して曰く、主上の盛意を奉して、夷狄を掃攘するは此一擧にあり、國に歸るの徒は、佞諛小人の言を信する者なり、奸邪に黨する者なり、志を變し節を屈する者なり、歸國のこと老公の御本志にあらす、又國家に報する所以にあらすとて、其氣燄頗る壯烈なり、

幕府の內訌

閣老間部下總守の儒臣大鄕巷藏は、才幹あり時務に通す、始め總州か京師に在て、多く有志の徒を捕縛するを聞て、之を不可とし、窃に上京し主人に見ゑて、是れ天下の人心を失ふ所以にして、竟に國家の利にあらすとて、強く之を諫止せしかは、總州頗る其非を悟り、稍暴を悛めけり、斯て巷藏は、江戸に歸りて後も尙往々正議を唱へ、大に京囚糺問主任の酷吏等を驚愕せしめしとそ、されは大老と總州との意見も、多少の衝突を免れす、總州は舊冬賜ふ所の猶豫の勅を發せんとせしに、大老は謂らく、「鎭國の良法に復し、早く夷狄を退くへし」と云ふか如き勅書を諸侯に示さは、諸侯必す迫るに其期を以てせん、是幕府の利にあらす、祕して發せさるに如かすと、總州服せす、其水戸の勅書を收還するの議も亦合はす、是に由て閣部大老と隙あり、太田備後守も亦大老と和せす、備州は老練遠識あり、大老のする所機宜を失ひ、人心皆乖くを知り、總州と謀りて大老を黜けんと欲し、七月十六日以後病と稱して出てす、書を同僚に示して、親藩の幽禁を解き、人心を一致して外國を制すへき旨を言ふ、廿三日備州閣老を罷め、總州御勝手掛を罷めらる、大老の意を失ふか故なり、

大獄の判決

八月廿三日、小林民部權大輔、池內大學、安島帶刀、茅根伊豫之介、鵜飼父子、老女村岡等の口供完結す、帶刀、伊豫之介は、其口書の實に違ふを爭論したれとも、省せられす、有司等皆井伊の意を承て、老公の罪を誣構するにあるなり、廿七日、水戸の三連枝松平讃岐守、松平播磨守、松平大學頭、及松平左京大夫、松平左兵衛督、成瀨隼人正、水野土佐守、竹腰兵部少輔、安藤

飛驒守、水戸家老中山備前守外二人、一橋家老竹田豐後守を城中に召され、聽て松平左兵衛督、成瀬隼人正を小石川の水戸邸に遣はし、老公に國慥居、一橋卿に致仕謹愼、水戸中納言に指控を命し、其他水戸の三連枝家老等は、前中納言不二容易一企に及ひ、領下の士民動搖、鎭靜方不行屆の廉にて、何れも叱責せらる、扨又評定所にては、水戸家老安島帶刀を切腹、茅根伊豫之介、鵜飼吉左衛門を死刑、鵜飼幸吉を獄門、小林民部太輔、鮎澤伊太夫を流罪、池内大學を追放、老女村岡を押込に處す、又此日作事奉行岩瀨肥後守、軍艦奉行永井玄蕃頭の職祿を奪ふて、其父の家に返し謹愼せしめ、西丸留守居川路左衛門尉に隱居愼を命し、其翌日太田備後守に謹愼、小普請奉行淺野備前守、西丸留守居大久保伊勢守に隱居愼を命す、是等皆水戸に黨せしと云ふを以てなり、老公始めの申渡書は大要左の如し、

水戸前中納言殿御事、國家の御爲筋の儀を被二仰立一候、御世話の儀は御當然の儀に候得共、御建白の次第御取用無レ之迚、御家來の者を以て、御見込の筋品々京都へ被二仰遣一、加レ之、御養君の儀に付て

も、輕き者共宮堂上方を取繕候始末、關東御暴政の筋に申成し、人心惑亂爲レ致、讒奏箇間敷事より、終に重き勅諚を輕輩の手に爲二取扱一、且綸旨を懇願等に及候段、公武の御確執、國家の大事を釀候筋にて、不二容易一儀、假令御家來の者共、御內存を察し周旋致候儀に候共、素御心得方不レ宜より右體の次第に至り、被レ對二公儀一御後閉御處置に候、依レ之急度も可レ被二仰出一候處、今度重き御法會も被レ爲レ濟候に付、格別の思召を以、水戸表へ永蟄居被二仰出一候、

安島帶刀、　一橋刑部卿殿を西城に迎へん事を謀り、前黃門殿を勸擁し、妄りに之を口外し、士民を動搖せしめ、同志を誘導し、同藩茅根伊豫之介、鮎澤伊太夫、鵜飼吉左衛門、同悴幸吉等と共謀し、不二容易一奸計を企て、日下部伊三次を上京せしめ、要路の有司を譖言し、公武確執を釀す云々切腹、

茅根伊豫之介、　外夷の處分、當今急務、政體の第一にして、動もすれは外患を釀んとするを恐れ、關東有司日夜寢食を忘れ勉勵し、宵說以て穩かに遠けん事を謀る、前中納言存意書を伊三次に托し、在

京鵜飼吉左衛門、同幸吉に達し、其手續を以て、池內大學をして青蓮院宮、三條內府に呈し譖訴し、或は一橋刑部卿殿を西城に迎へ立んことを周旋す、假令主家の爲を思ひたりとも、微賤の身を願みす、儲貳の件彼是議論するは、公儀を恐れさる致し方也、且種々計策を廻らし、縉紳家に入說するより、人心惑亂し、既に公武の間確執を釀さんとする始末、不屆に付死罪、

鵜飼吉左衛門、　外夷御取扱の儀に付、前中納言殿御認の直書、度々茅根伊豫之介より差越、右直書、池內大學を以、青蓮院宮、三條家へ差出入二內覽一、殊に御養君の儀に付、一橋刑部卿殿は御年長賢明の御方に付、御同人に御治定相成は、天下の御爲、且水府の御爲とも可二相成一旨、伊豫之介、帶刀、申越の儀に同意し、是又大學を以て、青蓮院、三條家へ右書狀差出、猶伊豫之介申合、頻りに周旋し、水戸殿へ重き勅諚御差下け、其方へ御渡に相成候を、幸吉並に伊三次へ相渡、兩人出府爲レ致候段、不レ恐二公儀一致方、不屆に付死罪、

鵜飼幸吉、　三條前內府の內命を受たりとも、輕身を願ひみす、重き勅諚を手に觸れ、小瀨傳左衛門と變名し、出府して直に前中納言殿に達すへきを、小石川旅人宿に一泊し、翌日同藩安島帶刀宅に往き、剩へ水戸家に於て、速かに諸家に回達せらるへし、若し遲滯するあらは不敬に涉るなり、依て朝廷より追て催促の綸旨下されんことを周旋し、伊三次より通達せしめ、且此回の勅諚は、關東に於て僞書の由讒言流布すれは、旁小林民部に迫り、再度の勅諚を請んとする等、公儀を不レ恐始末、不屆の罪となし獄門、

鮎澤伊太夫、　微賤の身を願みす、重き事柄を堂上に入說せしめん爲め、日下部伊三次へ路費を與へ上京せしめ、老公愼解の周旋に托し、同藩加藤木賞藏に依頼し、同人潛匿せしめたる始末、不屆の科となし遠島、

安島帶刀

安政乙卯十月二日、江戸大地震にて、戸田忠太夫、藤田誠之進、同時に壓死せしかは、老公は宛も左右の手を失ひ玉へるか如くなりしか、幸に安島帶刀、茅根伊豫之介の在るあり、安島は謹厚戸田に似、茅根は豪邁

藤田に近く、二人心を同ふして賛助し、裨補する所少なからざりし、然るに京師の大獄起るに及んで、二人連坐遂に免れず、是より後、輔翼人なく、水戸の事復謂ふに忍びざるなり、帶刀諱は信立、字は思誠、初の名は忠誨、彌次郎と稱し、後帶刀と更む、本姓戸田氏、三左衛門忠之の二子、忠太夫忠敞の弟なり、安島彦之允信順の爲めに子養せらる、文政十二年、藩主權中納言齊修卿病篤し、子なし、人心危懼す、帶刀、兄忠敞等と倶に江戸邸に至りて抗論し、齊昭卿を以て嗣とす、天保中、小十人組より郡奉行に試られ、勘定奉行に遷り、小姓頭取に轉す、上書して山陵を修營する事を論す、弘化元年、幕府俄かに齊昭卿に命し、別邸に屏居し、世子慶篤卿をして封を襲ひ、支藩松平賴胤等に、慶篤卿を輔け政事を攝行せしむ、有司罪を獲る者甚た衆し、帶刀亦出て、小普請組頭となる、適藩の支族松平賴譲、紀伊藩主治寶に就き國寃を訴ふるを以て罪を獲、事帶刀等に連る、三年正月、有司、帶刀及ひ會澤安、原戒菴等の職祿を褫ひ、之を官舍に禁錮し、吏卒をして嚴守せしむ、居ること四年、齊昭卿寃漸く白す、幕府命して慶篤卿を輔け事を視せしむ、帶刀出て家に歸るを得、嘉永六年、小納戸役に擢てられ、原田成菴、三浦忠昌と共に江戸邸に徙る、尋て小姓頭取に復し、安政中、目附に轉し、小姓頭に班し、側用人に試みられ、尋て眞となり、用人上に班し、學校奉行を兼ぬ、時に幕府水戸藩に委し、洋製に倣ひ軍艦を造らしむ、帶刀其ことを董す、成に及ひ幕府物を賜ひ之を賞す、何はくもなく班を馬廻頭上に進む、五年七月、幕府再ひ齊昭卿を幽屏し、復た松平賴胤等に命し藩政に預らしむ、六年四月二十六日、幕府命して帶刀を評定所に召し、寺社奉行松平伯耆守、責むるに、齊昭卿の意を察し、一橋慶喜卿をして將軍職を襲はしめんことを謀り、陰に縉紳と通謀し、以て聖聽を誤るを以てす、帶刀力めて其寃誣なるを辨し、侃々屈せす、是日九鬼長門守精隆邸に預けられ、八月二十七日、遂に其罪を誣ひ自及を賜ふ、年四十八、親姻戸を收め水戸に歸葬す、帶刀性寛裕忠直、頗る兄忠敞の風あり、平生詠歌を好み、峨與と號す、其囚中詠するところ數十首、人傳るこれを傳誦す、其二三を左に錄す、

我君に見わてうれしき宵々の
夢をうつゝになすよしもかな

いかはかり露おもるらん母子草
さらてもたはむ五月雨の頃

ふり捨て出てにし宿の撫子は
いかなる色につゆやおくらむ

玉の緒の絕ゆともよしや吾君の
かけの誰りとならんと思へは

帶刀屠腹の席に臨み、介錯人に向て、聊か申度儀之れあれとも、二三日以來口中氣にて言舌通し兼ぬれは、水を一盃所望し度旨申けれは、檢使より水を與へられしに、一口二口呑み終り、外の儀には之れなく、今般御預相成候中、殊の外丁寧に取扱呉、千萬忝き次第、此段君侯へ厚く禮を申述へ候旨、其向御役人へ御申通被レ下度、且又介錯の御役御苦勞に存候、宜敷相賴み申とて、首を延して刀を受けたるにそ、檢使を始め、其從容たるを見て、暗涙を流さぬ者はなかりしと云ふ、

茅根伊豫之介

伊豫之介、名は泰、字は伯陽、別に寒綠と號す、世々水戸に仕へ三百石を食む、父爲敏歿する時、泰未た生れす、故に弟爲敬後を承け、泰を以て其嗣と爲す、生母

增子氏賢にして子を敎ゆる、方あり、泰幼より嬉戲を喜はす、母氏授くるに書を以てすれは、誦讀倦ます、長するに及んで風度端凝、大志あり、會澤恕齋、藤田東湖の諸氏皆之を奇として曰く、後二十年、吾輩等の志を成す者は必す此生なりと、引て忘年の友と爲す、是に於て學識大に進む、烈公慶其篤學を賞す、天保壬寅牀几廻に擢て、明年弘道館舍長と爲る、天保甲辰烈公譴を幕府に獲、會澤、藤田等相繼て貶黜せられ、獨結城朝道國老を以て事を用ゆ、泰時事の日に非なるを見て職を辭し、以謂く、進て力を致す能はされは、當に退て人材を育し、以て他日の用に供すへしと、乃帷を下して敎授す、業を受くる者日に衆し、烈公之を嘉し、親ら學而不レ厭誨レ人不レ倦の八字を書して賜ふ、時に年僅廿二、公寃雪に及ひ、復出て弘道館訓導、馬廻、郡奉行班に累進し、奥右筆頭取に補し、江戸に祇役す、烈公の再ひ國政を聽くや、結城朝道罪を獲て禁錮、密に其黨と謀り釁を伺ふ者日久し、會江戸地震ひ、國老戸田、藤田災に死す、朝道等之を機として爲んと欲する所あり、勢甚た危し、泰深く之を憂へ、左右周旋、諷規並施す、順公大に悟り、朝道を誅し、黨與

皆罪に伏す、尋て學政を管し功あり、祿百五十石を加賜す、安政戊午、烈公再ひ譴を獲て別邸に幽せらる、此の時に當て、幕府朝旨を奉せすして擅まゝに外國と盟約す、是に於て尊攘の說益々喧騰、泰以爲く、事已に此に至る、尋常論說の能く奪ふ所にあらすと、乃ち安島信立等と議し、列藩の志士に結ひ、以て匡正する所あらんとす、幕府有司深く之を疾み、遂に其罪を誣て斬に當す、實に安政六年己未八月廿七日なり、年三十六、泰の學、忠孝を本とし實踐を重んす、性又醇粹、貌儼にして色溫、母に事へて至孝、未た嘗て一日定省を缺かす、母歿、哀毀禮に過き、將に三年の喪を行はんとす、國事殷なるを以て果さす、曰く、事少く定まらは、吾當に之を追行すへし、小原氏を娶り一男一女を生、男謙、熊太郎と稱す、年五歲、坐して流に處せらる、未た發せす、越て五年、幕府朝命を傳へて其罪を釋し、家を嗣かしむ、泰の評定所に赴く、自ら必死を分とし、古詩二篇を賦して熊太郎に與ふ、詩に云ふ、

安政己未四月二十六日、以二幕府之命一、與二安島大夫及大竹儀兵衞一、同抵二評定所一受レ審、此行禍殆不レ測、將レ去得二詩二篇一、乃把レ筆一揮、留以與二兒熊太郎一、他日成立、其有二以知一余之志一也、時屬二天明一、曉雲慘愒、杜鵑悲鳴、如二訴レ冤者一然、

長鯨橫レ海騁、妖氛蔽レ日昏、奈何春秋義、擧レ世附二空論一、簧言入二左腹一、羅織斥二宗藩一、顚辨既無レ地、痛哭聲每呑、忽値紫泥詔、遠傳自二天閽一、我公感且奮、禍福寧遑レ捦、修攘翼二幕府一、正將レ答二至尊一、皇天未レ悔レ禍、逮捕嚴二禁垣一、況此蟻蝪微、塵粉亦何怨、嗟予眞不肖、學術無二淵源一、壯歲得二虛名一、要地浴二殊恩一、感遇不二自揣一、欲レ撑二狂瀾一、報効無二涓埃一、疎漏忽禍根、今日逢二窮鞠一、豈復望二平反一、丹心尙如レ火、誓欲レ雪二君冤一、生前所レ未レ報、竊期椒山言、（楊椒山臨レ刑詩曰、天王自聖明、制度高二千古一、生前未レ報レ恩、留作二忠魂一補）

嗟予生不レ振、夙懷二小同悲一、（鄭小同者玄之孫、而遣腹子也、故及レ之）顧復與二敎誨一、仰萱堂慈、丁レ艱服未レ除、歸葬遂無レ期、義父在二故山一、罪戾或相隨、忠孝兩虧矣、不レ覺血淚垂、萬死固其分、報恩更附レ誰、勉乎纔五歲、遙望成立時、日月易二蹉跎一、須レ擇二友與師一、愼勿下效二爺愚一、頑鈍失中機宜上、勿下懲二爺遭レ禍、懦弱易中操持上、涵流道義中、險夷須以レ之、望汝月兩次、拜跪誦二此詩一、

鵜飼父子

鵜飼吉左衞門、名は知信、拙齋と號す、老公の近臣なり、天保甲辰國難の時、戶田、藤田等と俱に罪を得て屛居すること數年、公世に出玉ふに及んで再ひ庸ゐられ、人撰によりて京邸兼大坂邸留守居たり、拙齋人となり篤實言寡なく、謹愼にして禮儀正し、客に對する時は、病床にあるにも必す袴を當てされは言を交へす、平生疝疾を患ひ多病なりしも、志氣は盛んにして、慷慨節義を重んし、議論侃々、其所志を盡さゝれは止ます、談話國事に涉るか、或は君公忠誠の事に及ふ時は、感激して落涙すること屢々なり、安政戊午の春より、老公の內命を受け、鷹司公始め近衞三條諸家へ出入し、大に力を盡し、遂に勅書を水戶へ下賜せらるゝに至る、此年九月間部總州上京前より、事態大に變し、同月七日梅田源次郎等囚に就きしかは、拙齋も禍の及はむと覺悟したりけるに、十月十八日に、町奉行より差紙にて父子共に呼ひ出され、捕て三條六角の牢屋へ送られ、揚屋へ禁錮せらる、同年十二月江戶へ下さるゝ時には、持病起りて腰も立さるを、人扶けて駕籠に乘せけるとそ、斯て翌未年正月江戶へ着し、松平飛驒守へ預けられ、同年八月廿七日の夜死罪に處せらる、年六十二歲なり、拙齋男子三人あり、長は即ち幸吉なり、二男三男とも皆頗る氣慨あり、父兄の錮に就てよりは、共に食を減し、且寒中衣服一重を減して、深く愼み居けるとなり、

幸吉、名は知明、京都留守居役見習たり、人と爲り沈實謙遜にして頗る才略あり、父と志を同ふして慷慨氣節あり、戊午七月老公御愼後は、父憚かりて門外に出てさる故、幸吉父に代りて竊に縉紳家に出入し、事を謀りける、此年八月八日、幸吉を傳奏へ召され勅諚を賜はりしかは、奉戴して即日東下せしか、人目を避くる爲め、見苦敷乘駕に乘り、大坂邸勝手方の由にて、小瀨傳右衞門と變名して下向し、安島帶刀によりて勅諚を君公に奉り、謁見の上御紋服を拜領し、同月廿八日歸京す、既にして事態一變、雷に降さるゝ勅諚は僞書なり抔の風說喧傳す、幸吉大に憤り、鷹司殿の家來小林民部權太輔に就て、更らに綸旨を下されんことを請ひしも、民部疑ふて果さゝりし、後父と俱に町奉行屋敷にて囚に就きける時、幸吉憤然として言けるは、吾等は水戶殿家來にて、町奉行の支配にあら

されは、命を受け難しとありしに、幕吏聽さすして、父吉左衞門は既に命を受けたるに、子として命を拒む法やあると難したるに、幸吉重ねて、父は父の志ありて命を受けたるならむ、自分は自分の志しあり、殊に別に祿を賜はり居る身の上なれは、父の如何に拘るへからすと云ふ、理の當然に幕吏も頗る困り、イナ町奉行の命にはあらす、御老中間部下總守殿の命なりと言ひ更へけれは、幸吉冷やかに笑を含み、御老中の命とあらは兎や角申すへきにあらす、從ふへしとて囚に就きたり、斯くて十二月五日、父と倶に江戸に下り、榊原式部太輔へ預けられ、八月廿七日夜獄門の刑に處せられたり、年僅に十九歳なり、其首をは小塚原へ送り梟木に懸けられけるに、何者の所爲にやありけむ、夜陰に其首の傍へ、大日本國大忠臣と大書したる紙幟を建たるを、翌日に至り番の者見付け、驚て取捨けるとなり、

老公の屏居

九月朔日、前中納言公江戸を發し水戸へ下り玉ふ、意氣殊に坦然として怨恚の色なし、其謹愼中服させ玉へる所の上下を脫して、之を中納言公に贈らる、先

服上下共に垢つき弊れて、如何にも見苦しくなりしも、公更らに意に介し玉ふ所なし、翌年八月廿七日に至り、重ねて責詞を獲、水戸へ押込らるゝに及ひ、始めて其服を釋て、之を中納言公に贈らせ玉ひしに、中納言公深く其盛德を欽し、其手澤を愛敬し玉ふの餘り、舊例に任せて焚捨つるに忍ひす、新に函を製して之を藏め、子孫に貽して老公の至誠恭順を追憶せしめんと、儒臣國友餘五郎をして、禮服の記を作らしむ、此禮服今猶小梅の水戸邸に在り、拜覩する者、當時を回想して感涙を流さゝるはなしと云ふ、扨も井伊大老は、日頃憎くしと思ひし老公を押込、其股肱を屠戮し、十二分の勝を制せしことなれは、是れ丈にて滿足すれは、其身を殺す迄には至らさりしならんに、彼か驕傲の天性は、是を以て足れりとせす、曩の勅書を幕府に納めしめんと切に迫りしより、意外の大變を激成し、頭を道路に失ふて、天下の笑となるには至れり、自業自得とは是等をや謂ふならむ、

斯くて老公には水戸へ屏居の後も、高橋、金子等の爲す所を深く憂へ、近臣原田八兵衞か、方正にして識慮あるを以て、之に諭らせ玉ふ所あり、高橋多一郎之を知り、中納言公に勸め、老公に告けすして、急に八兵衞を外に轉せしめたり、是に於て、衆議多一郎及び金子孫二郎の爲る所を非なりとし、之を水戸に歸して蟄居を命す、此時長谷川作十郎なる者老公に上書して、多一郎等を罪せしは甚酷なり、彼豈に國を害するの意あらんや、思慮短なるのみと言ひけるに、老公之を諒して、我二人の人と爲を知れとも、勢ひ此に至りては中止すへきにあらす、其之を罰せし者は、實に之を救ふ所以なり、我在り、汝等憂ふることなく姑く之を待てと、然れとも激論の徒敢て鎭靜せす、諸方に流寓して唯事なきを患ふるもの〻如く、其氣烟日を追ふて壯烈に赴けり、

志士慘死の反響

九月十日、駿河町奉行鵜殿民部少輔に隱居を、精姫君用人並黒川嘉兵衞、書物奉行平山謙次郎、小十人平岡圓四郎等に、小普請入り指控を命す、皆水戸黨と云ふを以てなり、十月六日、三條前內府實萬公、淀の民家に薨す、公精忠至誠、上は聖主の宸憂を解き、下は志士の忠憤を納れ、外人の强梁を制して、國運の衰頽を挽回せんとし、姻戚山內氏と謀り、經畫する所頗る多

し、遂に井伊、間部の徒に忌まれて幽閉せられ、志を九泉に齎らす、天下の有志痛惜せさる者なし、同七日、飯泉喜内、頼三樹八郎、及ひ松平越前守家臣橋本左内を死罪、大覺寺の六物空萬、陸奥國金原田百姓八郎を遠島、青蓮院宮家臣伊丹蔵人、三條殿家臣丹羽豐前守、森寺若狭守、鷹司殿家臣三國大學、一條殿家臣入江雅樂頭、信州松本百姓茂左衛門を中追放、御倉小舍人山科出雲守、三條殿家臣森寺因幡守、久我殿家臣春日讃岐守を永押込、有栖川宮家臣飯田左馬、青蓮院宮家臣山田勘解由、鷹司殿家臣高橋式部權太輔、三條殿家臣富田織部、下田奉行支配大沼又三郎、喜内長男春堂を押込、宇喜多一蕙子松蔭、蒲市正を所拂、一條殿家臣若松木工權頭を洛内外構、山本貞一郎は既に死するを以て、女子二人及妾叱り、利益院行阿、金田伊織は無ノ構、藤井但馬守、梅田源次郎、日下部伊三次は獄中に死し、勝野豐作は潜遁往く所を知らす、十一日、松平容堂を謹愼せしむ、家督中、堂上方へ不ニ容易ニ事共申遣候趣相聞え、京家へ通路の儀、不ノ憚ニ公儀ニ致方に付云々を以てなり、廿七日、吉田寅次郎死罪、日下部伊三次の子裕之進、勝野豐作子森之助を遠島、藤森恭助を追放、水戸大竹儀兵衛を押込、伊達遠江守家臣吉見長左衛門を重追放、松平讃岐守家臣長谷川宗左衛門子速水を永押込、常陸國領高野村黒澤時女(李恭と稱す、)を中追放とす、此日幕府の旗下及ひ水戸、薩摩、土佐、諸藩の士にして、謹愼を命せらるる者甚た多し、去年以來政治の議論に坐して、忠憤憂國の士、或は獄中に瘦死し、或は刑場に憤死する者、又は重刑酷罰に誣服する者、上下男女百餘人、其士大夫刑獄の多き、徳川氏政府の前後なき所なりと云ふ、此に於てか志士憤激、議論一變し、天下の形勢今は爲すへき樣なし、寧ろ姦魁を屠戮して禍害の根を絶ち、國民の義氣を皷舞することそよけれと云ふに至れり、乃ち櫻田、坂下の變の如き、皆井伊、安藤の自ら速きし孽と謂へきのみ、

勅書返納の強迫

海内志士の憤怒は宛も烈火の如くなるに、幕閣は漠然として其形勢を察するの明なく、却て燃ゆる火に油を濺か如き處置に出てたるを咎かなる、幕府にては既に水戸を十分に處分せしと雖も、大老等の意猶未た安からさる次第は、彼の勅書を水戸に差置くに於ては、後來又何とか言ひ出すならん、寧ろ此場合に幕府へ回收するに如かすと、十二月十六日、參政安藤對馬守を水戸邸に遣はし、中納言公に告くるに、勅書を納むへき旨、京師より命ありしとて、傳奏の書を致さる、其文に云、

昨年八月八日 水戸中納言へ被ニ下置ニ候勅諚の書付、並添書共、此度返上有ノ之樣被ニ仰出ニ候間、此段水戸中納言へ可ニ相達ニ候、仍此段申入候事、

二月

別啓、去二月六日御達申入候書取と御取替の儀、宜御取計可ノ給候事、

十一月九日　光成

酒井若狭守殿

二月の日付なるを今日迄遷延せしは、幕府事務の繁なりしか爲めなりとは傳へたり、

水戸の騒擾、齋藤の憤死

中納言公には、急き側用人横山甚左衛門に命して水戸に往き、安藤信正か談しの趣きを老公に報せしむ、仍て城中にては群臣を集めて評議を凝らし、之れを京都へ納めんことを請はれしも許されす、若し遲滯するに於ては、主家の爲め惡しかりなんと聞けれは、勅書は遂に返納の事に決し、家老をして之を江戸に持行かしめんとしけれは、平生高橋、金子等の說に同意せる壯士等は憤然として起り、主上我君を賴みに思召し、別勅を賜りしは此上なき武門の面目なるに、何條返納する事のある可、若し今之を納めなは、水戸累世尊王の名義を壞り、而も又幕府天下を統轄するの權を失ふに至らむ、其關係する所最も大なり、臣子報國の情、奮て之を納むへからす、然れとも當路の有司は皆奸人なり、必す幕府に媚ひん、老公も亦老たり、必す奸人の言を用ゐん、されは勅書の國境を出つるを待ち、我徒路に擁して之を奪はんのみと、仍て長岡驛に屯集して、江戸往來の道を斷て、往復の官吏を責問し、勢に乘し强威を張り、家老等往々其不法を受く、老公人をして之を論されしも皆肯かす、更らに文武の教官をして之を論すも又聽かす、其勢ひ益々猖獗を極めたり、

高橋多一郎、既に側用人久木直次郎と相惡し、殊に直次郎納勅の議を持するを以て、高橋の徒之を憤ること甚しく、一夜直次郎か退城の道に待受け、槍を以て

之を刺す、幸に創浅くして死せず、老公大に其兇暴を悪む、此に於て衆議以爲く、長岡屯集の魁首府下に在る者を囚へ、而る後厳に長岡の徒を諭すへし、且勅書は閣老連印の證書を得て、之を幕府に納むへきなりと、二月十八日、多一郎等數人を評定所に囚へんとせしに、多一郎悟て逃れ去る、長岡屯集の徒之を知らす、魁首の囚はるゝを聞き、評定所に來り之を奪はんとす、偶家老鳥井瀬兵衛等か老公の諭書を奉して、方に長岡に往かんとしたる者と紺屋町に相逢ひ、格闘して互に退きしか、徒目付國友忠之介之に死せり、老公以爲く、暴徒の罪最早容すへからすと、兵を發して之を討つ、大場一眞齋密に之を屯集の徒に報す、壯士等事の爲すへからさるを知り、頭髪を切りて必死を示し、記念の木標を留めて走り去る、

公、一眞齋か激徒に密報せしを怒り、之を城中に召して家に歸るを許さす、大夫人と並に座して詰責す、一眞齋叩頭罪を謝す、公依て勅書を讀して江戸に上り、無事に小石川邸に着したらんには、一命を助けへき旨仰せらる、一眞齋命を奉し、且つ激徒に諭す爲め、家に歸らんことを請ふ、猶許されす、

一眞齋の命を受くるに當て、齋藤留三なる者、方に城中にありしか、之を聞て慷慨止む能はす、泣て曰く、勅書の下れる日より、一身を擲つて之と共に進退せんとせしに、事此に至りては又如何ともすへからすと、御廊下の一室に座して腹を屠り、腸を掴み出し、前面の白壁に盡忠報國の四字を大書す、鮮血淋漓として腥氣人を襲ふ、見る者皆感動し、勅書又之か爲めに留る者數日なり、

君公の苦心、藤田黨の衰兆

勅書返納の命下りし以來、藩論は返不返の兩樣に別れ、互に論爭して止まさりしかは、老公及ひ大夫人には大に心を苦しめられ、殆と寢食を安し玉はす、二月廿四日、老公には布衣以上を召し、親から諭して宣く、

勅諚返納の儀、家中の内には彼是相拒み、井伊掃部頭京師を取繕候上、右樣被二仰出一候事なとゝ申ふらし候も有レ之由に承り候へ共、一體表向き傳奏衆より被二仰出一候事に候へは、返納不レ致候ては違勅に相當り、且留置候ても無益の事故、早速返納可レ致事に候、若遲延候はゝ、公邊より大名の中へ被二仰付一、上使として相越受取可レ申旨、安藤申聞も有レ之由、萬一右樣の事に及候ては、詰り創封か移封にも至るへく候、左候ては中納言並我等、祖宗へ對し不二相濟一、且天下へ對し面目をも失候事故、家中の者も納得、速に御品爲二差登一候樣に可レ爲レ致候、右之趣支配の者へ厚く可二申諭一事、

又此際登美の宮大夫人より近臣へ與へられし手書は、城中の模樣及ひ一眞齋の擧動を知るに足るものあれは、其一節を左に拔抄す、

（前略）一心齋一條には、あきれ切り候、（是は長岡の激徒へ内通の事を云ふなり、）夜中介十郎を以て、御側より内々申越候趣は、廿二日朝、一心齋自分にて恐入候と申、實は野口友太郎にたまされた、しかし恐入たと申、顔色も青さめ、ふるへ〳〵、私事は致方も無レ之候得共、悴共ふひんと申、涙抔こほし申候、（中略）夫より色々と御相談に成り、とても〳〵一命むつかしきわけ合に候得共、隱居と申、全く思召にて、江戸へ申、たすけてやるから、御申譯に、御一品、先小石川迄參る樣に、諸生へ一心齋より申聞せ、すら〳〵と小石川へ着に候はゝ、一命たすけてやると、御沙汰にては如何候哉と申に成り、夫から全く前樣と私と計にて一心齋を召、右の趣を、夫は御きひしく仰られ候得は、やう〳〵承知にて書附等指上云々、（中略）翌日朝、津右衛門申候には、一心齋はらわたか出たと申事たと申候故、かんしんと申、前樣へも申上候得は、仕合たと御意遊はし入られ候所に、其夜銀次郎（戸田忠太夫の子）御用にて出候ゆへ、一心齋はらわたか出たと申事たか、ほんとうかねと申候へは、わらい、成程左樣な沙汰も申候所、あれは婚禮たと申候故、なせと申候[illegible]緣邊願今日御濟せに候へ共、兼て引取置候事故、昨晩婚禮致させたと申事と申、腹の立中て大わらい候、前樣にも御手を打て御わらい遊はし候、御品は納候てもなんても、御役人内とふか御りやうけんなくては、年中御家來どをしかたき打にのみ相成り、前樣私は年はなし、死たる後迄もあんしられ候、一心齋一條あらまし咄し候、火中、以て兩公御苦心の程を推すへきなり、先レ是勅書下賜の際よりして、回示の事に就き、藤田黨は鎭激の二派に分れしか、其返納の議起るに及んで益々甚しく、遂

に相屠戮するに至る、然るに該黨は擾に安島、茅根を失ひて、統理其人に乏しき上に、今又大場は兩公の信任を失ふこと斯の如く、金子、高橋も亦詭激に過くるを以て、漸く老公に疎んせられ、此月激徒を率て國元を脫走せしかは、全黨支離滅裂に歸し、勢力頓に衰へたり、此に於てか嘉永以來逆境に沈んで蟄伏し、窃に敵黨の隙を窺ひ居れる結城黨、即ち門閥世家の人々は、スハ時こそ來れと、一時に奮ひ起りて運動に着手せり、是そ元治甲子に武田、市川の兩黨か、常野兩國に相關ひし端緒にて、兩君主か之を未然に察して御苦心あらせられしも、遂に水泡に歸したるそ遺憾なる、

斬魁の議決

幕府にては、水戸國中以ての外に騷動し、士卒多く長岡驛に屯集して、勅書を奉返さんとする由聞込けれは、其近傍の諸侯に命し、兵を發して其徒を捕へしめ、又江戸及ひ横濱に入らんを恐れ、町奉行、勘定奉行、神奈川奉行等に命して嚴に警備せしめ、勅書返納の督促をは、稍々之を緩めたり、去る程に、長岡驛を脫走せし金子、高橋の人々は以爲く、最早老公には見限られぬ、(高橋等過激急に事を成さんとし、老公の尊宗敬幕を手綾く思ひ、寧ろ高橋等より老公を見限りし形なきにあらす)仕ふるに君なく、居るに國なし、此上は天下國家の爲めに、姦魁井伊掃部頭を屠戮して禍患の根を絕ち、中納言の君に勅旨を奉行させまいらせ、快よく死に就くには如かすと思ひ定め、三月三日を以て事を擧けんと、急に馳せて江戸へ上りけるか、金子孫二郎は、兼て斬魁の事を申し合せたる、薩藩有村雄介に對面して、しか〳〵と語れは、雄介感すること大方ならす、我等同盟の者仔細ありて歸國せしも、奸魁を誅せんことは、我等兄弟に任せたまはるへしと云ひけるに、孫二郎承引せす、彼の者一人打取りたれはとて、後日勤王の兵起ることなからんには、大業成就し難し、故に先此度は若者共の手並を試み、能仕遂せたらんには、貴殿と共に忍て京都に赴き、機に乘して義兵を擧くへし、其時貴殿は薩摩へ馳歸りて君侯に說き、軍を率て東上し給はゝ、鎭西の志士は招かすして馳集らん、此事貴殿ならては賴むへき人なしといふに、雄介けにもとて、舍弟治左衛門を留めて斬奸の擧に加らしむ、先〳〵是高橋多一郎は、西國の同志を募らんか爲めに上方に行きけり、斯て三月朔日になりけれは、佐野竹之介、齋藤監物等十餘人、孫二郎の隱れ家に來會せしか、かはかりの無勢にてはと云ふ色見えけるにそ、孫二郎は膝打たゝきて、目さす敵は一人なるに、十餘人にして一人を打んことゝいと易かるへし、猶覺束なしとならは、孫二郎老たりと雖も、眞先かけて打入たらんには、まさか仕損すへきことかはと申けれは、一座の人々大に勇氣を增して、誠に然り、さりなから先生を勞す迄もなし、我々身命を拋ち、屹度打とめ申すへし、先生は生殘り、後日に義兵を舉んことこそ肝要なれと、異口同音に勸めけり、孫二郎打默頭き、聽て方略を授けて曰く、先つ壯士を二列に分け、一人走りかゝりて敵の前驅を銜かは、彼必す慌て度を失はん、其時左右より起り立、乘物目かけ切て入らは、渠の首を獲んこと易かりなむ、扨一人は首を提て走り、一人は用意の訴狀を持て老中の邸に首告すへし、又一人は同しく國持大名の邸に駈込み、一人は我等の許に馳來て、其場の有樣を注進せられよ、此外別に云ふへき事なし、今生の名殘なれは、イザ快よく一酌せんとて、其夜は一夜酒

酌みかはし、翌朝立別れけるか、孫二郎と雄介は品川驛に宿りて、明日の首尾如何あらんと待居たり、

櫻田の變

萬延元年庚申三月三日、前夜よりの大雪、曉きに至りて益々降しきり、殆と咫尺を辨せさる櫻田門外を、美美敷行列にて登城するは、大老井伊掃部頭なり、折柄赤合羽を身に纏ふたる怪しき者、行列を見掛けて左右に別れ通掛りしか、掃部頭の駕籠間近になるや否、一聲の合圖と共に拔連れて切て懸る、スハ狼藉者そと、井伊家供方の人數、駕籠前に立塞り、必死を極めて防き闘ひしか、不意の事にはあり、且は大雪にて敵の多少を見定兼ね、以ての外に狼狽せしかは、討るゝ者創を蒙る者甚た多し、大老は輿中に在りなから、頻りに焦燥ちて指揮するにそ、供方の武士我先きにと進んて、前なる敵に當りしかは、駕籠廻りは至て手薄になりし處を見濟し、白刃を提けたる武士四人計り、ツカ〳〵と駕籠に近寄り左右より刺通し、右の方なる引戸を明けて大老を引出し、各々一太刀つゝ恨み、遂に其首を打落す、首をは有村治左衛門之を提けて遠藤但馬守の辻番所前に至りしか、創重ふして歩

行し難かりしか、此處にて自殺を遂く、大老の首は、後遠藤家より之を非伊家に送り還せしと云ふ、此擧に與かれる者の姓名役祿等左の如し、

佐野竹之介（二百石前小姓）黒澤忠三郎（百石大番）大關和七郎（百五十石大番）森五六郎（五百石馬廻り、三四郎弟）山口辰之介（二百石小普請組、德之進叔父）廣岡子之次郎（百石小普請組）岡部三十郎（百石小普請組、藤介厄介叔父）增子金八（百石、三郎太夫弟）關鐵之介（元與力郡方勤）齋藤監物（靜神社長官）鯉淵要人（古內村祠官）森山繁之介（矢倉方手代）杉山彌一郎（鐵砲師）稻田十藏（郡方元締）廣木松之介（町方同心見習）蓮田市五郎（矢倉方手代）海後嵯峨之介（鄉士）有村治左衞門（松平修理大夫家來）

右の內、大關、森、森山、杉山の四人は、細川越中守の邸へ駈込、願の筋ありとて、掃部頭を討取つたる始末を申述ふ、同四日、改めて吟味中細川家へ御預けの旨申渡され、當日御徒目付同邸に抵りて、狼藉の始末一通り尋問あり、扨云ふ樣、其方共此度掃部頭殿を討取りたりと云ふは、全く心得違ひにて、其討取たる者は同家の供頭なり、供頭の首級を掃部頭殿と心得しなるへし、此儀次手なから申聞置と、既に座を起んとせしを、四人同音に暫くと呼留め、大關和七郎進み出て答ふる樣、私共掃部頭殿を見知り居る者一人も之れなけれは、仰せの如く間違なるやも計り難し、但し井伊家にては、行列の中に供頭も徇籠に乘ることあるや、之を見違へる如き狼狽者は、同志中一人も之れなく、即ち行列中徇籠に乘れる者は、掃部頭一人と心得能在候、若し間違なれは夫も致方なしと、冷やかに笑ひけれは、御徒目付は立端を失ひたりとなり、又佐野竹之介は、此の日身に數創を被りしも、ちつとも屈せす、刀を杖にして閣老脇坂中務大輔の門に走り入り、取次の士に對して件の始末を述るに、面色少しも變せす、言語分明にして、聞く者耳を傾く、聽て言終りて息絶ぬ、時に廿二、吏卒其身を檢したるに、四肢創つかぬ所もなく、流血淋漓として衣裳の表に溢れしか、其襯衣に誠忠の二字を朱書し、又歌二首を書したり、

敷島の錦の御旗もちさゝけ
すめら軍の先かけをせむ

櫻田の花と屍を散せとも
なに撓むへきやまと魂

事變後の騒擾

却說、井伊家供方の者走り歸つて、大變の趣きを第へ注進せしかは、家臣の面々大に慓き、押取刀にて駈付けしも、其時は既に刺客の立去りたる跡にて、殘れる者は算を亂せる味方の死骸のみ、仍て泣々首なき主人の屍骸を徇籠に入れて屋敷へ引返し、幕府へは掃部頭登城の途次、狼藉者に出逢ひ負傷せし旨を届け出てしかは、幕府より使者を以て、人參菓子等の賜物あり、且懇に慰諭せらる、又此事忽ち水戸表へ聞けれは、水戸にては必定彦根の藩士等、小石川の邸を襲ひ仇を報するなるへしと想像し、就れも江戸に登るへき準備を爲し、何事も手に付かぬと云ふ有樣にて、人心以ての外に動搖せしかは、老公深く之を憂へられ、左の手書を下して諸士を諭し玉ふ、

此度於二江戸表一以の外の儀出來、心配致候、右に付、無願にて江戸表へ罷出候者有レ之候ては、公邊へ對し不二相濟一儀に付、江戸表より申來り、達有レ之迄は、一人成共罷登り候儀不二相成一候、未た確とは相分り不レ申候得共、承り候處にては、井伊殿道路にて愈々討れ候由、併病死の振合に致候得は、家督無二相違一可レ被二仰付一、左候得は、此方屋敷へ寄せ來り、又は中納言登城先き等にて、又迎ひ候事は有レ之間敷候得共、双方の家來途中出會の節及二刀傷一候事抔は、何に共安心不レ致候、云はゝ此方は仇持と申姿に有レ之候間、就れも武術出精致、達し無レ之内は、決して江戸表へ罷登り候儀不二相成一候、此段銘々の子弟へ、我等より洩れ無く諭し候樣には難二行届一候間、面々より早速可二相諭一候、（三月六日）

此月晦日、井伊掃部頭の大老を罷め、水戸中納言の登營を停む、四月七日に至て掃部頭の喪を發す、先レ是井伊の老臣木股清左衞門は、藩の重役か虛僞の届書を幕府へ差出して、主人の喪を祕したるを不可とし、閏三月六日、閣老脇坂中務太輔へ一書を呈し、御法通り井伊取潰の所置あらんことを請ふ、其意、依て以て士氏を激勵し、水戸へ對して復讐の擧あらんとせしものに似たり、海內傳聞して其志を悲しむ、其書に云ふ、

故掃部頭、當三月三日登城掛け、外櫻田御門程近に

て、浪士體の者共に重傷を請け、折節降雪にて足尺を不レ辨とは乍レ申、供方の者共防禦不行屆の仕合、僅計りの浪人、假令如何樣の猥藉に及ひ候共、即時に捕へ候は勿論の儀に候處、不レ及二其儀一、僅一兩人打留、其餘は取逃し候段、當家の恥辱、誠に以て奉二恐入一候、其上前文御屆、掃部頭名儀にて奉二申上一候段、不吟味千萬、奉二恐入一候、私詰合候はゝ、右樣の儀は仕間敷奉レ存候、右不調法の御咎奉レ伺候、且思召有レ之、御役御免被二仰付一候共、今度の始末世間一統存し候て、種々の取沙汰仕候上は、當家御取潰しの儀は必定と、家中一同覺悟仕居候、乍レ去先祖直政、直孝の武功被二思召一、家名其儘御立置被レ下候はゝ、此後國持外樣の諸侯方、此方の儀に紛敷異變萬一有レ之節、家名御取潰有レ之候はゝ、依怙の御沙汰と可レ稱歟、若又當家振合を以て、家名被二立置一候はゝ、御政事の批判世上に可レ杜、左候ては奉二恐入一候、依レ之掃部頭不覺悟の始末は、家中一統深く奉二恐入一候間、御正路の御沙汰奉レ願度、其後祖先の忠節被二思召一、聊たりとも家名被二立置一候樣奉レ願候、猶以て家中の者、幷領地の百姓共に至る迄、當家不覺悟に依て、無二餘儀一御政事通り家名御取潰被二仰付一候趣、篤と申聞、心得違無レ之樣利解仕、御差圖相待ち、閑靜に退散可レ仕覺悟に御座候、以上、

閏三月六日　　木俣清左衞門

金子孫二郎

櫻田門外の春雪に鮮血を濺きたるは、實に王室中興の美花を開くの端緒なりき、其事素より過激に失すと雖も、其功は亦決して沒すへからさるものあるなり、世人斬奸の壯士に佐野、齋藤あることを知て、其事の高橋多一郎、金子孫二郎の發縱指示に出てたるを知る者稀なり、仍て此に二人の略傳を附す、

金子孫二郎、名は敎孝、世々水戸藩に仕へて祿二百石を知行せり、實は川瀨七郎右衞門敎德の次男にして、金子孫三郎能久の養子なり、人となり沈毅にして膽略あり、老公を擁立するの始めより、藤田東湖等と進退を共にし、吟味役より奥祐筆を經て郡奉行に進む、弘化元年國難の際、職を停め大番組に貶せられしか、後藩の支族松平賴讓か老公の冤を訴へ出しは、孫二郎か計らひなりとて、食祿を褫き官舍に禁錮せらる、

老公の寃雪くに及ひ、嘉永六年復郡奉行となる、安政三年大風雨ありて田穀實らす、孫二郎救恤の策を上る、老公和歌を賜ふて其志を賞美せらる、孫二郎職にあること前後十五年、鄕校を興し田賦を均しくし、郡內能く治まり、大に民心を得たり、水戸へ勅書を賜はりし以來は、高橋多一郎と與に叡旨を貫徹せんことに心力を盡せしも、事支吾して行はれさりしかは、今は唯奸臣を斬りて禍の根を斷つより外なしと、萬延元年二月十八日、子息勇二郎久維と共に國を去る、其家を出つるに臨んて、和歌二首を障子に書きしるす、

十寸鏡清き心は玉の緒の
　　絕てし後そ世に知らるへき
君の爲め世の爲め盡す眞心は
　　二荒の神もみそなはすらむ

三月三日櫻田の事は、概ね皆孫二郎の部署指揮に出つるなり、斯て壯士等難なく大老の首を打取りぬと聞くより、孫二郎は京坂の間にて義兵を擧けんと、薩藩の有村雄介と共に江戸を立て、伏見なる薩摩の邸に潛匿す、此時櫻田の變上方へ聞へ、幕府令を傳へて嚴しく其黨與を搜索するにそ、薩藩坂口某、雄介を監護して國に歸り、孫二郎の同行することを許さす、孫二郎跡に留まり、已に遁れ難しと思ひ定めけれは、此時迄懷中に祕め置きし文書を取出し、悉く之を燒捨たり、同十五日、伏見奉行より捕手數十人を指向けて邸舍を圍む、孫二郎豫て期したる事なれは、端座して縛に就き、江戸に護送されて稻葉伊豫守か邸に預けられ、文久元年七月廿六日斬に處せらる、年五十八、屍をは小塚原に棄てられけり、同三年七月、幕府朝旨を以て其罪を追赦し、水戸に歸葬することを許し、子勇二郎をして家を繼かしむ、世に知られたる櫻田斬奸主意書なるものは、孫二郎か高橋多一郎、野村彝之介等と共に記草し、編修官豐田彦次郎か訂正せし所なりと云ふ、

子勇二郎、名は久維、孫二郎の二男なり、戊午己未の際、勅旨を奉し君冤を雪かんとて、父に從ひ屢々江戸に往復して、專ら力を國事に盡せり、萬延元年井伊大老を刺さんとて國を去り、眞壁郡岡本に至る、此時幕府浮浪の徒を搜索すること甚た嚴しかりけれは、父孫二郎、斯くては同行然るへからすと、乃ち勇二郎に

諭し、國に留まり後擧を謀らしむ、勇二郎は、事を俱にして同しく死せんことを請ふも、孫二郎楠公櫻井の訣別を引て、強て留らしむ、勇二郎家を嗣き、大番組となり、公子の傅を兼ね、郡宰見習に擧けらる、甲子の難起るに及ひ、武田等に從ふて各地に轉戰し、後古河藩へ預けられ、慶應二年十一月病死す、年廿四、

高橋多一郎

水藩天保の新政は、戸田忠太夫、藤田虎之介の參畫せし所、時に兩田の稱あり、嘉永安政の頃には金子孫二郎、高橋多一郎の二人、名望頗る高し、時人金高と並へ稱す、多一郎名は愛諸、字は敬卿、父を醇民と云、天保の初め、前中納言公諸士の長子の內に就き、文武に長する者百人を撰み侍衛とし、之を床几廻組と名つく、多一郎其撰に當り、徒士目付より奥右筆となる、弘化元年、公の幽囚せらるゝや、多一郎深く慨き、晝夜奔走、心力を罄竭す、其顚末は上卷に詳かなれは此に省く、幾程なくして卿の寃罪解け、國政舊に復したるは、多一郎の功多きに居る、其頃藤田東湖か贈れる詩に、

義氣從來驚二鬼神一、謝君報國不レ顧レ身、六年辛苦知多少、回得艷陽三月春、

とあり、叨りに人を稱譽せさりし藤田にして此の贈あり、以て多一郎の人となりを推すへし、戸田、藤田か同時に震死したる後、結城寅壽か、谷田部運八を語らふて政權を恢復せんと企てし際、多一郎中納言公の命を受けて之を糺問し、寅壽等か前後の事跡を書寫して、秘府に藏めて後鑑とす、皆多一郎の計ひし所なりとそ、安政五年小姓頭に進む、朝廷水戸に別勅を下さるや、多一郎大に喜ひ、夷狄を掃ひ國勢を張り、奸吏を斥け君寃を雪むること、唯此一擧にありとて、同志と商議し、中納言公を輔けて勅旨を奉行せんとす、然るに幕府は俄に公に告けて、勅旨を諸藩に回示することを停め、大獄を興して志士を刑戮し、剩へ六年八月には老公を水戸に移し、且つ勅書を返納せよと責めたりける、多一郎憤悶に堪へす、金子孫二郎と議して斬魁の策を決し、自身は上國に赴き義兵を擧けんと、二月十八日老親を家人に托し、子庄左衛門を伴ひ、詩歌を留めて國を去る、詩歌に云、

死期有レ日此生涯、自踏二危機一報二國家一六十餘州

無二一眼一、獨伸二憂憤一對二梅花一、

鳥さへも今朝の別けや惜むらん

ひき留め顔に忍の啼く

姓名を變して磯部三郎兵衛といひ、木曾路より京都に登りける途、三月三日太田の驛にて俄に大風雪に逢ふ、此日は江戸にて同志の士か事を擧ける日なれは、天道我等の節義を憐みて助け玉ふに疑なし、我も速に義兵を起さんとて、日夜道を急き大坂に往きしに、圖らすも水戸の人山崎恭禮、川崎健幹等か、彼處に在て義擧を謀るに逢ひ、喜ひ勇むこと限りなく、此度の一擧は斯樣々々の意趣なる旨審き認め、恭禮をして之を或る公卿に奉り、天覽に備へしめしとかや、此時櫻田の變上方に聞え、幕府の官吏其餘黨を搜索すること嚴重にて、同月廿三日捕手多一郎か旅館に向ふと聞ゐしかは、逃るゝ丈は遁れて再擧を謀らんと、四天王寺迄往きしに、捕手あまた追迫りしかは、今は是迄なりと、其子庄左衛門諸共、或る茶店に入りて自ら腹掻切り、布もて確と包み、血刀を提けて捕手に向ひ、仔細を申述んとすれと、捕手恐れて近寄る者なし、仍て此處を出て、天王寺の坊官小川俊直の家に赴き、一間を借て自殺せんことを請ふ、俊直之を奥の間に伴ひしに、多一郎俊直に對ひ腰なる一刀を指示し、こは某か祖先小松大和守か、甲斐の武田信玄より賜はる所、某なからん後は故郷に返し給はるか、左なくは長く此寺の庫に藏め玉はれとて、筆硯を借りて一首の歌をしるし、心靜かに腹に卷きたる布を解きて死す、年四十七歲なり、

多一郎人と爲り慷慨慓悍、容貌雄偉、氣焰人に迫り、一見して其非常の士なるを知らる、而も能く人と交り、瀟洒にして風韻あり、平生詩を嗜み、赴武漫吟、雨毛紀遊、東奥遊記、游總漫吟、信越遊草等の著あり、境に遇ふて發するものと雖も、忠憤憂國の情、自然字句の間に流露し、人をして感奮興起せしむ、其死するや、小川俊直假に之を四天王寺の域內に埋む、文久三年、幕府朝旨をもて其後を收錄し、遺骸を鄉里に歸葬することを許されしかは、中川朝彥親王御筆を染められ、閭門殉難の四字を書して賜ふ、聞く者之を榮と爲す、藤田東湖最も多一郎の人爲りを信し、嘗て自ら重病に罹るや、或は起たさるを憂へ、許々呂廼跡（こゝろのあと）と名くる書を著はして國事を條疏し、他日多一郎よ

り老公に建白せんことを請ふ、蓋古人か遺表を上りて其君を規諫するの意なり、多一郎事に當りて鋭進敢爲、君命も受けさる所あり、賜勅以後爲す所、多く老公の意に悖らふ、東湖嘗て人に語て曰く、高橋氣力充溢、常に人事を以て天を制せんと欲す、必す禍を獲んと、後果して其言の如し、

莊左衛門、名は諸德、字は士翼、多一郎の長子なり、幼にして茅根寒緣(伊豫之介)に學ひ、後原伍軒(市之進)に從て業を受く、九歳の時祖父醉民に伴はれて郊外に遊ひしに、年少輩、祖父か年老たるを侮りて痛く無禮を加へしかは、莊左衛門大に怒り、腰に佩ひたる小刀を抜きて走りかゝり、汝等年老たる者と見て、かゝる無禮の振舞爲すこそ奇怪なれ、我幼と雖も武士の子なり、イデ斬殺して呉れんものと罵りしかは、年少等大に驚き、樣々に詫言して遁去りぬ、寒緣之を聞きて舌を揮ひ、獅子生れて三日、既に虎を食ふの氣ありとは、此兒の謂ならんとて、詩を賦して之を稱美せり、萬延元年二月父に從ひて國を去り、身を窮篭かく雲介に似せて大坂に赴く、幕府の捕手向ふと聞き、父と與に天王寺に遁れ、小川俊直の家に入り、父か自殺せる有樣を見終り、やかて其血を指に染めて、「誅二毅賣國奸賊一非伊云々」の十餘字をかたへの障子に記し、又其側に、

今さらに何をか言はむ言はすとも
つくす心は神そしるらん

と書き終り、端座して自殺せんとす、俊直暫と押止め、父御の事は是非もなし、和君は年猶若かるに、暫く世を忍ひ玉へと勸めしかと、莊左衛門頭を打振りて、仰せ忝けなく候へとも、父の遺訓も候へは從ひ參らせ難しと答へて、終に腹を割て死せしとなん、時に年僅に十九なり、此の人文章を能くし、述懷詩史一篇あり、自ら忠を述へて父に差出せしものなり、

大老死後水戸の藩論

大老既に死したる後は、天下の形勢大に變すへしとは、海内志士の豫期せし所なりしに、此時幕府氣勢大に衰へたりとは謂ひなから、猶餘威の賴むに足るものありしか、閣老安藤、久世等猶大老の志を繼き、政事一も改むる所なかりしかは、志士益々憤慨す、扨又櫻田の事件に對する水戸の藩論は如何なりしやと謂ふに、最初より勅書不返を主張せし輩は此の擧を快と

し、金子、高橋等を以て盡忠報國の義士と稱するに至りしも、老公の意を遵奉して勅書返納を可とせし者は皆之を非難し、君國を危ふする者なりと迄に切論せり、國友徐五郎は水戸の儒臣にて、小姓頭取より侍講及ひ史館總裁を兼ねたる者なるか、存意書を作りて政府の當局者に與へ、櫻田の擧を痛議す、其書に云く、

扨上巳櫻田の一條、大變を引出申候、表向は何歟忠臣らしく候得共、情實を申候へは、頑迷執拗之愚人共、一旦犯闕之所業に及候上は、今更首を延て降人に出候事も出來不レ申、被二召捕一候へは首はなしと、進退維谷、身の置所なき故に、爲二天下一除レ害と云名を借り候て、國の存亡、君之御安否を度外に置きたる兇徒、死を畏れぬ計りか士に御座候はゝ、犬狼も同前の事、禮も義も失ひ候ても、己か我意を達し候所行、これにても忠臣に御座候はゝ、一向に道は立ち不レ申候、禮を守り義を蹈んて、首尾調申候へはこそ、君子の行とも可レ申處、扨々無謀の至り、非義の義を義に心得候哉、非を飾候哉は不二相知一候へ共、有レ勇而無レ義則爲レ亂、好レ勇不レ好レ學其敝也亂と申聖語、今更敬服仕候、爲二天吏一則可二以伐一之、爲二士師一則可二以殺一之にて、何程天下之爲に害を除くと申候ても、夫々分際も有レ之儀、匹夫にして侯伯を殺に至り候ては、以レ燕伐レ燕の姿に而、仁義の道には遠かり申候、且彼張子房、大石良雄は亡國の遺臣、一身の外關係も無レ之候へ共、夫すら良雄は大學の閉門御免迄は指扣居候由の處、此度は眼前に君國も有レ之儀、彼者共の蘆粉は言に足らす候へ共、如何なる國難を引出し候も難レ計、然るを悍然として顧みる所なく、偏に一己の我意を張候は、實に如何の事に御座候哉、且彼か姦惡增長の日に至り候はゝ、自ら天誅を招き候は指見、其機に乘し候事にも候はゝ、天下の勢も一同に變革可レ仕候へ共、時節も少し早過き候樣に被レ存、殊に御家浪人より出候而は、出所も甚不レ宜、全私怨を報候爲の樣にも相見候間、此上時勢變革可レ仕共不レ被レ存、何分にも兩君樣是迄の御配慮相蓄れ候て、彼等一己の罪に相成候樣仕度と奉レ存候へ共、如何參り可レ申候哉、口書は公儀御役人の心得次第に而、どの樣にも拵らへ可レ申、且亂妨の徒は浪人出奔の

者に候段、最初より追々御届も有レ之候へ共、既に此度御登城見合之儀、井伊老御免と一同に、悦み合て被二仰出一候振に而は、御家へも疑念かゝり有レ之儀に相聞、不レ得二其意一事に付、此後如何参り可レ申哉見留も無レ之、甚心配仕候、第一右兇徒の餘類を寛宥に被二指置一儀、幕府の有司疑念の種と相成、如何なる讒言を來し候程も難レ計、心配に御座候、（下略）

此餘五郎は、櫻田事件の主謀たる高橋多一郎の師にして、勅書不返論を作りし梅澤孫太郎の兄なり、而して其論議する所質に斯の如し、以て當時藩論の如何に分裂し居りたるやを察すへく、而も此の分裂は大に藤田黨の勢力を衰弱せしめ、遂に元治甲子の大失敗を招く原因とはなりしなり、

源烈公行實

萬延庚申八月十五日、水戸前中納言齊昭公水戸城に在り遽に薨す、年六十一歳、初天保辛丑、公四十二歳の時、胸痛を患へ玉ひ、歳餘にして平癒あり、是に至て大に發作せしも、公素より豪邁、飲啖衰へす、精神舊の如くなるを以て、外官は言ふに及はす、近臣醫師の類と雖も、其深く憂懼すへきものなりとは思も寄らす、此夜も公諸公子と與に、月に對して樂譜を閲せられ、了て諸公子退き玉へる後、俄に疾大に作りしかは、命して執政重臣を召され、夜三更晏然正寢に薨し玉ふ、國人之を聞て皆哭泣聲を失ひ、考妣を喪するか如し、中納言公幕府に請ふて急に水戸に下り、群臣に命して誄を議す、僉曰く、公夙に忠誠を秉り、深く夷狄の患を爲すを慮り、威武を震耀して英烈を揭く、衰俗觀を改め、後人慕ひ仰く、宜しく烈公と諡すへしと諡號定まり、九月廿七日瑞龍山先塋の次に葬り奉る、

公諱は齊昭、字は士信、景山又潛龍閣と號す、小名敬三郎、武公の第三子なり、母は外山氏、寛政十二年庚申春三月十一日、江戸小石川の邸に生る、初の名は紀致、後今の名に改む、公年四歳、擧止成人の如し、嘗て武公に請ふて曰く、某乳母の侍養を須ゐす、願くは士人を以て之に代へんと、武公乃ち近臣二人に命して屬と爲す、是歳始めて孝經を讀み、明年始めて和歌を作る、九歳始めて鳥銃を習ひ、後劒、槍、射、御、拔刀、眉尖刀、諸技を學ひ、其蘊奥を究む、嘗て大厦の頂

上を疾行す、覩る者股栗、而して公顔色自如たり、人に謂て曰く、屋頂を視ること平地の如くなれは、神間意定、萬に一失なしと、文化十三年、歳十七、秋八月武公薨す、公哀毀禮に過き、三年の喪を服さんとせしも、國制あるを以て果さす、心喪を服すること三年、文政元年心喪癸り、始て吹笙を學ふ、後神樂、郢曲、箏曲、舞樂、高麗樂を學ひ、悉く皆通達せさるなし、年廿五、鳥銃を演習し、一日千發、早朝より日晡に至て功を完す、衆人皆其精敏に驚く、是より藩士往々公の爲す所に倣ひ、百發百中の者あるに至る、文政十二年、年三十、秋九月哀公薨す、遺命公を以て嗣と爲す、冬十一月大將軍文恭公に謁し、尋て從三位に叙し、左近衞權中將に任し、參議に拜す、天保元年正月書を群臣に賜ふて文武を研究すへき旨を諭し、且事を言はんと欲する者は封事と作し、所由に拘らす呈進することを許さる、是より言路大に開け、諸臣民爭て事を言ふ、公久しく公子たりしを以て、上下放縱、貨賂公行、群飲沈酗、風俗大壞の狀を稔聞し玉ふにより、秋九月令を下し、家臣の國に在る者をして悉く綿服せしめ、江戸邸に在る者も、柳營に詣る禮儀を除くの外、衣服務めて儉薄に從はしめ、以て甲冑兵器の用を贍らす、同四年藩に就く、三月五日水戸城に至り、即日執政以下諸臣を召見し、翌日彰考館に臨み、總裁會澤安をして大日本史を讀ましめ、梅花の歌を作て之を楹柱に題し、宴を賜ふて罷む、是より毎月彰考館に至て儒生の講經を試む、以て恒例と爲す、此月告志編を作りて國中諸臣に頒ち、忠孝一本、文武一致の大道を諭さる、天保七年歳大に饑ゆ、公一日營に詣り、饑民の道に斃れたるを視て甚た之を憫み、還て有司を召して曰く、人貴賤となく一なり、吾豈蒼生の饑餒を視るに忍んや、汝等力を盡して賑濟し、國民をして一人も饑死せしむる勿れと、諸人之を聞て感泣す、郡奉行乃ち稗倉（稗倉は義公の建る所）を發き、富者の粟を轉し、糶糴の法を變し、賑救存恤する所以甚た至る、公君夫人と躬ら饘粥を食ひ、痛く自ら貶損し、潔齋して鹿島、吉田、靜の神を禱る、公の精誠心を政事に用ゆること此の如し、故に凶荒甚しと雖も、封内の民皆安堵業を樂み、饑殍流離の者あることなし、

天保八年公年三十八歳、諸臣に謂て曰く、吾卿等をして節儉を學はしむるは、貨財を裒むるか爲めにはあ

らす、無用の費を省て不虞の備に充てんと欲するのみ、天下安しと雖も、戰を忘るれは必す危ふし、方今兵備衰廢、外寇厖かるへし、加るに年穀稔らす、安そ流賊竊發の患なきを知らんやと、幕府に請ふて允を獲、諸臣と皆戎服して、東照宮賜ふ所の寶鎧を拜して軍禮を行ひ、又均服して追鳥狩を擧行し、以て戎事を習ふ、(此の外施設する所甚た多し、所謂天保の改革是れなり、事は上卷に詳載したれは此に略す、)十一年上皇崩す、公建議して諡號を上り、古制に復さんことを請ふ、廷議之に從ひ、諡を上りて光格天皇と曰ふ、歷朝の宿弊、一朝にして改まりしは公の力なり、十二年五月、鑄工に命して巨砲を神崎に鑄る、鑄工力を盡して之を爲すと雖も、鳥銃を鑄るに慣れて、巨砲を鑄るに慣れさる故、精銅を失費する算なし、慙懼自殺せんと欲す、公曰く、始めて巨砲を鑄る、錯謬あること當然なり、鑄工の罪にあらす、宜しく再三鑄造し、成るを以て限りと爲すへしと、再ひ鑄るに及んで復た失す、公恬然怪します、命して重て之を爲さしむ、鑄工益慙惶、地に伏して罪を請ふ、公曰く、今より後、吾當に一々指揮して以て其事を就すへし、若し缺失あらは吾の過失耳、汝か躍に關せさるなりと、乃ち數々臨視して方法を指授せらる、明年重て鑄るに至て一舉して成る、十四年大將軍愼德公、公か政事に勵精するを賞され、親ら寶刀鞍鐙を賜ふ、公種痘術を喜ひ、世俗舊習に拘泥して執迷悟らさるを憂へ、之を世子及ひ諸公子に試み、延て其術を國中に播こす、牛痘法を獲るに及んで、益々心を用て勉督し、醫官に命し巡行して種を分たしむ、是後人民絕て痘死する者なく、恩澤沛然一國に被る、弘化元年五月六日、幕府の命を以て、致仕して駒籠の邸に遁れ、世子封を襲ふ、事は上卷に詳かなり、爾來屏居十年、嘉永六年癸丑六月三日、米艦内海に入る、老中阿部伊勢守來て措置の事宜を問ふ、公書を作りて十條五事を論し、又中納言公に諭して巨砲七十四門を幕府に獻す、七月台命を以て海岸防禦の機務を與かり聞く、公巨艦は禦侮必用の具なるを以て、之を製造せんを請ふ、幕府之を允し、首に旭日丸を造り、公に命して其事を掌らしむ、公家臣鰹重時をして之を作らしめ、專一委任して其成功を責む、重時心力を盡して之を爲し、勞苦の餘り疾を得て死するに至る、丁巳の歳に迨て巨艦

遂に成る、章服金幣の賜あり、是後諸邦倣ふて巨艦を造る者多し、十二月幕府公か忠勤を嘉し、廩米五千苞を賜ふ、安政元年、初公退老後大に預かるを衷心に安からす思ひ、且其議屢々沮格して行はれさるを以て、情を陳して辭免す、二年秋八月、幕府復公に命して軍國の政を聽き、廩米五千苞を增し賜ふ、固辭して受けす、公嘗て耶蘇教か後世大害をなさんことを憂へ、明人著す所の破邪集を閱し、親ら序文を製し、上梓して之を天下に播こす、尋て復儒臣をして息距篇を纂めしむ、五年勅に應して禦侮の策を上つる、六月公尾張公等と共に登營して、外國の條約、宜しく勅旨を聽て以て事に從ふへきを言ふ、七月五日、幕府の命によりて復駒籠邸に屏居す、六年八月廿七日水戸に徙り、明年遂に薨す、公天姿英爽、卓牢不群、議論風生、往々他人意料の及はさる所に出て、義理を究極し形勢を洞見し、鑿々として其款要に中る、風儀端莊、顧盼煒然、人を知て善く任し、信賞必罰、令行はれ禁止み、積弊一洗、國人駭々乎として皆義方に嚮ふ、平居客を愛し、其交遊する處、鍋島齊正、伊達宗城、眞田幸貫等諸侯、皆一時の俊傑なり、忠孝の大節を秉り、天朝を尊ひ幕府を敬ひ、凡そ上表必す盛服稽首、輸を執て之を書し、人をして代らしめす、大事あり幕府に建議する時は、必す躬ら草を起し疏を作り、諸を老中に投す、故に執政近侍と雖も、皆其言ふ所何事なるを知らす、間暇あれは親しく筆を執て著作し、撰述する所甚多く、枚擧に遑あらす、公不幸其論建する所、多く幕府有司の爲めに沮格せられ、志業遂くるを得す、一旦庵忽、後人をして千古の悲涕を揮はしむ、嗚呼是豈特り公の不幸ならんや、實に宗社の不幸と謂ふへきなり、

老公と大老の不和

幕府末路、諸侯中の人傑を算ふる時は、親藩に於ては先つ指を水戸老公に屈し、譜代に於ては指を彦根大老に屈せさるを得す、若此兩雄にして能く同心協力して、幕政を參酌輔弼したらんには、假令百の西鄉千の木戸ありと雖も、三百年の幕府を倒すこと、彼か如く枯を挫き朽を摧くより易きを得へからす、然るに不幸にも兩雄相軋轢し、隨て海内の有志亦水彦兩黨に分れて、互に反目疾視し、爭鬩殆と寧日なし、邦國珍瘁せさらんと欲するも豈得へけんや、當時若兩雄

の間に調停する者ありて、其紛紜を解き、一堂の上に相會し、杯を把り膝を接して半夕の清話を俱にし、談して東照宮か百戰創業の艱難に至りたらんには、兩雄積年の怨恨も一時に融解し、淚を揮ひ血を啜つて刎頸の交を訂し、協心戮力、以て尊王佐幕の事に從はんことを誓ふの親朋たりしや必せり、當時調停の勞を執る者のなかりしこと、實に幕府の不幸にして、然も亦國家の不幸と謂ふべし、抑嘉永以後幕府土崩の勢ひ既に成り、而も二縲の殘喘を數年の間に持續せし者は、老公と大老との力なり、大老萬延庚申三月を以て道路に死し、此歲八月老公亦薨に斃す、兩雄の死は即ち幕府の滅亡なり、何ぞ必しも西軍千代田城に入るを待て、始めて幕府滅亡せしと謂はんや、

大老井伊水戸老公を惡む甚し、安政丙辰丁巳の間、米人ハルリス下田に來り、虛喝を以て幕府を威嚇す、幕府の有司怯懦甚しく、皆交易を許して一時の安を偸まんとし、後來の利害と國體の汚隆を顧みるに遑まあらす、老公以爲らく、大勢斯に至る、輿論を如何せんと、斷然退かんことを請ひ、幕府之を許す、是に於て有志の徒大に望みを失ひ、主上も亦歎嘆あらせ玉ふ、此時井伊國に在り、之を聞て曰く、四海是より太平ならんと、

安政戊午、老公建議する所あり、幕府の旨に違ふ、仍て閣老等之を改むへき旨を命す、老公嘗を大老閣老に與て曰く、我言ふ所幕府の旨に違ふよし、敢て謝す、然りと雖も我、皇國の爲め德川家の爲め大に憂ふる所あり、故に其大意を言ふのみ、卿等何を以て是事を遮せんとするやと、別に十四條を陳し、且つ曰く、是事廟算既に立たは我又何をか憂へん、建言に至ては卿等代て之を草するも亦可なりと、閣老之を見、相目して默然たり、大老曰く、水戸の隱居復た多言せり、

老公牛肉を好み給ひけれは、年々寒中に彥根より獻する事なりしに、直弼家督後はこれを獻せす、其故は、直弼はもと僧になりたる事あり、佛法を信しける故、國中の牛を殺す事を禁せしなり、然るに公にはこれを知らせ給はす、其年寒中に待せ給へとも獻せされは、御使を遣はされ、每年相樂しむ所今年參らせす、何卒贈らるへしと有しに、彥根侯答へに、今年より國中にて牛を殺す事を禁し候間、牛肉獻すへきなし、御斷申上ると有り、公尙又御使を遣はされ仰られけるは、國中牛を殺す事を禁したりとあれは是非に及はされと、是迄年々用ひたる事にて、殊に江州の牛肉は格別の事なれは、我等か爲にのみにても、別段調へられ度頼むなりと有しかと承知せすして、何分國禁に致し候事故相成不レ申、立て御斷申上るとの答なり、斯の如く、公より度々御頼みありし事を、更に承知せさりしかは、流石に不快に思召されしとなむ、

兩雄不和の原因

兩雄不和の原因は、確かに對外政略の衝突にあり、次に老公の意は、幕府を輔けて尊王の實を行はんとするにあり、井伊の意も亦此に外ならさるへきも、終局の處に至れは、老公は大義滅親の擧に出つるも已むことを得さるものとし、井伊は寧ろ朝廷に負くも幕府に負く能はすとの主意にて、要するに朝廷を視るに輕重の差はありしなり、次に老公を厭惡して眼瞼上の大瘤視せしは、幕閣一般のことにて、其所由は、天保以來老公の建議せし所、兵備擴張の如き、大艦製造の如き、山陵修復の如き、何の餘計な御世話なりとて、幕閣は悉く之を排斥せしに拘はらす、亡レ幾し、公の建議せしか如くに爲さゝるを得さるに至り、老公の人望は日增しに高まれり、されは例の負惜しみの幕閣は、如何にも殘念に思ひ、水野越前守、阿部伊勢守の如き、老公の知己に似たれとも、這は表面上一通りの事にして、內心には頗る之を排斥せり、況や松平伊賀守、間部下總守の如きは、老公を謀叛人視したり、乃ち老公を疾惡するは、幕府の閣是とも謂ふへきものにて、井伊も自然之に化したるならむ、次に將軍繼嗣のことに付て、老公は年長且つ賢明にして、多事の世局に當るに足る者を擧けんと主張し、井伊は藥師寺筑前守、水野土佐守等に同意して、奧向婦人の請托を容れ、必す紀州公を立てんとし、意見甚しく衝突せしもの、尤も不和の一因ならむ、次に井伊の出身は、老公の輕侮を招きしこと多かるへし、井伊嘗て大老たらんことを望み、松平賀州か閣老再任の時、黃金三十枚を贈り、又水野土州を引て、奧向本壽院（將軍溫恭公の生母）等に取り入りし如き是なり、而して身大老の顯職に在りながら、金銀吹替の際私慾を計りたる如きは、特り老公のみならす、海內の志士者

武士の風上にも置くましき奴なりと唾棄せしならむ、此の吹替のことを布達せしは、安政六年五月七日のことにて、其以前大老は常に出入する士民僧侶茶博士等に命し、此度領分に於て慶長金、武蔵判、元禄金、乾字金、享保金、元文金、眞字弐分判、文政金、草字弐分判、五両判等望みの者あり、何程にても集め呉れよとて、澤山に取り集めたる上、五月七日に、保字小判は壹両壹分、一分判は壹分壹朱に通用可レ致云々の事を布達し、尋て七月二日には、左の如き總觸を出したり、

古金銀引替差出方の儀、今度小判、一分判吹直し、並保字小判、一分判歩増し通用被二仰出一候に付、此度引替差出候者へは、道法遠近に不レ拘御手當被レ下候、御手當の割合は左の通り、

一慶長金百両に付二百五十両、一元禄金百両に付百七十八両、一乾字金百両に付百三十五両、一享保金百両に付二百六十六両、一元文金百両に付百五十両、一眞字二分判、文政金百両に付百三十両、一草字二分判百両に付百二十三両、一五両判百両に付百五両、

此に於てか、井伊の爲めに奔走して古金銀を取り集めたる者、何れも賞られたるを知りて、皆井伊を憾みしと云ふ、國歩艱難内外多事の日に當て、大老の爲す所斯の如し、所謂天魔に魅せられたるもの、老公の爲めに疾斥せられたるも亦宜ならすや、此外不和の遠因とも見へきは、左の一話なり、

天保の末水野越州忠邦執政の時、國政改革により天下騒然たり、此頃井伊掃部頭直亮(直弼の兄)小石川邸後樂園拜見致し度由願ひに參りけるに、老公は此節の事故、定て國政を諮する爲密に來る事と思召けれは、速に許容あり、當日には席間にて先御饗應あり、後に公御誘引にて後樂の御茶室に入給ひ、御近習を退けられ、立原甚太郎一人御側にあり、此時公、直亮に仰られけるは、今日は能參られたり、當節越前守權を執り改革致候事故、夫に付定て了簡の儀あり、相談せむか爲めに參られたるならむ、近習の者も夫故退けたり、是に一人有は腹心の者なり、無二腹藏一申さるへしと有けるに、直亮大に當惑し、中々左樣の儀にては無レ之、私儀御役相勤候儀も無二御座一事故、御政事向の儀彼是申上候儀無レ之、今日は唯後樂園を拜見

に罷出候而已の旨御答申たる所、公、夫は斟酌の詞なるへし、今役を不レ勤共、其方家は德川家柱石の家なれは、御爲に不二相成一事は心配可レ被レ致筈なり、又其許の在所は、天下第一ともいふへき湖水の勝景を常に眺望する所なり、然るに此方の後樂園抔所望して一見に參るへき筈なし、旁以て深き了簡有レ之、政事向相談に被レ參たるに相違有間敷、無二遠慮一可レ被レ申と、居丈高に成り詰かけ給ひしかは、直亮大に赤面困苦し、平伏したる儘にて一言を發する事能はす、誠にしらけたる體なりしかは、御傍にありける立原も氣の毒に思ひ、漸く其場を取合せ退出しける、後非伊此事を深く耻ち常に苦にし、終に卒去しけるとそ、大老或は是等を領みたるにはあらさりしか、

水藩の執權者

先レ是高橋、金子等に同意せし激徒の、鄉中に潜匿して時機を伺ひ居りし者頗る多かりしか、老公の薨去を聞て大に力を落し、此上は薩摩に依て事を爲すより外なしと、八月某日水戸亡命の士三十七人鹿兒島藩邸に投して、故大老の國を誤れる罪狀を掲け、勅書を奉して攘夷の先鋒を爲さんと請ふ、鹿兒島藩之を邸中に留め、後水戸藩へ引渡す、此際幕府より武田耕雲齋、(伊賀)大場一眞齋、(主膳正)岡田信濃守の三人に、政事承り候樣にとの公命あり、此の三人は、戊午の年に幕命に依て隱居せしめられし者なるか、此に至て再任せしかは、激徒等大に志を得、是より其末派の徒輩には、攘夷と唱へ金銀の押借を爲す者等出來し、他領迄も横行し、其獲る所は之を酒食に濫費する抔、頗る兇暴の擧動あり、人民困苦し怨嗟の聲道に滿つ、藤田黨即ち天狗派の人心を失ふもの、實に此に始まる、

東禪寺坂下の變

文久元年酉五月、水戸人前木新八等品川東禪寺の英國公使館を襲ひ、大に護衛兵と闘ひ互に死傷あり、浪士或は死し或は走る、武田等坐して職を免す、幕府新關を各所に設けて機察を嚴にすと雖も、隨て捕ふれは隨て起り、威令日に頽廢す、井伊大老の變あるや、海内の志士皆頸を引て革新の政あらん事を望む、而して閣老安藤對馬守大老の遺志を繼き擅に威柄を握り、私に外國人に款接して金幣を徴り、正義忠誠の士を擯斥し、大に國家の典常を紊る、仍て志士之を惡こ

と并伊に同し、下野人兒島強助、菊地教中等憤激に堪へす、同志と謀り之を除かんとす、是秋強介水戸に潜行し同志に會して死士を募る、水戸人小田朝儀亦能く盡力し死士四人を得たり、水戸の人河邊元善、黒澤保高、高畠胤正、下野人河野通桓なり、此外同盟者石見人椋木八太郎、伊豫人人見極馬、下野人横田藤四郎、小山朝弘等、相與に宇都宮に會議して部署を定め、強介は病ありて鄉里に留まり、小山も亦留て後事を理め、其他皆江戸に赴く、實に文久二年正月八日なり、此月幕府大橋順蔵等四人を捕へて獄に下す、越後人川本壯太郎亦刺客の盟に加る、是に於て併せて七人、正月十五日安藤閣老か登城の道を擁して之を刺んとす、此日天晴、同志等大橋訥庵か草する所の斬奸主意書を懐にし、西丸下坂下門外に潜み與の出るを待つ、安藤氏の官邸は直に城門に接し、相距る僅に數百歩、且つ櫻田變後要路の諸有司戒心甚た嚴なり、仍て謂く、此擧櫻田に比すれは更に難きもの三あり、人寡なく地理便ならす天に雪なしと、皆必死を窮め成功を萬一に期せす、既にして城濠天に擘き鹵簿坂下に抵る、平山進て小銃を與中に放ち、六人均しく刀を揮て健闘す、敵の從士數十人防禦甚た力め、向ひ近つくへからす、平山素槍を善くす、乃ち敵の槍を奪ひ、三島、川本と共に進み一以て十に當る、從士靡披、對州與を出て走る、壯士追撃數所に傷く、而て衆寡敵せす、平山等六人此に死し、對州僅に身を以て免る、河邊元善は咋刻を誤り、闘罷て此に來り悲憤に堪へす、退て萩藩邸に投し、桂小五郎に面して斬奸旨意書を出し、其始末を陳し屠腹して死す、

幕威衰頽浪士跋扈

坂下の一擧は不幸浪士の力寡單にして、其目的を達することを得さりしも、流石に我慢強き幕廷も、再三の暗殺沙汰に膽を冷やし、且は天下の形勢に察する所ありしか、大に庶政を釐革し、壬戌四月安藤對州の閣老を罷め、五月松平春嶽を起して總裁職となし、六月九條殿の關白を罷め、鷹司、近衛二大臣をして復飾せしめ、近衛左大臣關白す、是より政事皆朝廷の意に出て將軍の裁決によらす、征夷府の權全く去り、唯其名位を存するのみ、閏八月非伊掃部頭に命して其臣長野主膳を死刑に處せしむ、九月三條故前内府に右大臣を贈り、水戸前中納言に從二位大納言を贈る、

二月井伊掃部頭父の罪を以て封地十萬石を削られ、間部下總守は隱居慎同く一萬石を、久世大和守同一萬石、安藤對馬守二萬石を削られ、堀田備中守、酒井修理太夫は共に蟄居を命せらる、先是朝廷幕府に命するに、攘夷の叡慮宸斷彌確きを以て、將軍速に群議を盡し至當の公論を取り、以て奏上すへき旨を以てす、將軍謹て詔旨を拜し、明春上京委曲奏聞を遂く可と奉對す、此際京師よりの仰せ出されにて幕府より命令を下し、皇國の爲め盡力致し候士民、假令邦憲に觸れ候共寛大に處置致し候樣にとの事なりしかは、爰に濫殺押借等にて牢舍中の浪士悉く宥免せられたり、又水戸藩へは別に京師よりの御沙汰にて、中納言明春將軍に隨從上京し、乃父の遺志を繼述し、以て宸襟を安んし奉れ、且其節は戊午以來正議を唱へたる者共(武田伊賀守、大場一眞齋の徒、)召連れ候樣にとの事なりしかは、武田、岡田、大場の三老又々執政に復職し、激徒は殆と昇天の勢なりき、文久三年亥二月十三日大將軍江戸城を發し、東海道より上京す、水戸、越前、土佐、其他諸侯相繼て途に就き人馬絡繹たり、此時武田は中納言公に隨ふて上京し、國元の政事を執り行ひしは大場一眞齋にて、素より威權あるか上に、幕府より殊に同人儀皇國の御爲め盡力致し候樣にとの沙汰さへありしかは、激論派の勢ひは愈益熾んにて、彼の賜勅前後に平和の議を執りし者、所謂鎖論派は、嘗て老公の信用ありし人物迄も、其々罪名を付けて落職又は蟄居等に處し、要路の有司は一時に大變更を爲せり、此に於てか藤田黨の分裂は益益甚しく、武田等の爲す所、源烈殿御遺志と唱ふと雖も、國政變更人物黜陟の跡に就て見れは、御遺志に背けるもの尠しとせす、是大に攻めさるへからすとて、久木直次郎、笠井樞六、内藤彌太夫、遠山熊之介、石川幹次郎等別に一旗幟を建つ、此諸人は皆文武の才幹あり、嘗て老公の信用あらせ玉へる人傑なれは、武田黨の爲めには侮るへからさる勁敵にて、尚又武田黨の正反對に立つ市川黨も頗る之を憚りしかは、此一派は人數の多からさるにも拘はらす、武田、市川の兩黨をして隱然一敵國の思ひあらしめたり、扨又京都にては、大將軍朝覲、諸侯牧伯天顔を拜し、大に會同して國是を議す、時に叡慮は確く攘夷にありと雖も、時勢の赴く所遽に海外の強國に對して勝算ある

にあらされば、諸藩口に戰を云ふも心竊に之を危み、依違日を送る、獨り長門宰相慶親叡旨を確奉す、螯下に集まれる諸州慷慨の徒は、幕府諸侯の因循を憤り、所在に横行し口を攘夷に籍り、財を奪ひ糧を掠め濫りに人を殺すに至る、而して幕府之を制する能はす、紀綱大に紊る、

攘夷論の頓挫、激徒の奮起

文久三年四月水戸中納言に命し、速に東下し將軍に代り政務を指揮し、攘夷の實効を奏せしむ、仍て公には武田以下を率て關東に下り、大場一眞齋代て上京し、公子左衛門佐殿を輔けて禁裏を守護す、原市之進、山口德之進、梅澤孫太郎、下野準次郎、住谷寅之介等大場の股肱たり、就中市之進最も學問才幹を以て稱せらる、市之進名は忠成、字は仲寧、嚮に朝廷大原三位重德卿を勅使として東下せしめ、幕府に諭す所あるや、忠成厥起して曰く、時運を挽廻するは此の時に在りと、執政大場一眞齋、武田耕雲齋を佐け、梅澤孫太郎、梶清次右衛門と共に星馳して江戸に赴き、長州の桂小五郎、備中の山田安五郎(方谷)等と相謀り奔走甚た力む、仍て奥祐筆頭取に擢てられ大番士に班す、大將軍入朝の年、公爲に先つて西上し、縉紳の間の周旋して百事を施設し細大遺すなし、公東下するに際し、手親ら章服を賜ふて之を賞し、命して京都に留らしむ、忠成屢々關白二條公及ひ一橋卿に謁して意見を上陳す、卿官武の機務、攝海防禦を總督するに及ひ、命して府中の事を攝せしむ、蓋武田、大場の事業は、概ね皆此の方寸より出てたる者なりと云ふ、却説、京都には松平肥後守容保守護職として頗る威權あり、每に處士横議の過激なるを、萩藩の獨り攘夷に鋭なるを嫌ひ、遂に釁隙を生し、八月に至りて萩藩を斥け其兵士の京都に入るを許さす、是月十七日以後の勅旨にあらされは、眞の朝意にあらすと揚言す、此に於て京中大に騒擾し、萩藩士皆京を去り、三條實美公以下公卿七人長州に奔る、大場等亦水戸に下り攘夷の論頓挫す、而して其反抗は大和十津川の一揆となり、海内大亂の徵茲に顯る、

先ノ是老公在世の日封内各所に鄉校を設け、士庶の子弟をして就て文武を習はしむ、凡そ十餘個所あり、既にして海内多事、軍用方山國喜八郎共昌建白して曰く、在々武勇の壯士を鄉校に集め、金穀の如きは富有の民に募りて資給し、之を養ひ置きたらんには、一旦緩急以て大に用ゆるに足るへきなりと、武田等此の儀を容る、鄉校中激論黨の屯集せる場所は、那珂湊文武館、(元取永井芳之介、前野誰介、木村三穗之介)行方郡小川館、(元取竹内百太郎、太宰清右衛門、岩谷敬一郎、宮本主馬之介)南石川村、(元取宇佐美某、高橋友泰)平磯村、(元取西野長二郎)大宮館、(元取菊池治兵衛)大久保館、(小澤鄉の者共集會、)潮來館、(元取林忠左衛門、林五郎三郎)鹿島宮中(元取大宮司並松岡彦市、郡司織之允、倉川三郎、桑屋元次郎、鈴木秀太郎)等にて、彼の筑波山に楯籠れる一派は、多く小川潮來の兩館より分れたるものなり、元治甲子の初春、武田耕雲齋は小川、湊、潮來の三館を巡して鐵砲劍術の試驗を行ひ、其優等者には金子を褒美に與へ、尚合藥鐵砲等をも渡し、且一ケ所に付金貳百兩宛、懇篤なる賞詞を添へて配與し、以て大に之を奬勵せしと云ふ、彼等か大事を擧くるに先て、人心を收攬するに勉めたるの一斑を窺ふへきなり、

前にも說ける如く、是時に當て、德川氏紀綱解弛して、强諸侯動もすれは節度を奉せす、不逞の徒政令の

行はれさるに乘し所在に横行し、口を攘夷に籍りて財を掠め糧を奪ひ、命に從はさる者は之を專殺し、稱して天誅と曰ふ、而して政府之を制する能はす、庶民大に苦しむ、筑波の町民之を憂ひ、小川館に請ひ兵士を借りて不虞に備へんとす、館中に藤田小四郎信なる者あり、東湖の庶子なり、年甫廿三、人と爲り機慧敏捷、謀を好んで善く斷す、頗る乃父の風あり、町民の請を容れ、士數人を率ゐ來て筑波に館す、遠近の暴徒之か爲めに屏息す、

藤田小四郎兵を擧く

小四郎倩々謂らく、天下の形勢此の如くなるに藩公柔順なり、恐らく先公の遺志を繼き、大に海内を振作する能はす、如かす自ら義を唱へて攘夷の兵を擧んにはと、常に兩總常野の間に往來して有志の士に交はり、說くに此事を以てす、志士奮慨緩急事を俱にせんことを約する者多し、此時封内諸鄉校中、小川館尤も盛んにて、在館の兵凡そ千人に近く、竹内百太郎、岩谷敬一郎、太宰清右衛門、宮本主馬介の四人之を總轄す、小四郎四人に對し、館兵を率ゐて筑波山に據り、勅旨を奉して以て攘夷の旗を擧くへき旨を勸め

しに、竹内、岩谷は之を可とせしも、太宰は素とより藤田の輕擧を喜はす、宮本は可否する所なし、是に於て、各二人を分ち、一は事を擧け一は居守して變に應せんことを約す、實に元治元年甲子三月なり、藤田は猶頻りに同志を招集せしに、權堂眞卿、川股茂七郎、伊東益荒、梅村晉四郎、山田一郎等此の擧を聞き、躍然として來り加る、藤田等相議して謂ふ、今大事を擧くるに主將なくんは、何を以て統一することを得ん、町奉行田丸稻之右衞門直諒、老成朴實にして頗る人望あり、請ふて主將となすへしと、藤田單身水戸に赴き、田丸を見て說て曰く、今の時は志士自ら任して膺懲の師を興し、妖氣を掃蕩すへきの秋なり、居なから機會を失ひ四海の糜爛を待つこと愚と謂ふへし、今鄉校の兵を集めは衆二千を得へく、之を將て筑波に據り、以て四方に號令せは、關東響應せんと掌を指すか如し、唯一の主將を缺く、君天下の爲めに之を決せよと、意氣慷慨、辯論人を動かす、田丸沈思良久ふして以爲く、國事日に非にして瓦解の勢ひ已に成れり、藤田の說く所其必成を期する能はすと雖も、空しく姦人の手に斃れんよりは、寧ろ尊攘の志を天下に暴白して潔よく死するに如かすと、乃ち藤田の請を聽し、齋藤佐治衞門を將て府中に至り、小川館の報を竢つ、藤田は再ひ小川に到り、竹内、岩谷、其他の同志を伴ひ府中に會す、兵衆僅に六十三人、陣營を筑波山に設く、衆議して曰く、此衆實に烈公の遺志を繼き、奉勅の師を興すものにて、毫も私の爲めならす、宜しく烈公の神主を奉し、以て其名を正ふすへしとて、新に神主を製し贈從二位大納言源烈公と書し、之を興中に納め、田丸を推て大將とし、齋藤を輔翼とし、藤田、竹内、岩谷を總裁とし、天地龍虎の四隊を立て、高畠孝藏、根本新平、須藤敬之進、三橋半六之か隊長たり、山田一郎を遊軍總督とし、其他軍監斥候の諸役を設け、神輿を本營に置き、葵章の陣幕を張り、軍容粗備はりけれは、四方の士來り加はる者漸く多し、而して嚮に藤田か交遊せし所の諸士、亦約を踐て來り會す、飯田軍藏利貞、(常陸木戸村の人、驍勇善戰、屢々奇功を顯はす、)川連虎一郎、(下總眞弓村の人、慷慨果決、後人の爲めに暗殺せらる、)大久保七郎右衞門忠雄、(下總菅谷村の人、火技に精し、烈公其名を聞き二砲を賜ふ、後眞黑山に自及す、)横田藤四郎祈綱、(下

野眞岡人、人と爲り誠慤、勤王の志深し、刑に敎賀に就く、其二子共に國事に死す、)鎌田寸四郎、(壬生藩士、後自及して死す、)越惣太郎、(下總結城の人、)僧石城、(足穗山大巖寺別當、後越前の途に死す、)薄井督太郎龍之、(信濃飯田人、兵學に精通す、)小山惟馨、(小山朝弘の子、藤田の義弟となり、姓名を小野馨之允と改む、敎賀に死す、)此他盟に加はる者甚た多し、

日光參詣、太平山屯集

筑波軍の着到既に數百人に及ひけれは、藤田小四郎議して曰く、斯くて空しく一處に屯ろし、軍士をして惰氣を生せしむるは得策にあらす、日光山は關東無雙の要害にして、德川烈祖の廟所なれは、神廟拜禮と稱して此の山に入り、近國の諸藩に說き四方の豪傑を招き、然る後幕府に建言し膺懲の師を擧けしめんに、孰か之を拒くを得んと、議之に決し、四月二日神輿を奉して筑波を下る、衆合して二百餘人、山田一郎を留めて筑波を守らしむ、總軍宇都宮を過くるに當り、此藩近年大に尊攘の說を唱ふるに由り、藤田小四郎、齋藤佐治右衞門と往て、藩の執政縣勇記、戶田小膳に面會して我軍に同盟せんことを請ふ、縣肯かす、藤田等辭し去り、直に日光に向ひ今市に宿し、奉行小倉但馬守に就て、總軍神廟を拜せんことを請ふ、小倉大に懲き爲す所を知らす、時に宇都宮藩は日光護衞の任あるを以て、縣勇記密に藤田の軍に尾して此に抵る、仍て小倉は縣に謀り、藤田等の請に對し、一組十人宛更代して拜禮することを許す、田丸等頻りに總軍齊しく拜せんことを請ひ、辨論數日に及ひしか、其間に諸藩の警兵遠近より集まり、大砲數門を大谷川岸に列し、兵士を各所の險要に配置せしにそ、田丸等事の體を視て計策の成らさるを知り、遂に十人更代にて拜禮を行ひ、神輿を回して太平山に赴く、太平山は栃木驛の西北一里許にあり、山上に三光神社を祀り、本院別當頗る宏麗、山中に數十の民舍あり、即ち本院を陣營とし神輿を納れ、田丸之に館し、他軍將は各民舍に分宿し淹留の計を爲す、是時總軍凡そ千人、田丸軍令嚴明、犯す者は直に斬て殉ふ、遠近震慴す、水戶の人田中愿藏年廿四、人と爲り慓悍、太平の擧を聞き來り投す、西岡邦之介、昌木晴雄、高橋上總介等之に加はる、出羽人土田衡平才略あり、兵を用ゆる殊に人意の表に出つ、田中の驍名を得たる、

多く其力に頼る、田中年少氣鋭功利に急にして、動もすれば節度に違ふ、軍中素より金穀に饒かならず、田中屢々富民を劫かして之を掠奪す、父老憂苦、道路目を側つ、蓋筑波軍の民望を失ひしもの、田中の罪多きに居ると云ふ、

是時に當り、日光太平の警報頻りに江戸に聞わけれは、中納言公深く之を憂慮し玉ひ、大監察山國兵部、立原朴二郎の二人に命し、太平山に赴き說諭して兵を撤せしむ、二人命を承り五月朔石川邸を發す、山國は田丸の兄にして藩の軍司たり、兵學に長するを以て老公に信任せらる、立原は翠軒の孫、杏所の子にして槍術を善くし、旁ら畫を工にす、共に一藩の名士なり、太平の徒は二人の來るを聞き、大に喜て謂く、二人皆吾黨の心事を知る者、之を說て抑留することを得は、數千の兵を獲るに勝れりと、窃に其準備を爲す、山國、立原、太平の本營に至り、田丸、藤田等を見て君命を傳へ、且つ鎭靜以て時を待ち、濫りに釁端を啓き大事を誤る莫るへき旨を以てす、田丸等唯々命を聞き、且兩使に、留つて此軍を領せん事を請ふ、山國曰く、余亦腳下に死する者にあらす、然れとも君命を受て來て歸らす、是獨り君主に背くのみならす、卿等も亦義に於て不可なりと、衆皆其理に服し敢て之を留めす、此際山國の說に隨ひ、隊伍の名稱を改め、幕府の號を避けて、大將の號を止め總帥と稱し、田丸之に任し、岩谷輔翼となり、竹內を軍正とし、別に神衞隊を置き、藤田之か將たり、天地龍虎の四隊は故の如く、皷も軍將と改む、奇兵隊を編して田中愿藏を軍將とし、飯田軍藏を副軍將とす、其他軍監、輜重、斥候等前に比すれは大に備る、五月下旬田丸總軍を收め、烈公の神輿を奉して再ひ筑波山に登る、

激徒の橫行、市川の上府

筑波擧兵の事ありてよりは、世上一體に血腥くなりたる中にも、激論を主張するの徒に在ては、銘々か功名を成就するの時至れりと思ふものから、己れの同志と云へは、多少の暴行不義ありても之を見遁し、異論者と見れは一も二もなく直に奸臣賊徒と名付け、甚しきは天誅と唱へて妄りに之を殺すに至る、扨又筑波に屯せる兵士も、素より烏合の衆なるに、兵粮金錢とても充分ならさることなれは、其初めの程こそ軍令も行屆きされ、後には軍令も行屆かされは、暴徒

等白晝槍太刀の拔身を引提け、鐵砲には切火繩を添へ、在々の物持方へ押懸けて金穀の押借強奪を爲し、拒む者は直に天誅に行ふと云ふ仕儀となりしかは、百姓町人の難澁云ふ計りなく、屢々取締のことを其筋へ申出つると雖も、當路の有司も實は擾夷の激論家にて、筑波の徒と同論のことなれは、捗々敷取締の法も立てさりけり、されは生命には替へ難しとて、金穀財物皆浪士の言ふか儘に差出して、一日の安きを偸む樣、憐れと云ふも愚かなり、四月末のことなりき、江戸邸の近臣久貝悅之進なる者水戸へ下り、武藝の傳書を携へて出府するを、激徒等途中に待伏せて殺害す、久貝は聞ゆる槍の上手なりしか、斯る危禍に罹るへしとは、神ならぬ身の夢にも知る由なけれは、輕尻馬に打跨かり、牛久驛の捧端へ差掛りし處へ、浪士體の者五六人扱連れて打て懸る、久貝心得たりと、馬上なから扱合せて戰ひしか、此時槍持は遙に主に後れたり、黃昏時にて外に援くる味方もなかりしかは、遂に無念の最後を遂け、供の若黨も同し枕に討死す、浪士等其懷中を探り、書類を奪ふて立去りける、此悅之進と云へるは至て廉直の人なる故、江戸に至りて水戸表の實際を、君公に報せんことを憚かりて、斯は暗撃に爲したるなりとそ聞へし、同藩の士さへ斯の始末なれは、百姓町人抔を斬ることは芋大根を切るに異ならす、此に於てか從來天狗黨を信任せし者迄も皆心を離し、恨まぬ者はなかりけり、

五月に至りては激徒の橫行益々甚しかりけれは、今は打捨置き難しと、諸生派(勅書事件の際返納を主張し、長岡の水戸追討を命せられたる弘道館の諸生にて、所謂鎭撫派なり、)岩舟願入寺に集會して評議を凝らし、暴徒取締の事を役筋へ建白せしも、更らに採用の沙汰なきにそ、斯くては公儀より何樣の拵當ありて、國家を危ふせんも測り難し、此上は出府して小石川邸に抵り、中納言公に拜謁して直々に言上すへしとて、家老市川三左衞門、佐藤圖書、朝比奈彌太郎、先手物頭富田理介、使番渡邊伊右衞門等を始め都合五百人餘、五月廿六日の未明を以て、城下なる千波原に勢揃ひし、白木綿に生の一字を書したる肩印を付け、正四つ時(今の午前十時)同所を出立し、其夜は府中に泊り、廿八日に小金原へ差掛りける處に、中納言公より小姓頭國分纏介を以て親書を賜はりし

かは、一同大に勇み立ち、其夜は松戸に泊り、廿九日に江戸駒込の邸へ到着す、此日幕府より印證並に龍の字の肩印下さる、翌晦日野州太平山へ激徒追討として、六月二日を以て出兵すべきの命ありしか、故ありて延引することゝはなりぬ、此時幕府にては、外事益々熾んなるに加へて、朝廷は頻りに鎖港を促し、西國諸藩は各異見を持して幕府の趨向を伺ひ、幕府大に其處分に窘しむ折故、當路の有司等擾夷論を爲す者を惡むこと甚しく、筑波太平の浪士に對しても、始めは討伐の論と鎮撫の說と、廷議二派に分れしか、鎮撫の說は總裁松平大和守直克のみにて、其說遂に行はれず、大和守も亦辱て職を罷るに至り、幕議は全く討伐に決せしなり、然れは太平出陣のことも段々延引になりしか、中納言公には遂に市川等の說を容れ、武田、太場等の職を奪ふて蟄居せしめ、六月十七日の黎明に、追討の兵は市川三左衞門を陣將として小石川邸を出發す、佐藤圖書、朝比奈彌太郎は江戸邸に留つて藩政を幣理す、此に於て、政權全く武田黨の手を離れて市川黨の手に歸しぬ、斯くて市川軍は千住にて腰兵糧を使ひ、日光海道を差して馳向ひ、草加驛に宿陣す、幕府よりも援兵として歩兵數隊を差遣はさる、

田中の奇計

筑波にて岩谷敬一郎を、結城の水野氏、壬生の鳥居氏に遣はし、應援の事を議せしむ、岩谷は結城に至りて合從を議し、擾夷同盟の書を出さしめ、水野主馬、高木蕃作、惣總太郎等軍に從ふ、次て壬生に赴く、壬生は筴稜姑息の答辯を爲し其要領を得す、岩谷の壬生を去るや、田中愿藏の手兵を率ゐて來るに遇ふ、田中乃ち岩谷に謂て曰く、夫英雄の事を舉る、逆め一定の策を建て、順序を追て進退すへし、徒に尋常の見を執り、漫然時と與に動くか如き、何を以て非常の功を成すを得んや、僕一計あり、君と心を協せ相與に軍を率ゐ、直に道を甲州に取り、不意に府城を襲はゝ、羸弱の幕臣等身を免るゝを幸とし防禦に遑まあらす、唯一放銃以て甲府を取るへし、甲府既に我手に入り、府庫を發き恩を布き威を輝かし、以て國民を綏撫せは遠近響應せん、其時兵を率ゐて富士川を下り駿北に出て、徑ちに府城を襲はゝ、疾雷耳を掩ふに暇あらす、及に血ぬらすして駿府亦我手に入るへし、已に

甲駿兩府を得、之を根據として信濃を略し、然る後に天朝に奏聞し、勅書を以て罪を幕府に問ひ、君側の姦人を誅し、號令を四方に施さは、數旬ならすして大事成り功業立つへし、何そ區々の名義に拘し、筑山に栖遲するを須ゐん、余此策を總帥に說んと思へとも、人衆ければ隨て異論多く、事の決し難きを恐るゝ故に未敢て之を發せす、今日君衆軍を率ゐて獨り此に在り、誠に天幸なり、因て來て相謀る、機會再び來らす、諸ふ遲疑する勿れと、意氣甚鋭なり、岩谷答て曰く、君の策甚奇なり、然れも我同盟の事を擧る、勤王の大義に依て幕府を輔け勅旨を奉して、攘夷の先鋒たらんとするのみ、今君の論する所は、亂に乘して國を奪ふの策にして、名義に於て甚た非なり、余一個の見を以て遽に從ひ難し、君善く熟慮せよと、田中怫然として、公等碌々良圖を曉らす、後必す悔ることあらむ、余は是より自恣に進退を爲すへし、復筑波の節度を受けす、請ふ此旨を總帥に告けよと、即ち手兵三百人を率ゐ、相別れて栃木驛に赴き、岩谷は筑波に歸りける、

田中は栃木驛に旅館を占め、計の行はれさるを以て快々として樂ます、驛内なる戸田氏の陣屋に至り、代官に見て軍用の金穀を借らんとし、辭色甚た倨れり、代官等田中の不遜を怒り其請に應せす、田中大に怒り馬を飛して市中を馳せ、士卒に命して放火せしむ、此驛は野州第一の繁華にして、豪賈富商簷を並へ、坊屋櫛比寸隙の地なけれは、忽ち燄煙四方に掩ひ、人民狼狽、頃刻の間に數千の廈屋灰燼に歸す、是より遠近田中を怖るゝこと虎狼の如く、諸藩戒嚴防備を爲す、田中兵を率て筑波に登らんとせしに、田丸其暴虐を怒り田中を討んとす、飯田軍藏之を諫めて曰く、今我寡軍を以て大敵に當る、一卒と雖も尙惜むへしと、乃ち議を決し、使を田中の陣に遣はし登山するを許さす、陣を山麓普門寺に移し、手兵を各所に出し、豪富の商民より金穀を强掠し、又征討の兵士と見れは、人を擇はす殺戮して以て不平を慰す、遠近の博徒等之に投して自便を圖る者多し、田中も亦假て一時の使用に供しけれは、光棍無賴の徒、腰に雙刀を帶ふるの嬉しさに、濫りに之を拔て路傍の竹木を斬伐し、又は百姓町人を威嚇して、果は之を斬殺する抔、兇暴至らさるなし、筑波軍の民望を失して遂に敗亡

を取りしは、之が爲めと知られたり、

下妻の合戰

去程に、市川三左衞門の二手は幕軍の嚮導を爲し、處處にて筑波軍と小競合あり、七月五日に下妻に着し、多寶院を本陣として、目代永見貞之丞之に館し、市川等は信福寺に館し、其他も各城下の寺院を以て陣營とす、時に近國諸藩も幕府の命に應して援兵を出し、使番小出順之助が卒ゐたる歩兵二千餘人も下館に到着せしかば、永見は令を下して速に筑波を攻めんと、七日の早曉に其軍凡そ千五百餘人、山麓高祖道迄出陣し砲戰あり、八日も同樣砲戰し、兵士頗る疲れしかは、總勢下妻へ引返す、筑波の軍將飯田軍藏議して曰く、寡を以て衆に勝つは夜襲に如くはなし、僕善く此邊の地理を諳んせり、今夜密に山を下り、小貝川の淺處を徒渉りし、兵を二手に分け、一は直に下妻に出て一は潜に大寶に廻り、湖上の小徑より多寶院の背後に出て、前後相應し火を放ち、騒燥して攻撃たは、奇捷を得んこと疑ひなしと、諸將此議を可とし、八日の夜二更、竹内百太郎前面に向ひ、藤田小四郎、飯田軍藏、小林孝八等背面に向ふ、兩軍合して一百餘人、潜に下妻に進發す、幕兵も兼て斯かる事もあらんかと、村民に嚴令を下して斥候を爲さしめ置きしに、夜に入り、敵兵五十人許り川を渡りて此方へ向へりとの注進あり、永見遽に衆を集め防禦の準備を爲したるに、東西寂寥として人馬の影をも見す、此の如きこと兩度迄に及ひ、更らに敵を認めさりしかは、今夜は最早夜襲の慮れなかるべしとて、衣帶を解て眠に就きし處に、宵より下妻間近に詰寄せて、山林の間に潜み居たる屈竟の筑波勢共、九日の曉六ツ頃、時分は好しと一發の砲聲を合圖に、目代の本陣たる多寶院の前後より、鯨波を唱と作りて亂入す、幕軍は不意を撃れ、暗さは闇し敵の多少を計り兼ね、狼狽騒擾して遁走るにそ、飯田軍藏眞先駆けて目代の寢處へ突て入る、永見は僅に身を以て免かれ、小出順之介は自ら鐵砲を放て防戰す、筑波勢は勝に乘して市中の兩側に火を放ち、煙の下より鎗長刀を以て押懸る、市川の旗下安松萬次郎、齋田金三郎、安藤鎌吉、庄司善之介、大宮金之介等亂軍の裏に討死す、三左衞門皷手に命して大陣皷を打たしめけれは、敵其備へあるを疑ひて引去りけり、斯て筑波勢は十分の勝利を得て、永見の乘馬及

馬標を始め、軍器硝藥を分取りして筑波に歸り、戰の始末を報告せしかは、戰の手始めよしとて、全軍大に喜ひ勇み、田丸は捷を烈公の神主に告けて軍功を賞し、飯田軍藏を第一とし、感狀に添へて鞍馬一匹を與へけり、此の時の戰ひ僅半時計りにて、間もなく夜明けたれは、市川の軍にては始めて敵の小勢なりしを知り、兵を八方に出して追撃したれと、敵一人も見當らす、空しく軍を收めけるか、此の戰ひに多く兵糧器械を燒き失ひしかは、全軍一先つ結城へ引揚けゝり、按に、筑波軍最初の目的は、幕府を助けて攘夷軍の先鋒たらんとするに在り、然るに公儀目代に對して發砲したるは何そや、是より賊名を蒙りて洗雪するを得す、全軍敗亡に歸して已む、天事か人謀か、抑亦自ら作せるの孽と謂ふへきのみ、

武田黨の出府

先〻是、市川、朝比奈等君公に勸て武田、岡田等を斥け、幕府にても亦市川等の說を容れ、筑波追討として、目代永見貞之丞、歩兵頭北條新太郎、勘定方野本次郎右衞門、代官福田所左衞門等を遣はされ、市川等之か嚮導となりて筑波へ馳向ふよし、水戸表へ聞へけれは、

日頃武田、大場等に同意せる在國の士榊原新左衞門、三木左太夫、谷鐵藏等は大に驚き、速に出府し君公を規諫して、市川等を黜斥するにあらされは、水戸家の存亡知るへからすとなし、六月下旬江戸を指て馳登る、然るに此時筑波にては、市川等を始め、幕府及諸藩の大兵を引受けて、防戰頗る難儀の折なれは、榊原等か南上の途を遮つて之を說き、相與に筑波に據らしめ、遙かに水戸城を控て犄角の勢を爲さんとて、一軍將を竹原驛に遣はし、榊原等を迎へて說くに前意を以てせしも、榊原等の意は專ら市川黨を除くにあるを以て此說を容れす、筑波の軍寄に相謀りて謂ふ、水戸諸士吾說を容れす、因て我今權略を以て眞鍋を放火せは、士浦藩必す怒て兵備を嚴にし、諸士の行路を梗く可く、然る時は諸士進退據る所なく、勢我と合せさるを得さらむ、彼等の決心を酬さしむる、唯此一策にありとて、六月廿一日の早天に、田中愿藏の一隊を眞鍋に遣り、火を民家に放たしむ、眞鍋村にては、前日來水戸藩士多人數通行する旨先觸ありたること故、田中勢か弓鐵砲拔身の槍等を携へ、百人程通り懸りしを、水戸藩士の通行と心得居たる處に、大將田中愿

滅一聲下知を傳ふると共に、大筒五六挺土浦城の方へ向けて打放し、左右の民家へ一時に火を懸け、百姓町人等か騒き狽て、家財道具を持出さんとするをは、鎗刀を閃めかして之を嚇し、聊かにても荷物を運ひ出者は、直に斬殺すへしと罵りけれは、一同皆恐れ慄き、一品も身に付けす、泣叫ふ老幼を扶け引き、命からから遁迷ふ樣、憐れと云ふも魯かなり、田中勢は十分に劫掠して筑波へ歸陣なす、土浦藩は此時迄浪士等暴擧の事なくは、我より兵を動かすことあるへからすとて、兵を按して居ける處に、匆卒に此擧ありしかは怒ること甚しく、諸藩に示し合せ筑波を攻めんことを議し、且通路を塞き榊原等の諸士を遮りしかは、諸士は進むことを得す大に迷惑せしか、土浦藩の關門に至り、其老臣に面會して、今度南上するの意旨を懇告し、且眞鍋暴擧のことは毫も知る所にあらすと反覆開說せしかは、土浦藩も始めて其情故を曉り、諸士の通路を開きけれは、漸くにして江戸に入ることを得たりけり、此時武田伊賀守は禁錮中なりしにも拘はらす、江戸邸を去て小金井驛に至り、數日を過きて宍戸に退き、小川館の衆を鎭撫して江戸の報を待ち居たり、斯くて水戸の諸士岡田新太郎、三本左太夫、岡部忠藏等は、小石川の藩邸に抵り君公に謁して、市川等か國の制度を紊り、政道を紊害するの顚末を辯乐せしかは、素より柔順なる公には忽に其說を信して、市川か職を解き、佐藤、朝比奈に謹隱居を命し、其黨與の在國せし者を黜罰し、政權復ひ武田黨の手に歸しぬ、是實に七月五日のことにて、此の報同月九日に市川の陣中に聞えける、左なきたに市川勢は、筑波軍の夜襲に遇ふて兵氣沮喪せし處に、今又此凶報に接せしかは、一同の落膽譬ふるに物なし、七月十五日杉戸驛に着陣せしに、恰も好し佐藤剛毒、朝比奈彌太郎等、諸生百五十人を率ゐて來り會せしかは、十八日諸將を會して軍の進退を議す、或は云ふ、水戸に下り金穀を準備して再ひ筑波を追討すへし、或は云ふ、水戸の政權既に天狗の手に歸したれは、我徒水戸へ下ると同時に皆首を刎ねらるへし、如かす江戸へ馳登り小石川邸に抵り、邸門を開かさる節は打破りて押入り、敵と刺違へて死せんのみ、或は云ふ、喜連川家へ駈込嘆願すへし、又云ふ、仙臺藩を賴むへしと、評議區々にて容易に決せさりしか、佐藤、朝比奈

等堅く歸國の議を執るに依て遂に之に決し、十九日杉戸驛を發し、幸手、古河、小山、笠間等を經て、廿三日の晩景に水戸へ着しける、

藤柄の戰

却說、筑波山の陣にては、將士を會して軍議を開き、今孤軍を以て天下を敵舞し、攘夷の兵を擧けんとする所に、藩內姦臣の跋扈すること此く如し、先つ內姦を除くにあらすんは、何を以てか外敵に當らん、宜しく直に水戸城を拔き、市川等を殲にし、而して後國藩の力を協せ徐に兵を出すへしと、權堂眞卿等乃ち謂く、吾輩天下の爲めに外夷を攘はんとす、水戸黨派の爭の如き、吾輩の關る所にあらす、今彼等に與みして私鬪に死するも何の益かあらん、寧ろ他に去て更に義擧を企つるに如かすと、四方より集まりし浮浪の徒、此說に同意して解散する者甚た多し、兵勢頗る衰ふ、七月廿四日筑波には、藤田、岩谷を軍將として騎馬四五十騎、總勢五百人、金皷を鳴らし旌旗を列して山を下り、奥の谷と云ふ所に至り相議して謂く、今直に本城を襲はん、城下騷擾して多く無辜の人民を死傷せんと、仍て檄を作て曰く、明日拂曉大軍城に入り姦徒を誅戮す、向に正議の士遣す所の家屬、及城中無辜の人民今夜速に去れ、若し遲疑して迷を抱かは玉石共に焚ん、衆夫れ之を思へと、人を遣はし此を城下の十餘ケ所に貼揭せしむ、此に於て市川の軍は、城下の南端七軒町廣小路の木戸際に、土豚を重ねて胸壁と爲し以て之に備ふ、七月廿五日早朝筑波軍の先鋒岩谷敬一郎、木村又藏等數百人、藤柄町口より直に七軒町に迫る、市川勢の隊中に狙擊を善くする者あり、百夕筒を抱へ打にして丸虛發なし、先つ木村を射て之に中つ、木村馬より落ちて死す、岩谷も亦傷を蒙り軍大に亂る、市川勢勝に乘し槍を揮て突進す、敵軍遂に支へす、火を藤柄町に放て散走す、市川勢首十二級、銃砲武器を獲たり、是より筑波の軍益々振はす、八月初旬筑軍山を下り軍を分て小川、竹原、府中等の各所に屯ろして後擧を謀る、

此時水戸城中には烈公の嫡室貞芳大夫人(有栖川宮)在はし玉ふ、城代家老鈴木石見守は謹愼中にて、政治に干與することを得す、仍て市川は大夫人に謁見し、時勢切迫の狀を言上し、石見守の愼謹を解かれんことを請ふ、然れとも這は國家の大事にて、素より大夫

人の御一存にて處置し得へきにあらされは、其請を允し玉はす、市川も強ゐ奉るに由なく、逡巡して退きしか、外敵は日に迫るに、藩論は今にも四分五裂せん有樣にて、一戒望ある者を得て鎭壓するにあらされは、殆と復た濟ふ能はさるに至らんことを恐れ、朝比奈等と相議し、命を矯て鈴木の謹愼を解き政務に預らしめ、大に賞罰黜陟を行ひ、嘉永以來結城黨に坐して斥罰せられし者を免るし、藤田、武田の兩黨を處分し、或は職を奪ひ、或は家に禁錮し、又は之を獄に囚ふ、此に於て國內騷然たり、江戸邸にある武田の黨與大に憤懣し、中納言公を戴きて水戸に歸り、己れに異なる者を悉く誅戮せんとし、力を盡して公に就國を勸む、公以爲らく、此際國に歸る時は多く臣民を刑せさるを得す、是余の忍ひさる所なりとて、容易に其言を聽かす、激黨益々憤激し、傲然主君の暗柔因循を罵る者ありしと云ふ、

按に、此際水戸は殆と政府なきの國の如し、其執政大臣武田、岡田、鈴木、市川、佐藤、朝比奈の如き、皆謹愼を命せられ居者なり、然るに公然自ら其禁を破り、江戸に出て國に歸り、兵を弄し人を殺し、爲さゝる所なし、亂虐放恣此に至て極まれりと謂ふへし、武田黨は市川黨を目して姦と謂ひ、市川黨は武田黨を稱して賊と云ふ、姦乎賊乎、二黨自ら省みて能く赧然たらさるを得る乎、

大炊頭下向、吉田合戰

斯て水戸表の紛擾は日益しに甚しく、今は打捨置くへきにあらされは、中納言公には幕府に請ひ、水戸の支族宍戸侯松平大炊頭頼徳をして、代て水戸へ赴かしむ、八月幕府命を大炊頭に傳へて曰く、

野州表浮浪の徒、追々及二暴行一、水戸表致二動搖一候に付、水戸中言納可レ致二歸藩一の處、此節柄休暇難レ請、依て爲二名代一其方令二發遣一候間、速に上程可レ致事、

此月四日頼徳江戸を發して水戸に向ふ、其發するに及ひ、大久保、鳥居、榊原、三木等の重臣、其衆數百人、及ひ京師護衛中に病死せられたる中納言公の弟左衛門佐昭訓君の神主を、水戸に歸祔せんとし、江戸に來りし從士等皆頼徳に跟從せり、八日片倉驛に至る、武田伊賀守等小川館の衆を率ゐ來て謁見す、頼徳大に喜ひ命して先驅と爲す、筑波勢も亦來て其後に附隨

せしかは、總衆凡三千人、相將て水戸城に入らんとす、市川等議して曰く、目代の下向は中納言公の親臨に同しけれは、相戒めて必す疎忽の事あるへからす、然れとも武田等は叛臣なり、筑波の徒は反賊なり、決して許すへからすと、守備を嚴にして之を待つ、八月十日頼徳の一行吉田村藥王院に着す、仍ち城中より若年寄天野伊內、使番渡邊伊衛門、目付大井幹三郎、小十人目付鈴木八衛門を藥王院に遣はし應接せしむ、天野等皆軍裝す、頼徳召見て詰して曰く、余本宗の命を奉し來て封內を鎭撫するに、汝等余を迎ふるに軍裝を以てし、道路を塞き橋梁を撤し、且兵器を携ること何そ亡狀なるや、余本日城に入り大夫人に謁見すへし、汝此旨を傾せよと、天野頓首答て曰く、臣等軍裝を以て公を奉迎する、實に不敬に似たり、然れとも頃日筑波の賊徒城下に亂入せしを、一戰に逐ひ退けしと雖も再來測り難し、故に警備を爲したるのみ、敢て公を拒く爲めにはあらす、高諭の如きは謹て命を聞けりと、天野等辭し出て、吉田明神の坂路に差懸りし時に、其行手に當りて俄然數發の砲聲を聞く、こは何事そと驚く所に、藥王院の方より一隊の軍馬窘地に追懸け來り天野等を討んとす、天野は大に驚き、兵仗を捨て吉田明神の山中に遁け入り潛伏す、鈴木八右衛門主從三人は亂及の下に死し、諸生の傷を蒙れる者數人あり、先〻是天野の歸りの餘り遲き故、市川勢は大に之を氣遣ひ、諸生二組出迎として吉田山の北口迄出張せし處に、武田勢吉田の山上より、不意に砲を發して戰を挑み、味方負傷者多し、仍て一先軍を引き、七軒町の胸壁より大砲を發して之に應し、互に死傷あり、武田勢は吉田明神社內、藥王院境內、其外酒門邊に陣を取り、軍威頗る盛んなり、

此時の合戰、砲發の前後は名分上に關係頗る大なり、故に武田黨は、先に發砲せしは市川黨なりと云ひ、市川黨は、先發せしは武田黨なりと云ひ、其先後果して何れにあるを知る能はす、然れとも發砲の際、市川方より使者として遣はしたる天野等は未た陣に歸らす、現に敵方の哨兵線內に在りしなり、左れは市川黨にして始めより、大炊頭に敵對するの意ありとするも、味方の使者を空しく敵に餌して、妄りに發砲することは、事情あり得へからさることと思惟せらる、又此時目代の一行を拒みしを

以て、市川等の罪とする者あれど、市川等の意敢て目代を拒みしにあらず、武田等を拒みしなり、武田等は現に謹愼を破りて歸國せし者、之を拒む謂れなしとせず、況や幕府より叛賊を以て目せらるゝ筑波勢を率ゐたるに於てをや、又況や、武田等を入城せしむる時は、自己の頭顱を保つ能はさること眼前なるに於てをや、乃ち之を拒みしは可なり、但後來大炊頭を待するの酷虐なりしに至て、市川等は亦罪なしと謂ふへからさるなり、

武田勢那珂湊に據る

此時武田勢若し足を臺町吉田等に留むることなくして、直に城下へ亂入したらんには、市川勢一堪りもなくして城外へ退去し、纔て自滅するより外なかりしならんに、武田勢か吉田神社內及ひ藥王院境內等に軍を駐めしは、實に總軍の不幸にして、市川方の僥倖とはなりぬ、翌十一日は兩軍相對したるのみにて一戰にも及はす、然るに最初武田勢は水戸に着するや否や、直に城中に入るの成算にて、兵糧の用意もなかりし處に、不意に戰爭起りて吉田に屯ろせし事故、第一に糧食なきに苦しみ、最寄の民舍より些少の穀菜を集めきたりしも、此邊は寒村のことゝて、大軍の糧に充つへき程の貯蓄なければ、此上は總軍一先つ那珂湊に據りて糧食を整へ、大擧して市川等の罪を問ふへしとて、十二日の黎明に大炊頭を擁して、總軍道を鹽ヶ崎磯の濱に取り、湊を志さして落行きけり、

吉田神社は小丘上に在り、城下の市街を一目に見ることを得、十一日の夜武田方の軍師山國兵部、高處に上りて市街を望見し、「思はさりき、姦徒中斯の如く兵を知る者あらんとは、」と云て嘆息したりけれは、從卒其何故なるやを問ひしに、兵部曰く、敵軍大篝を七軒町口の一方のみに設けて他の口に設けす、是兵を市街に伏せ置き、我軍の入るを待ち、引包んで殲殺にせんとするなり、輕々しく軍を進めは忽ち其術中に陷らんとて、遂に退陣の計を決せしと云ふ、此時幕府の援兵未た城下に來らす、市川方無勢にして、諸口に兵を分つ能はす、其篝火を焚かさるは、敵に我軍の多少を知らしめさらんか爲めにして、別に伏兵の設けありしにあらす、山國の觀察は、俗に所謂力負けを爲したるなり、戰の勝敗偶然に出つるもの多し、即ち此の類なり、

先ン是、市川方にては、佐藤次郎、川上拾次郎、蔭山千太郎等に兵士數十人を屬し湊を守らしむ、武田の軍先つ磯の濱を略し、進て磐船願入寺を襲ふ、寺は淨土眞宗の巨刹にして諸生等集會の所なり、武田勢三面より迫り攻む、寺中の兵共敵すへからさるを知り、火を放て遁走す、守將川上拾次郎逃る咏方を罵激まし、槍を揮て血戰し、一足も退かす討死す、武田勢は勝に乘して祝町の砲臺を奪ひ、一隊を分て之を守らせ、猶進て湊を攻む、八月十六日武田伊賀守自ら一隊に將たり、諸軍を指揮して湊を攻む、敵華藏院、反射爐、御殿等の各處に分守して必死に防戰す、筑波の軍將藤田小四郎、飯田軍藏等、身を以て衆に先ち殊死して戰ひしかは、諸生等遂に守る能はす、火を賓賓閣に放ち、城下を指して遁走す、死する者十一人、傷者頗る多く、大砲十門を遺棄せり、是にて瀕海の要害は皆武田勢の手に入りぬ、大炊頭は殿閣の焚跡に假營を造らしめて此に居り、武田父子等諸隊を分つて要害を扼守せしむ、

神勢館合戰、立原討死

那珂湊は海岸偏僻の地にして、久敵大軍を駐屯すへき處にあらされは、大炊頭は再ひ城下に至りて市川方に應接し、城に入りて鎭撫の効を奏せんとて、一隊を留めて湊を守らせ、八月廿日總軍を率ゐ、枝川村の舟渡を越え、神勢館及ひ河岸の米倉に據る、館は砲銃の技を演習する所なり、纔て大炊頭は使を城方に遣はし、執政渡邊半介、戶田銀次郎を召すに、二人は來らすして荻庄右衞門、大井幹三郎來り、市川の意を致して、大炊公の入城せらるゝは差支なけれとも、他衆を率ゐ來らるゝは不可なりとの口上に、大炊頭は城方に或詐謀のあらんも測り難しとて入城せられす、廿一日市川勢農兵數百人を合せ來り攻め、互に死傷せり、廿二日湊勢御花畑に打て出て、砲を發すること雨の如く、立並町に備へたる市川の軍色動き將に走らんとせしに、先鋒三宅某太刀を拔き目を瞋らし、走る者は直に斬捨てんと言けれは、衆漸くに靜まりぬ、砲戰は曉に徹せり、廿三日も朝より砲戰にて兩軍に死傷あり、午後八ッ時頃より雨降り出、七ッ半時頃よりは大雨盆を傾くるか如くなるに、武田方の先鋒立原朴二郎小具足の上に白羅紗の陣羽織を着し、

二間柄の槍を提げ、衆を麾て進み來り、市川方の先鋒渡邊半助の陣に突懸る、渡邊、立原か必死の槍先に當り兼て引退く、立原宛も無人の境を行くか如く、新町迄進みし處に、横山九郎右衛門相迎て打て懸る、横山は聞ゆる薙刀の高手にて、立原は槍の名人なり、二人大雨の中に奮闘するもの數十合、立原の槍横山か右の腕を貫きけれは、横山左の手に薙刀を揮て、立原か左の腕を斫落す、イザヤ組まんと二人打物を抛棄て引組みしか、立原の力や勝りけむ、難なく横山を取て押へ首を掻んとせしに、偶流丸飛來て立原の脇腹を打抜きしかは、弱る處を横山刎返して首を取る、從兵二人も此に死す、藤田小四郎は前軍敗れて立原討れしと聞くより、怒髪天を衝き、死なは一處と誓ひし者を、後れたるこそ口惜しけれと、直に打て出んとせしを、武田伊賀守苦ろに之を止め、彼是する内に日は暮れぬ、雨は益甚しく、暗黒にして咫尺を辨せされは、兩軍交綏して此日の軍は終りける、此日立原は出陣に臨み人に向て、今日の軍に敵將市川の首を取らされは、復ひ味方の陣へは歸らしと言ひけるか、遂に一足も引かす討死せり、廿五日には幕府の兵數百人弘道館へ到着せしかは、市川の軍聲勢大に振ふ、斯くて日々砲戰ありしか、武田勢は迚も勝ち難しと思ひしか、廿八日の夜軍議を開て、武田伊賀守等復ひ湊に引去らんと云ひ出けるに、藤田小四郎伊賀守を顧み慨然として曰く、此程よりの合戰の樣を見るに、我等か運も最早極まれりと覺ねたり、何時の爲めにか生命を惜しみ申すへき、所詮勝利の見込なき戰爭して、長く無辜の人民を苦しめんよりは、吾等今夜城中に斬て入り花々敷一戰し、運よくは城を乘取るへく、叶はぬ時は好敵と引組んて刺違ひ、城を枕に討死せんのみ、同し處を幾度も逃廻らん事、敵人の嘲り且は海内志士の笑を速かんこと誠に心苦しき限りならすや、此儀御同意あらまほしと述へけるに、伊賀守之を慰めて、小四郎殿の申さるゝ處一應は其理ありと雖も、我等天下に先つて義を唱ふること、一身一己の榮辱の爲めには候はす、上は萬乘の宸襟を安んし奉り、下は百姓の塗炭を救はんとに外ならす、斯かる大望を懷ける身か、二三回の敗北に氣落して死を輕んする法やある、兎にも角にも合戰は最後の勝利にあるなれは、世の人は何とも云はゝ云へ、我等か眞心は天神地祇こそ知ろし召さむ、此度は扨けて老人の意見に隨ひて一先つ湊へ引かるへしと、言葉を盡してなためけるにそ、小四郎も漸く納得し、左迄に言はるゝならは、兎に角御意見に任せ申すへし、但他日に至り、今日此小四郎の意見を用ゐられさりしを悔おらるゝ事のなからんには、自他の幸ひなるへしと廣言して其座を起れける、斯て軍議も終りけれは、夜明けぬ内に仕度を整へ、湊を指して落行けり、

九月廿五日の合戰

是より先八月十八日幕府にては、田沼玄蕃頭意尊を大將軍の目代として出陣せしめられ常陸國笠間に在り、諸藩の援兵日に水戸城下に集まりしかは市川軍勢益々振ふ、九月三日諸軍部署を定め湊に向ふ、幕府の命により此地に會せし諸藩は、二本松丹羽氏、宇都宮戸田氏、壬生鳥居氏、福島板倉氏、忍松平氏下總守、高崎松平氏右京亮、古河土井氏、佐倉堀田氏、關宿久世氏、下妻井上氏にて、幕府旗下、監察、使番、歩兵頭、兵卒等を合せ總軍五萬餘人、湊の四面を取圍み日々戰爭あらさるなし、九月廿四日寄手諸隊を部署し、小泉村より反射爐邊へは幕府目代小出順之助、歩兵頭平岡四郎兵衛、小筒組松平左門、同板倉内膳正人數、柳澤村より岸の臺場へは目代高木宮内、大御番頭神保山城守、大砲頭萬年愼太郎、城織部、久世謙吉人數、部田野通館山臺邊、並平磯前濱通りへは目代日根野藤之助、歩兵頭北條新太郎、小筒組頭深澤彌左衛門、水戸家目代市川三左衛門、鳥居丹波守人數と定め、明れは廿五日の拂曉に總軍部田野原へ押出す、然るに幕府及び諸藩の兵共は皆土地不案内にて、場所の遠近險易等も豫想に違ふことのみ多けれは、總軍の進退合期せす、此合戰勝利如何あらんと何れも心を苦しめける、去る程に鳥居家の人數は馬渡より六軒屋を經て雲雀塚へ攻懸る、隊長淵本半藏眞先に進んて下知をなし、大小砲を透間もなく打立しかは、湊勢堪へ兼ねて引退く、仍て塚の上へ鳥居家の旗差立、敵の陣屋二ヶ所へ火を放ち、猶も兵を進むる處に、思ひも寄らぬ側道より敵の新手四五十人顯れ出、筒先揃へて打出す、之と同時に雲雀塚を逃去りたる敵一齊に取て返し、小銃にて打立丸の來ること雨より繁く、足輕の死傷する者甚た多く、半藏も流丸に向脛を射られて、馬上堪り得す馬を下りしか、創を裹み槍

を奮て突て入る、續て仁木官藏、篠崎伊三郎、北條仙吉、志賀安之丞、穗積宗三郎、我劣らしと槍を入る、此時兩軍の打出す大砲小銃の音は、百雷の一時に轟ける如くなり、斯て凡そ二時餘りの激戰に、湊勢の大將新田義太郎打倒され、少しく兵を退けしかは、市川勢勝に乘して進む所に、湊勢四五十人橫合より必死になつて突て掛る、不意のことゝて市川勢稍々色めき立しに、三左衞門少しも騷かす、槍を執て突て出つ、諸勢之に勵まされ無二無三に突崩し、聽て勢を纏めて引退かんとするに、敵透間もなく蒐ひ來り、小銃を打掛ること雨の如し、市川勢は散々に打なされ、喰付く敵を追拂ひ〳〵退きしか、馬渡近き所にては全く前後を引包まれ、今は一人も遁れ難く見えけれは、隊將友部八太郎、松田半左衞門等必死を極め、馬を縱橫に乘廻して下知を傳へ、漸く一方の血路を開き人數を纏めて引上たり、

岩谷潰圍、大炊頭賜レ死

湊の軍は每戰勝を得ると雖も、見兵僅二千餘にて、加ふるに烏合の衆多く、日に異論を生して逃亡する者も少からす、且土地に城廓あるにあらす、糧食も日を追て乏しく、兵士次第に疲れけれは、一日諸將會議して、軍資の未た全く盡きさる內舟に乘して南部に抵り、姻戚の緣故に依て資財を借り、遠く北海を經て因幡備前に出て志願を陳述せは、兩大守共に烈公の子にして實明なれは、必す我等を堅拒せさる可し、萬一容れられさる時は、西山口に投するにあらされは、北仙臺に就て窮苦を訴へんに、仙臺は大藩、幕府の敬憚する所、以て我輩の志を爲すに足らん、宜しく急に一隊の兵を出すへしと、軍議未た終らさるに、田中愿藏、岩谷敬一郎等、三百餘人を率ゐ圍を潰し助川に赴き、國老山野邊の砦に據る、亡(いくばくもなく)幾大兵來り襲ひしかは防禦術盡き、二人城を出て走り、岩谷は下野を經て甲斐に出て駿河邊に潛み、田中は奥州路に赴き、塙と云ふ所にて土兵の爲めに殺されしと云ふ、

九月廿六日目代田沼玄蕃頭總勢千人餘、笠間表を出發して弘道館へ着陣せらる、先〻是稅官の小吏に田中銓之介と云ふ者あり、心緖に謂へらく、目下內外多事の際なるに、一藩黨派の事に始まりて此戰爭に及ふこと、誠に嘆すへきの至りにて、殊に大炊頭は庶族とは云ひなから、正しく我東照神君の遠裔なるに、今浮浪の徒に擁せられ遂に誅滅に歸せんこと、誠に哀しむへき次第なり、我職卑しと雖も身を挺て和議を謀り、大炊頭を救ひ出さは、以て幕府の重恩に報ゆるに足るへしと、獨り心に決し、遙に日光山廟を默禱し、密に湊の軍に赴き、松平氏の家老山中新左衞門、用人菊池忠介、平井久馬等に面會し來意を述へけれは、三人深く其厚意を謝し陳情書を田中に托す、田中は之を受取り、別れて陣に歸り、幕府の監察戶田五助に具申し恩宥の議を請ひしに、戶田も其旨を領しけれは、愈々大炊頭の一行は幕兵の陣へ赴くことゝなりぬ、此時湊の陣中にては、彼戶田監察の人と爲りをも詳かにせさるに、迂かと其陣に往きたらんには、如何なる詭謀のあらんも測り難けれは、先つ病と稱して使を遣はし、能く彼の虛實を探偵し、然る後進止を決せらるへしと勸めし者もありしかと、大炊頭聞玉はす、今我疲困の軍を以て敵を腹背に受く、久しからすして終に殲滅に歸せん、我一人出て和議ならは全軍の幸ひにて、我一死の如き固より惜しむに足らすとて、廿六日に從臣十餘人、及ひ水藩大久保甚五左衞門、烏居瀨兵衞等と共に戶田の陣營に至る、五助懇ろ

に慰藉し、江戸に至り事情を白さるへしとて、棚倉の兵をして警衛せしむ、斯くて大炊頭の一行は江戸に赴かんと、水戸城南凡四里、西郷地村と云ふ處に至るに、遽に目代田沼侯の命なりとて、武器を奪ひ佩刀を脱せしめて之を水戸に護送す、其取扱全く囚徒の如し、水戸に至れは、大炊頭を熊族松平萬次郎の家に禁錮し、大久保、鳥居等は揚り屋入りを命せらる、是皆市川黨か田沼侯に說ひて、斯くは計らひしものと知られたり、斯て十月五日の夜に入りて、大目付黒川近江守、目付羽田十左衛門の二人、松平萬次郎の邸に至り、大炊頭に御達之れある旨を通しけれは、大炊頭麻上下服紗小袖にて立出、兩目付の下座に着座す、近江守左の申渡を讀み聽けへる、

松平　大炊

野州邊屯集浮浪の徒及ニ暴行一、水戸殿御領分致ニ動搖一候に付、爲ニ鎭靜一水戸殿爲ニ名代一被ニ差遣一候處、却て賊徒並水戸殿脫藩士に加り、公儀御人數へ及ニ敵對一不屆の所業に付切腹被ニ仰付一候、

大炊頭難レ有仕合に存し奉る旨御請申上、夫より別席へ移る、別席には兩目付檢使として上座に着き、徒目付等左右に着座、席の中央へ白緣の疊三枚を品字形に敷き並らへ、白浦團を敷き、大炊頭は白羽二重の小袖に、鼠色無紋の麻上下を着し其中央に着座す、萬次郎方より差出せし介錯人一人、控一人、大炊頭を扶け居る、聽て白木の三寶に短刀を載せ、大炊頭より三尺程隔て差置き、大炊頭か右三寶へ手を掛る處を、介錯人首を刎ね檢使の前へ差出せは、檢使會釋あり、死骸は首胴とも一所に右浦團にて包み取片付く、大炊頭の死其罪にあらさるを以て、聞く者之を哀れまさるはなし、此月十六日大炊頭の家老山中新左衛門、用人菊池忠介、平井久馬始め、從臣廿八人、及ひ水戸藩大久保鳥居等皆死罪に處せらる、

幕軍內訌、陣雲日暗

此に圖らすも幕府の將士間に、議論の合はさる事あつて內訌を釀せしこそ、實に危ふき次第なりし、其元因を繹ぬるに、全く田沼玄蕃頭か大將軍の目代たる權威を負みて、旗下の士を頤使せんとし、旗下の士は所謂旗下氣質なるものあつて、剛毅硬直の片意地を張り通せるに在りしか如し、十月六日監察戸田五助、香山榮左衛門轉役左遷せられ、步兵奉行北條新太郎は目代の節度に違へることありとて、職役を免し永蟄居を命せられ、家督は下し置かれさる趣きなり、北條は此年六月中より出陣し、常野の間に轉戰して軍功も多く、且つ能く士卒を撫育せし故、部下四五百人の步兵皆歸服し居り、目代か此度の處置を怒り、江戸に歸りし上は隊將と共に身退て、再ひ田沼の下には使はるましと罵りける、市川三左衛門も氣の毒に思ひ、陣中より取て返し、田沼侯に就て嘆願せしも聞屆けられす、總軍遺憾に思ひけれとも如何ともすへき樣なし、城方の軍司友部八太郎は、平生最も北條と懇意なりしかは、暇乞の爲め其旅宿を訪ふて對面せしに、北條は一首の和歌を短冊に書して示しける、

思ふことなきにもあらて空蟬の
　世に捨てられし我身なからも

聞く者皆其志を憐れまぬはなかりしと云ふ、

大炊頭か水戸へ赴ける後、湊の軍にては、遠からすして和議整ふならんと、步々敗戰をも爲さて日を送りけるに、城方よりは何の消息もなく、四面の寄手は合戰を止むる模樣もなく、其內に大炊殿には切腹申付られ、從臣等は何れも死罪に行はれたる由聞えけれは、湊勢案に相違して、市川等の所爲を怒るもあれは、又軍の行末を見限りて落行者も多かりける、幕府の陣にては湊勢善く戰ふと雖も、限りある寡兵にして、今は力も疲れつらむに、一齊に攻潰して凱歌を奏せまと、總軍の部署を定め、十月十日の明ケ七ツ時小雨を犯して部田野原へ出陣す、先陣は鯉淵勢五百人、二陣は市川三左衛門三百人、三陣は二本松丹羽氏、四陣は宇都宮戸田氏、五陣は壬生鳥居氏、六陣は福島板倉氏、其他にて合圍を定て攻懸る、湊方は武田勢筑波の兵共七百人にて防き戰ふ、市川の先鋒鯉淵勢は農兵の事なれは、前後の考へもなく無二無三に進み行く處に、思ひも寄らぬ横合より、井田因幡、朝倉彈正等の三百人、小銃を透間もなく打掛け、煙の間より鎗先を揃へて突て掛るに、鯉淵勢防き兼散々に敗走す、先陣既に敗れけれは總軍色めき立たる處に、何時の間にか敵の爲めに背後を取切られ、寄手遂に總敗軍となりしか、殊に板倉の手は土地不案內の爲め引口に迷ひ、數十人討死し、三人は生捕らる、其內馬淵榮吉なる者年十七、身に重創を受けなから少しも屈する色なし、湊勢其志氣の盛んなるを嘉し、書翰

を付して本營へ送還す、同月十七日にも砲戰あり、鳥居戸田兩家の兵士其他にも死傷多し、十八日早天寄手部田野へ繰出し、雲雀塚を乘取、幕兵日の丸の標を押立、戸田、丹羽、鳥居の諸軍、何も先度の恥辱を雪かんと勇み進て戰ひしかは、遂に勝利を得、七ッ半時頃軍を收む、此日城方の先手物頭加藤彦太郎深入して討死す、從兵死する者三人、此他數度の合戰あり、一一記するも冗長なれは、重もなるを錄して其他を略しぬ、斯くの如く湊の軍は每戰大抵勝利を得たれは、將士の意氣中々盛んにして、合戰の暇には酒を酌み詩歌を賦して樂みける、左に錄する二詩の如き、干戈倥傯の間に綽然餘裕ありしを證するに足るへし、

鼓角聲中酒半醺、樽前羽檄正紛々、朗吟橫ㇾ槊陣頭月、氣壓四圍十萬軍、　薄井督太郎龍之

慨ㇾ時憤ㇾ世眞無用、詠ㇾ月吟ㇾ花却有ㇾ情、營外人來倘相問、軍將醉臥未ニ全醒一、　藤田小四郎信

榊原の降伏、武田の北國落

湊の軍屢々勝に乘すと雖も、內兵糧彈藥に乏しく泥土を掘ちて砲丸と爲すに至り、外一兵一卒の來り援ふものあるにあらされは、其兵勢次第々々に弱りける、十月廿二日願入寺に屯ろせる城方より、湊方戸田信之助、戸澤誠之允、福地勝右衞門、矢野唯之允、谷晉太郎五人の者に、協議し回き旨申越す、仍て川向ふ出崎と云ふ處に相會し協議を遂け、往復兩三回にして議整ふ所あり、廿三日執政榊原新左衞門、參政谷鐵藏、用人谷彌次郎等の諸士相會し、新左衞門衆に告けて曰く、昨夜五人の者川向へ赴き、城方の久木直次郎、笠井權六、戸田藤三郎、藤田德次郎、谷德之助等と談判したる處、右の者共申すには、我々共公邊出張の隊長に面して精々和睦の儀を申談せしと雖も、唯今となりては如何とも取計樣之なし、但し大炊頭に附屬し下向したる諸士は、筑波山屯集浮浪の徒に異なるを以て、浮浪同樣打取るに忍ひす、仍て公邊の標識を渡すに付き佩用すへし、尤も之を佩ひたる者には砲發すまじき間、一同天神社內へ屯集すへしとのことなりしとて、あかね木綿の襷を渡さる、始の和議の起る、榊原等の方寸に出て武田等と協議せす、此に於て軍中忽ち流言あり、曰く、榊原等敵を城方に送り、武田、田丸、山國、藤田等の首を斬て幕府に降らんとすと、各營防備を嚴にし面々互に相猜疑し人心恟

恟たり、十月廿三日寄手の諸軍湊へ攻懸り火を各處に放て之を燒く、榊原新左衞門、谷鐵藏等千二百人出て幕府の陣に降る、目代田沼侯命を傳へ、佐倉川越の諸藩をして降を受けしめ、兵器を收め双刀を奪ひ之を諸藩に分拘す、明年榊原谷等は古賀にて斬に處され其餘處罰差あり、筑波の諸隊は皆謂ふ、吾輩固天下に先つて義を唱ふ、而して幕府の有司苛虐、正人を嫉むこと鬼蜮の如し、縱ひ降を乞ふも萬々生理なし、如かす一旦圍を破り遠く上國に遁れ、潛に時を待んにはと、武田の徒も亦謂らく、今空しく此地に死せは、誰か我輩積年の素志を伸達する者あらむ、されは一先筑波の軍と共に此地を遁れ京都に上り、始末を我一橋公に上陳し朝廷へも奏聞を遂け、然る後生死其處分に任せんのみ、一橋公賢明仁智、必す我等が哀訴を聽かるへしと、武田、山國、田丸、藤田を、始め總勢凡八百餘人、廿三日の曉天に立山に勢揃ひし、寄手より大砲小銃透間もなく打懸る中を物ともせす、一方の血路を開き、馬渡村の民家に火を掛け徐々と落行けり、湊を落つるに先ちて小四郎は伊賀守に向ひ、斯の如きことにも立至るへう思ひしかは、城下にて打死せんとは申せしなり、今は兵叛き勢窓まりて一快戰せんとするも心に任せす、遺憾實に謂ふ計りなし、但し他國に縮泊して恥を世に曝さんよりは、潔よく此地に討死して故郷の土になり候は如何にと言ひけれと、伊賀守遂に肯さりしと云ふ、

爰に又筑波以來驍名を世に轟かせし飯田軍蔵は、數度の合戰に受けたる大小の創に惱み行步なり難けれは、自殺せんとせしを、富田三保介深く憐み、姓名を變して富田の僕從と爲し、降人の內に交りて隨行せしに、鉾田と云ふ所に至りし時、偶ま見知れる者ありて即捕縛せられ笠間の獄に下されしか、數日を經て竟に創の爲めに死せり、此の飯田の妻は夫に劣らぬ者なり、其人と爲りは左の手紙にて知らるへし、

御かくことは申なから、きのふにけふとはかなき事のみ承はり、身のなきふしのおもへ事參らせ候、ほとなくもくもりなき世とて、うき御さしこしまいらせ候、◎此邊誤脫アラン かくこをいそけるに、治助等參り、はなしにて、今にも御無事と受たまはりよろこひ參らせ候、今しも父上にも同し御事に候や、喜七わいそきよきむね申つけ、あの世の事のみたのし

み、うれいもはすれ參らせ候、かしく、

我身を思ひ計て
兒に迷ふこゝろの闇に妻鹿の
くらき世かけて鬱き夜になく

青木宿元より

筑波　飯田様　御元へ

按、此書解し兼ぬる處あり、傳寫の誤りなるへき歟

諸軍追討、武田等越前に抵る

斯て武田勢、其夜は大宮村に一宿し、廿五日には大子村に着陣す、此より以北は他領なれは、殊に兵士の亂妨を戒め令を出して曰く、妄に人民を殺傷し民家の資財を掠奪すへからす、婦女に狎褻すへからす、田畠を暴害すへからすと、此に兵を駐むる數日、十一月朔日大子を發し北國路に出、且つ戰ひ且つ走る、扨又寄手は數隊に分つて之を進撃し、且幕府よりは隣近諸藩へ命を下し、人相書を頒つて追討せしむ、其人相書は左の如し、

武田　伊賀正生

一年六十一歳、一丈高く痩候方、一年齢相應に相見え候、一色青白き方、一痘痕の痕少々有之候、一鼻高き方、一頬こけ候、一目同斷、一辯舌爽成方、一耳口常體、

田丸稲之右衛門直諒

一年六十歳、一年齢よりふけ候方、一中丈けにて太り候方、一色黒き方、一眉毛下り候方、一齒不レ殘脱落し、一眼少し下り候方、一言舌靜にて不レ分方、一支度不二相分一、

三木左太夫

一年二十七歳、一年齢相應に相見え候方、一丈高く痩候方、一色白き方、一髪毛少し赤き方、一耳口常體、一鼻筋通り高き方、一頬ほそき方、一齒並揃、一支度不二相分一、

鮎澤伊太夫國維

一年四十歳、一中丈けにて太り候方、一眼中尖とき方、一痘痕の痕有レ之候、一眉の間常に顰み居候、一口耳常體、一色青き方、一支度不二相分一、

淺田富之允

一年四十歳、一年齢相應に相見え候、一色淺黒き方、一顔しやくみ候方、一聲太き方、一頬出候方、一耳口常體、一目尻下り候方、一支度不二相

分一、

藤田小四郎

一年二十三歳、一年齢より若き方、一色白き方、一髪毛濃き方、一鼻口耳常體、一言舌早き方、一支度不二相分一、

山國兵部北昌

一年六十五歳、一色赤き方、一髪毛少々有レ之、一眉毛薄き方、一耳口鼻常體、一言舌爽なる方、一支度不二相分一、

尾藤敬之進

一年二十三歳、一色赤き方、一目尖く、眼病にて罷在候、一髪毛赤き方、一鼻高き方、一口耳常體、一支度不二相分一、

三橋半六

一年二十三歳、一年齢よりふけ候方、一色赤き方、一中丈中肉、一眼黒目多き方、一耳口鼻常體、一支度不二相分一、

百太郎事　竹内春雨延秀

一中せい中肉、骨太く肩怒り、角顔にて、色白く、鼻太く、小鼻開き、口大きく、眉毛濃く、眼大きく、たくましく、胴膝にて、物言遲き方、

武田勢は十五日に下仁田驛に着、翌十六日高崎藩の兵士五百人と戰て大に之を破り、二十日には信州和田嶺にて諏訪松本二藩の兵を破り、是より處々に防備の兵あり、皆打破つて通り過き、十二月四日に越前國秋生に至り中津村に宿す、其翌日從股の關門を過き、九日今庄に宿しける時に、雪益々深く行路甚た艱みしか、木目嶺の關門をも難なく打通り、十二日に新保驛に着しけり、

武田等加賀藩に降る

是時京都には、武田等大兵を率ゐ水戸を脱走し、沿道諸藩の防備を破りて、遠く京都に上り嘆願する所あらんとする由頻りに警報ありけれは、一橋公深く之を憂ひ、自ら兵を將ひ討伐せんことを奏請し近江國海津に出陣す、清水家を始め、加賀、筑前、會津、小田原等諸藩、兵を出して之を援く、加賀の兵一千人柳原村に出陣す、武田伊賀守新保驛より、書を加賀藩の隊長永原甚七郎に贈て情を陳ふ、其書に曰く、

戊午以來、從二天朝一醜夷掃攘の勅諚御下け被レ遊候より、贈大納言殿日夜憂慮被レ爲レ有、防禦の計策數

度建白被レ致候得共、遂に不レ被レ行、臣子の至情遑憾無二此上一候、當中納言殿には去亥年上京の砌、公邊を補佐し攘夷の成功を奏し候樣との蒙二勅命一、天盃及眞の御太刀迄拜受被レ爲レ有、歸府被レ致候得共、何等の効驗も無レ之候に付、有志の者一同焦心勞思、是非共醜夷の凌辱を雪き、御國體相立候樣との存込より、決死盡力、義氣を皷舞し罷在候處、當子五月從二天朝一被二仰出一候趣、鎭港の儀從二公邊一御布告に相成候を、奸徒市川三左衞門等江戸表に登り邪說を皷張し、百方相妨候に付有志の者一同申合、領内湊村に引取居候處、奸徒等兵卒を差向發砲致候に付、無レ據及二接戰一候、然る處公邊の御人數迄も願下し候趣後に承り、諸侯の兵を動し候段深く恐縮仕候、好レ亂弄レ兵の存念無レ之は勿論に候得共、有志の者因循罷過候ては、衆て攘夷の勅諚も水泡と相成、綸言如レ汗の大義分毫も不二相立一候てほ、臣子の分如何やと深く憂慮仕候哀情より、大事件に差移申候、同穴の闘素より不本意に存候に付、一と先湊村を避け退去致候事に御座候間、理非分明相成、微忠貫徹致候樣仕度志願に御座候、有志の者情實御賢察、宜布御取計被二成下一候はゝ、於二一同一如何樣の御所置蒙り候とも遺憾無二御座一候以上、

元治元年十二月　　武田伊賀守正生

加賀中納言樣御內

永原甚七郎殿

是に於て加賀藩より、永原甚七郎を武田の陣に遣して顚末を詰問し、其後書を一橋公の執事に致して、武田等同藩黨派の矛盾より事起り、遂に干戈を動かし諸國を擾亂するに至りしこと、其罪輕きにあらすと雖も、其心情亦憫むに堪へたるものあれは、特に寬宥の命ある可き歟、將前命に因て誅伐致すへき歟として其指令を請ひしに、一橋公より命を傳へて、賊徒嘆願の次第ありと雖も、彼等猥りに兵端を開き、幕府の兵に抗し國を亂る者、其罪萬死も猶輕し、如何なる歟願あるも決して聽許す可らす、唯一途に誅戮すへしと、加賀藩復た請ふこと能はす、此の命を武田の軍に傳へしかは、武田等も今は是非なしと覺悟し、左の降書を加賀藩の軍門に贈る、

私共多人數引率仕、是迄罷登り候次第、今般以二書取一奉二歎願一候通、一應素意上達仕度趣意にも御座候處、何分當節の身柄に落入候上は、願書等御取上け難二相成一段被二仰渡一奉レ畏候、然る上は、事實の行違より移來候儀とは乍レ申、公邊御人數と打合候儀も有レ之、殊に軍裝にて是迄潛行致し、諸藩動搖爲レ致候段、實に天下の御大法を相犯し不二相濟一儀、深く恐入奉レ存候に付、尊藩軍門へ向一同降伏仕候、何卒此儀可レ然被二仰立一、如何樣にも御所置被二仰付一候樣、伏て奉二願上一候、右樣言上仕り候上は、元より決死罷在候儀、彼是申立候筋は無レ之候得共、唯々先般奉二願上一候通り、如レ此成來り候事情は、實に其謂も御座候事にて、曾て奉レ對二公邊一御後圖き意念を懷き、大不敬の擧動相働き候には無レ之候處、今更空數流賊の汚名を蒙り候樣にては、千載之後死て有二遺憾一儀に御座候間、武門之情、此一段は尊藩に於て別て御酌取、御辨解被二成下一候樣奉二願上一候、決死の一語、他に申立候儀無二御座一候以上、

元治元年甲子十二月　　武田伊賀守正生

加賀中納言樣御內

永原甚七郎殿

此月廿二日を以て、武田を始め總軍八百三十六人加賀藩の軍門に降る、加賀藩にては武器佩刀を收め、嚴重に戒備を爲し、同廿四日之を越前敦賀に送り、寺院四ケ所に分拘し、起臥飮食等之を待つ頗る優渥なり、

武田以下の處刑

明くれは元治二年(此年慶應と改元)正月廿九日、幕府目代田沼侯より、加賀藩に令して武田等を交付せしむ、先是加賀藩にては永原甚七郎、不破亮三郎等、武田等の衷情を憫み、之を宥恕せんことを屢一橋公に懇請せしも允されす、是に於て已むを得す同勢を幕兵に引渡す、幕兵は之を受取り、用意の場所へ連れ行きて高手小手に縛しめ、足には足械を六寸釘にて打ち付け、數十人を一組として、八百餘人を十七個の牢の中へ押込けり、此の牢と云ふは、年貢米を入れる官の土藏にて、大なるは長さ廿五間巾八間、小なるは長拾七間幅四間位なるを牢に仕立、橫手に丸穴を明けて食事を運ふ所となし、其餘を締切り、大小便も皆其內にて達すること故、殆と呼吸も窒塞せんはかりな

るにそ、牢中順番を立、一人宛食物を運ふ丸穴の所へ至りて呼吸する様、宛も轍鮒の泥に喰喁に似て、哀れさ謂ん方なし、されは血氣の壯士は憤懣に堪へす、早く首打と叫ふもあれは、斯くと前より知るならは、一萬二萬の勢は踏破て通るへかりしに、甚た殘念の事してけりと怒るもあり、牢中の騒動言語に盡し難し、斯て二月四日に至り、牢中の大將分廿四人を呼出し、駕籠に乘せて連出し斬罪に行ふ、此の日は大風雨なりし故、特に哀れ深かりしと云ふ、其宜告書は左の如し、

元水戸殿書院番頭
淺右衛門父隱居　武田伊賀
右　武田淺右衛門

右武田伊賀次男
大番頭　武田魁介

其方共儀、元同藩市川三左衛門等申立の趣、主家に於て採用相成候ては、故同藩粘城虎嚢の存意貫き、家政取亂様可二相成一存詰、黙訴いたす段は、主家の爲筋と存込仕成候心得にあるとも、愼中の身分、下總國小金宿ゟ出張、追て同志の者共鉄砲として出張いたす松平大炊を申欺、隨從いたし域内ゟ可二立入一と仕來、其上常州那珂湊其外所々暴行し、御討手並主家ゟ敵對、剩主家緣邊へ相便り可レ申と、軍裝を以所々横行、國々動亂爲レ致、農民を惱す段、御大法を犯し不二容易一所業に及始末、不レ恐二公儀一仕方、重々不屆至極に付、嚴科にも可レ被レ候處、追て右次第恐入候儀と心付、加州勢ゟ降伏いたすに付、格別の以二御宥免一斬罪申付候もの也、

小姓頭取山國淳一郎父隱居　山國兵部

其方儀、常州筑波山の賊徒擾夷を口實に設け、野州太平山に屯集いたすに付、鎭撫方申付候處、賊徒共に同意いたし、又は元同藩市川三左衛門等申立の趣、主家に於て採用相成候ては、主人爲筋に相成間敷と心得、其儘難二差置一存込折柄、松平大炊より類受候迚、隱居愼申付請る身分、附添歩行、武田伊賀等に隨從暴行、常州磯濱等へ集屯、御討手並主家ゟ敵對致し、其上主家緣邊え可二相便一と、軍裝を以所所横行、國々動亂爲レ致、農民を惱す段、御大法を犯し不二容易一及二所業一始末、不レ恐二公儀一仕方重々、

右　山國淳一郎

其方儀、故左衛門尉位牌え附添、水戸表ゟ罷越候途中、戰爭中にて、市川三左衛門等と軍勢相支ゟ、城下に難二立入一段は無二餘儀一次第に有レ之とも、松平大炊等一同に相成、其上位牌榊原新左衛門え引渡上は、立戻ゟ其旨可二申立一の處、武田伊賀え隨從、新左衛門と共に御討手並主家ゟ敵對いたし、其上主家緣邊え可二相便一軍裝を以所々横行、國々動亂爲レ致、農民を惱す段、御大法を犯し不二容易一所業始末、不レ恐二公儀一仕方、重々、以下同斷、

先手頭　長谷川　道之助
使番代役　村島萬次郎
小十人目付平三郎事　井田因幡
源三郎事　朝倉彈正
表祐筆　川瀬專藏

其方共儀、其筋より申附請、松平大炊え附添水戸表へ罷越す上は、最初戰爭相成候節、得と事柄可二相尋一處、常々市川三左衛門等所業、主人爲筋に相成間敷と、存居折柄にあるとて、大炊二同武田伊賀ゟ隨從所々集屯、御討手並主家ゟ敵對致し、剩大炊ゟ附添ふ上は、同人降參致し候節、一同可二罷出一處無二其儀一尚伊賀一同對敵いたし、（以下同上）

町奉行稻之右衛門事　田丸左京

其方儀、常州筑波山其外集屯の者共爲二鎭靜一罷越なから、却て右徒え加る而已ならす、魁首に相成、在々暴行農民を惱し、又は元同藩市川三左衛門等の存意被レ行候ては、主家の爲筋不レ宜儀ゟ存候は、無レ謂儀に無レ之共、右事件に付、同國那珂湊等に屯集罷在候武田伊賀其外の者共一同に相成、御討手並主家ゟ敵對、其上重立、多人數引纒、軍裝にて所所横行、國々動亂爲レ致候段、御大法を犯し不二容易一所業に及ふ始末、不レ恐二公儀一仕方、（以下同斷）

側用人
藤田小四郎事　小野斌男
林三平枠床几廻り
須藤敬之進事　伊藤健藏
大番頭六左衛門悴
三橋半六事　山形半六
小普請組
松下愼平事　岸新藏
目付同心

畑彌市事　小栗彌市
町同心　川上清太郎
常州安食村
竹内百太郎事　竹中萬次郎
玉里村大宮社神主
多氣平山城事　瀧川平太郎
大宮村百姓　内藤昇一郎

其方共、攘夷の素念貫度、公邊に於て因循の御處置振、一已の過激より右廟算相立度、同志の者多人數、常州筑波山其外所々屯集、在々暴行、又は市川三左衛門等の存意被レ行候ては、主家又は領主不爲筋と存候は無レ詮儀に無レ之とも、右事件に付同國那珂湊等に群集罷在武田伊賀其外の者共一同に相成、度々御討手並主家へ敵對いたし、殊に軍裝にて所々横行、國々動亂爲レ致、御大法を犯し、不二容易一所業に及ひ候始末、不レ恐二公儀一仕方、重々不屆至極に付、嚴科にも可レ被レ處所、追て右次第恐入候と心付、加州勢え降伏いたすに付、格別の御宥免を以、死罪申付もの也、

右刑場の有樣は、聞さへ身の毛の慄立計りなり、仕置場には大なる穴を幾箇も堀り置き、囚徒を目隱して其側に連れ行き直樣首打落し、其死骸は首も胴も一所に穴の中へ打捨て、土さへ能くは蔽はぬ故、烏鳥群かり來て、其肉を食み血を吸ふ樣、哀れとも物凄しとも譬へんに物なし、斯くて同月十五日には死罪百八人、同十六日には同八十一人、都合二百十三人あり、殘れる六百餘人の内二百人餘は、佐渡へ流罪に處せられ、其餘は諸侯へ預けられしもあり、放免されしもありける、

武田妻子の處刑（五十七）

爰に最も世人をして酸鼻せしめたるは、武田の妻子の處刑にてありき、元治二年三月廿五日武田伊賀守の妻とき女を始めとして、其子及ひ孫とも皆死刑に處せらる、其宣告書は左の如し、

武田伊賀妻　と　き

此者夫伊賀儀、蟄居中小金驛等ら屯集いたし居、又は縞に私黨相結ひ惡計取行、山國兵部、田丸稻之右衛門等申合數百人引纒、放火金策戰爭の指揮を司り、官軍並に主家へ敵對、城郭へ炮發等致し候而已ならす、脫走先國々所々におゐて同樣の所行、人道を取失ひ候段、人道を取失ひ主恩令二忘却一候旁之仕末、不レ恐二上をも一致方、積惡大罪の者に付、存生に候は可レ被レ處之所、首級にて從二公邊一御渡に相成候に付、上下御町引渡、前所々晒之上梟首被二仰付一候處、件之通り逆徒張本依レ爲レ妻、此上遂二糺明一被二仰付一樣も雖レ有レ之、令二用捨一於二牢屋敷一斬罪、吉田村場所に梟首申付もの也、

但所持之もの欠所、

伊賀悴　武田桃丸
同　象吉

此者父伊賀儀、蟄居中縞に私黨を結ひ、惡逆彌增、山國兵部、田丸稻之右衛門、藤田小四郎等申合、數百人引纒、放火金策戰爭之指揮を司り、官軍並に主家へ敵對、城郭へ炮發等いたし候のみならす、脫走先國々所々におゐて同樣之及二所行一、人道を取失ひ、主恩令二忘却一候旁仕末、不レ恐二上をも一致方、積惡無道の者に付、存生に候は、礫可レ被レ處所、首級にて此度從二公邊一御渡相成候に付、上下御町引渡、前所々晒之上梟首被二仰付一候處、件之通り逆徒張本伊賀、並に父彦右衛門迚も同樣の悴共に付、此上遂二糺明一、屹と被二仰付一樣も雖レ有レ之、令二用捨一於二牢屋敷一死罪申付もの也、

但所持之物欠所、

伊賀孫、彦右衛門悴
武田三郎
同　金四郎
同　熊五郎

此者祖父伊賀儀、蟄居中縞に私黨を結ひ、惡逆彌增、山國兵部、田丸稻之右衛門、藤田小四郎等申合、數百人引纒、放火金策戰爭之指揮を司り、官軍並に主家へ敵對、城郭へ炮發等いたし候而已ならす、脫走先國々所々におゐて同樣之及二所行一、人道を取失ひ、主恩令二忘却一候旁仕末、不レ恐二上をも一致方、積惡無道の者に付、存生に候は、礫可レ被レ處所、首級に而此度從二公邊一御渡に相成候に付、上下御町引渡、前所々晒之上梟首被二仰付一候處、件の通り逆徒張本人伊賀、並に父彦右衛門迚も同樣の悴共に付、此上遂二糺明一、屹と被二仰付一樣も雖レ有レ之、令二用捨一於二牢屋敷一死罪申付もの也、

但所持之もの欠所、

此時處刑せられし者の内には、十歳未滿の小兒もありしかと、皆何れも畏怯たる氣色なく、從容として刀を受けたるには、檢使始め見者一同感嘆し、之を傳へ聞く者涙を流さぬはなかりしと云ふ、とき子、千代子（彦右衞門妻）辭世の歌あり、

かねて身はなきと思へと山吹の
　はなも咲はてちるそ悲しき　とき子
ひきつ[illegible]旅に行く身にも
　日本心のみちはまよはし　千代子

嗚呼水藩黨の慘虐なる、此に至て極まれり、然れとも其因て來る所を繹ぬれは、初に結城寅壽等の獄を治むる公正ならす、以て人心を服するに足らさるものありしに濫觴せすんはあらす、所謂毫釐の差終に千里を致したるに外ならさるなり、抑市川等子丑の獄を治むる、斯の如、酷虐を極む、而して僅に四年ならすして身亦慘禍を免れす、結城、藤田、武田と皆一轍に出つ、天道好還の說、眞に吾を欺かさるなり、蓋水戸朋黨の獄たる、嘉永は弘化よりも酷に、安政は嘉永よりも酷に、元治は安政より慘に、明治は元治よりも虐なり、斯の如く遞次に苛酷慘虐を加へ來り、烈公か天保以來養成せし、所謂水戸武士たる者、殺戮し盡して殆と孑遺なきに至る、黨禍の慘虐、東西古今未た嘗て聞かさる所なり、後の政治を爲す者宜しく鑑みる所あるへし、

史籍雜纂第四終

山田安榮
伊藤千可良　校
文傳正興

明治四十五年三月廿五日印刷
明治四十五年三月三十日發行
（史籍雜纂第四奥附）
非賣品

編輯兼發行者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者　早川純三郎

印刷者　東京市京橋區新榮町四丁目三番地
高橋赤次郎

印刷所　東京市京橋區新榮町四丁目三番地
國書刊行會第一工場

發行所　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會

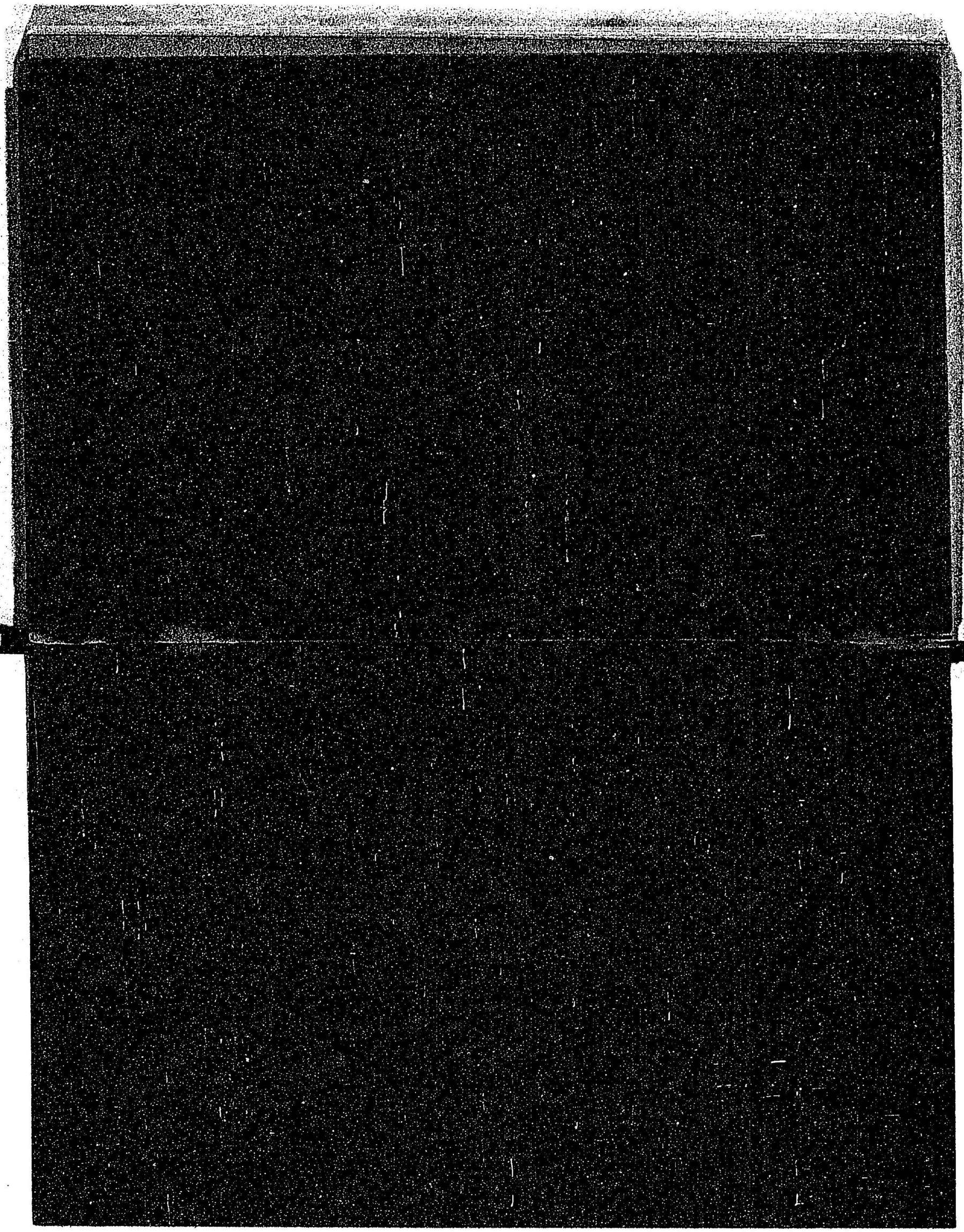

41
1191